

宇土城跡（城山）

宇土市埋蔵文化財調査報告書第10集

1985

熊本県宇土市教育委員会



宇土城跡（城山）

宇土市埋蔵文化財調査報告書第10集

1985

熊本県宇土市教育委員会

序

昭和53年から引き続き実施しております宇土城跡（城山）の発掘調査は昨年で完了し、本年度は出土遺物の整理と本報告書の作成を行なってまいりました。

この7年間の調査によって、現在残っている宇土城の繩張の大半が小西行長没後の所産であり、しかもそれが加藤清正自身の隠居所とするための造作であったことが明らかになりました。とはいえ、小西行長時代の宇土城は下層に埋もれたままであり、今回の調査においてもその時期の遺構や遺物が発見されております。

昭和61年度をもって宇土城跡（城山）の公園も完成しますが、この宇土城跡の西に位置する中世の宇土城跡（国指定史跡）の整備も進行中であり、一部はこの3月で一般に開放することができます。これらの市民の憩の場が、郷土の歴史を学ぶうえでの生きた社会教育の場として活用されれば幸いです。

最後になりましたが、発掘調査を実施するにあたって御協力いただきました文化庁・熊本県教育委員会をはじめ各位に対し、厚くお礼を申しあげる次第です。

昭和60年3月

宇土市教育委員会

教育長 船田至

例　　言

1. 本書は、宇土市教育委員会が昭和53年度から昭和59年度までに国庫・県費補助を得て行なった宇土城跡（城山）の発掘調査報告書である。
2. 調査の実施にあたっては、第1章3に記したとおり諸先生方をはじめとして文化庁・熊本県教育委員会の指導があり、多くの方々の助言・協力を得ることができた。
3. 諸般の事情で遺構・遺物の詳細な内容を報告することが出来ず、多くを割愛せざるを得なかつたが、遺構の大半については既刊2冊の発掘調査概報に掲載すみであり、それを参照されたい。遺物については概報でも取りあげなかつたが、本書で収録できなかつたものや遺物の詳細な分析については、機会をみてその旨を果たしたい。
4. 遺構・遺物の実測・観察・写真撮影は、各調査担当者のほか、河北穀・古城史雄がこれにあたつた。
5. 実測図で用いたレベルは海拔標高である。
6. 本文の執筆・編集は高木・木下が行ない、観察表は一部、古城が分担した。
7. 城郭の調査という性格から史料調査が必須であり、その収集を井上正氏にお願いし、巻末に綴組の形で収録した。収集史料は膨大な量であるが、諸事情で多くを割愛せざるを得ず目録のみにかえたところもある。史料の校訂・編集にあたられた井上氏と、校正に御尽力いただいた光永文熙氏の御労苦に謝意を表します。なお、収集に御協力いただいた各機関にも厚くお礼申しあげる次第です。
8. 出土遺物、その他関係資料について宇土市教育委員会が保管している。

目 次

1 序説	
1. 調査に至る経過	1
2. 調査の経過	2
3. 調査の組織	3
2 立地と環境	
1. 立地と地理的環境	5
2. 歴史的環境	5
3 調査の記録	
1. 層序	8
2. 造構	9
3. 造物	13
4 まとめ	78

史 料 報

挿 図 目 次

第1図 位置図・周辺遺跡分布図	6	第25図 遺物実測図 (21) 磁器 5	33
第2図 A-T 8 土層断面図	8	第26図 遺物実測図 (22) 備前焼 1	34
第3図 A-T 12 遺構実測図	12	第27図 遺物実測図 (23) 備前焼 2・その他 陶器 1	35
第4図 遺構実測図 (井戸)	12	第28図 遺物実測図 (24) 陶器2・瓦器 1	36
第5図 遺物実測図 (1) 弥生式土器 1	13	第29図 遺物実測図 (25) 瓦器 2	37
第6図 遺物実測図 (2) 弥生式土器 2	14	第30図 遺物実測図 (26) 各種の刻文	38
第7図 遺物実測図 (3) 弥生式土器 3	15	第31図 遺物実測図 (27) 瓦 1	39
第8図 遺物実測図 (4) 弥生式土器 4	16	第32図 遺物実測図 (28) 瓦 2	40
第9図 遺物実測図 (5) 弥生式土器 5	17	第33図 遺物実測図 (29) 瓦 3	41
第10図 遺物実測図 (6) 弥生式土器 6	18	第34図 遺物実測図 (30) 瓦 4	42
第11図 遺物実測図 (7) 弥生式土器 7	19	第35図 遺物実測図 (31) 瓦 5	43
第12図 遺物実測図 (8) 弥生式土器 8	20	第36図 遺物実測図 (32) 瓦 6	44
第13図 遺物実測図 (9) 弥生式土器 9	21	第37図 遺物実測図 (33) 瓦 7	45
第14図 遺物実測図 (10) 弥生式土器 10	22	第38図 遺物実測図 (34) 瓦 8	46
第15図 遺物実測図 (11) 弥生式土器 11	23	第39図 遺物実測図 (35) 瓦 9	47
第16図 遺物実測図 (12) 弥生式土器 12	24	第40図 遺物実測図 (36) 瓦 10	48
第17図 遺物実測図 (13) 弥生式土器 13	25	第41図 遺物実測図 (37) 瓦 11	49
第18図 遺物実測図 (14) 弥生式土器 14	26	第42図 遺物実測図 (38) 瓦 12・石製品 1	50
第19図 遺物実測図 (15) 弥生式土器 15	27	第43図 遺物実測図 (39) 石製品 2	51
第20図 遺物実測図 (16) 土器片加工品	28	第44図 遺物実測図 (40) 鉄製品 1	52
第21図 遺物実測図 (17) 磁器 1	29	第45図 遺物実測図 (41) 鉄製品 2	53
第22図 遺物実測図 (18) 磁器 2	30	第46図 遺物実測図 (42) 銅・鉛製品	53
第23図 遺物実測図 (19) 磁器 3	31	付図 1 遺構配置図	
第24図 遺物実測図 (20) 磁器 4	32		

表 目 次

第1表 檢出遺構一覧表.....	9
第2表 出土遺物観察表（弥生式土器）	54
第3表 出土遺物観察表（土器片加工品）	60
第4表 出土遺物観察表（磁器）.....	61
第5表 出土遺物観察表（備前焼・陶器・瓦器）.....	68
第6表 出土遺物観察表（瓦）.....	71
第7表 出土遺物観察表（石製品）.....	74
第8表 出土遺物観察表（鉄製品1）.....	75
第9表 出土遺物観察表（鉄製品2）.....	76
第10表 出土遺物観察表（銅・鉛製品）.....	77
第11表 出土遺物観察表（古錢）.....	77
第12表 関係年表.....	83

図 版 目 次

図版1 宇土城跡（城山）空中写真	図版19 出土遺物00磁器1
図版2 A-T12	図版20 出土遺物00磁器2
図版3 井戸	図版21 出土遺物00磁器3
図版4 出土遺物(1)弥生式土器1	図版22 出土遺物00備前焼1
図版5 出土遺物(2)弥生式土器2	図版23 出土遺物00備前焼2・その他の陶器・瓦器1
図版6 出土遺物(3)弥生式土器3	図版24 出土遺物00瓦器2
図版7 出土遺物(4)弥生式土器4	図版25 出土遺物00瓦1
図版8 出土遺物(5)弥生式土器5	図版26 出土遺物00瓦2
図版9 出土遺物(6)弥生式土器6	図版27 出土遺物00瓦3
図版10 出土遺物(7)弥生式土器7	図版28 出土遺物00瓦4
図版11 出土遺物(8)弥生式土器8	図版29 出土遺物00瓦5
図版12 出土遺物(9)弥生式土器9	図版30 出土遺物00瓦6
図版13 出土遺物00弥生式土器10	図版31 出土遺物00瓦7
図版14 出土遺物00弥生式土器11	図版32 出土遺物00瓦8
図版15 出土遺物00弥生式土器12	図版33 出土遺物00石製品・鉄製品1
図版16 出土遺物00弥生式土器13	図版34 出土遺物00鉄製品2・銅製品
図版17 出土遺物00弥生式土器14	
図版18 出土遺物00弥生式土器15・土器片加工品	

第1章 序 説

1. 調査に至る経過

宇土市古城町字古城から神馬町字古城にかけて所在する宇土城跡（城山）は、かなり古い段階から既に、それが小西行長の築城になる城であることが知られていたようである。しかしながら、廃城になった時期が古く、建物は勿論のこと、石垣も殆んど残っていないという状況であったため、繩張などはあまり知られていないというのが実情である。

宇土城の古い段階の繩張図と、天保（1830）以後に写された繩張図にはかなりの隔絶があり、当然のことながら後者の繩張図が現況に近くなっている。その段階では既に堀は「から堀」と書かれており、廃城によって崩された石垣や裏込め石、更には大量の土砂によって水堀は完全に埋まってしまっていたことがわかる。

慶長17年（1612）の破却につづき、寛政14年の島原の乱の後、更に徹底的に破壊された宇土城はその後一切の作事を禁止され、城跡としてわずかに名残を止めていたにすぎなかったようである。しかし明治に入ってからは煙や墓地になったり、僅かに残っていた石垣も、周辺地域の土木工事の石垣用に持ち出され、台地として残った一部の土砂も埋め立て用に運び出されるなど、城としては悲惨な末路を辿ってきたのである。そのため、近年では石垣も殆んど残っておらず、本丸の石垣がどのように巡っていたのかさえ明らかでない状況であった。

そのような近世・近代の状況のなかで、この城に関する記述は、地誌などにいくつか取りあげられ、築城主である小西行長を論じるなかでもふれられているが、あくまでも城の存在を明示するにすぎない。

城の繩張や構造・立地・出土遺物など総合的な見地での本格的な研究は現在までもなされたことはなく、工事に伴う緊急調査が戦後になって行われるようになって、発掘調査をもとにした考古学的な調査が数回実施されている。

参考までに、これまで行われた宇土城跡（城山）の調査を年代順に示しておこう。なお、宇土城跡は弥生・古墳時代の集落・墓地遺跡でもあり、それに関する調査も併記する。

昭和38年9月(1963)	富樫卯三郎氏・宇土高校社会部調査	弥生時代中期大型葬棺発掘 ^(註1)
昭和41年春(1966)	〃	弥生時代前期末袋状貯蔵穴調査 ^(註2)
昭和43年冬(1968)	〃	〃
昭和44年5月(1969)	〃	三ノ丸石垣発掘 ^(註3)
昭和46年8月(1971)	〃	〃
昭和48年8月(1973)	〃	〃
昭和55年9月(1980)	熊本県教育委員会調査	本丸石垣・堀発掘 ^(註4)

昭和56年9月(1981) 宇土城三ノ丸跡発掘調査団調査 三ノ丸・弥生時代前期末環濠発掘
昭和53年8月～59年(1978～1984) 宇土市教育委員会調査 本丸・三ノ丸発掘

今回の調査は、この宇土城跡(城山)を公園化するということで実施されることになったものであり、工事に先行する形で年度毎に行なった。なお、次章以下で述べるごとく今回の継続調査によって、現在残っている繩張が小西行長没後に、加藤清正が慶長5年以後に大きく造り直したものであることがわかり、検出した石垣の大半も加藤期の所産であることが明らかとなるなど、従来の研究で明らかにされることがなかった重要な調査となった。

(高木)

註

- (1)富樫・佐藤・村井「宇土市発見の石造墓館」九州考古学20・21、1964年、福岡。
- (2)富樫卯三郎「弥生時代の貯蔵穴—宇土城跡の崖面出土—」石人11-1(通巻124号)、1970年、熊本。
- (3)卯野木盈二「宇土城(小西城)調査報告」宇土城跡(西岡台)、宇土市埋蔵文化財調査報告書第1集、1977年、宇土。
- (4)木下洋介「熊本県教育委員会の調査」宇土城跡(城山)調査概報I、宇土市埋蔵文化財調査報告書第4集、1981年、宇土。
- (5)富樫・安達・高木・河北ほか「宇土城三ノ丸跡—弥生時代前期のV字溝と近世城郭遺構の調査—」宇土城三ノ丸跡発掘調査団、1982年、宇土。
- (6)木下洋介「宇土城跡(城山)調査概報I」宇土市埋蔵文化財調査報告書第4集、1981年、宇土。
- (7)木下洋介「宇土城跡(城山)調査概報II」宇土市埋蔵文化財調査報告書第7集、1982年、宇土。

2. 調査の経過

宇土城跡(城山)の発掘調査は、昭和53年度から昭和59年度までの7ヶ年度にわたり行なった。調査費については、54年度を除く6ヶ年度には、国・県の補助を受けた。各年度単位で断続的に発掘を行なった。調査時の主な事柄は次のとおり。

53年度 昭和53年5月15日発掘調査を開始する。同時に城跡全域の測量(委託)も開始。本丸(A地区)にトレンチ7ヶ所、内堀(B地区)に3ヶ所のトレンチを設定し、11月28日まで行なう。A-T1では地表下約1.8mの地点で礎石建物跡(下層期)、A-T2では城郭以前、中世期の土師器が出土。A-T3～T7では、城郭の破壊が著しかった事を物語るように巨石や礎・瓦片が散在していた。

54年度 当初発掘の予定はなかったが、公園整備事業が54年7月に認可され、55年度から工事が実施されることになったので、市単費で55年2月18日から3月まで行なった。

55年度 54年度調査を引き続き行ない10月31日に終了した。発掘はA地区3ヶ所(A-T8～10)を行ない、A-T8では、二時期の城郭遺構が存在することが判った。上層期の遺構は礎石建物跡、下層期は石壁が重なり合っており、下層期に属する遺構が從来言われてきた小西

行長築造の城郭であり、上層期は「宇土軍記」のなかに記されている加藤清正修築の部分に該当することが判った。A-T 9では、地表下約1.8cmの地点で検出した灰層からの出土遺物とA-T 10出土の弥生式土器を一括資料として取り扱う。発掘終了後は整理作業を行ない、これまでの調査概要を概報Iで報告した。

56年度 6月18日に開始。A-T 11では排水溝（上層期）を検出し、9月8日まで行なう。9月9日からは、 Yunpoを使用し、B地区（B-T 4～T 9）の調査を行なう。本丸を回る石垣のほぼ4分の3が明らかになった。その成果は、概報IIに収録した。

57年度 7月の集中豪雨で三ノ丸西端に井戸が出土、8月1日から7日まで行なう。5月12日から6月30日まではA地区A-T 12、13の調査を実施した。

58年度 58年度の調査は12月1日から翌年1月31日までC地区と西岡地区の発掘を行なう。合わせて、関係史料の調査も行なう。

59年度 年間を通じて、遺物整理・報告書作成を行なう。多量に出土した瓦や弥生式土器の整理・復原作業等に時間がかかり、これらの遺物を含め遺物の観察・実測などが十分に出来なかった。

(木下)

3. 調査の組織

昭和53年度

調査主体 宇土市教育委員会

教育長 船田 至

社会教育課文化係

課長 喬提哲哉

係長 一宗雄

参事 内田憲子

主事 平山修一（調査担当）

主事 高木恭二

主事 平山修一（調査担当）

主事 高木恭二

主事補 木下洋介（調査担当）

昭和56年度

調査主体 宇土市教育委員会

教育長 船田 至

社会教育課文化係

課長 山村 茂

係長 一宗雄

参事 内田憲子

主事 平山修一（調査担当）

主事 高木恭二

主事補 木下洋介（調査担当）

昭和55年度

調査主体 宇土市教育委員会

教育長 船田 至

社会教育課文化係

課長 久森庸助

係長 一宗雄

参事 内田憲子

昭和57年度

調査主体 宇土市教育委員会
教育長 船田 至
社会教育課文化係
課長 山村 茂（前任）
課長 本郷裕幸（後任）
係長 一 宗雄
参事 内田憲子
主事 平山修一（調査担当）
主事 高木恭二
主事補 木下洋介（調査担当）

昭和58・59年度

調査主体 宇土市教育委員会
教育長 船田 至
社会教育課文化振興係
課長 本郷裕幸
係長 一 宗雄
主事 中野照子
主事 高木恭二（調査担当）
主事 木下洋介（調査担当）

調査指導

井上 正（宇土市文化財保護審議委員）、卯野木盈二（元熊本県立宇土高等学校教諭）、
大田幸博（熊本県教育委員会文化課技師）、大橋康二（九州陶磁文化館）、
椎葉昌美（元熊本県立宇土高等学校教諭）、鈴木 齋（元熊本市教育委員会文化課長）、
鶴田倉造（キリストン史研究会々員）、富樫卯三郎（熊本地名研究会会長）、
名和達夫（八代史談会会員）、松本雅明（熊本大学名誉教授）、
光永文熙（宇土市史研究会々員）、森山恒雄（熊本大学教授）
文化庁記念物課、熊本県教育委員会文化課

調査参加者

揚村浩之、石村洋子、内田哲朗、浦田信智、緒方初枝、河上正二、河北 毅、川西賀世子、木下誠吾、木下俊恵、木下春千代、白石 徹、武内由起子、竹下真由美、谷口 茂、田端幸代、中熊朝子、野田英治、東 厚子、平井利枝、古城史雄、松尾法博、宮川栄助、宮本忠吾、八木稔、山神孝弘、吉本恵子、渡辺千恵、熊本県立宇土高等学校社会部

調査助言・協力者

安達武敏、江口秋穂、大塚康洋、城本年枝、勢田広行、平野満春、中田幸史、国立国会図書館、伊藤光建設、鏡建設、東洋航空事業株式会社、中村コンサルタント、宇土市役所都市計画課、
土木課 (木下)

第2章 立地と環境

1. 立地と地理的環境

熊本県のはば中央部から西方に突出した宇土半島は大岳（標高478m）を主峰とし、有明海・不知火海を隔絶するかのように位置している。

宇土半島は全体に山が多く、小さい出入りが微小な平地をいくつも形成している。その宇土半島基部は半島側の山塊と九州山地側に位置する木原山の間に沖積平野をつくっている。この平野は北に広大な熊本平野が、南に八代平野が広がり、その中間に位置する。古代から近・現代に至るまで重要な拠点であり、また交通の要衝としても栄えてきた。

この平野の北西約6kmの地点が現在の有明海の汀線であるが、当時は城下近くまで船寄が可能であったとみられ、海上交通にも便利だったことがわかる。

宇土城跡（城山）は、この沖積平野の西よりに位置する独立丘陵で、この丘陵全体を利用した平山城である。

最高所（本丸跡）の標高は16.3mで、周辺沖積平野との比高は約13m。本丸は眺望にすぐれ、好天気の折には熊本平野を通して熊本城を見通すことも可能である。

この宇土城跡（城山）の西方に位置する独立丘陵（標高39m）は、中世における宇土城であり、南北朝から室町・戦国期にかけてのこの地方の政治的中心地であった。そこには宇土氏・名和氏が居城しており、天正16年の小西行長の宇土入部はこの中世宇土城であり、小西氏は翌17年に新城の築城にとりかかった。

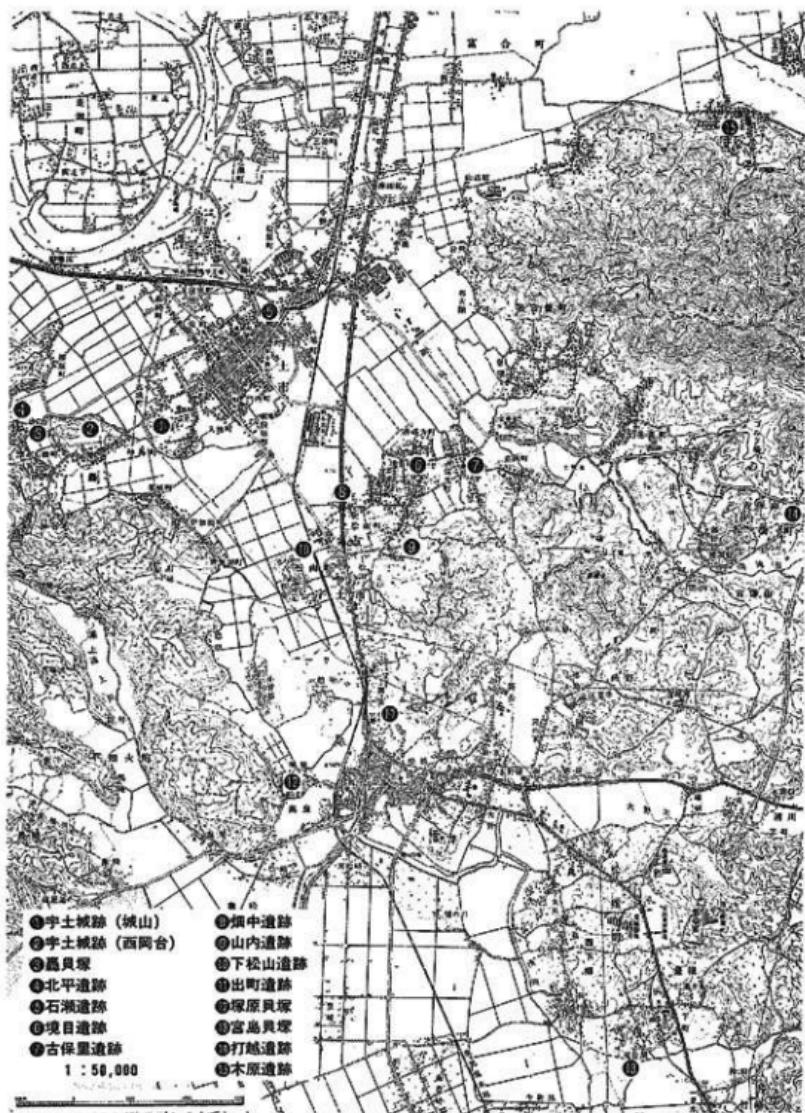
中世の宇土城は名和城とも呼び、国の指定史跡となっているところから史跡宇土城跡、あるいは宇土城跡（西岡）と標記する。所在地は宇土市神馬町字千疊敷・三城・西岡・日平・西平にまたがる。

近世の宇土城は小西城とも呼んで、宇土城跡（城山）と標記し、市の指定史跡である。宇土城跡（城山）は熊本県宇土市古城町字古城から神馬町字古城にかけてひろがっており、城域は外堀（現状では水田）で割られる。東西550m・南北500mをはかり、北東隅を要とする扇形を呈する。面積約200,000m²。

2. 歴史的環境

宇土城跡（城山）の位置する宇土半島基部一帯には数多くの遺跡が点在する。縄文時代から弥生・古墳・奈良・平安時代にかけての古代遺跡だけでなく、中・近世遺跡、それに城郭・寺院跡などもかなりの数にのぼる。

本節では、紙数の関係もあるので今回の宇土城跡発掘に関連する弥生時代と近世初期に限って、その歴史的環境についての概要を述べることにする。



第1図 位置図・周辺遺跡分布図 (国土地理院発行 1 : 25,000 地形図宇土・松橋を使用)

当該地方の弥生時代遺跡は第1図にみるとく12遺跡を挙げることができ、そのなかでも当字土城遺跡が最も古く位置づけできる。時期的には前期中葉にまで遡る可能性があるが、その時期の明確な遺構の検出はできていない。しかし、前期末に位置づけ可能な環濠や袋状貯蔵穴などが確認されており、当地方でいちはやく弥生時代人が住みついたと考えられる。

ひきつづき、石瀬・境目・畠中・山内遺跡、塚原貝塚などが中期の前半頃までには形成されており、中期から後期にかけては北平・西岡台・古保里・出町・下松山遺跡などがこれに加わる。

これらの各遺跡の調査は単発的なものが多く、その実体はあまり明らかでないが、この地域における弥生時代の2大拠点集落として宇土城遺跡と境目遺跡を挙げができる。そしてそれは弥生時代終末から古墳時代前半にかけても同様であり、九州でも有数な前期古墳の集中地帯のひとつとなっている当地方の社会を考えるうえで重要な点である。

中世末の段階までの宇土城は、現在の宇土市神馬町字千疊敷を中心とする旧城（国指定史跡宇土城跡）であって、南北朝期から宇土氏・名和氏などが引き続き当地方の政治的拠点として居城していた。

天正16年（1588）、小西行長はその宇土城に入ったが、翌天正17年に東約200mの地に新城の普請にとりかかった。これが今回発掘調査を実施した宇土城（市指定史跡、宇土城跡城山）であって、小西氏は肥後南半（益城・宇土・八代の三郡）を領した。支城として限庄城・木山城・愛藤守城・麦島城の四城を築き、それぞれに城代を配した。

小西氏は豊臣秀吉による2度にわたる朝鮮出兵（文禄・慶長の役）の先峰として朝鮮半島に渡り、宇土城にどれほど留まったかは明らかでないが、あまり長くなかったと推察される。

慶長5年（1600）の関ヶ原の戦いによって小西行長は没し、同時に行長の弟隼人が城代として守っていた宇土城も落城し、宇土城は肥後一円を支配するようになった加藤清正のものとなり、清正はそこに並河金右衛門氏之を城代におき、つづいて中川太郎平豊後にかえっている。

清正はこの間に、宇土城を自分の隠居所とするための普請を行なっているが、隠居することなく慶長16年（1611）に没してしまった。

翌、慶長17年（1612）には幕命により宇土城は破却せられ、寛永14年（1637）の島原の乱がおこったことによって宇土城は更に徹底的に取り壊されてしまった。その後、城内における一切の建築が禁止されたため、堀は埋もれたまま放置され、近年は畠地や荒地として破壊された状態に何らの手もほどこされないまま今に至っている。

（高木）

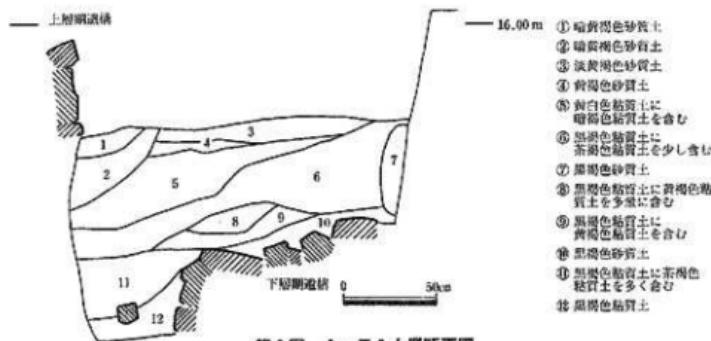
第3章 調査の記録

1. 層序

宇土城跡の位置する台地が弥生前期から古墳時代にかけての集落・墓地であったことは周知の事実であり、それに関する遺構・遺物も数多く検出され、既にいくつかの報告（第1章第1節註参照）がある。

今回の調査ではA-T10の地表下50cmにおいて検出された黒色土の下層から弥生終末期に属する土器（第5図～第19図）が一括で出土している。その遺構の性格については明らかでないが集落に伴うものとみてよからう。また、A-T2の地表下約3mの地点（A-T2第20層）からは中世に属すると思われる土師器皿約80枚が出土し、当該地が中世においても利用されたことをうかがわせる。^(註1)

また概報でもふれたごとく、A-T8において上・下2層の城郭遺構を検出できたことが、今調査のあり方を大きく変えさせたといつてもよからう。即ち、第2図にみるよう A-T8において、破壊されて一部が残存する石垣の下に長さ38.7mに及ぶ石墨が新たに検出され、それぞれが時期の異なる城郭遺構として認定できることである。



この調査においてはそれを上層期遺構・下層期遺構と呼び、各遺構の大半はそのいずれかに属するものであることが明らかとなった。

(高木・木下)

註

(1)木下洋介「宇土城跡（城山）」宇土城跡（城山）調査報告Ⅰ、宇土市埋蔵文化財調査報告書第4集、10頁、1981年、宇土。

(2)註1番、16頁

2. 遺構

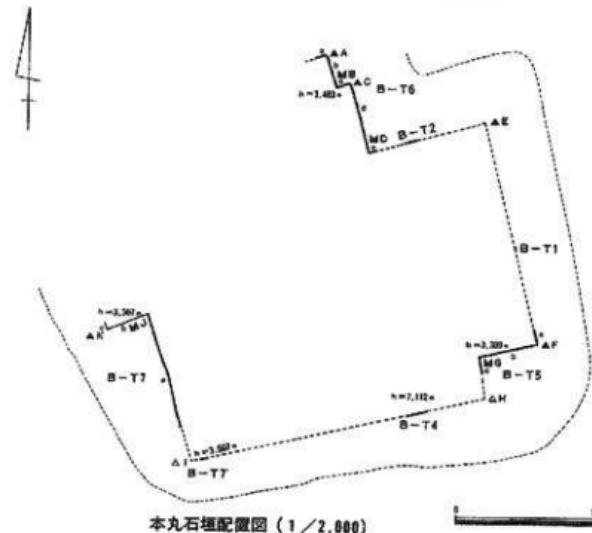
第1表 検出遺構一覧表

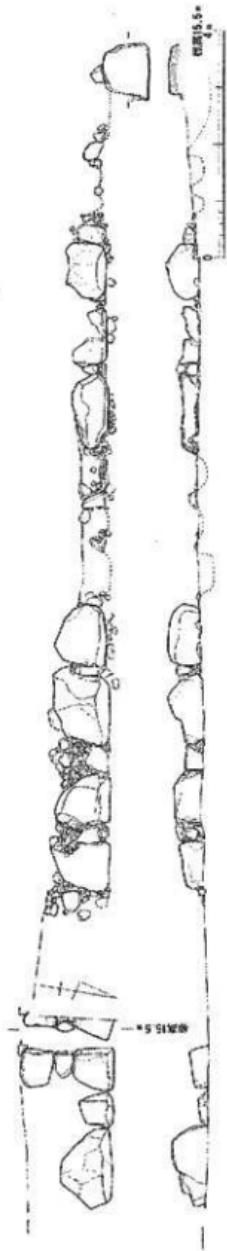
調査区	年度	遺構	時期	実測図	図版
A-T 1	53	從石建物跡。礫石と散地を画する石列から成る。 石列は、N80°Eで南面し、長さ7.4mを測る。礫平横長の 安山岩を使用。礫石は60mm×35mm程度の大きさで、柱間S 2・S3は1.3m、S3・S4は2.0mを測る。この建物の規模は、S1まで広がると思われる。	下 層	I-Fig 6・9	I-Fig 7・8
A-T 2	53	土師器皿一括出土。地表下約3m。標高13.2mの地点から 約80個の土師器が出土した。	下層以前	I-Fig 11・12	I-Fig 10
A-T 3	53	本丸跡の中央に位置する調査区。トレンチ中央南北に、 10cm~30cmの塊と1m程の巨石が密接する。	上 層	I-Fig 13	
A-T 4	53	地表下約80cmの地点で、瓦片まだじりの角脚部とビット跡 を検出。性格を十分把握することが出来なかった。		I-Fig 14	
A-T 5	53	本丸跡の西側に10m×2mのトレンチを設定した。ほぼ 中央に半大~人頭大の砾を含む隅丸長方形のビットを検 出した。長径2.2m、短径不明、深さ1.3mを測る。砾と 共に瓦片・石臼が出土。性格については不明。		I-Fig 15	I-Fig 16・17
A-T 6	53	トレンチ西端に、100cm×75cm×50cmの礫石を検出。立方 体をなす安山岩。墨入りからは、円錐にまじって瓦創 片が出土している。		I-Fig 18・19	I-Fig 18
A-T 7	53	本丸台地の上面より2.5m~3.0mほど下がった位置に、 南北約45m、東西約10m、標高13m~14mの棱線後の一帯 と思われる地盤があり、B-T 1石垣の上部にあたるため 堤などの施設を想定したが城壁に伴う施設の検出はなかっ た。		I-Fig 22	I-Fig 21
A-T 8	55	從石建物跡。本丸跡の北西部、入路(通D)の上部に位 置する。遺構は周囲の三方向を法面に囲まれ北に開く四 地に礫石6、石列・石垣6方向、排水溝1を検出。建物跡は、 規則・礫石の配置などから柵門と思われる。	上 層	I-Fig 23・26 II-Fig 4	I-Fig 27 II-P L6~7
A-T 8'	56	石垣。野面積みで築かれ、方向は南北(N-8°W)、幅2.8 m、長さ38.2m。北端は東へ直角に折れ1.2mで消滅。南 端は、城門跡と考えられ末端部と2の砾石を検出。	下 層	I-Fig 23・30	I-Fig 24・28 -29
A-T 9	55	石垣。東側を直線に描き、規則な転石と礫灰石の切り石 を2~3段積直に積み上げている。N-11°-Wの方向でA- T 1の石垣と直角をなす位置にある。	下 層	I-Fig 31・33	I-Fig 34・35
A-T 10	55	弥生式土器一括出土。本丸上部より約2.5m下がった標高 13.3mの地点に位置する。A-T 7同様、腹曲輪と思われ る。地表下50cmで呂色土に達し、弥生式土器が多く出土。 これにまじって貝殻・獸骨も検出。また、上層からは 開拓遺物・鉛製瓦が出土した。	弥 生		
A-T 11	56	石組井手跡。本丸南西に位置し、方向はN-77°-Eで内堀 (B-T 7-a 石垣)と直角な位置にあり全長18.7mを測 る。溝の東側は、東90cm、深さ80cmを測り、40cm~60cm 大的の河原石を2~4段積む。西側部分は小ぶりの角砾を 4~5段積み上部幅40cm~55cm、深さ70cmを測り、底には 扁平な石を敷く。2所に輪郭状の施設がある。	上 層	II-Fig 5	II-P L8~10
A-T 12	57	本丸跡南端部に位置し、幅約2mの道路を確認。東側に 2.8m、西側に14mの石垣を検出。方向はN-84°-E、頭は 北向き、墨入りより内側は消滅している。	上 層	本審-第3回	本審-圖版2
A-T 13	57	城壁に伴う施設の検出はなかったが物1.3mの盛土層を 確認。			

調査区	年度	遺 勉 情										時期	図	写
大塚宅	57	井戸は、城跡の南西端の外側に面する位置にある。豪雨による崩壊で井戸の上部は崩れていながら、石積み32段、約3.8mが遺存していた。深さ約8m、底1.35m(堆高7m)、下端で1.2m、上部に僅かに広がる円錐形を呈する。石組は、幅30cm、高さ20cm、控え30cm程の凝灰岩の切り石を使用。石組からさらに砂層を振り込み中央に井戸(上部径75cm、下部径65cm、高さ65cm)を設く。底の標高は2.1m。清水の水位は約5mまで達する。また標高7m-8mの間に、凝灰岩の切り石を多量に確認。底からは經年時に投げ込んだと思われる大きめの安山岩を数個検出した。									上層	本書-第4回	本著-図版3	

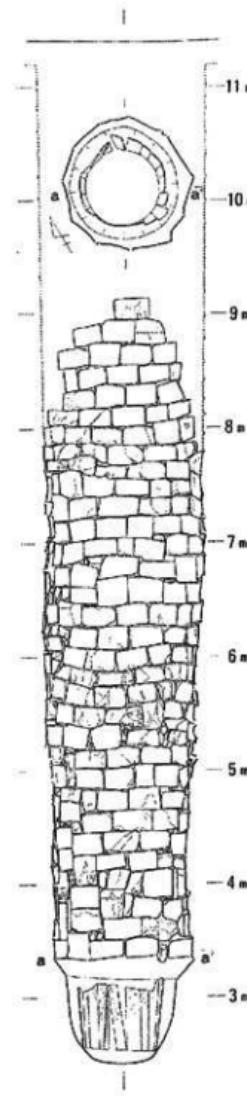
調査地	年度	位 置	遺跡名	方 向	向き	横出長 (m)	横出高 (標高差) 段	傾斜角	埋 壊 (m)	備 考	時期	実測図	図版	
B-T1	53	本 大 東 中央部	B-T1 石垣	N-7.5° -W	東	4	3~6.6	10	68° (4~5m)	21	断面形はわずかに弓状、奥込 め石10~30cmの凸縫。石垣底 から堆山まで1.1m前後	上層	I-Fig39 37,38	I-Fig
B-T2	53	本 大 東 北東部	B-T2 石垣	N-80° -E	北	6.5	3~3.8	2	71°	22	裏込め石10~25cmの円錐、石 垣底から堆山まで1.2m、堆山 は黄緑色砂質土	上層	I-Fig42 40,41	I-Fig
B-T3	53	本 大 東 北東部								B-T6参照		I-Fig45	I-Fig 43,44	
B-T4	56	本 大 南 中央部	B-T4 石垣	N-83° -W	南	9.5	7~8.9	5	63°	22	△H~△Iの石垣は曲折もな く一直線と考えられ長さ約 107mを測る。	上層	II-Fig7	II-PL 11
B-T5	56	本 大 南 東部	B-T 5-a 石垣	N-13.5° -W	東	6.5	3.4 ~4.9	4	58°	18	▲E~▲F間81.0mを測る。	上層	II-Fig8	II-PL 12
			B-T 5-b 石垣	N-75° -E	南	21.2	3.4 ~5.6	6	55°	37	▲F~▲G間21.2mを測る。		II-Fig8	II-PL 12,13
			B-T 5-c 石垣	N-8.3° -W	東	7	3.4 ~4.3	2	54°	39	▲G~△H間約14.5mを測る。		II-Fig8	II-PL 13
			出 口 (▲F)								資本積み、傾斜を整えるため に合石をたくみにつめている		II-Fig8	II-PL 12
			入 口 (▲G)								積み合せは深くなく、詰め は厚く大ぶりの礫石を使用。		II-Fig8	II-PL 13
B-T6	56	本 大 東 部	B-T 6-a 石垣	東 西	北	-	-	2	-	-	積み石の造作も悪く推定値不明。	上層	II-PL 14	
			B-T 6-b 石垣	N-12.5° -W	東	27	3.4~5	3	61°	27	▲A~▲B間は12.5mを測る。		II-Fig9	II-PL 14
			B-T 6-c 石垣	N-75° -E	北	5.1	3.4 ~4.4	2	58°	-	▲B~▲C間は25.1mを測る。		II-Fig9	II-PL 15
			B-T 6-d 石垣	N-13° -W	東	25.9	3.4 ~5.8	6	-	23	ハラミが甚しい。▲C~▲D 間は25.9mを測る。		II-Fig9	II-PL 16,17
			B-T 6-e 石垣	N-78° -E	北	5	3.4 ~6.2	6	77	-	▲D~▲E間は42.6mを測る。		II-Fig9	II-PL 18
			出 口 (▲A)								水面上に存在するので確認出来なかった。		II-Fig9	II-PL 14
			入 口 (▲B)								特に大きい石材の使用は認め られない。積み合せもほとん どない。		II-Fig9	II-PL 15
			出 口 (▲C)								資本積みに見られるような深 い積み合せはない。		II-Fig9	II-PL 15

調査地	年度	位 置	造営名	方 向	向 き	検出長 (m)	検出高 (m)	段	傾斜角	距 离 (m)	備 考	時 期	実測図	図版
		入 磯 (M)									支柱に噛み合つよう横んで はいるが深くはない。	II-Fig9	II-PL 18	
B-T7	56	本 丸 南西部	B-T 7-a 石垣	N-11.5° -W	西	43	3.4 ~10	18	51° (3.4 ~4.4) 66° (9 ~10m)	20 ~30	検出石垣の下位はハラミが生 じている。上位はわずかな引 抜を呈する。△I~△J間は 54.3mを測る。	上層	II-Fig10	II-PL 19, 20, 21
			B-T 7-b 石垣		南	16	—	3	—	—	△J~E距離は16mを測る。面 材が最もほとんどが水廻の面 板である。			II-PL 22
			B-T 7-c 石垣	南 北	西	—	—	1	—	16	石垣の検出はほとんどない。			
		人 磯 (M)									使用石材は大きくなじみ合 せもほとんどない。			II-PL 21
			出 磯 (AK)								底部については不明。			II-PL 22
B-T7'	56	本 丸 済内部	B-T7' 石垣	東 西	南					13	現況の堀の中央部に検出した	上層		II-PL 23
B-T8	56	本 丸 東北部		東 西	南						△H~△I 石垣の一部	上層		
B-T9	56	本 丸 南北部		東 西	南						△H~△I 石垣の一部	上層		
C-T1	58	三ノ丸 東 側	C-T1 石垣	東 西	東南	10.7m	1m	2	—			上層		
C-T2	58	三ノ丸 東 側	C-T2 石垣	東 西	南	5m	0.3m	1	—			上層		



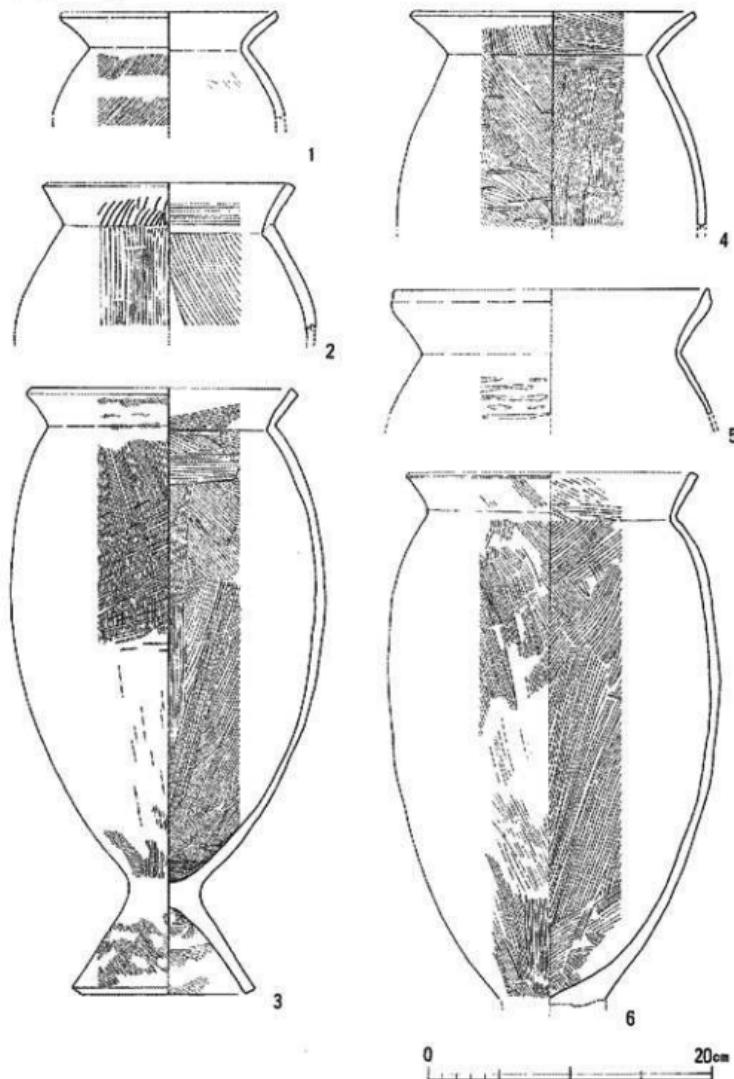


第3図 A-T1228 (突出石垣) 実測図 (1/100)

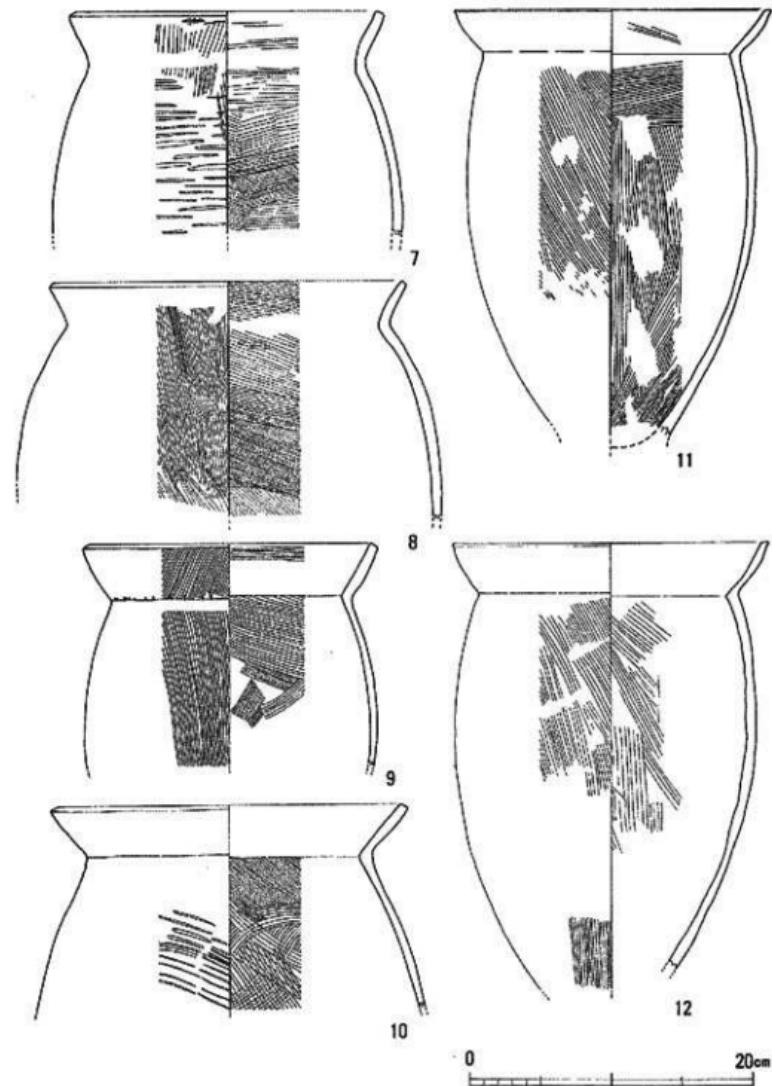


第4図 造様実測図 (井戸) (1/50)

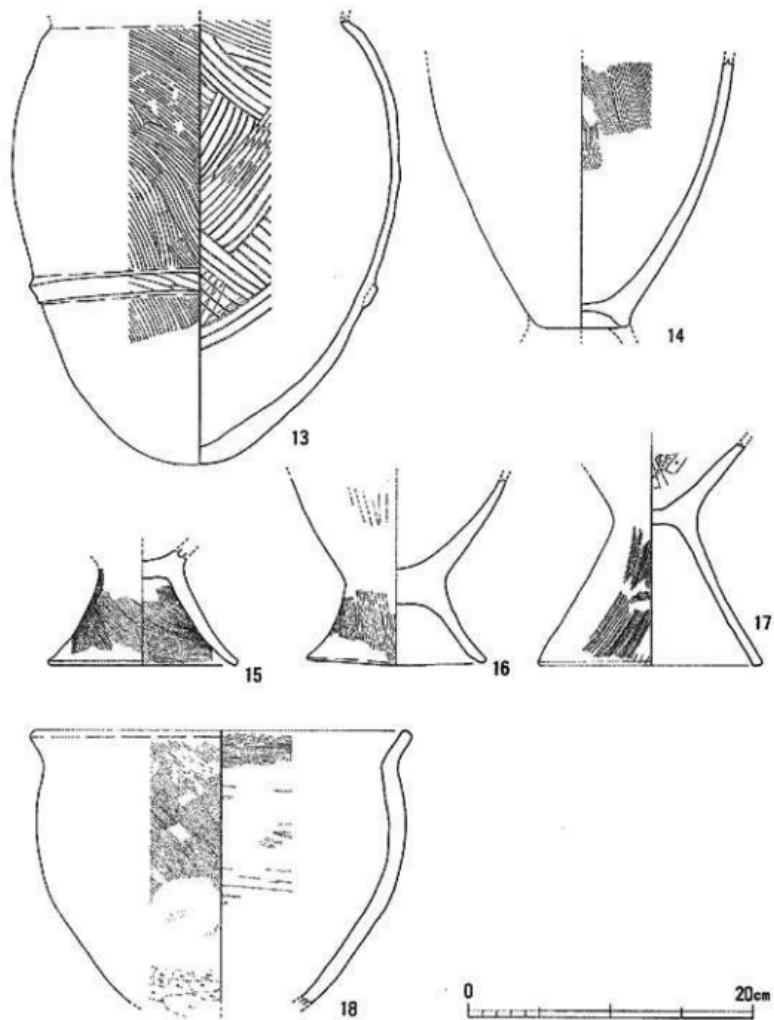
3. 遺 物



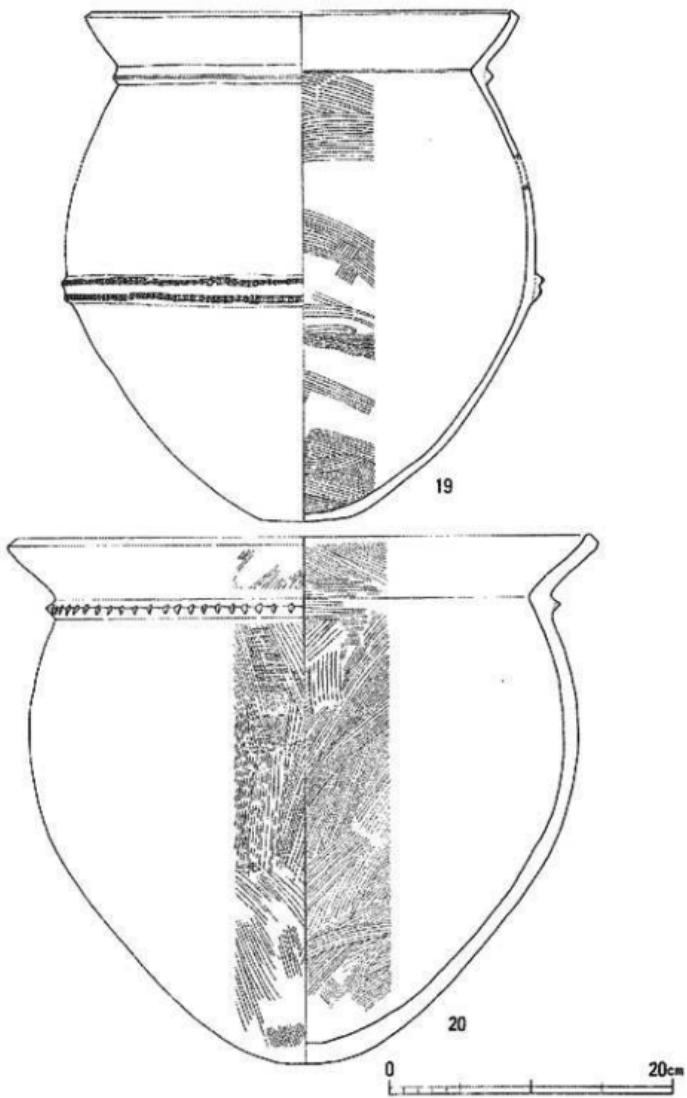
第5図 遺物実測図(1) 弥生式土器 1



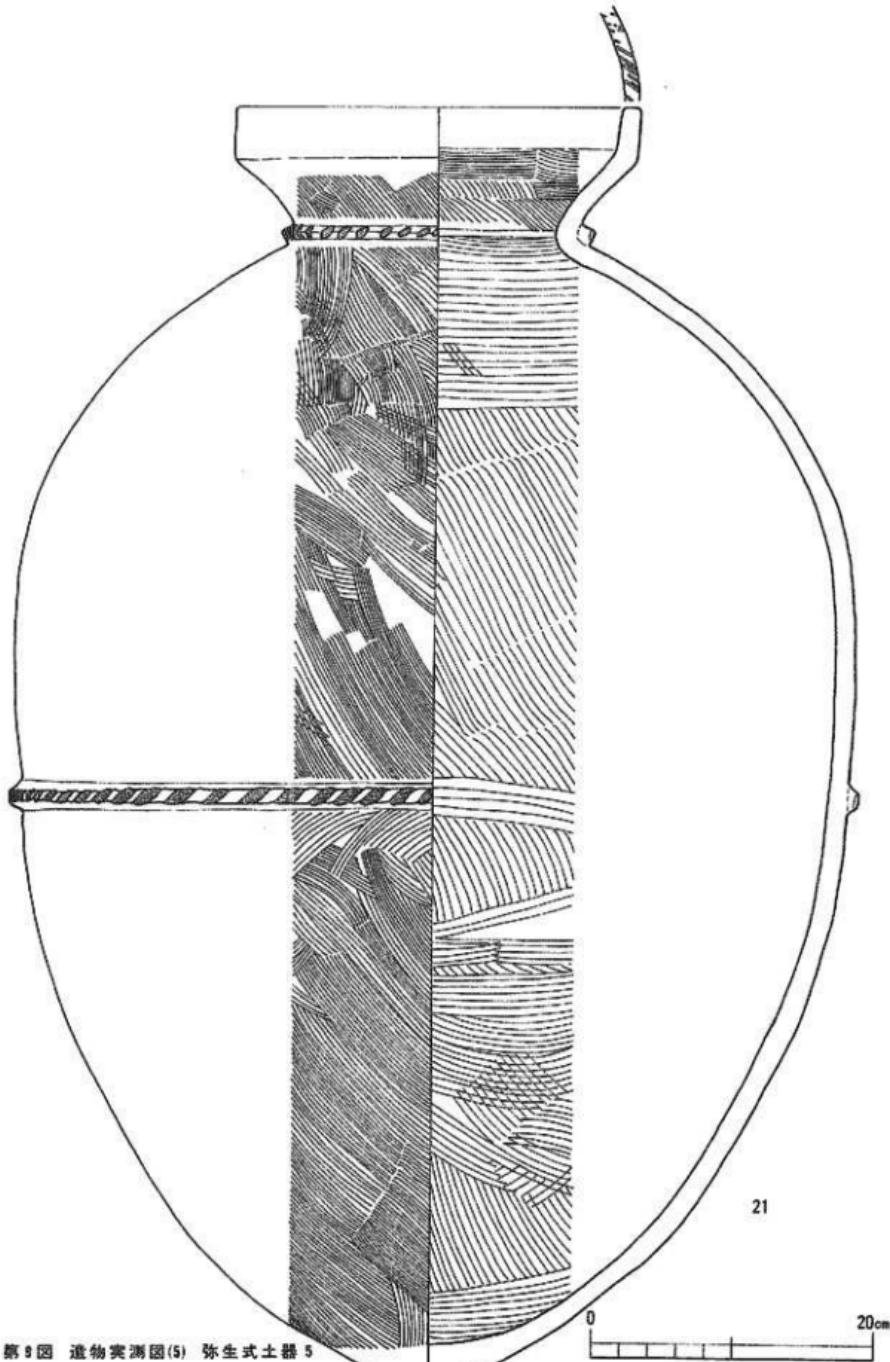
第6図 造物実測図(2) 弥生式土器 2



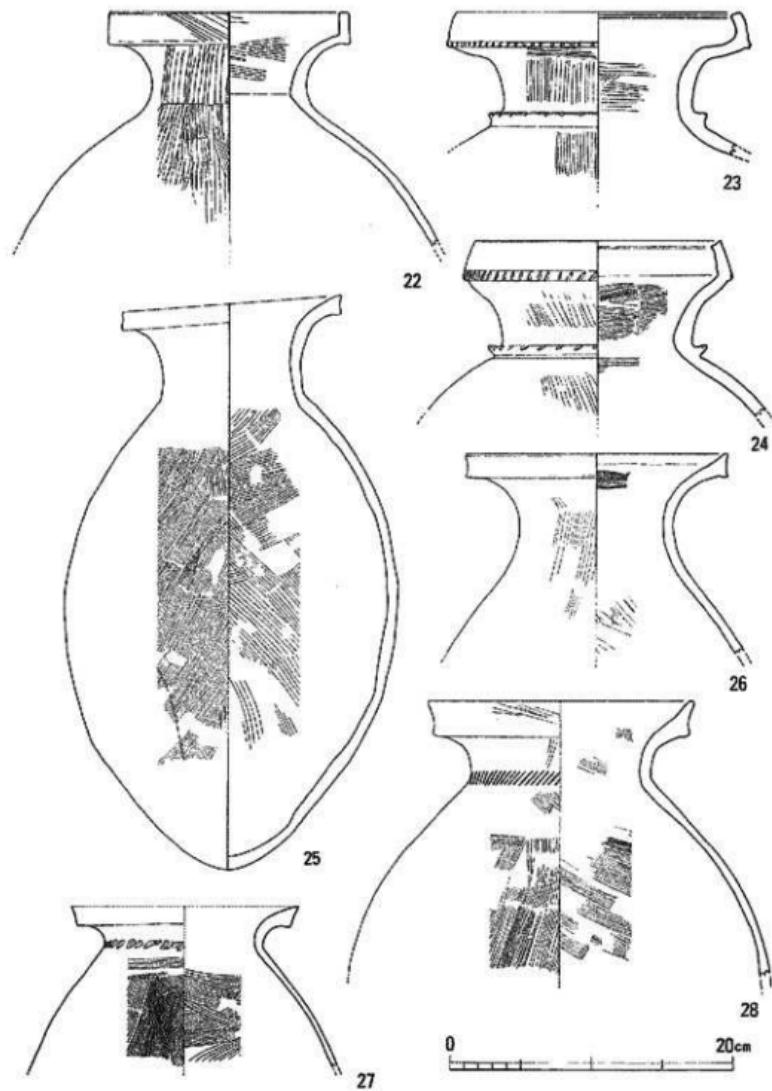
第7図 造物実測図(3) 弥生式土器 3



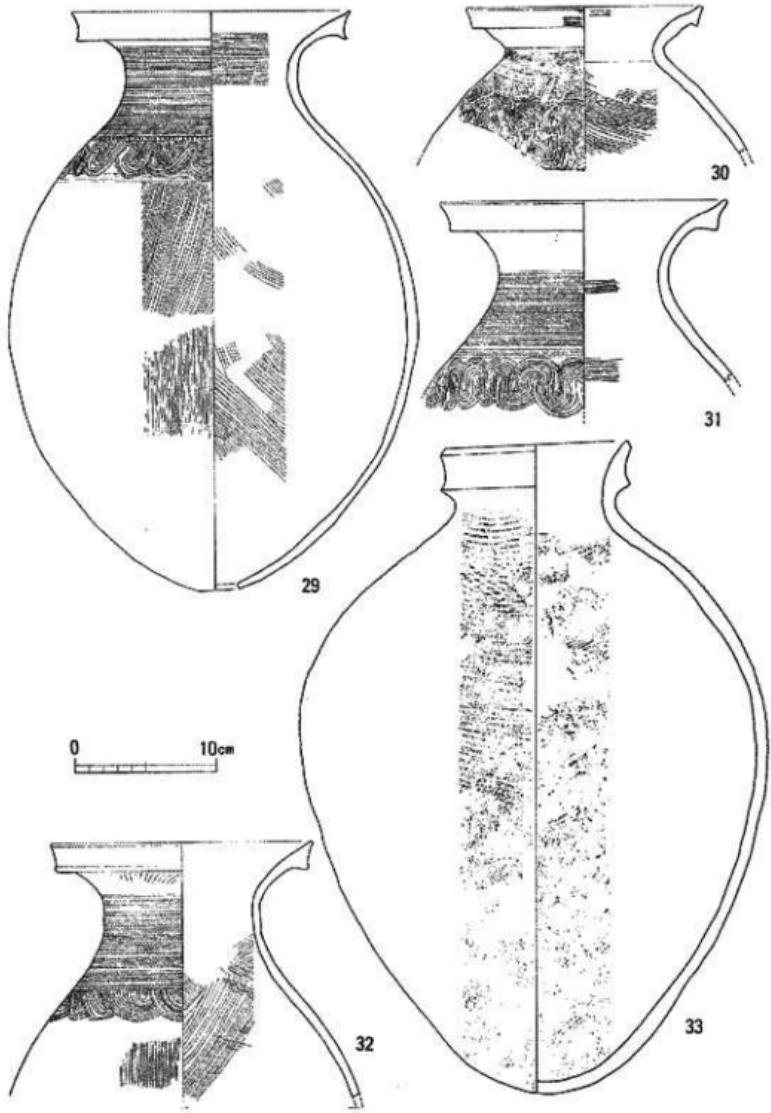
第8図 造物実測図(4) 弥生式土器 4



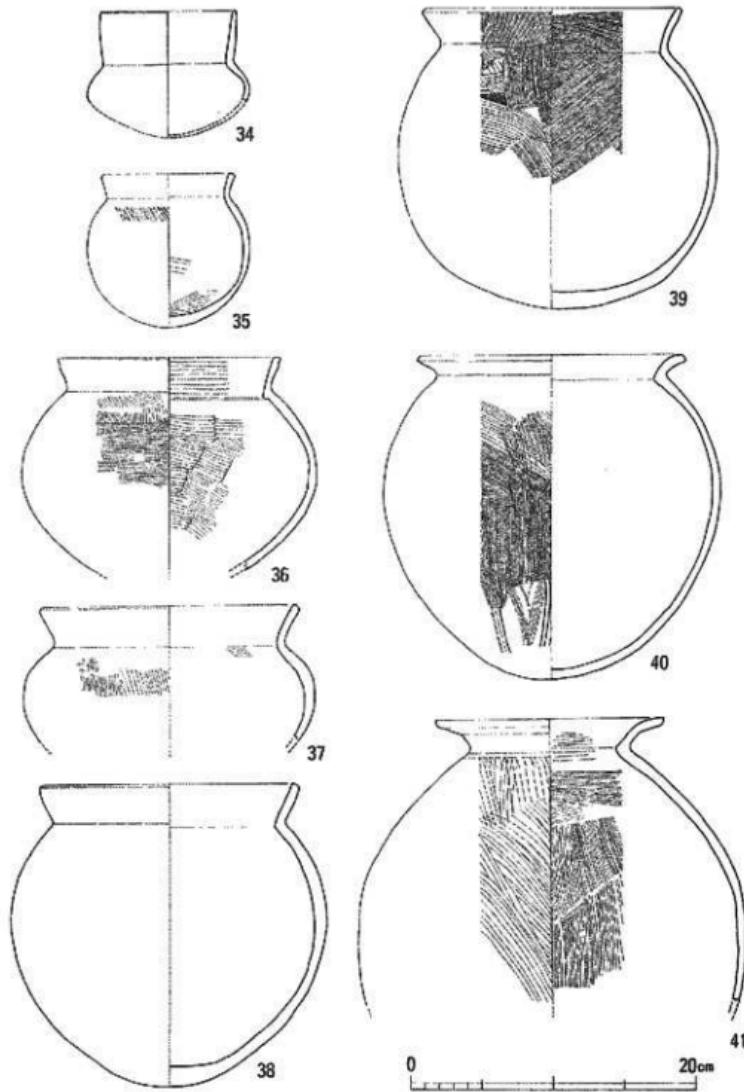
第9図 遺物実測図(5) 弥生式土器 5



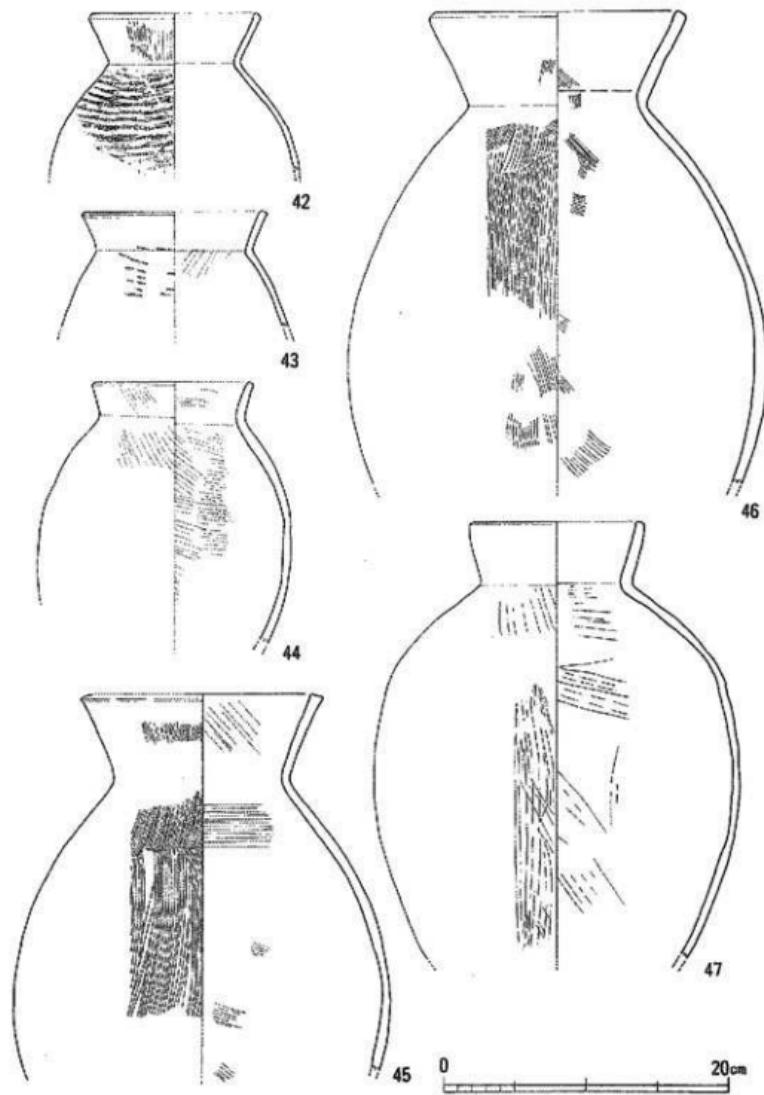
第10図 造物実測図(6) 残生式土器 6



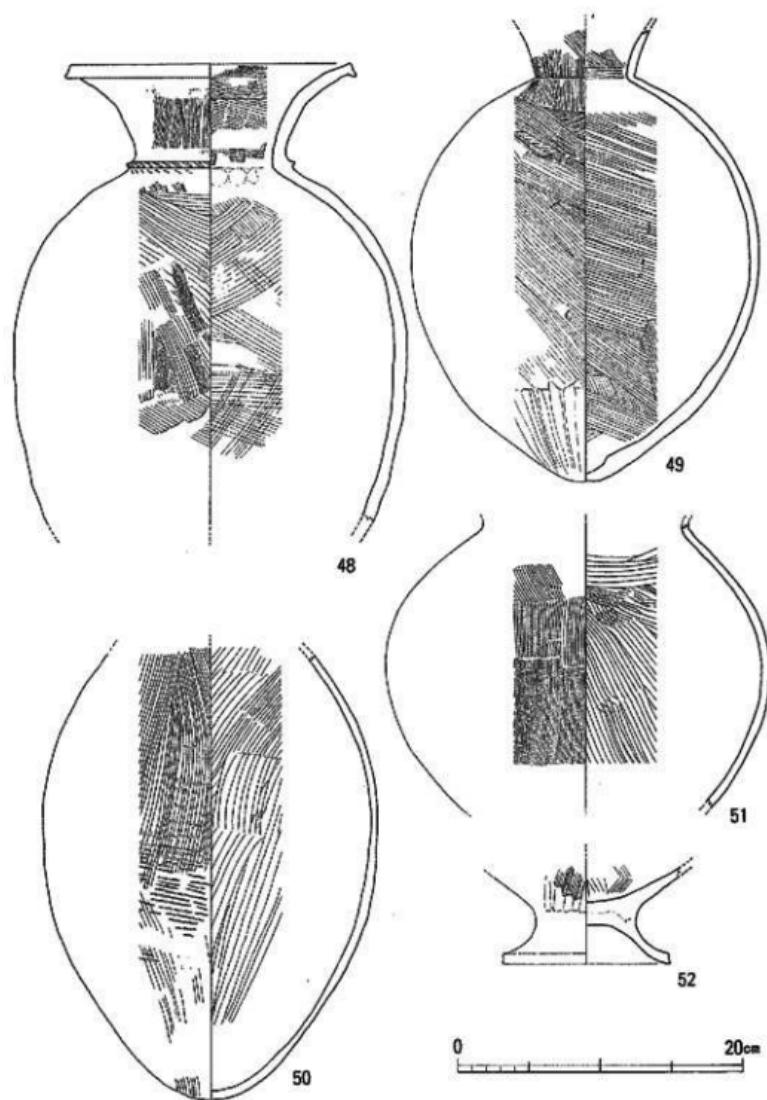
第11図 造物実測図(7) 弥生式土器 1



第12図 遺物実測図(8) 弥生式土器 8

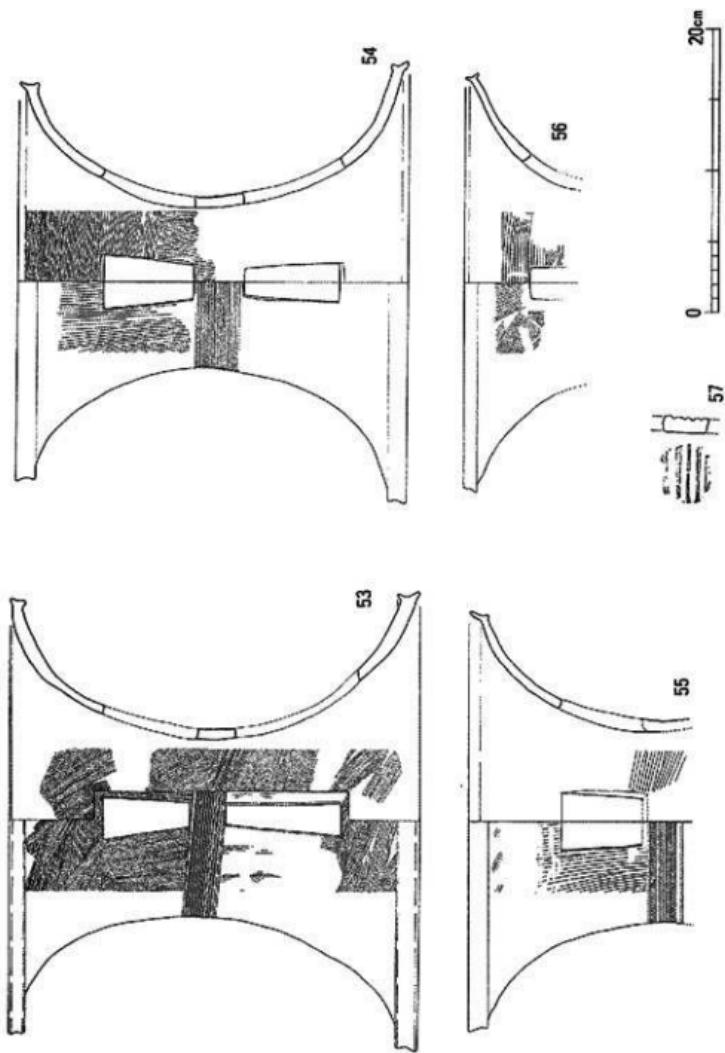


第13図 遺物実測図(9) 弥生式土器 8



第14図 造物実測図00 弥生式土器10

第15圖 遺物測量圖(1) 弦生式土器11



第16圖 遺物実測図(1) 弓生式土器

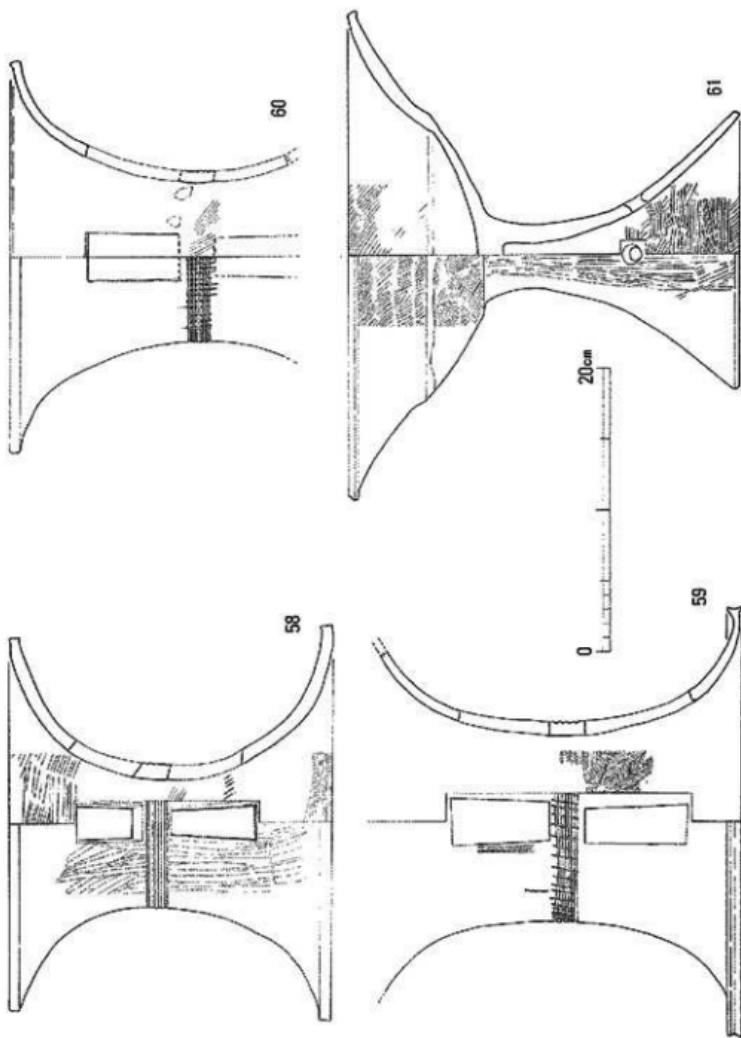
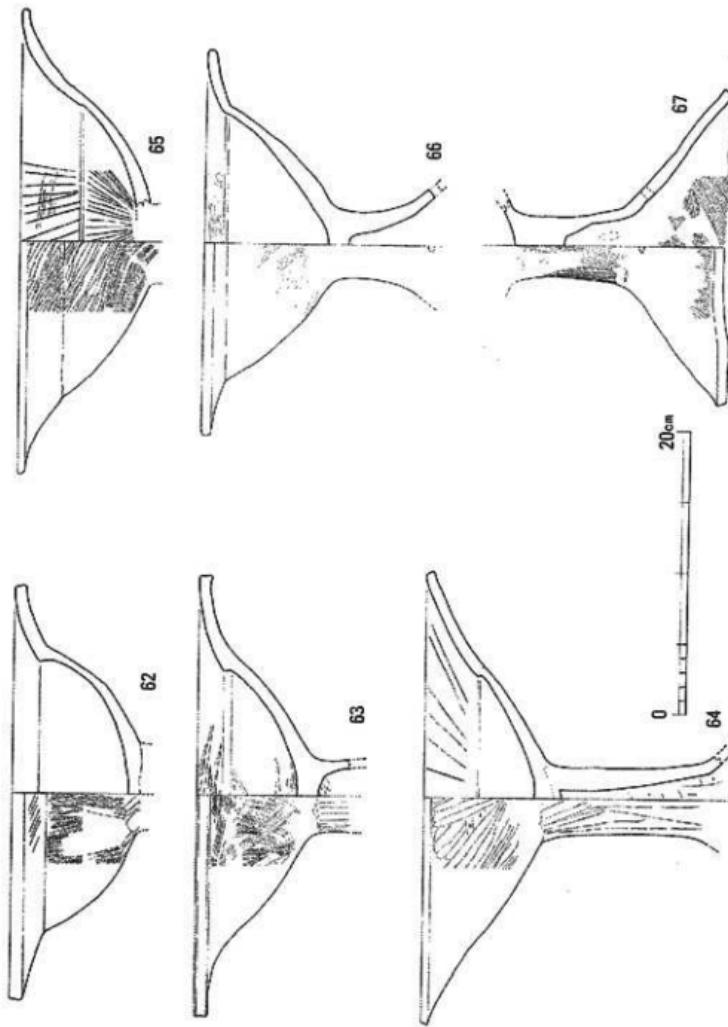
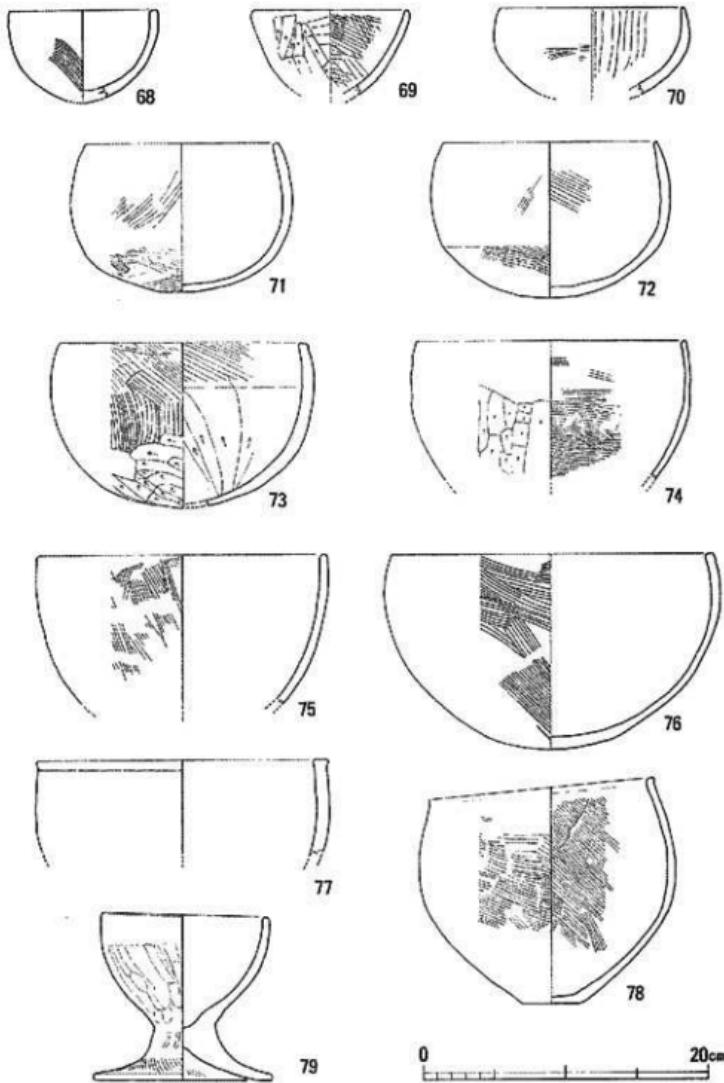
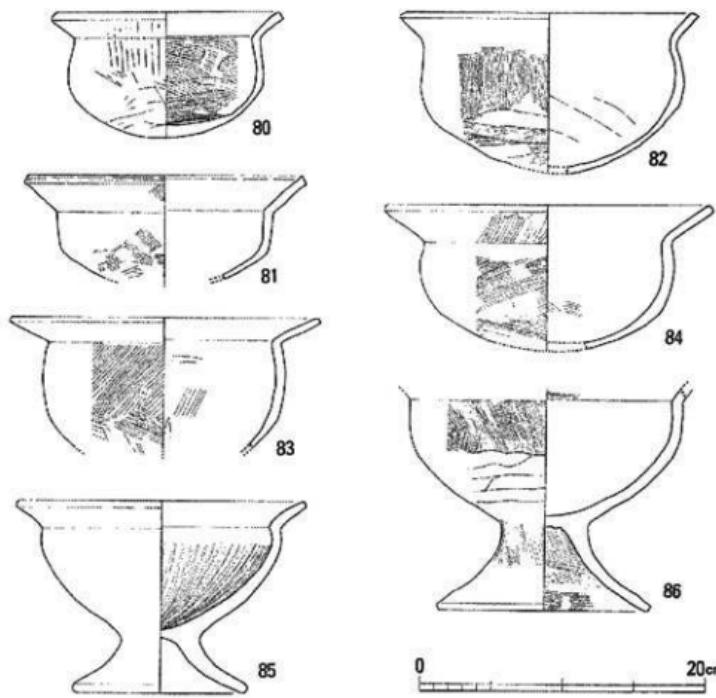


圖17 地物測量圖18 赤生式土器

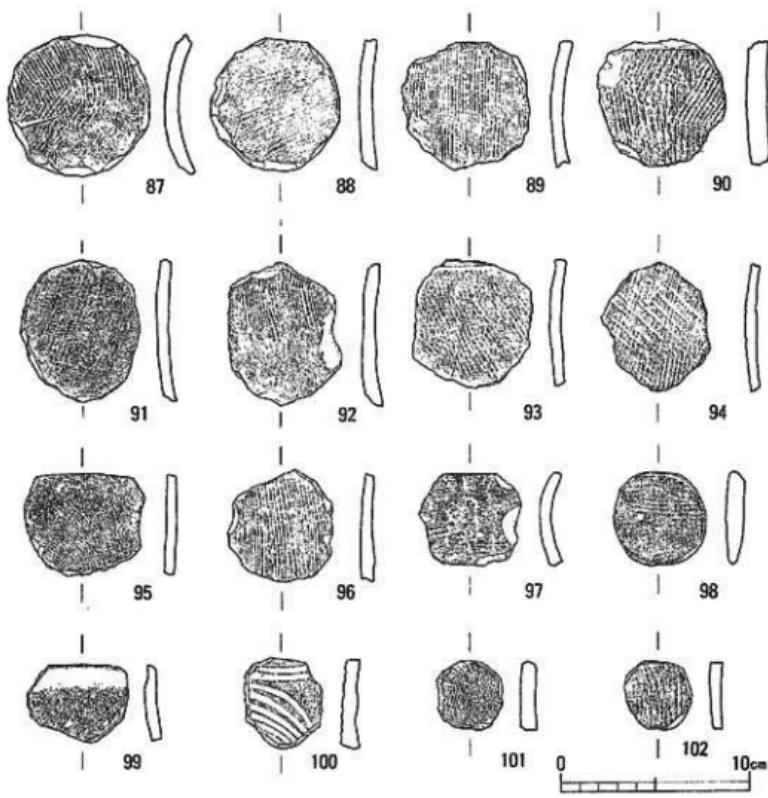




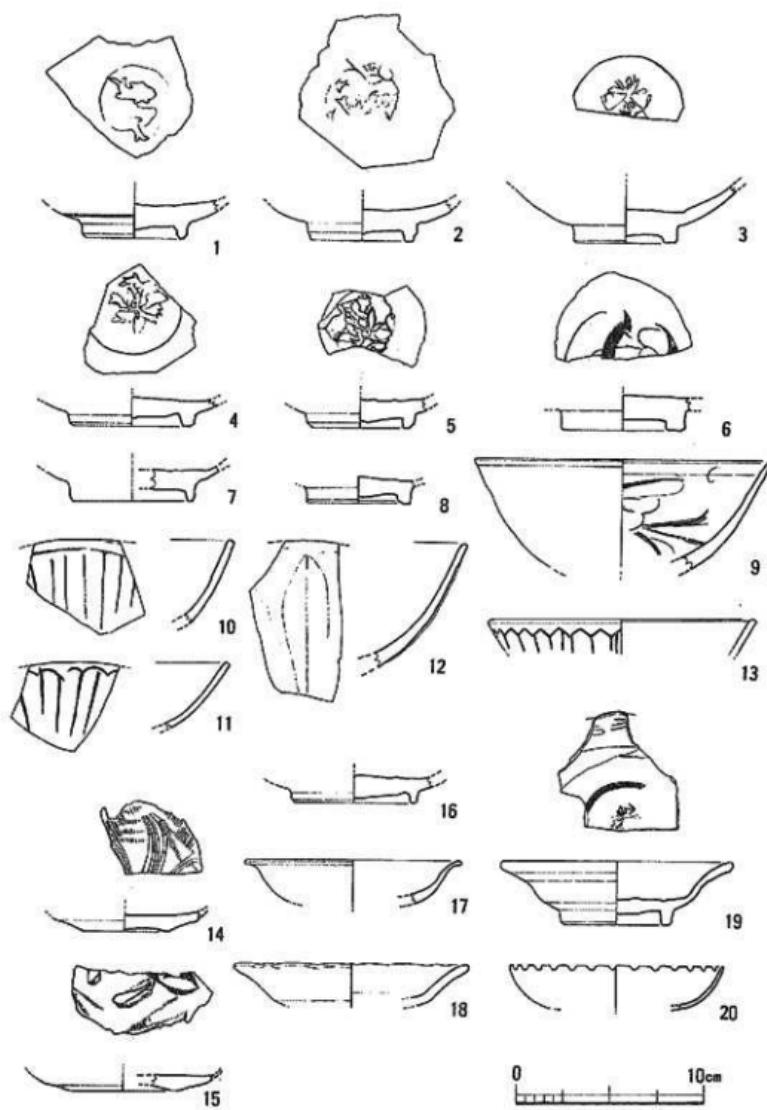
第18図 造物実測図14 弥生式土器14



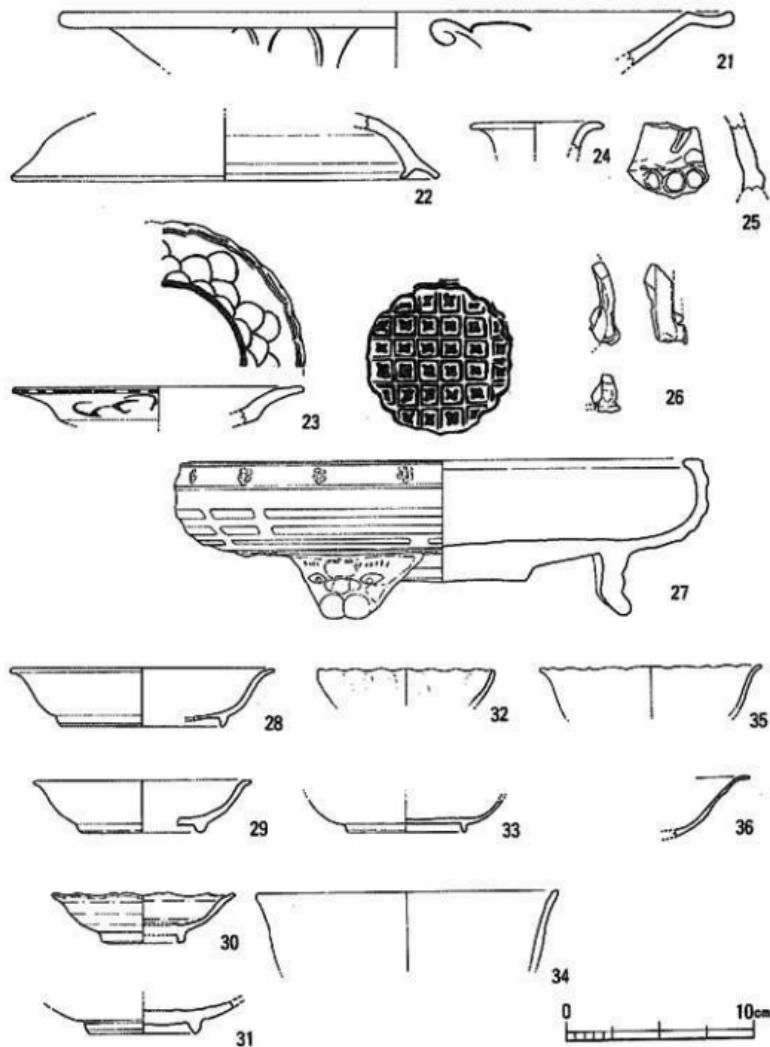
第19図 遺物実測図80-85
弥生式土器15



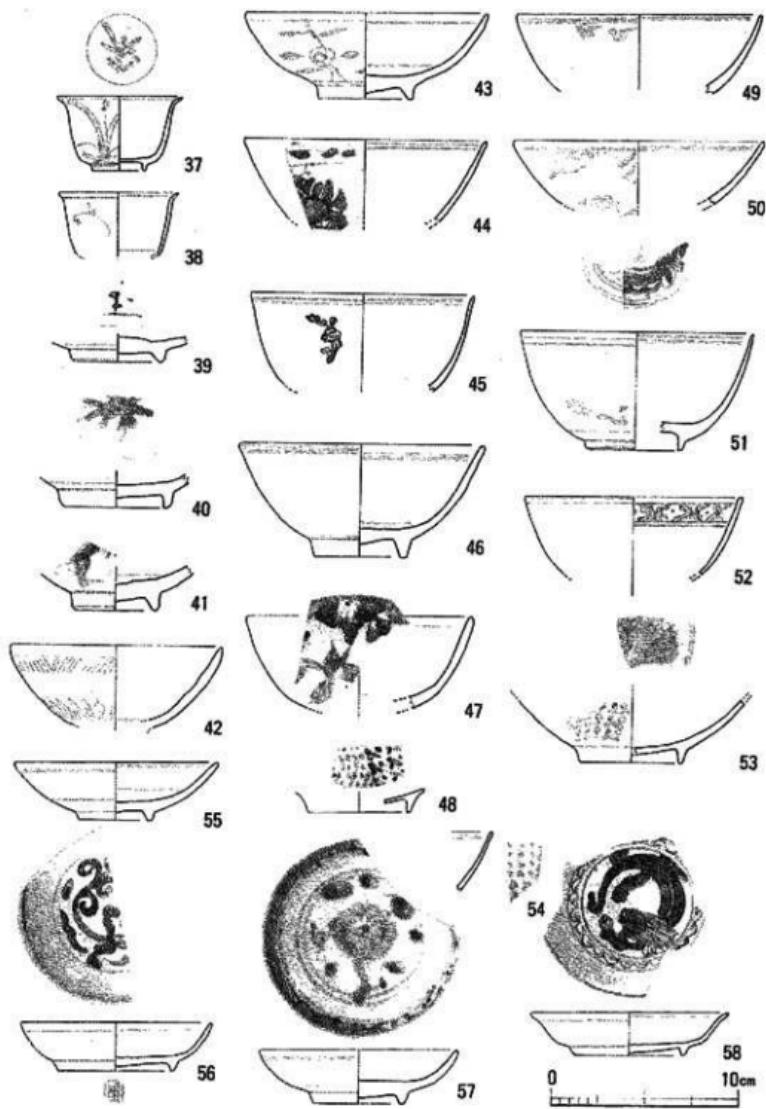
第20図 遺物実測図16 土器片加工品



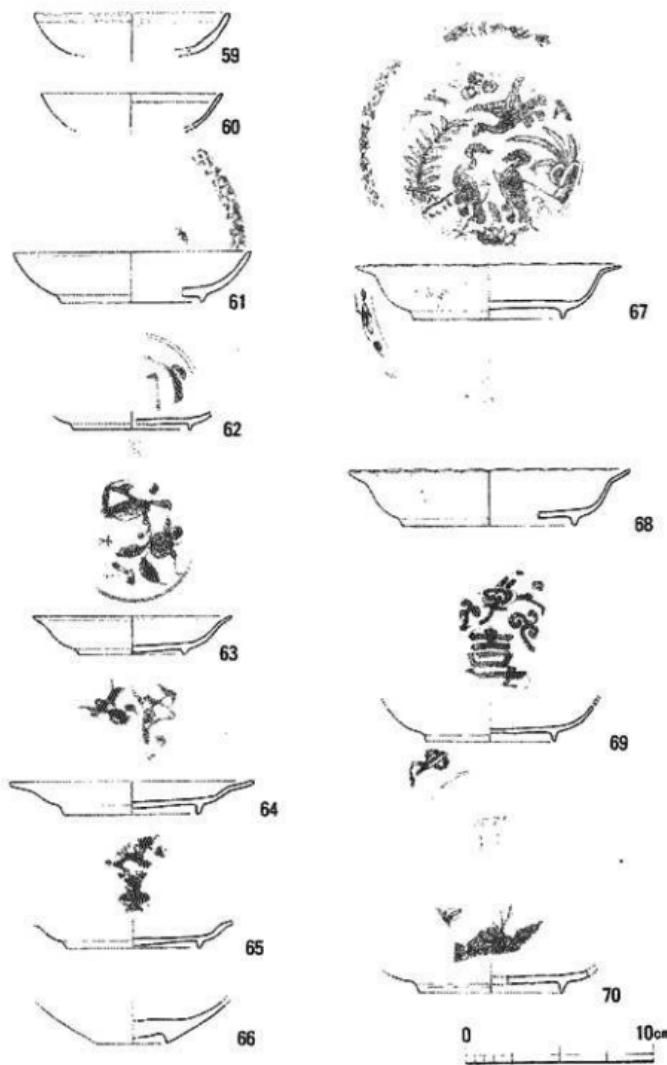
第21図 遺物実測図(1) (磁器 1)



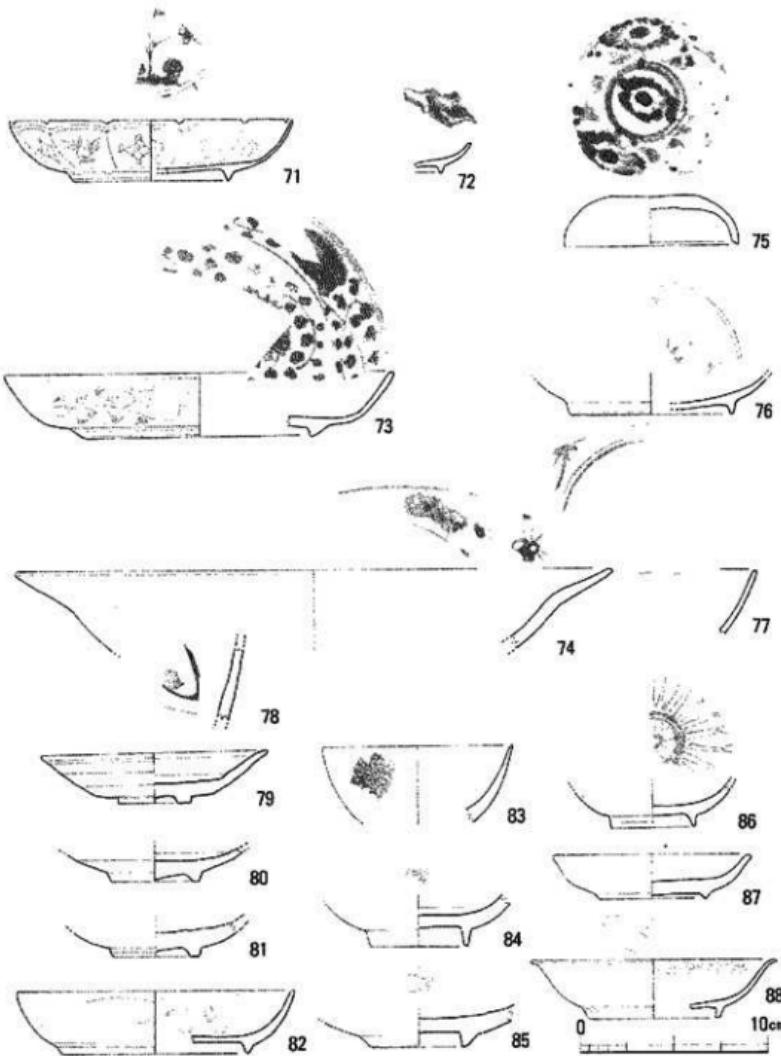
第22圖 造物實測圖06 (磁器 2)



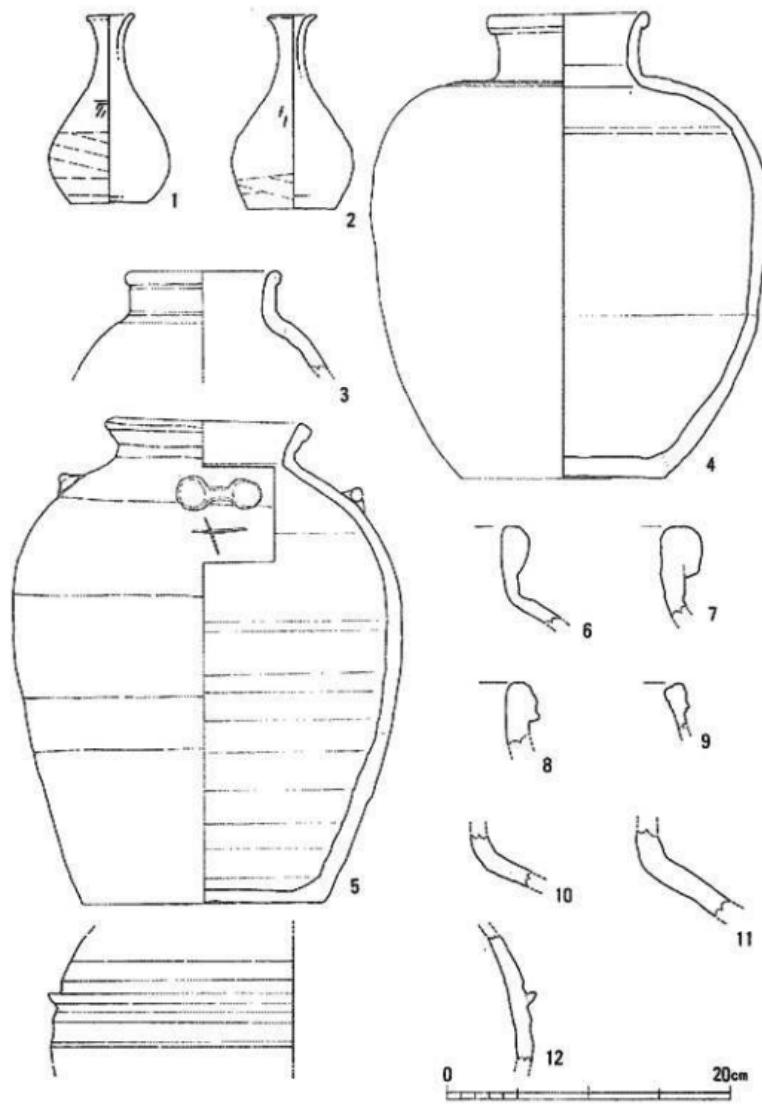
第23圖 遺物実測図(3) (磁器 3)



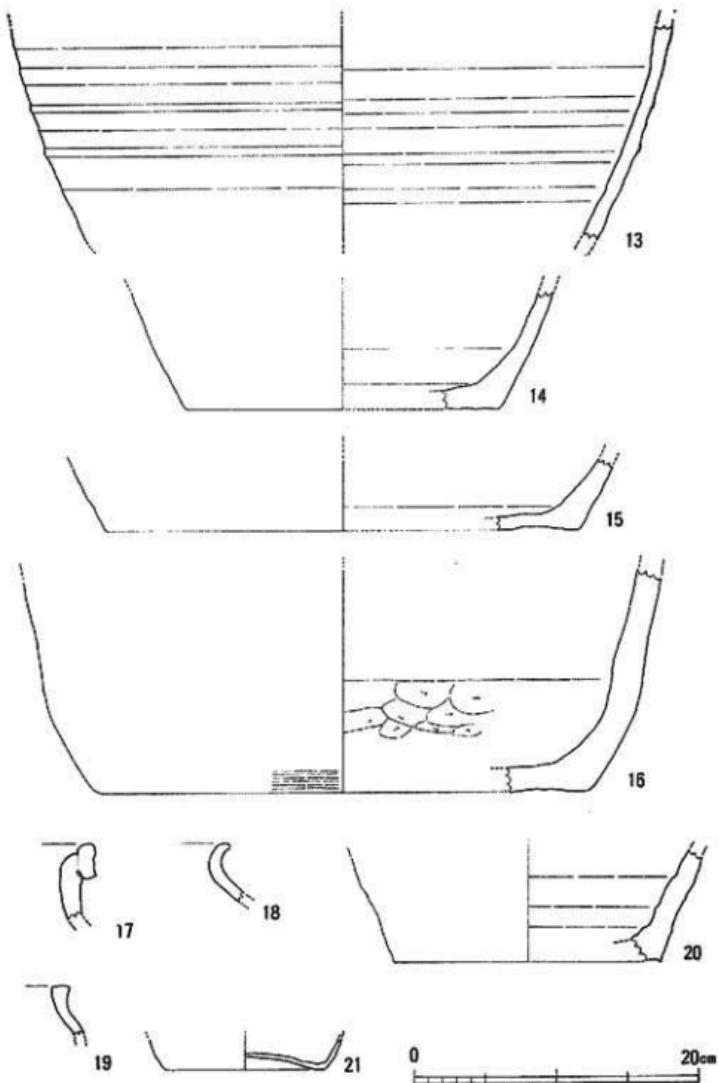
第24図 造物実測図28（磁器4）



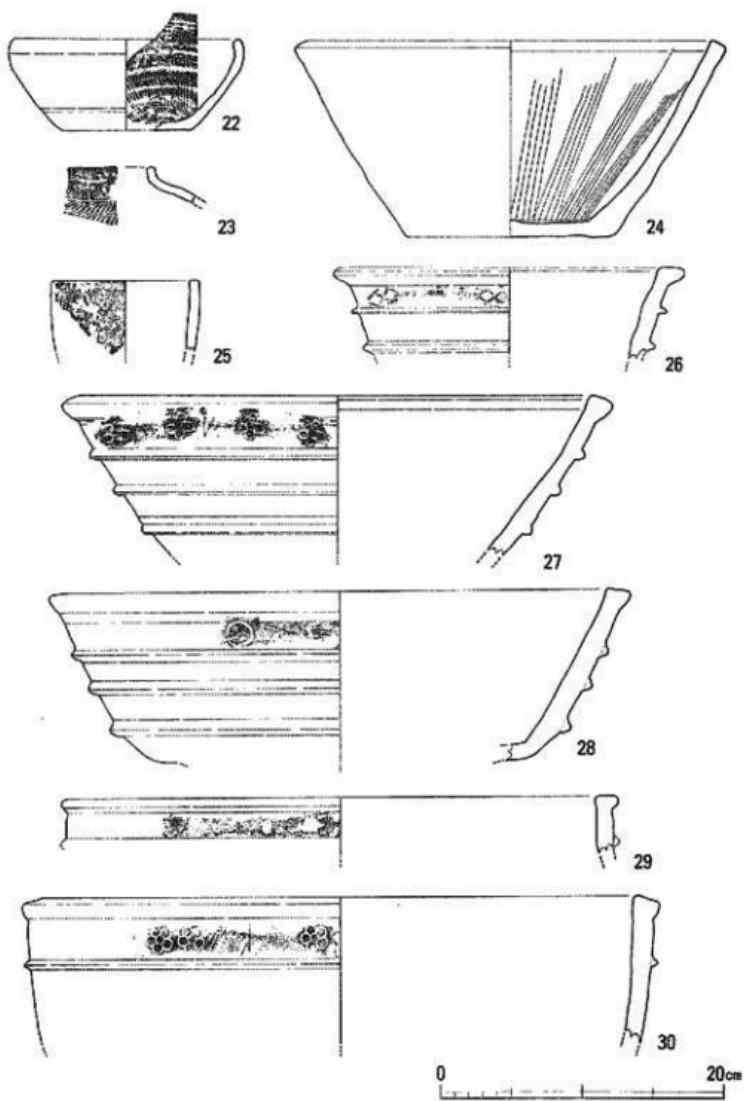
第25図 遺物実測図20(磁器5)



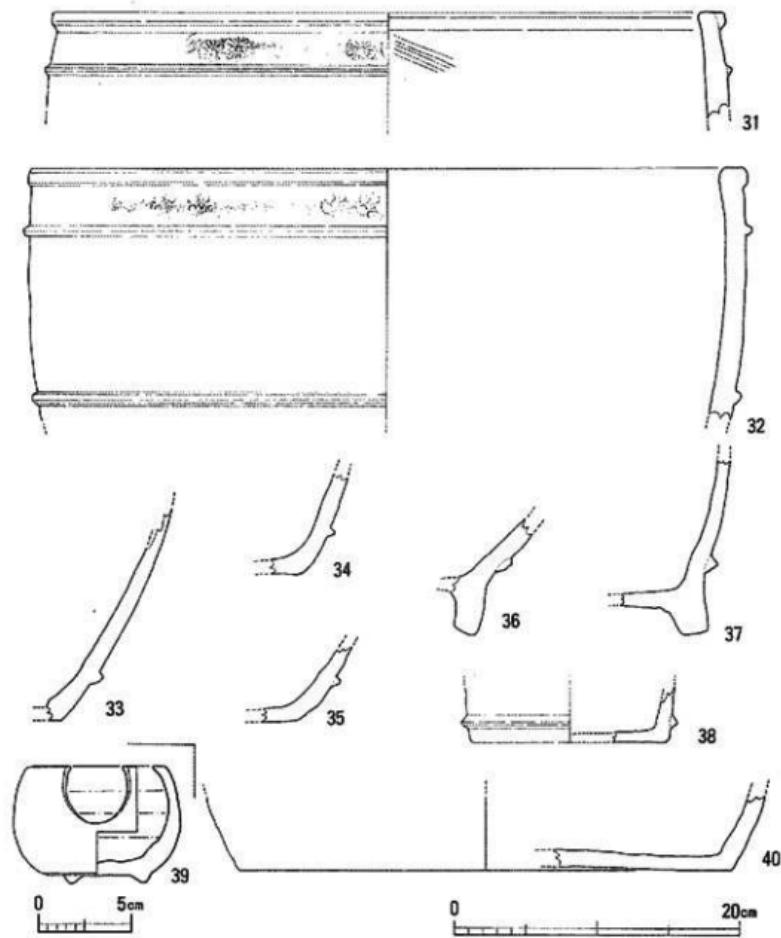
第26圖 造物實測圖22 備前燒 1



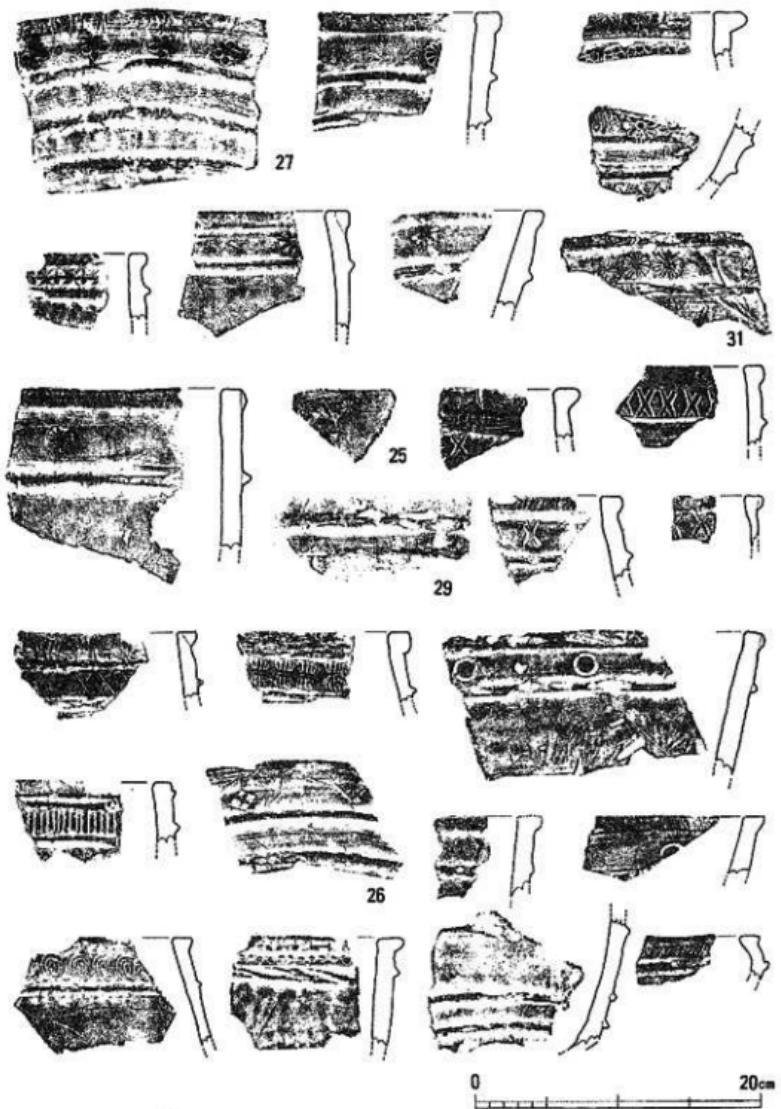
第27図 遺物実測図(2) 備前焼2・その他陶器1



第28図 遺物実測図24 陶器2・瓦器1

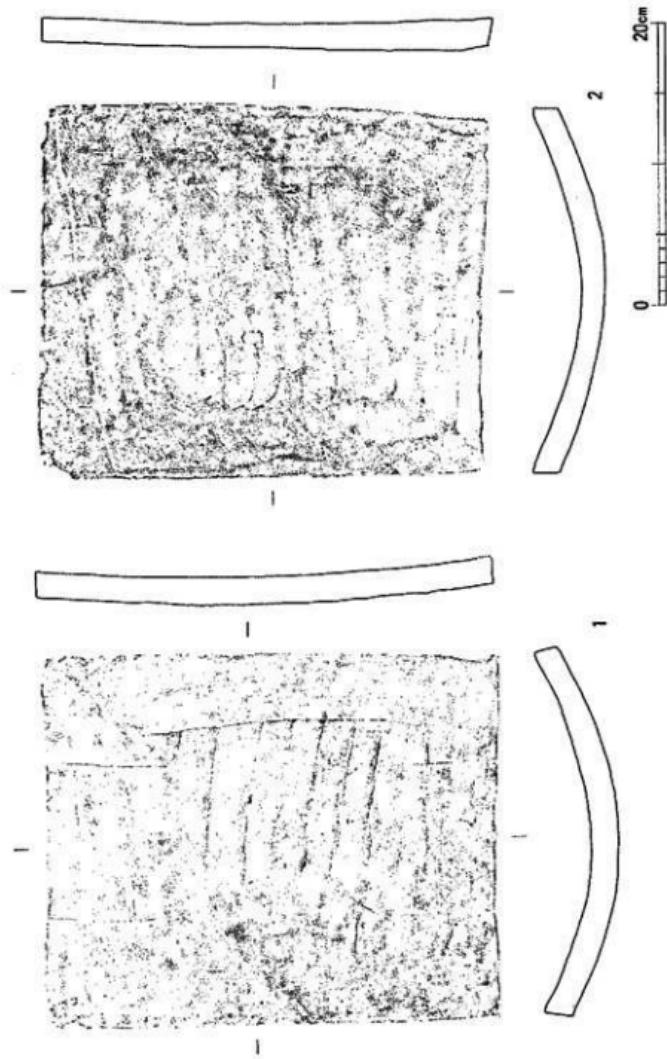


第29回 遺物実測図(29 瓦器 2)

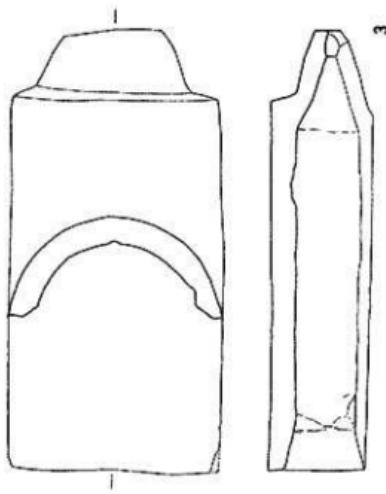
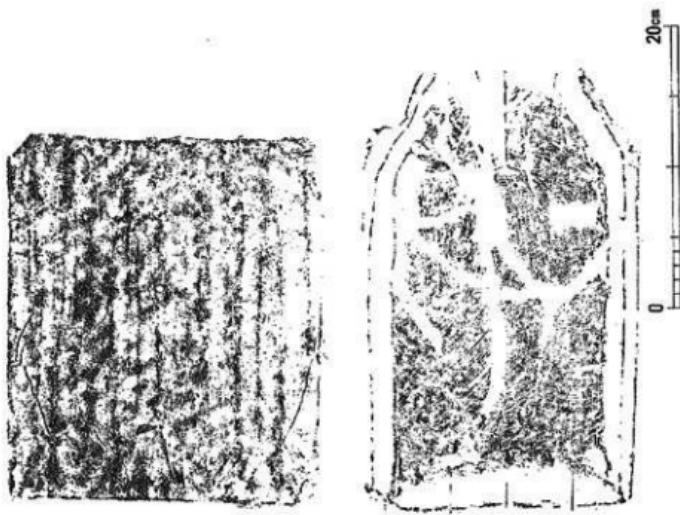


第30図 造物実測図(2) 各種の刻文

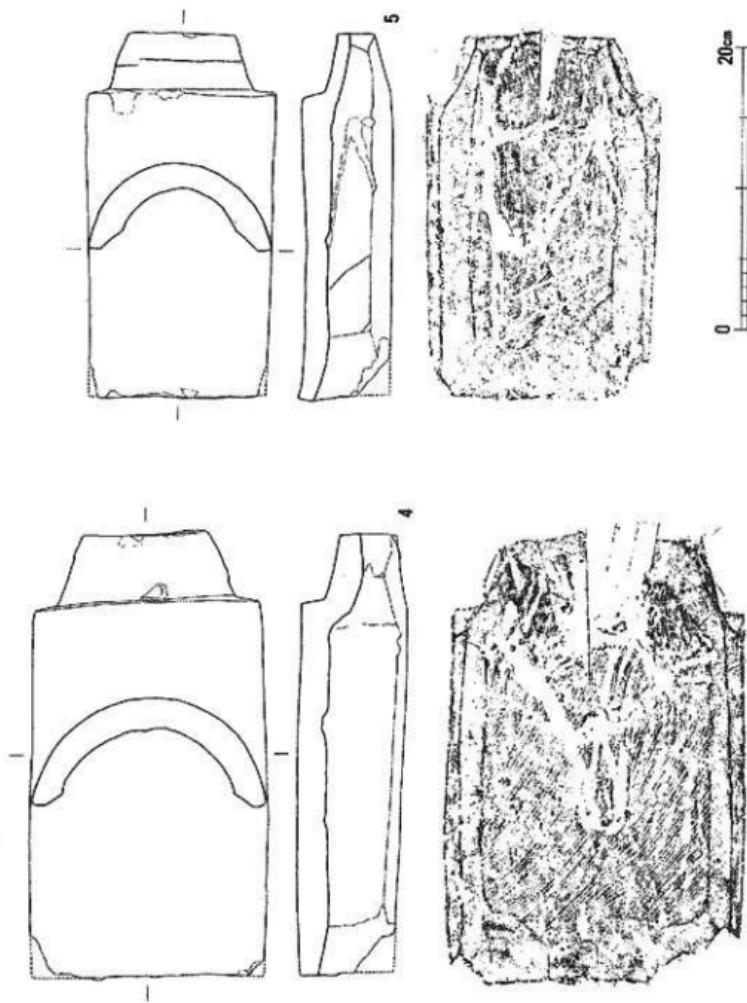
第31圖 遺物實測圖切面 互1



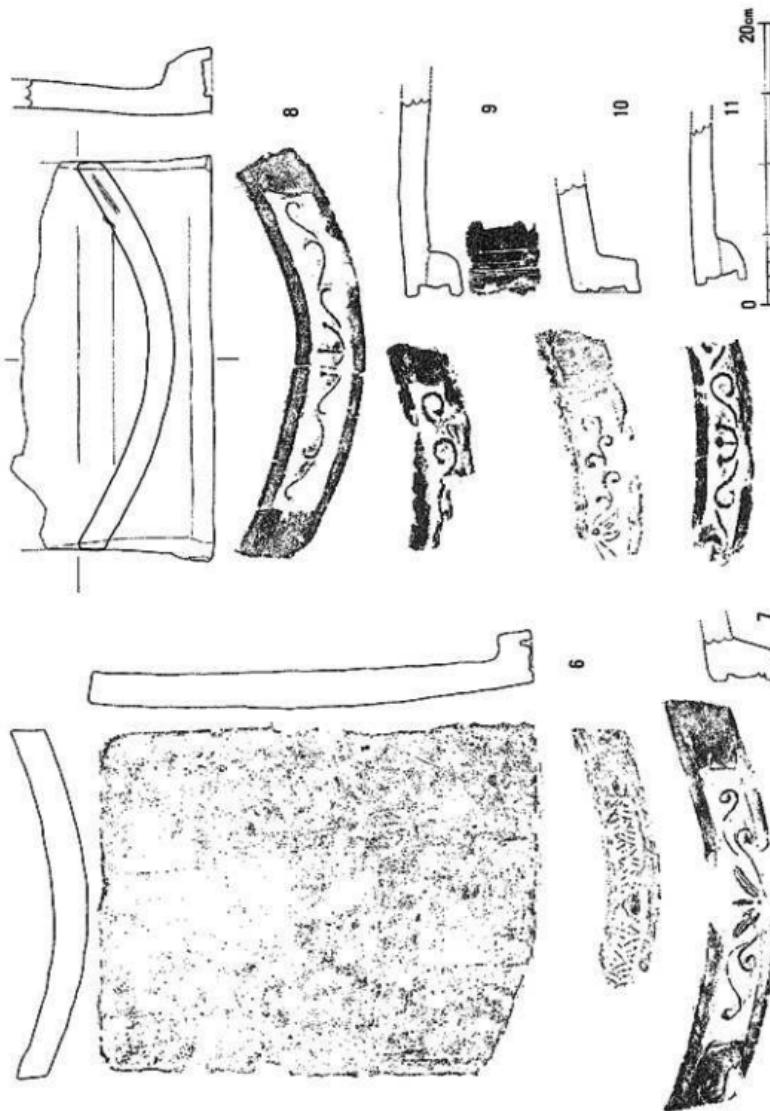
第32圖 遺物実測図並々2



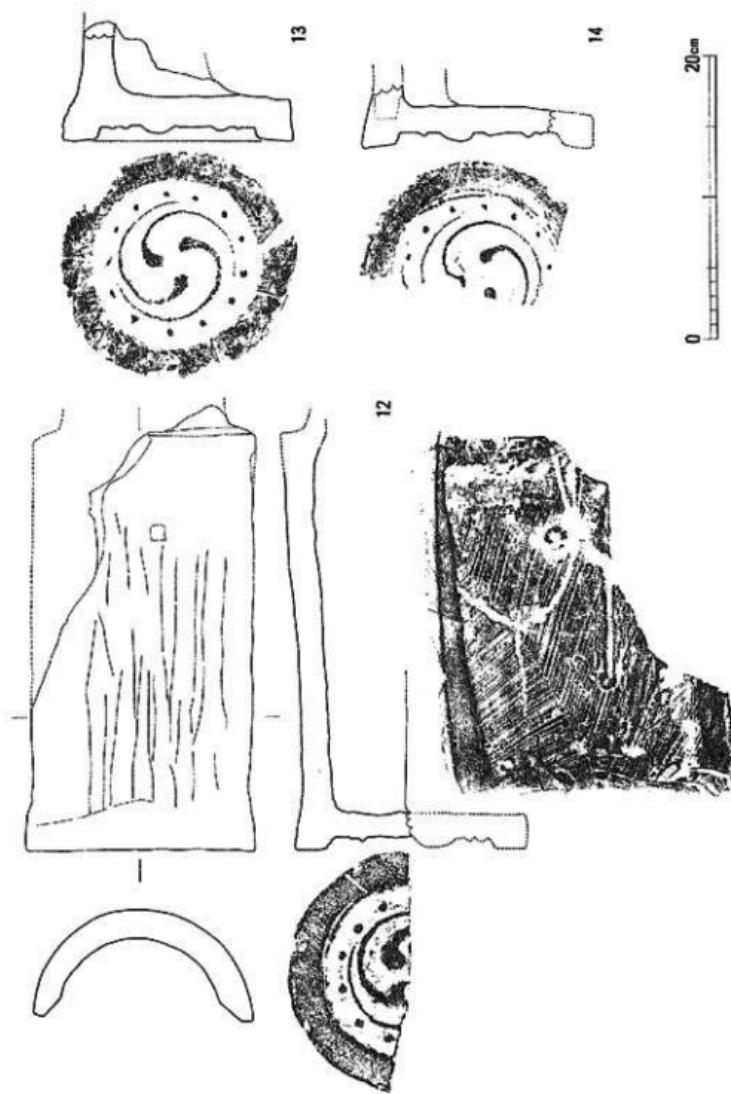
第33圖 植物實測圖(1)



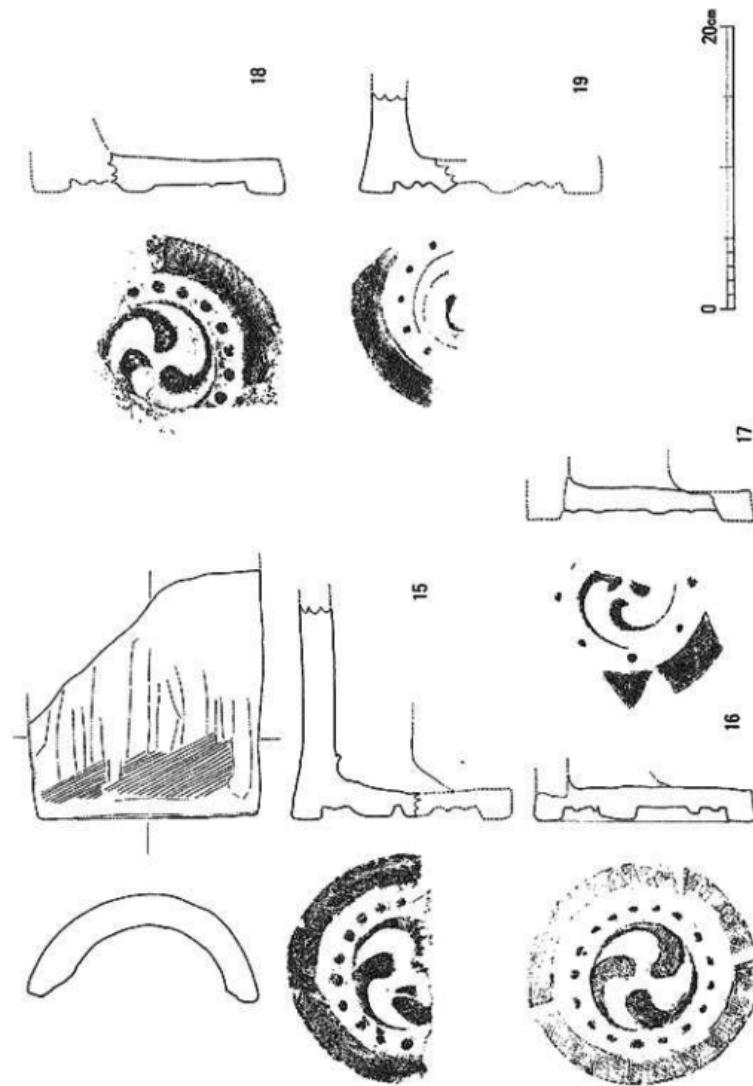
第34圖 遺物實測圖06 五.4



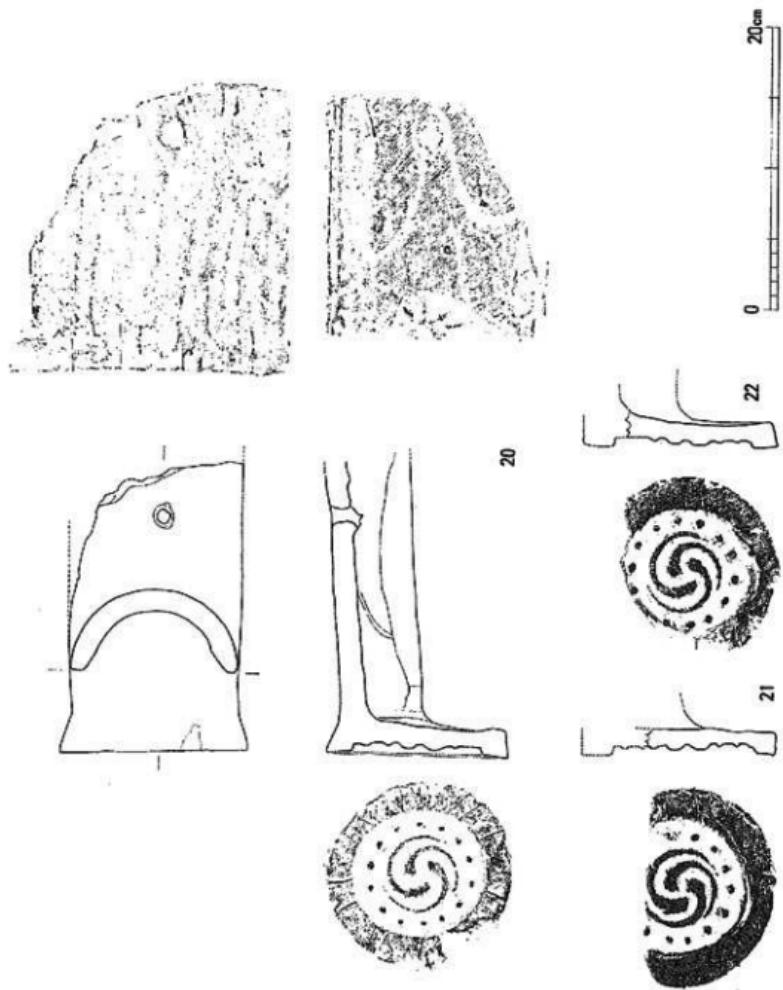
第33圖 遺物實測圖01 五 5



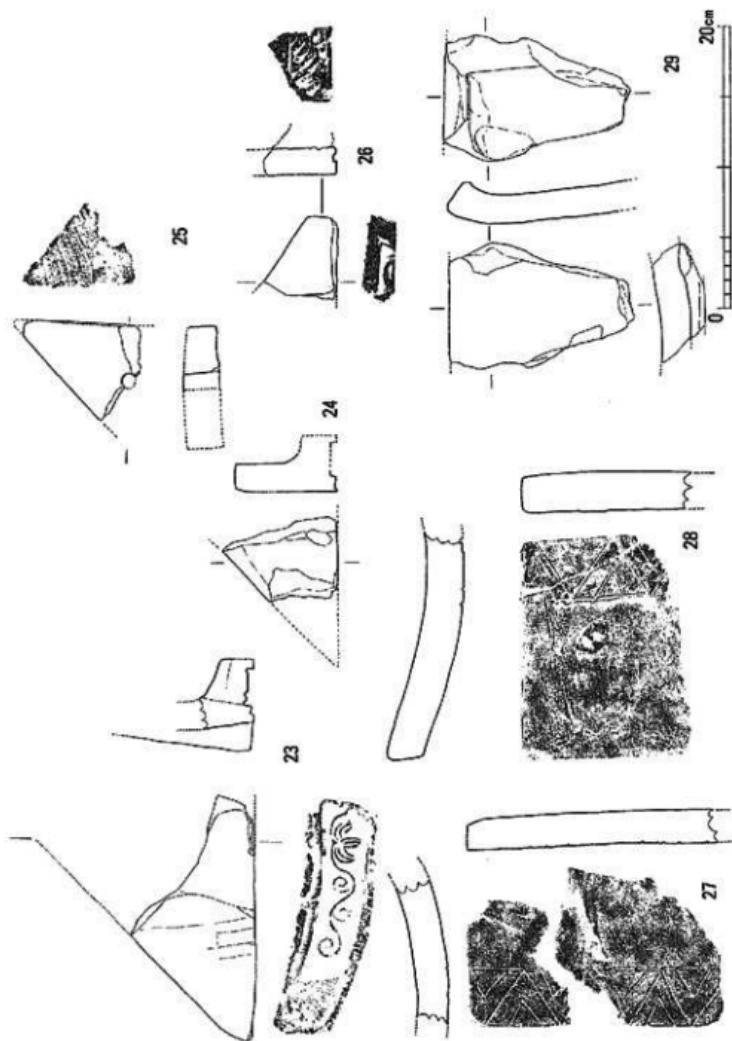
第36圖 遺物実測図並五6



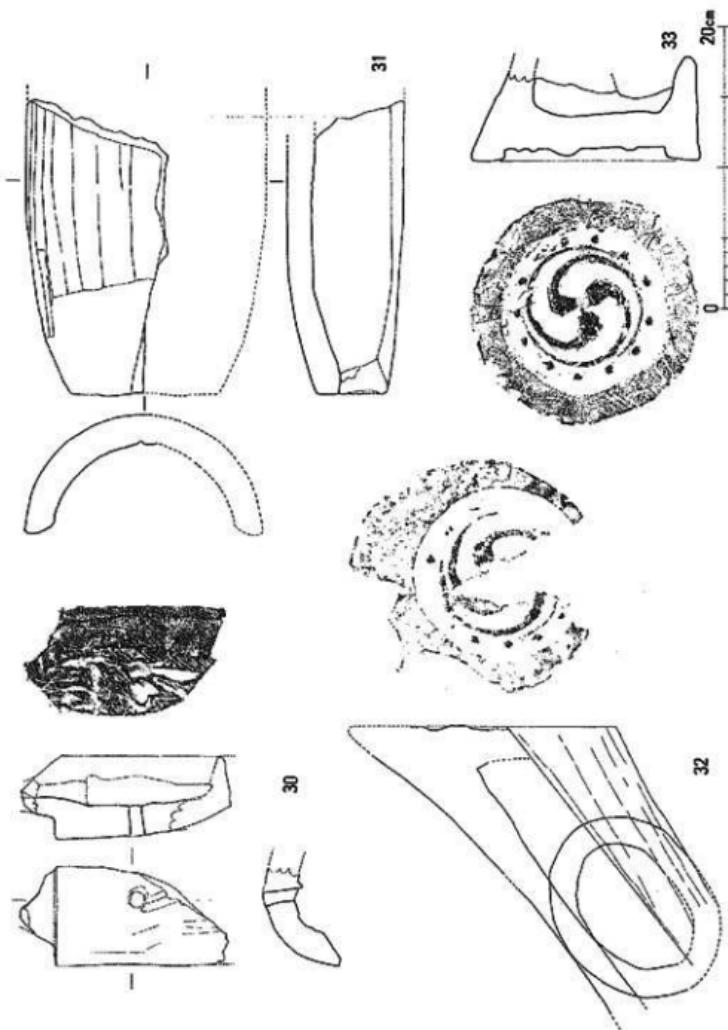
第37圖 遺物實測圖四 瓦 7



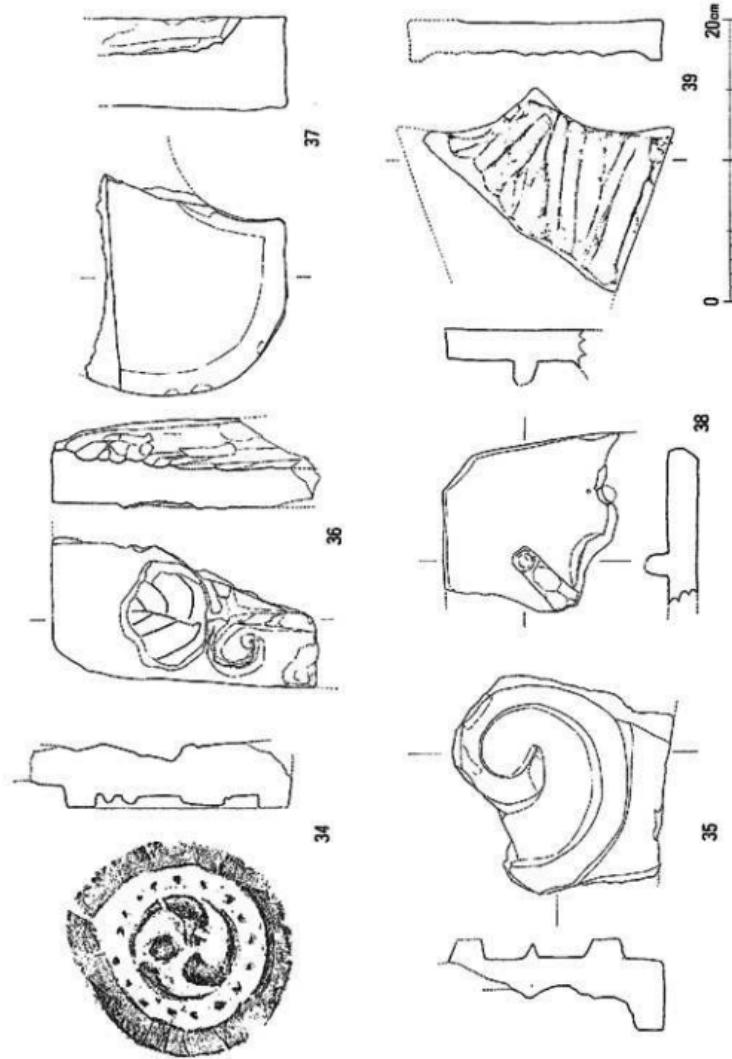
第30圖 遺物實測圖04 瓦 8



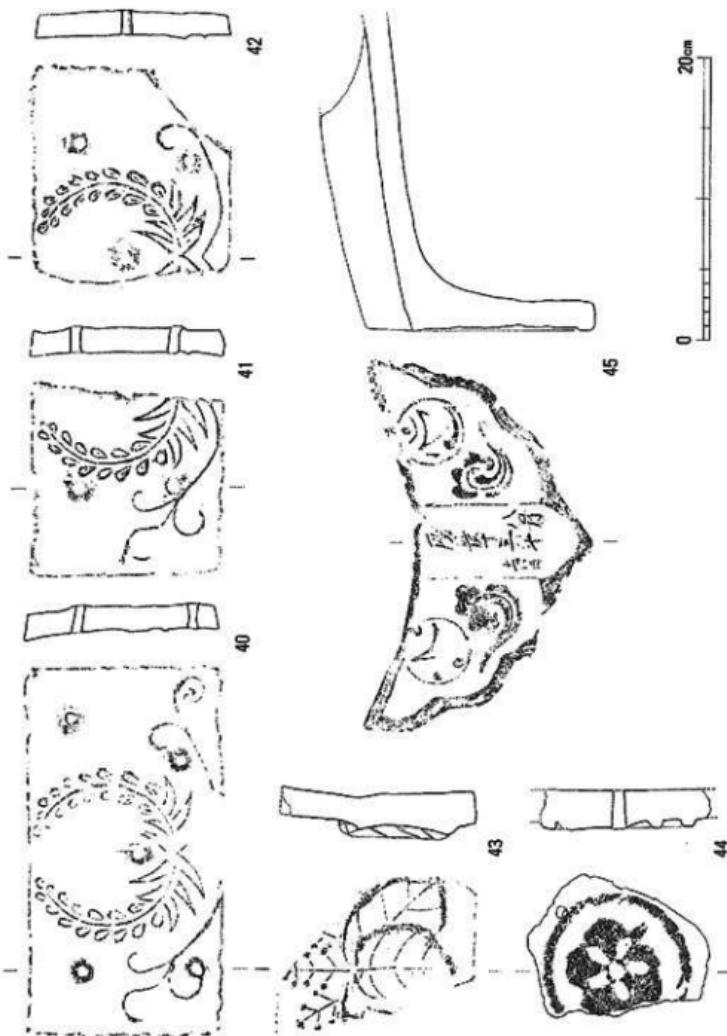
第39圖 遺物實測圖 05 王 9

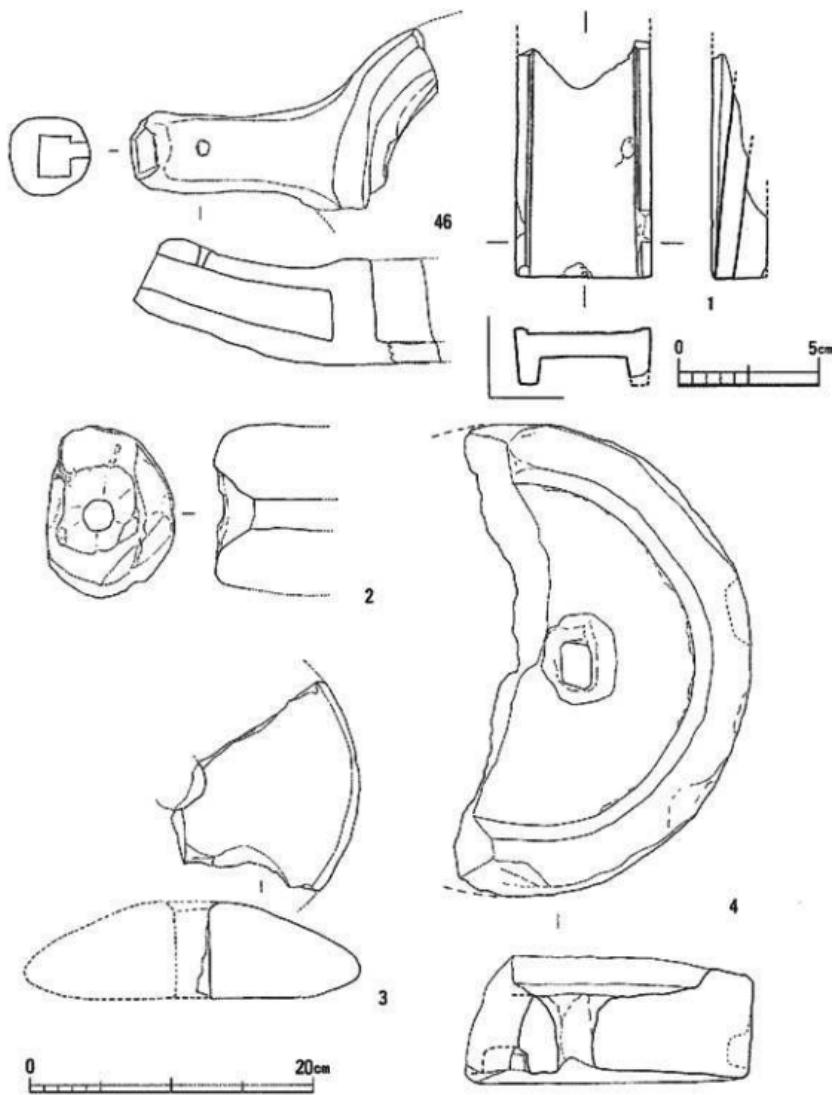


第40圖 遺物實測圖36 瓦10

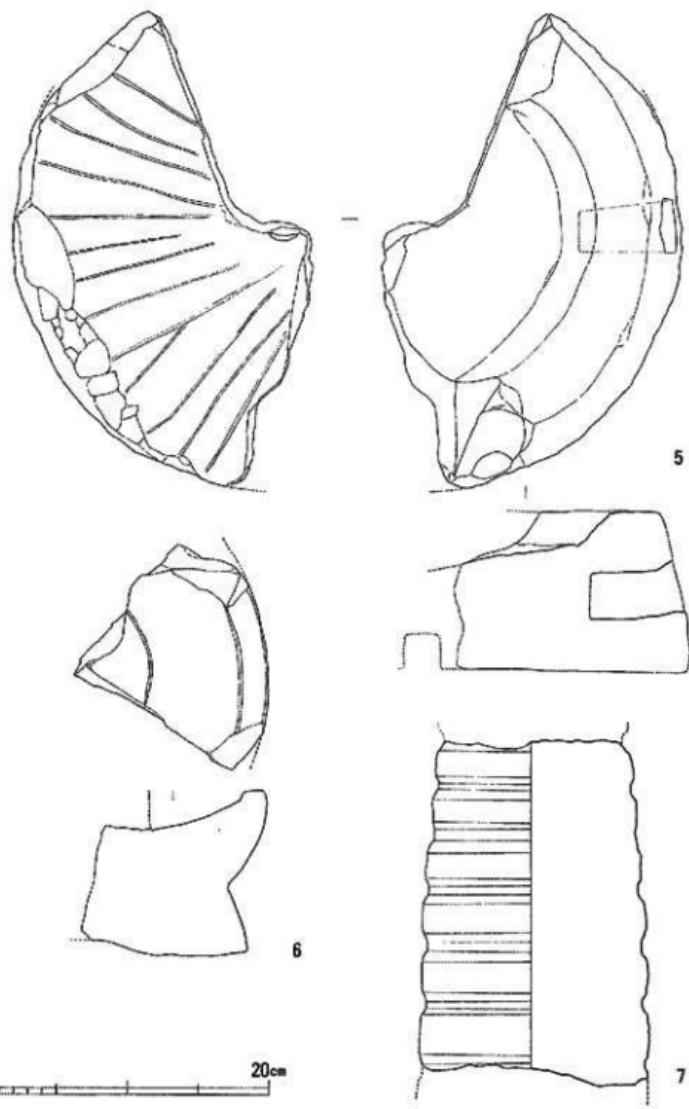


第41图 造物实测图(II) 瓦11

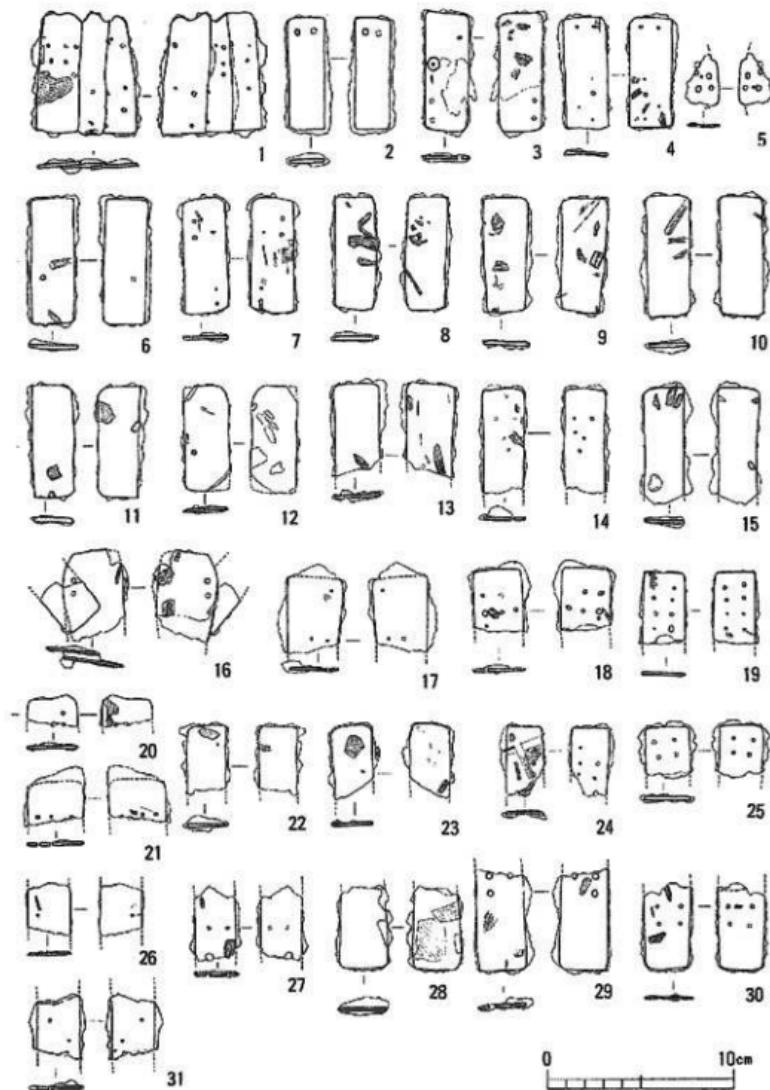




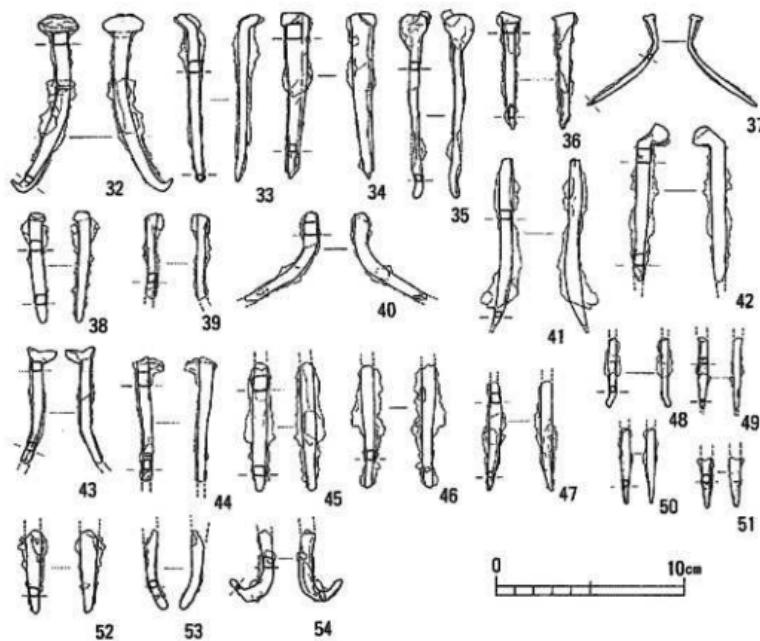
第42図 遺物実測図誌 瓦12・石製品1



第43図 遺物実測図08 石製品 2



第44図 遺物実測図録 鉄製品1



第45図 遺物実測図(1) 鉄製品 2



第46図 遺物実測図(2) 銅・鉛製品

第2表 出土遺物観察表（弥生式土器、A-T10土器溜—第5図～第19図）

No.	器種	口径 cm	高さ cm	肩部径 cm	底径 cm	調 整	焼 成	色 調	胎 土	備 号
1	瓶	15.3				内外面共ハケメ、口縁部はヨコナデ	良好	外側はにぶい褐色、内面は灰褐色	ち密。砂粒を含む	
2	瓶	17.8		21		内外面共ハケメ	良好	内外面共淡褐色	微砂粒を含む	
3	瓶	19.2	42.8	22.1	12.9	外側はタタキのちハケメ、内面はハケメ	良好	内外面共淡褐色	細砂粒を含む	
4	瓶	20.1		22.3		外側はタタキのちハケメ、内面はハケメ	不良	内外面共淡白色	細砂粒を含む	
5	瓶	22.6				外側はタタキ、内面はナデ	良好	内外面とも淡白色	密	
6	瓶	20.6		23.9		内外面ともハケメ	良好	内外面とも淡褐色	密	
7	瓶	22.1		24.6		外側はタタキ、内面はハケメ	良好	外側はにぶい褐色、内面は褐色	細砂粒を含む	
8	瓶	25		29.9		内外面ともハケメ	良好	外側は明褐色、内面はにぶい褐色	細砂粒を含む	
9	瓶	20.7		20.6		内外面ともハケメ	良好	内外面とも白茶褐色	細砂粒を含む	
10	瓶	25.2				内外面ともハケメ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
11	瓶	22.3		20.3		内外面ともハケメ	良好	外側は茶褐色、内面は灰褐色	微砂粒を含む	
12	瓶	22.2		21.3		内外面共ハケメの後ナデ	良好	外側は淡褐色、内面は黒色	ち密。黑色砂粒を含む	
13	瓶				22.4	内外面ともハケメ	良好	外側は黒褐色、内面は白茶褐色	微砂粒を含む	剖面下半に網状突起
14	瓶					外側はナデ、内面はハケメ	良好	外側は褐色、内面はにぶい黄褐色	微砂粒を含む	底部欠失後再使用
15	瓶				13.4	内外面ともハケメ	良好	内外面ともにぶい褐色	ち密	脚部

No.	器種	口径 cm	器高 cm	脚部径 cm	底径 cm	調 型	焼 成	色 調	胎 土	備 考
16	壺				12.6	外面はハケメ、内面はナデ	良好	外面はにぶい褐色、内面は黒褐色	ち密	脚部
17	壺				15.6	外面はハケメ、脚部内面はヘラ削り	良好	外面は褐色、内面は浅い黄色	砂粒を含む	脚部
18	壺	26.9		26		外面上部はハケメ、下部はヘラ削り。内面は研磨	良好	外面は灰褐色、内面はにぶい褐色	砂粒を含む	
19	壺	30	35.9	34	6.1	外面はナデ。内面はハケメ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	くびれ部に突帯、脚部に刻目突帯あり
20	壺	40.4	37.4	38.7		外面はタタキのちハケメ、内面はハケメ	良好	外面は灰白色、内面は黒褐色	密	くびれ部に刻目突帯あり
21	壺	28.8	90.4	60.4		内外面ともハケメ	良好	内外面とも茶褐色	微砂粒を含む	口唇部上面に刻目、クビレ部と脚部に角目突帯あり
22	壺	16.5				内外面ともハケメ	良好	内外面とも明茶褐色	砂粒を含む	
23	壺	10.2				内外面ともハケメ	良好	外面は淡褐色、内面は浅茶褐色	ち密	口唇下とくびれ部に角目突帯あり
24	壺	19				外面は研磨、内面はハケメ	良好	外面は黄褐色、内面は赤褐色	砂粒を含む	口唇下とくびれ部に角目突帯あり
25	壺	15.5	39.8	23.5		内外面ともハケメ	良好	内外面ともにぶい褐色	ち密	
26	壺	18.4				内外面ともハケメ	良好	内外面とも浅い黄褐色	ち密	
27	壺	16				内外面ともハケメ	良好	内外面とも淡褐色	砂粒を含む	くびれ部に刻目あり
28	壺	18.6				内外面ともハケメ	良好	内外面とも褐色	ち密	くびれ部に刻目あり
29	壺	19.6	40.8	28.8		内外面ともハケメ	良好	外面は黄褐色、内面は薄茶褐色	ち密	脚部上面に柳条状文。底部に二次穿孔あり
30	壺	16.4				外面はナデ。内面はハケメ	良好	外面は浅い黄褐色、内面は灰白色	ち密	脚部上面に柳条状文あり
31	壺	20.1				外面はナデ。内面はハケメ	良好	内外面ともにぶい褐色	ち密	脚部上面に柳条状文あり

No.	器種	口径 cm	器高 cm	底部径 cm	底径 cm	調整	成形	色調	胎上	備考
32	壺	18.4				内外面ともハケメ	良好	外側は褐灰色、内面は褐色	ち密	胴部上面に帶描重張文あり
33	壺	13.3	45.6	32.8		外側はタクキ、内面はハケメ	良好		ち密	
34	壺	9.5	9	11.4		内外面ともナデ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
35	壺	9	10.8	11.5		内外面ともハケメ	良好	内外面とも赤褐色	砂粒を含む	
36	壺	15.6		20.6		内外面ともハケメ	良好	内外面とも褐色	砂粒を含む	
37	壺	17.6		20.4		内外面共ハケメのちナダ	良好	外面は赤褐色、内面は褐色	砂粒を多く含む	
38	壺	18.2	21.4	22.2		不明	良好	外面は淡赤褐色、内面は赤褐色	砂粒を多く含む	
39	壺	18.5	21.2	23.5		内外面ともハケメ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
40	壺	19	22.9	23.8		外面はハケメ、内面はナデ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
41	壺	16		27.3		内外面共ハケメ	良好	外面は淡黄褐色、内面は明褐色	ち密	
42	壺	11.6				外面はタクキのちハケメ、内面はナダ	良好	内外面とも淡褐色	ち密	
43	壺	12.8				外面はタクキのちナダ、内面はナダ	良好	内外面共黄褐色	ち密	
44	壺	10.3		17.8		内外面共ハケメ	良好	外面は浅い青褐色、内面は灰白色	ち密	
45	壺	18		23.9		内外面共ハケメ	良好	外面は棕褐色、内面は黄褐色	ち密	
46	壺	18		29.6		内外面共ハケメ	良好	外面は淡赤褐色、内面は淡褐色	ち密	
47	壺	11.6		25.6		内外面共ハケメのちナダ	良好	内外面共褐色	砂粒を含む	

No	器種	口径 cm	器高 cm	周幅 cm	底径 cm	調査盤	洗成	色調	胎土	備考	
48	壺		20.5		27.6	内外面共ハケメ	良好	外側は淡赤褐色、内面は灰い褐色	砂粒を含む	くびれ部に刻月文等 あり	
49	壺				24.5	2.1	内外面ともハケメ。外面下部はヘラ削り	良好	外側は棕褐色、内面は白灰褐色	砂粒を含む	
50	壺				23.5		外面はタタキのちハケメ、内面はハケメ	良好	外側は赤褐色、内面は灰白色	ち密	
51	壺				27		外面ともハケメ	良好	内外面とも白茶褐色	微砂粒を含む	
52	壺				11.7		内外面ともハケメ	良好	内外面とも暗灰色	密	
53	器右	30.5	29	13.4	34.2	内外面共にハケメ、嘴部はヨコナデ	良好	内外面共に、にぶい 棕色	粗混、微 砂粒を含む	沈縁は12本。スカシ は上下二段各4ヶ所	
54	器右	28	27.3	12	31	内外面共上半はハ ケメ。その他はヨ コナデ	良好	にぶい青褐色	粗混、微 砂粒を含む	沈縁は16本。スカシ は上下二段各4ヶ所	
55	器右	29.6			14.2	外面はハケメ。口 縁から内面半上に かけヨコナデ。下 半はハケメ	良好	棕色	微砂粒を 含む	沈縁は11本。スカシ は4ヶ所。上下二段 と思われる	
56	器右	29.8				内外面共にハケメ。 さらに口縁部 はヨコナデを施す	良好	にぶい褐色	微砂粒を 含む	スカシは4ヶ所に付 く。下位は不明	
57	器右					内面はヨコ方向ハ ケメ	良好	明褐色	微砂粒を 含む	上下のスカシに使 まれた部分。4本の大 い沈縁を認く	
58	器右	26.3	22.8	28	28	外面はヘラ削り。 口縁、底部はヨコ ナデ。内面はハケ メ	良好	外側は淡茶 褐色。内面 は黄褐色	密。砂粒 を含む	沈縁は4本。スカシ は上下二段各4ヶ所	
59	器右				14.1	30.5	内外面共にハケメ 後ヨコナデ	良好	外側は黄茶 褐色。内面 は暗茶褐色	ら密。砂 粒を含む	4本の沈縁の後、下 から上へへたりによる 沈縁を認す。スカシ は二段
60	器右	27.7			12.1		内外面共に口縁部 はヨコナデ。他は タナデ	良好	外側は淡黃 褐色斑斑。内面 は淡褐色	も密(稍 過)	沈縁は5本。ヘラで 瓶の器を加える。ス カシは二段4ヶ所
61	高杯	34	27.7	4.5	19.2	柄部は内外面共ハ ケメ。脚部は外面 ヘラ削り。内面ハ ケメ	良好	外側暗褐色 内面杯部淡 褐色斑斑黃 褐色	密	脚部に3ヶ所の洗成 前穿孔	
62	高杯	29				外面ハケメ。内面 ヘラ削り	良好	外側にぶい 褐色、内面 棕色	砂粒を含 む		
63	高杯	31			5	杯部は外面ハケメ 内面ヘラ削り。脚部 は外面ヘラ削り 内面ヘラ削り		外側褐 褐色、内面に ぶい褐色	密		

No	器種	口径 cm	底高 cm	脚部径 cm	底径 cm	調 整	旋 成	色 調	胎 土	備 考
64	高杯	31.6			4.6	軽部は、内外面共 ヘラ研磨。脚部は、 外面ヘラ研磨。内面 ヘラ削り	良好	内外面共桂 色	ち密	口縁部内面に暗文
65	高杯	32.8				内外面共ハケメの ちヘラ研磨	良好	外面は浅い 黄褐色、内 面は黄褐色	ち密	
66	高杯	27.3			4.6	内外面共研磨	良好	内外面共青 褐色	密	脚部に焼成前穿孔あ り
67	高杯				4.2	脚部は内外面共に ハケメ	良好	内外面共青 に、にぶい 黄褐色	砂粒を含 む	脚部に3ヶ所の焼成 前穿孔あり
68	鉢	10.5	6.5	10.7		外側はハケメ、内 側はナダ	良好	内外面とも 白茶褐色	微砂粒を 含む	
69	鉢	10.9			11.2	外側はヘラ削り、 内面はハケメ	良好	外側はにぶ い橙色、内 面は黄褐色	砂粒を含 む	
70	鉢	13.1			13.9	内外面共ヘラミガ キ	良好	外側は浅黃 褐色、内面 は淡黄褐色	ち密	
71	鉢	13.6	10.5	15.7		外面はハケメのち ナダ	良好	外側は浅い 黄褐色、内 面は灰褐色	ち密	
72	鉢	15.2	11	16.4		内外面共ハケメの ちナダ	良好	外側はにぶ い橙色、内 面は淡黄褐色	砂粒を含 む	
73	鉢	17.5			18.6	内外面共上部はハ ケメ、下部はヘラ 削り	良好	外側はにぶ い橙色、内 面は墨褐色	ち密	
74	鉢	19			19.7	外面はヘラ削り、 内面はハケメ	良好	外側は墨褐 色、内面は 暗褐色	ら密	
75	鉢	20.5			20.6	外面はハケメのち ナダ、内面はナダ	良好	外側はにぶ い赤褐色、内 面にぶい橙 色	やや砂粒 を含む	
76	鉢	22.7	13.8	23.7		外面はハケメ、内 面はナダ	良好	内外面とも 白茶褐色	微砂粒を 含む	
77	鉢	20.3			20.6	内外面共ナダ	良好	外側は淡黃 褐色、内 面は淡い青 色	やや砂粒 を含む	
78	鉢	15.9	15.9	18	4.1	内外面共ハケメ	良好		ち密	
79	脚付 鉢	11.8	11.7	11.9	12.6	外側はケズリ、内 面はナダ	良好	内外面共に にぶい褐色	ち密	

No	形種	口径 cm	器高 cm	副部厚 cm	底径 cm	調 穀	焼 成	色 調	胎 上	備 考
80	鉢	16.4	8.9	13.7		内外面共ハケメ	良好	内外面共淡 黄褐色	砂粒を含 む	
81	鉢	19.9		15.1		外側はハケメのち ナデ、内面はナデ	良好	内外面共赤 褐色	ち密	
82	鉢	21	11.3	18.5		外面上部はハケ メ、下部はヘラ削 り、内面はヘラ削 り	良好	内外面共淡 青褐色	ち密	
83	鉢	21.9		17.1		内外面共ハケメ	良好	外面は黄褐 色、内面は 淡黄褐色	ち密	
84	鉢	23.2		18		外面はハケメのち ナデ、内面はナデ	良好	内外面共淡 い黄褐色	砂粒多い	
85	脚付 鉢	20.6	13.4	16.9	12.3	外面はナデ、内面 はヘラ削き	良好	内外面共に 淡黄褐色	ち密	
86	脚付 鉢			19.2	15	外側はハケメとヘ ラ削り、内面はナ デ	良好	内外面共淡 青褐色	ち密	

第3表 出土遺物観察表（土器片加工品－第20回）

No	長径 mm	短径 mm	厚 S mm	重量 g	外面調査	内部調査	焼成	色 調	胎 土	備 考
87	75.6	73.2	8.2	62	ハケメ	ハケメ	良好	褐色	白色砂を含む	甕又は壺片
88	70.5	68.4	7.1	45	ハケメ	ハケメ	良好	表：黒褐色 裏：褐色	黒密	甕又は壺片
89	68.6	66.7	6.5	41	ハケメ	ハケメ	良好	表：にぼい褐色 裏：褐色	黒色砂粒を含む	甕又は壺片
90	66.4	65.3	11.5	62	ハケメ	ハケメ	良	赤褐色	白色砂を含む	壺片
91	75.4	62.4	6.0	37	ハケメ	ハケメ	良好	にぼい褐色	黒色砂粒を多く含む	甕の胴部片
92	75.7	58.3	8.3	44	ハケメ	ハケメ	良好	表：黒色 裏：にぼい褐色	黒色砂粒を含む	甕の胴部片
93	67.8	61.5	6.2	33	ハケメ	ハケメ	良好	表：黒褐色 裏：褐色	黒色砂粒を多く含む	甕の胴部片
94	68.4	55.4	6.5	26	ハケメ のち タチキ	ハケメ	良好	表：淡黄褐色 裏：にぼい黄褐色	黒色砂粒を含む	甕片
95	64.0	54.0	6.0	28	ハケメ	ハケメ	良好	淡褐色	黒密	甕の口縁片
96	56.0	55.0	8.0	22	ハケメ	ハケメ	良好	表：赤褐色 裏：にぼい褐色	黒密	甕又は壺片
97	53.7	49.4	7.2	24	ハケメ	ナデ	良好	表：にぼい褐色 裏：褐色	大きめの白色砂を含む	甕の口縁片
98	49.4	48.3	10.0	25	ハケメ	ナデ	良	表：褐色 裏：褐色	白色砂粒を多く含む	周囲を削いでいる
99	52.5	41.6	6.6	17	ナデ	ナデ	良好	褐色	黒色砂粒を多く含む	甕の口縁片
100	47.0	40.0	9.0	22	ナデ	ハケメ	良好	表：赤褐色 裏：褐色	黒色砂粒を含む	泥張文土器片
101	37.0	34.4	8.0	16	ハケメ	ハケメ	良好	表：にぼい黄褐色 裏：にぼい褐色	黒色砂粒を含む	甕又は壺片
102	36.0	34.0	6.9	10	ハケメ	ハケメ	良	表：赤褐色 裏：にぼい褐色	黒色砂粒を含む	甕又は壺片

第4表 出土遺物観察表（磁器－第21図～第25図）

No	種別	器種	法寸	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	番号
1	青 磁	碗	高台径 - 5.5cm 高台高 - 0.9cm	文様 - 見込に双魚のスタンプ 外縁、底部近くに2本の沈線。高台縁は片面取り、質入。	高台削り出し、高台及び高台内露胎	色調 - 明緑灰褐色 胎土 - 密 焼成 - 良好	B-T1 4番
2	青 磁	碗	高台径 - 5.6cm 高台高 - 1.1cm	文様 - 見込に印花	高台削り出し、高台内露胎	色調 - 明緑灰褐色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T2 9番
3	青 磁	碗	高台径 - 5.3cm 高台高 - 0.8cm	文様 - 見込に印花 外縁、蓮弁文、質入	高台削り出し、高台内露胎、 鉄錆を塗る	色調 - 明緑灰褐色 胎土 - 密 焼成 - 良好	B-T1 馬色土
4	青 磁	碗	高台径 - 6.5cm 高台高 - 0.7cm	文様 - 見込に印花と1条の沈線、質入	高台内削り出し、高台は施釉	色調 - 明緑灰褐色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T1 3層馬色土
5	青 磁	碗	高台径 - 5.4cm 高台高 - 0.7cm	文様 - 見込に印花 高台は片面取り	高台内削り、見込は露胎	色調 - 青オーラー 胎土 - 密 焼成 - 不良	A-T8 7区 栗原栄石中
6	青 磁	碗?	高台径 - 6.7cm 高台高 - 1.0cm	文様 - 見込にヘラによる花文。 高台縁は厚く、高台内は浅い	高台内削り露胎	色調 - 黄灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 黄褐色砂質
7	青 磁	碗	高台径 - 6.7cm 高台高 - 0.9cm	文様 - 見込に双魚?のスタンプ 高台は片面取り	高台内削り、露胎、高台は施釉	色調 - 淡緑色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 5区中央部
8	青 磁	碗	高台径 - 5.7cm 高台高 - 0.8cm	基文、細かい質入	高台削り出し、高台内は露胎、 高台は施釉	色調 - 黄灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 1区西側耕作土
9	青 磁	碗	口径 - 15.8cm	文様 - 内面刻花文 口経縁は丸い		色調 - 明緑灰褐色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T1 2番
10	青 磁	碗		外縁 - IIよりさらに簡略化した蓮弁文 口経縁は丸い、質入		色調 - 青灰褐色 胎土 - 密 焼成 - 良	A-T8 5区耕作土
11	青 磁	碗		外縁 - 簡略化した蓮弁文 朝先を波状に、背面を絞削して表現		色調 - 明緑灰褐色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 No.セクション用ブリッジ
12	青 磁	碗		外縁 - 蓮弁文 口経縁は丸い、質入		色調 - 青オーラー 胎土 - 密 焼成 - 良好	B-T1 黑色上
13	青 磁	碗	口径 - 14.3cm	外縁 - 簡略化した蓮弁文		色調 - 明緑灰褐色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 石風化側コナー、石壁に伴なう
14	青 磁	皿	底径 - 4.6cm	文様 - 見込に網目彫光文 底部は茎切底	底部は削り出しで露胎である	色調 - 明緑灰褐色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 黄褐色砂質
15	青 磁	皿	底径 - 6.1cm	文様 - 見込網目彫光文 底部は茎切底	底部は削り出しで露胎、鉄錆を塗る	色調 - 黄灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	表揮

No	種類	器種	法式	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
16	青磁	瓶	高台径 - 6.8cm 高台高 - 0.6cm	見込平底、高台内凸状、口付が丸い、青入	高台内、見込先に蛇／目袖ハギ、鉄錆を控る 高台施釉	色調 - 明緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 青褐色砂質
17	青磁	瓶	口 径 - 11.4cm	体部は内窓し、口縁部はすく外反する、細かい質入		色調 - 明緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 東側削伏窓 り込み
18	青磁	瓶	L.I 径 - 12.5cm	輪花腹 体部と口縁部の筋部が強く、口縁部は外反する、細かい質入		色調 - 緑灰色 胎土 - 陶質 焼成 - 良	A-T6 石器北側コ ーナー石器 に伴なう
19	青磁	瓶	I.I 径 - 12.4cm 器 高 - 3.4cm 高台径 - 6.6cm 高台高 - 0.8cm	輪花腹 文様 - 見込に双魚？のスター 口縁部に沈幅文様、細かい質入	高台内袖ハギ	色調 - 黒灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 4区北側 耕作土
20	青磁	皿	L.I 径 - 11.4cm	輪花腹 口縁部は波形を呈する、体部は丸く内窓し、窓壁は滑り		色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 東側
21	青磁	瓶	I.I 径 - 36.0cm	文様 - 内側にうさぎの桜花文 外腹はヘラ模様と草文、体部は大きくねじ開き、やや内縮する、口縁部上面はくぼみ、端部は丸くなる		色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
22	青磁	瓶	径 - 22.7cm	体部は内窓し、口縁部でやや外反する、口縁部内面に良いかえりをもつ。細かい質入	内面施釉	色調 - 淡明緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	B-T4
23	青磁	瓶	口 径 - 15.6cm	輪花腹 文様 - 口縁部内面に3条の沈幅波形文 外腹は草花文 体部から口縁にかけ著しく外反する		色調 - 緑灰色 胎土 - 黒 焼成 - 良好	A-T8 東側耕作土
24	青磁	底	口 径 - 0.7cm	口縁は強く外反する		色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 東側灰黑色 土
25	青磁	瓶		外面 - 円形の浮彫	型作り？	色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 No.2セクションブリッジ
26	青磁	香炉		底部は肥厚	足は貼付	色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
27	青磁	盤	径 - 27.4cm 器 高 - 8.4cm 底 径 - 9.5cm	文様 - 外面草木文、上下に16個と9個の花文の浮彫 見込に桔子目状の押捺文スランプ 腹面三星		色調 - 緑灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
28	白磁	瓶	口 径 - 14.9cm 器 高 - 3.2cm 高台径 - 8.7cm 高台高 - 0.6cm	体部は内窓し、口縁部は外反する。端部は丸い。高台は片面取り	高台端は露胎	色調 - 白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 東側灰黑色 土、石器に 伴なう
29	白磁	瓶	口 径 - 11.6cm 器 高 - 2.3cm 高台径 - 6.7cm 高台高 - 0.4cm	輪花腹？ 体部は開きざまに内窓し、難以り	見込は蛇／目袖ハギ 高台端は露胎	色調 - 青釉白色 胎土 - やや粗 焼成 - 良	A-T9 灰層
30	白磁	瓶	L.I 径 - 9.7cm 器 高 - 4.5cm 高台径 - 4.4cm 高台高 - 0.4cm	輪花腹 片面取り	見込は蛇／目袖ハギ 高台内は露胎	色調 - 緑味白色 胎土 - 密 焼成 - 良	A-T9 灰層

No	種別	品種	法量	形態の特徴	技法の特徴	色調・土上・焼成	備考
31	白 磁	無	高台径 - 5.8cm 高台高 - 0.6cm	高台面取り、貫入 見込みは蛇ノ目袖ハギ、高台 割り出し	色調 - 灰白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰眉	
32	白 磁	無	口 径 - 9.4cm	菊花風	カンナによる菊花文	色調 - 灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰眉 二次焼成
33	白 磁	無	高台径 - 6.2cm 高台高 - 0.4cm	文様 - 内面に草花文の浮彫 見込みは平坦、高台は薄く低い。 體部は全体に薄い	高台面に妙付着	色調 - 青味白色 胎土 - 粗密 焼成 - 良好	A-T8 田区石墨削 面黒色土、 石墨に伴う
34	白 磁	無	口 径 - 16.0cm	口縁部は外反し、窓部は丸い 体部に穴あり 一部貫入		色調 - 灰白色 胎土 - やや粗 焼成 - 良好	A-T8 石墨北側コ ーナー、石 墨に伴なう
35	白 磁	鏡?	口 径 - 11.8cm	菊花紋 筋線 - 内外面刻花文 体部は真すぐのび、口縁部 で外反する。器壁は薄い	型作り	色調 - 白色 胎土 - 精密 焼成 - 良好	A-T9 灰眉
36	白 磁	無		文様 - 菊花文 体部は真すぐのび、口縁部 で外反する。器壁は薄い	型作り	色調 - 白色 胎土 - 精密 焼成 - 良好	A-T1 3層 黑色土層
37	染 付	坪	口 径 - 6.8cm 高 台 - 3.9cm 高台径 - 2.9cm 高台高 - 0.3cm	文様 - 見込みは草花文 内面口縁近くに1条の桙線 外曲、体部に大きめ草花文 その上部に1条の界線 見込み平坦、器底から施釉した 体部は真すぐで薄らあがり口縁部で水平に反り、端 部は鋸歯状	糞頭の焼き色はよい	色調 - 青味白色 胎土 - 精密 焼成 - 良好	A-T9 灰眉
38	染 付	坪	口 径 - 6.3cm	文様 - 内面、口縁と見込みに 1条の界線 外曲、口縁に1条の界線と 体部に「バッタ」を施す 25周線に体部は真すぐにして 立ち上り、口縁で反る。端 部はやや丸い	糞頭の焼き色はあまりよくな い	色調 - 青味白色 胎土 - 精密 焼成 - 良好	A-T9 灰眉
39	染 付	輪	高台径 - 4.8cm 高台高 - 0.6cm	文様 - 見込みに「玉」の字を 描く	高台割り出し、裏貼。見込み は蛇ノ目袖ハギ	色調 - 青味白色 胎土 - やや粗 焼成 - 良	A-T9 灰眉
40	染 付	輪	高台径 - 6.0cm 高台高 - 0.8cm	文様 - 見込みに草花文と二条 の界線 外側高台近くに2条の界線	裏付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - やや粗 焼成 - 良	A-T9 灰眉
41	染 付	輪	高台径 - 5.6cm 高台高 - 0.7cm	文様 - 見込みに1条の界線 外側高台近くに1条の界線 と体部には草花文	裏付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 (高台内に 薄く褐色土を塗る。 一部器壁内に混入) 焼成 - 良	A-T9 灰眉
42	染 付	輪	口 径 - 11.5cm	文様 - 内面口縁と見込みに1 条の界線 外側は波彫文・芯焼文を施す。 貫入。 体部は内凹し、窓部は丸い。 高台の断面は台形を呈する	糞頭の焼き色はあまりよくな い	色調 - 黄沈色 胎土 - 粗 焼成 - 不良	A-T8 石墨北側コ ーナー、 石墨に伴う
43	染 付	鏡	口 径 - 13.0cm 器 高 - 4.4cm 高台径 - 5.0cm 高台高 - 0.7cm	文様 - 内面口縁と見込みに1 条の界線 外側体部に草花文、上下に 1条の界線を施す。 体部は内凹し、窓部は丸い。 高台の断面は台形を呈する	高台割り出し、見込みに高 台内は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰眉
44	染 付	鏡	口 径 - 12.0cm	文様 - 内面口縁部に2条の 界線 外側は草花文 体部は薄くわずか内凹し端 部は鋸歯状		色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰眉

No	種別	器種	法 直	形 态 の 特徴	技 法 の 特徴	色調・胎土・焼成	備 考
46	染付	碗	口 径 - 11.9cm	文様 - 内面口縁部に 2 条の界線 外面は草花文 体部は黒くわずかに内芯し、 底部は黒い		色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
47	染付	碗	口 径 - 13.1cm 器 高 - 6.0cm 高台径 - 4.9cm 高台高 - 1.0cm 貢入	文様 - 口縁部内外側と見込 及び高台近くに 1 条の界線 高台が高い	見込、高台及び高台内は調 油	色調 - 乳白色 胎土部分は橙色 胎土 - 脚質 焼成 - 不良	A-T9 灰層
48	染付	碗	高台径 - 5.5cm 高台高 - 6.7cm	文様 - 見込に透点文 外面高台部分に 2 条の界線 見込は凹む。高台から体部 にかけての屈曲はなめらか	見付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 欠密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
49	染付	碗	口 径 - 13.2cm	文様 - 内面口縁部に 1 条の 界線 外面口縁部に 1 条の界線と 透点、体部は内窓、端部は 丸い。貢入	具足は青緑色	色調 - 黄灰色 胎土 - 稲 焼成 - 不良	A-T9 灰層
50	染付	碗	口 径 - 13.4cm	文様 - 内面、口縁部に 1 条の 界線 外面草花文 貢入、底くい		色調 - 黄次色 胎土 - 稲 焼成 - 不良	A-T9 灰層
51	染付	碗	口 径 - 12.4cm 器 高 - 6.3cm 高台径 - 5.2cm 高台高 - 0.6cm	文様 - 見込は四子文 外面にも跡子文? 界線は見込、口縁内外面高 台にそれぞれ 1 条の底部は 肥厚、体部から口縁部にか け薄くなり端部は黒い	見付は露胎 高台内の削りが深い	色調 - 青味白石 胎土 - 露胎を含む 焼成 - 良好	A-T9 灰層
52	染付	碗	口 径 - 11.6cm	文様 - 内面は四方文 体部から口縁にかけ厚さ一 定 端部は黒い	外側塗金	色調 - 内面青味白色 外面は淡緑色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 田区石屋 前面黑色土 石屋に伴う
53	染付	碗	高台径 - 5.4cm 高台高 - 0.7cm	文様 - 見込は草花文と 2 条 の界線 外面は透点文。高台に 2 条 の界線。見込凹状	見付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 石壁南端 前面黑色土 石壁に伴う
54	染付	碗		文様 - 口縁内外面に 2 条の 界線 外面部体に透点文	外側の発色がよくない	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
55	染付	鉢	口 径 - 10.8cm 器 高 - 3.1cm 高台径 - 3.9cm 高台高 - 0.4cm	文様 - 内外面 2 条の界線 高台は台形状 高台径 - 2.6cm 高台高 - 0.4cm 貢入	見込は蛇口目輪ハギ 高台及び高台内無釉	色調 - 青味灰色 胎土 - やや粗 焼成 - 良	A-T9 灰層
56	染付	皿	口 径 - 10.2cm 器 高 - 2.6cm 高台径 - 6.1cm 高台高 - 0.4cm	文様 - 見込は獅子文、口縁 内外面に 1 条の界線と 高台に 1 条の界線 露胎を記す 見込部分は黒く、体部は短 く立ち上がる	見付は露胎、砂付着	色調 - 青味灰色 胎土 - やや粗 焼成 - 良好	A-T9 灰層
57	染付	皿	口 径 - 10.5cm 器 高 - 2.9cm 高台径 - 4.8cm 高台高 - 0.4cm	文様 - 見込は花舟文、内面 は四方文 外面は口縁と高台近くに 1 条の界線 見込部分は黒く、体部は短 く外反し口縁は開く 胎膜は舟手		色調 - 青味灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
58	染付	皿	口 径 - 10.5cm 器 高 - 2.3cm 高台径 - 5.7cm 高台高 - 0.4cm	文様 - 見込は獅子文、山形 文 口縁内外面と高台に 1 条の 界線 見込部分は黒く、体部は短 く外反し口縁は開く 胎膜は舟手	見付は露胎、砂付着	色調 - 青味灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層

No.	種類	断面	法寸	形態の特徴	技術的特徴	色調・胎土・焼成	備考
59	縦付	鉢	L1 横-10.4cm 器 高- 3.0cm 高台径- 9.6cm	文様-内面四方神文 外縁口縁1条の界線 体部内厚、端部は薄い 買入		色調-青味灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
60	縦付	皿	口 横- 9.6cm	文様-内面、口縁部に1条 の界線 体部は内厚、那部は薄手		色調-青味灰色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
61	縦付	皿	口 横-12.6cm 器 高- 2.7cm 高台径- 7.5cm 高台高- 0.3cm	文様-見込は獣子文の2条 の界線 外縁高台に1条の界線 内面、口縁部に西洋神文	疊付は粗粒、砂付着	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
62	縦付	皿	高台径- 6.2cm 高台高- 0.3cm	文様-見込は獣子文と2条 の界線 外縁高台に1条の界線 輪ぬき路「筋」を描く 見込平坦、高台は薄く低い	疊付は粗粒、砂がわずかに 付着	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
63	縦付	皿	L1 横-10.7cm 器 高- 3.1cm 高台径- 5.8cm 高台高- 0.3cm	文様-見込は小鳥と樹木と 2条の界線 口縁内外と高台に1条の界 線 輪ぬき路は不明 見込は広く、体部は短い。 口縁部は大きく開き、端部 は鋭い	高台内の動脈が現り 疊付は粗粒、砂付着	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
64	縦付?	皿	口 横-13.0cm 器 高- 1.8cm 高台径- 7.3cm 高台高- 0.5cm	文様-見込は花文 高台内にも小さく花文を描 く 見込は広く、わずかに凹状 体部は短く、端部からすぐ口縁部となり、口 縁部は大きく外反する	疊付露胎、砂付着	色調-白色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層 元形の二次 焼成?
65	縦付?	皿	高台径- 7.4cm 高台高- 0.4cm	文様-見込に花文 高台内にも小さく花文?を 描く 見込は広く、わずかに凹状 体部は短く、端部からすぐ口縁部となり、口 縁部は大きく外反する	疊付は粗粒、砂付着	色調-白色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層 64同様五形 の二次焼成?
66	縦付	皿	横- 3.7cm	文様-見込と外側にあるが 不明 底部は甚だ窪 底部は厚いが体部は薄くな る。買入		色調-淡緑色 胎土-やや密 焼成-良	A-T8 石墨、北削 コーナー削 風間土石 石墨に伴う
67	縦付	皿	L1 横-14.1cm 器 高- 2.9cm 高台径- 8.1cm 高台高- 0.5cm	輪花皿 文様-見込に花鳥文 口縁には花文を描く 体部外側には3ヶ所に鳥を 描く 見込は広く、体部は内凹し、 口縁部はほぼ水平に開く。 端部は鋭い	疊付は粗粒。 わずかに砂が 付着。物焼が音味がかって いる	色調-淡青色 胎土-密 焼成-良好	A-T9 灰層
68	縦付	皿	口 横-15.0cm 器 高- 3.0cm 高台径- 9.1cm 高台高- 0.5cm	GT同様、輪花皿 文様- GT同様花鳥文と思わ れる 口縁は四方神文 体部外側に鳥(?)を描く 見込は広く、体部は内凹 口縁部は外反する	疊付は粗粒	色調-乳白色 胎土-密 焼成-二次焼成が著 しい	A-T9 灰層
69	縦付	皿	高台径- 6.9cm 高台高- 0.5cm	文様-見込中央に「高」を 単体で描き、彫りを 堅厚文に埋め 輪ぬき路「大明宣德年造」 見込は広く、体部は内凹し、 端部は鋭い。	疊付は粗粒、砂付着 輪ぬきの発色がよい	色調-青味白色 胎土-密 焼成-良好	A-T13 灰土、褐色 砂質土層

No	種別	器種	法 級	形 型 の 特 徴	技 法 の 特 徴	色調・胎土・焼成	備 考
70	染付	皿	高台径 - 7.6cm 高台高 - 0.6cm	文様 - 見込に花虫文と 2 条の界線 高台内に 2 条の界線に押された施墨跡は不明 見込部分が広い	墨付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T13 盛土・褐色 砂質土層
71	染付	皿	口 径 - 15.1cm 器 高 - 3.3cm 高台径 - 8.2cm 高台高 - 0.6cm	鳴花皿 文様 - 見込花虫文 内面 : 花と虫を交互に描く 外側 : 鳴花と飛虫を交互に 描く 体部は内凹	墨付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T1 3 層
72	染付	皿	高台高 - 0.4cm	文様 - 詳しくは不明 体部やや内凹	墨付は露胎、砂付唇	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
73	染付	皿	口 径 - 20.8cm 器 高 - 3.5cm 高台径 - 11.9cm 高台高 - 0.5cm	文様 - 見込、内外両共に草花文 見込部分はやや凸状で広い 体部はわざかに内凹し、口 縁部は肥厚する	口唇部山吹い 墨付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
74	染付	皿	口 径 - 32.0cm	文様 - 口絶部に草花文 外側は口絶部に 2 条の界線 体部は内凹し、やや開き気味、口縁部は削り大きく 外反する。端部は丸い。 質入		色調 - 灰白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
75	染付	蓋(舟子)	口 径 - 9.2cm 器 高 - 2.7cm	文様 - 外面に大きく 3ヶ所 に花文 上部やや凹形、端部は角ぼ る	内面露胎	色調 - 青味灰白色 胎土 - やや粗 焼成 - 良	A-T8 石器 前縁黒色土 石器に伴う
76	五 彩	皿	高台径 - 8.6cm 高台高 - 0.3cm	文様 - 見込、外面共に草花文 見込部分は筒状で広い 体部は内凹	墨付は露胎 釉裏(緑・赤)	色調 - 乳白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 石器北朝コ ーナー前縁 黒色土 石器に伴う
77	五 彩	碗		文様 - 口絶部内面、西方深文 外面は端子 体部は内凹、口絶部は丸い		色調 - 白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T9 灰層
78	無 装			文様 - 不明	ロクロ整彩	色調 - 淡黄褐色 胎土 - 賞 焼成 - 良好	磁州窑? A-T8 黑色土黃褐色 下灰層 石器に伴う
79	唐 沈(周邊)	皿	口 径 - 12.0cm 器 高 - 2.7cm 高台径 - 3.9cm 高台高 - 0.4cm	高台内凸状 高台は厚く低い 口縁部外反	高台及び体部外側は無釉 高台削り出し 見込に胎土目	色調 - 明青灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8模 現代の石器 のウラズメ
80	唐 沈(周邊)	皿	高台径 - 4.6cm 高台高 - 0.4cm	高台内凸状 高台断面台形 見込と体部の境に棱がつく	金継露胎 見込及び高台に砂目 4ヶ所	色調 - 明青灰色	A-T8模 現代の石器 のウラズメ
81	唐 沈(周邊)	皿	高台径 - 4.5cm 高台高 - 0.5cm	高台は厚く低い	見込に胎土目 感極に加熱 高台削り出し	色調 - 内面: 緑褐色 外側: 淡青褐色 胎土 - やや粗 焼成 - 良	B-T1 W側
82	伊万里	皿	口 径 - 14.7cm 器 高 - 3.4cm 高台径 - 9.8cm 高台高 - 0.5cm	文様 - 内面格子状 外腹不明 見込部分が広く、体部は内 凹する	口跡 墨付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	B-T5 拂土
83	伊万里	碗	口 径 - 10.1cm	文様 - 外側に網 体部から口縁にかけ落しく 器壁が薄くなる	コシニャク判	色調 - 白色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A-T8 門跡に伴う

No	種別	器種	法量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
84	伊万里	碗	高台径 - 5.2cm 高台高 - 1.0cm	文様 - 見込中央に五弁花 高台は薄く高い	コンニャク判 盤付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良	A-T8 門跡東返 病状認込み
85	伊万里	皿	高台径 - 5.2cm 高台高 - 0.7cm	文様 - 見込中央に五弁花 高台断面三角形	コンニャク判 見込蛇ノ目胎ハギ 盤付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良	A-T2 内層 黒褐色上
86	伊万里	碗	高台径 - 4.6cm 高台高 - 0.7cm	文様 - 内外面とともに網目文 高台は薄い	盤付は露胎	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良	A-T11 耕作土
87	黄蘿戸 (陶器)	皿	口 径 - 10.3cm 器 高 - 2.4cm 高台径 - 5.7cm 高台高 - 0.2cm	高台は低く薄い	クロロ菱形 筒状の窓道具の跡 見込は円形容の胎ハギ	色調 - オリーブ黄色 胎土 - 粗 焼成 - 良	A-T11消
88	盤付	皿	口 径 - 13.1cm 器 高 - 3.2cm 高台径 - 7.1cm 高台高 - 0.6cm	文様 - 見込 見込凹状、体部は内凹、口 輪部外反	盤付は露胎 其頃の免色が淡い	色調 - 青味白色 胎土 - 密 焼成 - 良	A-T11消

第5表 出土遺物観察表（備前焼・陶器・瓦器—第26図～第30図）

No	種別	器種	法量	形状の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
1	備前焼	鉢	口径 - 3.6cm 底径 - 8.4cm 高さ - 5.2cm 重さ - 13.1cm	底部が大きくくびれる	ロクロ成形 脚部より上は水びき模 ナデ	色調 - 希赤褐色 胎土 - 砂粒を含む 焼成 - 良好	A-T9 灰眉 完形 ヘラ記号あり
2	備前焼	鉢	口径 - 3.4cm 底径 - 8.3cm 高さ - 6.2cm 重さ - 12.6cm	底部が大きくくびれる	ロクロ成形 脚部より上は水びき模 ナデ	色調 - 灰白色 胎土 - 砂 焼成 - 良好	A-T9 灰眉 二次火熱をうけ ている ヘラ記号あり
3	備前焼	壺	口径 - 11.0cm	口縁部は細かな玉縁状 をなす	ロクロ成形 横ナデ	色調 - 少し赤みを帯 びた黒茶色 胎土 - 砂粒を多く含 む 焼成 - 良好	A-T13 墨土
4	備前焼	壺	口径 - 11.4cm 底径 - 20.6cm 高さ - 14.5cm 重さ - 32.1cm	口縁部は玉縁状のおり かえし	ロクロ成形 横ナデ	色調 - 赤みを帯びた 茶色 胎土 - 砂粒を含む 焼成 - 良好	A-T8 S-Wビット 底部に2条の沈 線
5	備前焼	耳壺	口径 - 14.5cm 底径 - 27.4cm 高さ - 17.0cm 重さ - 34.3cm		ロクロ成形 横ナデ	色調 - 時茶色 胎土 - 黒茶色 焼成 - 良好	底部の西脇所の 記号 ヘラ記号あり
6	備前焼	壺		直立した口縁部でほか に玉縁状をなす	ロクロ成形 横ナデ	色調 - 赤みを帯びた 茶色 胎土 - 砂粒を含む 焼成 - 良好	A-T2 S-Wビット
7	備前焼	壺		口縁部は玉縁状をなす	ロクロ成形 横ナデ	色調 - 赤みを帯びた 茶色 胎土 - 砂粒を含む 焼成 - 良好	A-T11 S壺1号溝 黒色土層
8	備前焼	壺		口縁部に凹線あり	ロクロ成形 横ナデ	色調 - 赤みを帯びた 茶色 胎土 - 砂粒を含む 焼成 - 良好	A-T13 茶系模様こみ
9	備前焼			口縁部	ロクロ成形	色調 - 赤みがかった 茶色 胎土 - 砂粒を含む 焼成 - 良好	A-T9
10	備前焼	壺		肩部		色調 - 赤みを帯びた 暗茶褐色 胎土 - 砂粒を多く含 む 焼成 - 良好	A-T8 石組中
11	備前焼	壺		肩部	ロクロ成形	色調 - 赤みを帯びた 暗茶褐色 胎土 - 砂粒を含む 焼成 - 良好	A-T9 石頭前頭 灰眉下附
12	備前焼	壺?	底径 - 34.1cm	肩部	ロクロ成形	色調 - 暗茶褐色 胎土 - 砂粒を少し含 む 焼成 - 良好	A-T8 東頭操作土 1条の突起
13	備前焼	壺?		削下半部	ロクロ成形 横ナデ	色調 - 暗茶褐色 胎土 - 砂粒を含む 焼成 - 良好	A-T11 S-Wビット 2条の貼付突起
14	備前焼	壺?	底径 - 22.0cm	肩部	横ナデ	色調 - 茶褐色 胎土 - 砂粒を多く含 む 焼成 - 良	A-T2 第VI層

No	種別	器種	法量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎上・施成	備考
15	縦筒状	壺?	底 径 - 33.3cm	底部	模ナゲ	色調 - 茶褐色 胎土 - 砂粒を多く含む 焼成 - 良	
16	縦筒状	壺?	底 径 - 31.5cm	底部	ロクロ成形	色調 - 淡みを帯びた茶褐色 胎土 - 砂粒を多く含む 焼成 - 良好	
17	窄口壺	壺?		口様部	ロクロ成形 模ナゲ	色調 - 茶色のある茶色 胎土 - 砂粒を多く含む 焼成 - 良好	A - T8 東側灰褐色土
18	陶器	壺		口縁部が大きく外反		色調 - 赤褐色に灰白色の自然色 胎上 - 細切粒を多く含む 焼成 - 良好	模様 (中國製?)
19	陶器	広口壺		口縁上端部に平坦部をつくる	ロクロ成形 模ナゲ	色調 - 黒褐色 胎土 - 密 焼成 - 良好	深様
20	陶器	壺?		底部	模ナゲ	色調 - 暗褐色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T8, 石板 3 前面造色上 二次火熱をうけた可能性あり
21	陶器		底 径 - 11.0cm	底部 (あげ底)		色羽 - 外面: 黄褐色 内面: 霧灰褐色 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T2 W側ピット
22	陶器	縦 筒	口径 - 推15.9cm 高 - 6.5cm	口縁部は内寄	内部のカキ目は10条	色調 - 外面: 灰褐色 内面: 深褐色 地に灰白色の自然色がかかる 胎土 - 密 焼成 - 良好	A - T12 IV層
23	瓦器質	短颈瓶				色調 - 灰色 胎土 - やや粗い 焼成 - 良好	A - T9 黄褐色砂質層
24	瓦器質	深 製	口 径 - 20.2cm 底 径 - 14.5cm 高 - 13.9cm	口縁部は直角にひらく	カキ目は5条	色調 - 暗白灰褐色 胎土 - 砂粒を少し含むが、密 焼成 - 不良	A - T2 8層、9層
25	瓦器質		口 径 - 10.3cm	口縁部は直口	外腹上部に花文あり、 外腹ナゲ	色調 - 茶褐色 胎土 - わずかに砂粒を含むが、密 焼成 - 香道	B - T1 E坑落 2層
26	瓦器質	火 筒	口 径 - 24.6cm	口縁部外側に突起をつけ、腹部にも2条の突起がある	口縁部突起の下部に四つの蓮瓣をくみあわせた花文あり	色調 - 外面: 深茶褐色 内面: 白灰色 胎土 - 砂粒を含む 焼成 - 良	A - T1 石切頭込
27	瓦器質	火 筒	口 径 - 38.5cm	口縁部外側に突起をつけ、腹部にも2条の突起がある	口縁部突起の下部に、五花弁をもった花文あり 模ナゲ	色調 - 黑褐色 胎土 - 砂粒を含む 焼成 - やや不良	A - T8 中央部
28	瓦器質	火 筒	口 径 - 40.6cm	口縁部外側に突起をつけ、腹部に3条の突起がある	口縁部突起の下部に、1条の円を描いた花文あり 模ナゲ	色調 - 白灰色 胎土 - 砂粒を含む 焼成 - やや不良	A - T8 1号土壤

No	種別	器種	法量	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
29	瓦器	火鉢	口 径 - 39.1cm	口縁部外側に突唇をつ け、胸部にも突唇あり 横ナデ	口縁部突唇の下部に、 秀花文に似た文面あり 横ナデ	色調 - 黄褐色 胎土 - 砂粒を含む 焼成 - 良	A-T8 東邊ブリッジ 栗石内
30	瓦器	火鉢	口 径 - 34.7cm	口縁部外側に突唇をつ け、例題にも 1 条の突 唇あり	口縁部突唇の下部に、 五花弁をもった花文あり 横ナデ	色調 - 増灰褐色 胎土 - 砂粒を含む 焼成 - やや不良	A-T3 暗黃褐色 北關底土
31	瓦器	火鉢	口 径 - 37.6cm	口縁部外側に突唇をつ け、胸部にも 1 条の突 唇あり	口縁部突唇の下部に、 秀花文に似た文面が 2 個づつ 横ナデ	色調 - 增灰褐色 胎土 - 砂粒をわずか に含む 焼成 - 良	A-T2 IX層(灰)層
32	瓦器	火鉢	口 径 - 30.7cm	口縁部外側に低い突唇 をつけ、胸部に 2 条の突 唇あり	口縁部突唇の下部に五 花弁をもった花文あり 横ナデ	色調 - 黑灰色と黄褐 色 胎土 - 砂粒をわずか に含む 焼成 - 良	C-T1 灰層
33	瓦器	火鉢		胸部下半。突唇あり	横ナデ	色調 - 黑灰色 胎土 - 砂粒を含む 焼成 - 良	
34	瓦器	火鉢		胸部下半。突唇あり	横ナデ	色調 - 外縁: 茶色 内面: 白灰色 胎土 - 密 焼成 - 良	A-T8、東側P 3 A-T8 1号土塹直上
35	瓦器	火鉢		底部。突唇あり	横ナデ	色調 - 外縁: 暗褐色 内面: 暗灰色 胎土 - 粘砂粒を含む 焼成 - 良好	A-T8 1号土塹直上
36	瓦器	火鉢		底脚部。突唇あり	横ナデ	色調 - 淡黄褐色 胎土 - 砂粒を含む 焼成 - 良	A-T3 II層
37	瓦器	火鉢		底脚部。突唇あり	横ナデ	色調 - 外縁: 暗褐色 内面: 黄褐色 胎土 - 石英を含む 焼成 - 良	A-T8 東側灰黑色土層
38	瓦器	香炉?	底 径 - 13.4cm	底部。突唇あり		色調 - 黄褐色 胎土 - 密 焼成 - 良	A-T8 西側移作土
39	瓦器	香炉?	口 径 - 7.8cm 底 径 - 5.8cm 高 - 9.2cm	3 腿。半円形の切りこ みあり	ヘラ削磨	色調 - 灰黑色 胎土 - 密 焼成 - 良好	非M
40	瓦器?	火鉢?	底 径 - 34.6cm	底部。内底にスス付着	ロクロ摩形	色調 - 外側: 白灰色 内側: 青黑色 胎土 - 密 焼成 - 良	A-T13 底土 カッ色砂質

第6表 出土遺物観察表（瓦—第31図～第42図）

No.	種別	器種	法 量	形 態の特徴	技 法の特徴	色調・胎土・焼成	備 考
1	瓦	平瓦	幅 25.5cm 長さ 32.5cm 厚さ 1.8cm 谷の深さ 3.8cm 重さ 2.8kg	平面形はや台形を呈する 瓦はほぼ均一 側邊は鋸歯	一枚作り 凹面は横方向のヘラナデ調整 両側端近くを幅広く腹方 向のヘラナデを施す 凸面は簡便な腹方向の指ナデ 強度を数ヶ所に残す 側邊面はヘラ切り	色調—灰色 胎土—密 焼成—良	A-T2 W側ピッ ト
2	瓦	平瓦	幅 24.9cm 長さ 32.1cm 厚さ 2.0cm 谷の深さ 3.2cm 重さ 3.05kg	平面形わずかに台形、側邊 がやや傾き描く 側邊は鋸歯	一枚作り 両面は矢切の跡が残る。頭 部は横方向のヘラナデ、両側 端近くを幅広く腹方向のヘラ ナデ、肚臍部に水切りのため の大きな面取りを施す。 凸面も余切の跡を残し、簡 単な腹方向のナデ 側邊面はヘラ切り	色調—灰色 胎土—密 焼成—良	A-T2 W側ピッ ト
3	瓦	丸瓦	全長 31.4cm 幅 15.1cm 高さ 7.0cm 厚さ 1.7cm 頭の長さ 27.0cm 三筋の長さ 4.4cm 重さ 1.7kg		頭部外側は腹方向のヘラナデ 玉縁側部は腹方向指ナデ 内面はみ切り、布目、紐の压痕 布目／縫：12本/cm 縫：10本/cm 紐径：7mm・3mm、2種類 内面の面取り：先端部 3cm 玉縁部 1.9cm 側邊1.1~1.8cm	色調—灰色 胎土—密 焼成—良	A-T2 swpit
4	瓦	丸瓦	全长 31.5cm 幅 16.7cm 高さ 7.2cm 厚さ 2.4cm 頭の長さ 27.0cm 三筋の長さ 4.5cm 重さ 2.25kg	頭部先端がわずかにひらく	頭部外側は腹方向のヘラナデ 肩部は腹方向の指ナデ 玉縁側部は横方向指ナデ 内面はみ切り、布目、紐の压痕 粗度：6mm 内面の面取り：先端部 4cm 玉縁部 3cm 側邊1.1~1.7cm	色調—灰色 胎土—砂粒を含む 焼成—良	A-T2
5	瓦	丸瓦	全长 26.0cm 幅 13.5cm 高さ 6.8cm 厚さ 1.9cm 頭の長さ 22.0cm 玉縁の長さ 4.0cm 重さ 1.2kg	小型 頭部先端が抜くなる	頭部外側は腹方向のヘラナデ 頭部は横方向指ナデ 玉縁側部は横方向指ナデ 内面はみ切り、布目、紐の压痕 布目／縫：18本/cm 縫：16本/cm 内面の面取り：先端部 4.5cm 玉縁部 1.0cm 側邊1.1~2.3cm	色調—黒色 （一部灰色） 胎土—砂粒を含む 焼成—良好	B-T2 内縫
6	瓦	軒平瓦	幅 25.0cm 長さ 31.3cm 厚さ 2.2cm 谷の深さ 2.4cm 頭の長さ 3.7cm 重さ 3.2kg	瓦表面の文様、背面被秋文、 中心、脚りは3箇	両面の調整は横方向のヘラナデ 両側端近くは從方向のヘラナ デ 凸面は簡單なナデ 側邊はヘラ切り それらの後端部の調整はヨコナ デ	色調—灰色 胎土—砂を含む 焼成—良好	A-T8
7	瓦	軒平瓦	幅 29.5cm 厚さ 2.2cm 谷の深さ 3.5cm 頭の長さ 4.8cm	瓦表面の文様、均正面草文 中心、脚りは3箇 唐草は左右対称、中心から下 下方、上方、下方、巻き込みが強く 肉太	凹面は横方向のヘラナデ調整 両側端近くは腹方向のヘラナ デ 凸面み切り、簡単なナデ 側邊はヘラ切り 重ねは貼土帶貼付→ナデ	色調—灰白色 胎土—砂を含む 焼成—良	A-T8 日区 渦状握り 込み
8	瓦	軒平瓦	幅 28.0cm 厚さ 1.8cm 谷の深さ 4.9cm 頭の長さ 4.5cm	瓦表面の文様、均正面草文 唐草は左右3対、中心から下 下方、上方、下方、巻き込みが少なく、確 かに	凹面は横方向のヘラナデ調整 両側端近くは腹方向のヘラナ デ 凸面み切り、簡単なナデ 側邊はヘラ切り 重ねは貼土帶貼付→ナデ	色調—灰色 胎土—砂を含む 焼成—良	A-T8 7IC 2トレンチ

No	種別	器種	法式	形態の特徴	技法の特徴	色調・胎土・焼成	備考
9	瓦	軒平瓦	厚さ - 1.9cm	瓦当面の文様、均正唐草文 唐草は左右3対、中心から下方、上方、下方に巻く	西側は継方向のヘラナデ調整 両側端近くは横方向のヘラナデ 凸面はナデ 垂れは粘土帯の貼付、接着面には垂れ向極目	色調 - 黒色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	B-T1 2番 黒褐色土
10	瓦	軒平瓦	厚さ - 2.0cm 重ねた長さ - 4.7cm	瓦当面の文様、均正唐草文 中心筋は下向き3葉 唐草は左右5対、中心から上方、下方、上方、下方、上方に巻く	凸面はナデ 垂れ上面は水切りのための面取り 垂れは粘土帯貼付	色調 - 灰色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A-T8 II区 石組み
11	瓦	軒平瓦	厚さ - 1.4cm 重ねた長さ - 3.7cm	瓦当面の文様、均正唐草文 唐草は左右3対、中心から下方、上方、下方に巻き、連續しない	西側先端部板ナデ 垂れは指ナグ	色調 - 黑色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A-T2 W型 ピット
12	瓦	軒丸瓦	脇 長 - 29.2cm 幅 - 15.4cm 高さ - 7.6cm 瓦 当 径 - 16.2cm	瓦当面の文様、三ツ巴(右) 浮 8.3cm 頭は円形、尻は細く長い 珠文は指定14個、径 9mmを測り不規則 釘穴は中心より少し離れた。径 6mm	脇部外面は継方向のヘラナデ 内側は2方向の差切り、幅(5mm)の鉢を残す。側邊の面取り 頭部 0.5~1.8cm 瓦当表面は指ナグ	色調 - 灰色 胎土 - 密 焼成 - 良好	B-T1 第4番
13	瓦	軒丸瓦	厚さ - 2.2cm 瓦 当 径 - 16.1cm	瓦当面の文様、三ツ巴(左) 浮 8.6cm 頭は四形、尻は細く長い 珠文は13個、径 6mmを測りほぼ円形	接合部内面ナグ 接合部外面へラバ痕	色調 - 灰色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 良好	本丸北側 表丸
14	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径 - 16.4cm	瓦当面の文様、三ツ巴(右) 浮 8.6cm 頭は四形で高く、尻は細く長い 珠文は指定14個、径 8mmを測り不整形	接着面は、ナメ方向網目 瓦当表面は指ナグ	色調 - 黒灰色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A-T8 I区 石組4前 面
15	瓦	軒丸瓦	高さ - 8.2cm 厚さ - 2.4cm 瓦 当 径 - 15.5cm	瓦当面の文様、三ツ巴(左) 浮 7.6cm 頭は大きめで高い。尻は短い。 珠文は17個、径 9mmを測り、低い	側頭凸部は継方向へラナデ 凸面は差切り、右目 側邊の面取りは幅1.1~1.5cm 接合部外側ナメ方向ハケメ 瓦当表面は指ナグ	色調 - 灰色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 良	B-T 2トレンチ
16	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径 - 15.6cm	瓦当面の文様、三ツ巴(左) 浮 7.8cm 頭は大きめで高い。尻は短い。 珠文は17個、径 8mmを測り高い	接着面はナメ方向網目 瓦当表面は指ナグ	色調 - 灰色 胎土 - 密 焼成 - 良	
17	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径 - 15.8cm	瓦当面の文様、三ツ巴(左) 頭部は厚く、尻部は細く低い 珠文の数は9個とすくなく 径 8mmを測る	垂轍指ナグ	色調 - 灰白色 胎土 - 密 焼成 - 不良	B-T1 E號 第3層
18	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径 - 17.8cm	瓦当面の文様、三ツ巴(左) 頭部は厚く、尻部は細く低い 珠文は17個、径 9mmの円形	瓦当面はなれ砂付着 接着面は標目 瓦当表面は指ナグ	色調 - 黑色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	B-T6 拂土
19	瓦	軒丸瓦		瓦当面の文様、三ツ巴(左) 頭部よりも高く横がつく 珠文は15個、径 12mmと大きめ 高い	瓦当面はなれ砂付着 接着面は標目 瓦当表面は指ナグ	色調 - 黑色 胎土 - 密 焼成 - 不良	A-T8 II区西側 E號
20	瓦	軒丸瓦	幅 - 12.1cm 高さ - 5.7cm 厚さ - 1.6cm 瓦 当 径 - 12.8cm	小型の軒丸瓦 小当面の文様、三ツ巴(右) 浮 5.5cm 頭から尻にかけて巻きに小さくなる 珠文は14個、径 6mm 釘穴は円形、径 1.1cm	側頭凸部は継方向へラナデ 凹面は差切り、縦圧痕 頭の径 4mm 面取り幅 1.8~3.0cm	色調 - 灰白色~黑色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	B-T2 内壁

No	種別	器種	法 品	形態の特徴	技 法 の 特 徴	色調・胎土・焼成	備 考
21	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径 - 13.8cm	小京の軒丸瓦 瓦当面の文様、三ツ巴(右) 径5.8cm 頭から尾にかけ全体に小さくなる 縦文は14個。径7mm	瓦当裏面は指ナデ	色調 - 黒色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	B-T2 内壁
22	瓦	軒丸瓦	瓦 当 径 - 12.8cm	小京の軒丸瓦 瓦当面の文様、三ツ巴(右) 径5.5cm 頭から尾にかけ全体に小さくなる 縦文は14個。径7mm	接着面は墨目 瓦当裏面は指ナデ	色調 - 深色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	B-T3 内壁
23	瓦	左隅瓦	厚さ - 2.6cm 重ね幅 - 4.8cm	瓦当面の文様、均正透轍文 中心部には下向き3輪 想ねは3対、中心から上方、 下方、上方、垂込みは強く、 高く後がつく	斜邊はヘラ切り 黒れ墨面指ナデ	色調 - 黑色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A-T8 II区隅側 掘り込み
24	瓦	左隅瓦	厚さ - 2.6cm	瓦当面の文様 - 不明	斜邊はヘラ切り 重ねの接合部は指ナデ	色調 - 深色 胎土 - 砂 焼成 - 良好	A-T8 I区 右組中
25	瓦	左隅瓦	厚さ - 2.3cm	後端部分、窓穴円弧。径1.1cm	斜邊はヘラ切り	色調 - 深色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A-T8 I区右組
26	瓦	右隅瓦	厚さ - 1.7cm	瓦当面文様、草草(一部)	斜邊は鉛直にヘラ切り、さら に凸凹側面取り 重ねの接合面はナメ方向の 網目	色調 - 深灰色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A-T2 W割 pit
27	瓦	平瓦	厚さ - 2.3cm	凸面中央に4.2cm幅で連続 した三角文のヘラ括き	凹面は手切りの跡を残す。側 面は水切りのための面取り 凸面は指ナデ	色調 - 深黑色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A-T8 I区調査 掘り込み
28	瓦	平瓦	厚さ - 2.6cm	凸面中央に4.4cm幅で連続 した三内文のヘラ括き	凹面は横方向へラナダ、側面部 は斜方向へラナダ 斜邊はヘラ切り 凸面は指ナデ	色調 - 深色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A-T8 EW沟外 前面連続 面
29	瓦	平瓦	厚さ - 2.1cm	後段中央を凸面側に曲げ引 掛け部を作れる	凸面側に曲げた際の指面正反	色調 - 深白色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	A-T8 II区西側 W割瓦面
30	瓦	丸瓦	幅 - 9.0cm 高さ - 5.6cm 厚さ - 2.7cm	小京軒丸瓦の毛線片? 斜辺は円形。径9mm	斜面外側は縱方向のヘラナダ 五線は横方向指ナデ 内面は手切り、斜め底	色調 - 深灰色 胎土 - 砂 焼成 - 良好 (一部剥離)	B-T1 第4組
31	瓦	丸瓦	幅 - 17.0cm 高さ - 10.4cm 厚さ - 2.6cm	頭部と玉縁部の段がない	斜面外側は縱方向へラナダ 斜部は横方向指ナデ 内面には手切り跡を残す	色調 - 深色 焼成 - 良	A-T8 II区 西側瓦面
32	瓦	鳥糞	厚さ - 2.6cm 高さ - 14.0cm 幅 - 10.8cm 瓦当幅 - 15.5cm 高さ - 19.0cm	鳥糞部分、頭部は精円 瓦当面の文様、三ツ巴(右) 径8.6cm 頭部は平野燒で低い。径は 16mm程	製作の痕跡がなく、文様 (巴・珠)は削り出しつぶされる 外面部方向へラナダ 瓦当裏面は指ナデ	色調 - 深黑色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 良	A-T8
33	瓦	軒丸瓦	厚さ - 2.3cm 瓦当径 - 16.2cm	あご付軒瓦 瓦当面の文様、三ツ巴(右) 径8.6cm 頭部は大きく、頭部は低い 縦文は13個。径7mm	外面部は縱方向へラナダ あご部分は貼付指ナデ調整 瓦当裏面は指ナデ	色調 - 深色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 良好	A-T8, S区耕作 土
34	瓦	鬼瓦?	瓦 当 径 - 15.5cm	瓦当面の文様、三ツ巴(左) 径7.6cm 頭部は大きく、尻部は低い 縦文は17個。径9mm。高さ 形も整っている	瓦当裏面の広いへラナダ	色調 - 深灰色 胎土 - 砂 焼成 - 良好	A-T5 pit

No	種別	基 標	法 始	形 態 の 特 徴	技 法 の 特 徴	色 調・胎 土・焼 成	備 考
35	瓦	瓦	厚さ - 2.2cm 側邊部厚 - 5.0cm	文様、左巻きの要状	飾りは貼付 裏面はラナデ	色調 - 灰黑色 胎土 - 砂 焼成 - 良好	A-T5 pit
36	瓦	瓦	厚さ - 2.2cm 側邊部厚 - 5.7cm	台形状、左上削部分 文様は茎と茎の要部分は粘土貼付、端部と茎の中心はヘタ彫	表面：粘ナデ 裏面：ヘタ彫り 側面：粘ナデ	色調 - 灰黑色 胎土 - 砂 焼成 - 良好	本丸北工事中 表模
37	瓦	瓦	厚さ - 3.7cm 側邊部厚 - 6.3cm	文様は類文? 丸瓦と組合せるため、円弧をなす 下部は平頭。全体として三つの円を並ねた形をなす	表面：粘ナデ 裏面：ヘタ彫り、ヘタ削り 側面：粘ナデ	色調 - 灰黑色 胎土 - 砂を多く含む 焼成 - 良	A-T6, S区中央 部カクラン層
38	瓦		厚さ - 2.2cm	台形状 文様は不明 右側に釘穴	文様は粘土貼付 表面彫刻ナデ 側邊はヘタ切り	色調 - 灰黑色 胎土 - 砂を多く含む 焼成 - 不良	B-T6 井上
39	瓦	瓦	厚さ - 2 cm	縁の部分 三角形の一辺を弓状に切り込み	縁の文様はヘタ削りで表現 裏面は粘ナデ 側邊はヘタ切り	色調 - 灰黑色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 不良	B-T1 W面 1段上石組の中
40	瓦		縁 幅 厚 重 さ - 26.7cm - 13.8cm - 1.6cm - 9.9kg	長方形の板状 文様は上り巻 基は左3巻、右2巻 釘穴5ヶ所、棟6mm	製作 裏面はナデ、凹凸がある 側邊はヘタ切り	色調 - 灰黑色 (一部 淡黄褐色) 胎土 - 砂を含む 焼成 - 良好	A-T2 swpit
41	瓦		縁 厚 さ - 13.7cm - 1.7cm	文様、上り巻 釘穴径6mm	40と同窓 裏面はナデ、凹凸がある 側邊はヘタ切り	色調 - 灰黑色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 良	A-T2 swpit
42	瓦		縁 厚 さ - 14.0cm - 1.9cm	文様、上り巻 釘穴径7mm	40と同窓 裏面はナデ、凹凸がある 側邊はヘタ切り	色調 - 灰黑色 胎土 - 砂を含む 焼成 - 良	A-T2 swpit
43	瓦		縁 厚 さ - 13.7cm - 2.3cm	文様、五七の脣 基部分は肉厚 花輪は四角形で低い	製作 裏面彫ナデ 側邊ヘタ切り	色調 - 灰色 胎土 - 砂を多く含む 焼成 - 不良	A-T3
44	瓦		厚 さ - 2.3cm	文様、桔梗文 内径11cm 中央と右上に釘穴、棟10mm	製作 裏面彫ナデ	色調 - 黒色 胎土 - 砂 焼成 - 良好	
45	瓦	軒半瓦	縁 厚 谷の深さ 重 さ - 27.3cm - 1.9cm - 3.6cm - 12.8kg	瓦当面中央に「慶長十三年 八月吉日」銘	裏面縦方向彫ナデ 瓦当裏縦方向彫ナデ	色調 - 灰白色 胎土 - 砂 焼成 - 良好	
46	瓦		高 さ - 7.6cm 幅 厚 基 長 径 - 13.2cm - 5.5cm	片状 柄を固定する釘穴あり	内・外縦彫ナデ 側面ヘタナデ	色調 - 灰白色 胎土 - 砂 焼成 - 良好	A-T1E 延 3層

第7表 出土遺物観察表 (石製品-第42・43図)

No	種 別	法 始	形 態・技 法 の 特 徴	色 調・材 質	備 考
1	軒	長さ - 7.2cm + α 幅 - 4.8cm 高さ - 2.0cm	長方型。表面・側面・裏面とも丁寧に磨いてある。底部は欠失	色調は灰黑色	A-T13 盛上褐色砂質土
2	筒羽口	長さ - 8.1cm + α 幅 - 12.2cm 孔径 - 2.0cm	円筒状	色調は灰白色 石材は阿蘇凝灰岩	A-T2

No	種別	法 式	形態・技法の特徴	色調・材質	備考
3	不明	径 -24.0cm 高さ - 6.8cm 孔径 - 2.3cm	円錐形。中央の孔はやや方形ぎみになると 思われる	色調は白灰色 石材は安山岩	A-T11
4	石臼	径 -約34.0cm 高さ - 9.0cm	上臼。上面内側にくぼみをもち、穿孔あり。 裏面中心に芯受け用の孔があり、側面にも 深さ約1.5cmの水平孔がある	色調は黄褐色 石材は安山岩	A-T11 石臼添水器に使 われている
5	石臼	径 -約38.4cm 高さ - 11.5cm	上臼。上面内側にくぼみをもつ。裏面の清 掃鉗によって焼けなっている。裏面中心 に芯受け用の孔があり、側面にも深さ6.5cm の凹穴がある	色調は白灰色 石材は安山岩	A-T2
6	石臼	径 -約24.5cm 高さ - 11.8cm+α	F臼。上面内側にくぼみをもち、その中央部に上臼をのせる台がつくものであるが、 その台は欠失している	色調は灰青色 石材は安山岩の一端か	B-T1 SDI
7	相輪	径 -16.5cm 高さ -23cm+α	上下を欠失。	色調は淡黄褐色 石材は花崗岩	井戸

第8表 出土遺物観察表（鉄製品1、小札、A-T9灰層出土—第44図）

No	長さ		幅 cm	厚さ cm	備 考
	左	6.4			
1	中	6.4	2.5	0.2	3点。一部に金箔が付着。
	右	6.4	2.4	0.2	
2		6.0	1.9	0.2	
3		6.3	2.5	0.2	
4		6.9	2.3	0.2	
5		—	1.7	0.1	
6		6.7	2.6	0.2	
7		6.2	2.4	0.2	
8		6.0	2.2	0.2	
9		6.2	2.5	0.2	
10		6.5	2.1	0.2	
11		6.1	2.0	0.3	
12		5.7	2.4	0.2	
13		4.6+α	2.5	0.2	
14		5.5+α	2.3	0.2	
15		6.1+α	2.1	0.2	
16	上	2.7+α	2.3	0.2	一部に丹が付着。
	下	4.6+α	3.1	0.2	
17		3.9+α	2.6	0.2	

No	長さ	幅	厚さ	備考
18	3.3+ σ cm	2.6 cm	0.2 cm	
19	3.8+ σ	2.3	0.2	
20	1.7+ σ	2.7	0.2	
21	2.2+ σ	3.6	0.2	
22	3.5+ σ	2.1	0.2	
23	3.5+ σ	2.3	0.2	
24	3.7+ σ	2.0	0.2	
25	2.7+ σ	2.5	0.2	
26	2.6+ σ	2.3	0.2	
27	3.9+ σ	2.3	0.2	
28	4.3+ σ	2.5	0.2	一部に円が付着。
29	5.2+ σ	2.6	0.2	
30	4.6+ σ	2.5	0.2	一部に円が付着。
31	3.4+ σ	2.4	0.2	

第9表 出土遺物観察表（鉄製品2、釘—第45図）

No	長さ	厚さ	頭部長さ	頭部厚	備考
32	9.5 cm	0.7 cm	20.2 cm	13.9 cm	1区石組中
33	9.2		12	11	
34	8.9	0.9	15	14.5	
35	9.9	0.6			5区耕作土
36	6.2	0.9	0.9	0.8	
37	6.5	0.3	0.6	0.6	丸釘
38	5.8	0.9	0.9	0.6	
39	4.6+ σ	0.6	0.85	0.65	A-T 9灰層
40	6.5+ σ	0.8			頭部欠失
41	9+ σ	0.6			A-T 9灰層
42	8.2+ σ	0.8	1.2	1.2	
43	6.2+ σ	0.5	1.82	0.75+ σ	2区石組上部
44	6.6+ σ	0.7	1.23	1.26	2区石組下層
45	6.9+ σ	0.8			頭部欠失
46	6.5+ σ	0.7			#
47	5.8+ σ	0.6			#
48	3.7+ σ	0.4			2区石組下層。頭部欠失。
49	3.8+ σ	0.5	0.78	0.59	

No	長さ	厚さ	頭部長さ	頭部厚	備考
50	$4 + \alpha^{\text{cm}}$	0.5 cm	cm	cm	頭部欠失
51	$2.6 + \alpha$	0.4			"
52	$4.5 + \alpha$	0.9			A-T 9灰層。頭部欠失。
53	$4.4 + \alpha$	0.7			頭部欠失
54	$5.8 + \alpha$	0.7			A-T 9灰層。頭部欠失。

第10表 出土遺物観察表（銅・鉛製品－第46図）

No	種別	長さ	幅	厚さ	備考
1	鉛頭？	$4.72 + \alpha^{\text{cm}}$	$2.14 + \alpha^{\text{cm}}$	0.08 cm	
2	昇	$6.16 + \alpha$	0.66	0.28	A-T 9灰層
3	不明	10.3	0.25	0.25	A-T 9灰層
4	不明	7.6	0.22	0.22	A-T 9灰層
5	キセキ	$4.1 + \alpha$	0.99	0.73	
6	鏡弾	1.56	1.58	1.59	重量21.76g, A-T 9灰層、鉛製

第11表 出土遺物観察表（古銭－第46図）

古銭名	初鑄年	直径	厚さ (mm)	出土地
開元通寶	武德4年(唐)	621年	23.8	A-T10
太平通寶	太平興國元年(北宋)	976年	24.55	A-T 9灰層
景祐元宝	景祐元年(北宋)	1034年	25.35	A-T 9灰層
元祐通寶	元祐元年(北宋)	1086年	23.85	A-T10
元祐通寶	元祐元年(北宋)	1086年	23.15	A-T10
紹聖元宝	紹聖元年(北宋)	1094年	24.3	A-T10
元符通寶	元符元年(北宋)	1096年	24.0	A-T10
大觀通寶	大觀元年(北宋)	1107年	24.6	A-T 9灰層
政和通寶	政和3年(金)	1113年	24.45	A-T 9灰層
宣永通寶	宣永3年(日本)	1626年	22.4	A-T 8

第4章 まとめ

“現在残っている宇上城跡（城山）の石垣・繩張の殆んどは、小西行長没後に加藤清正が造ったものであり、小西の時代の遺構は地中深く埋もれてしまっている。”

調査に入った昭和53年当時、このような結論が出ようとは誰も予想だにしなかったことであるが恐らく間違いないと思われる。以下、このような結論を出すに至った理由を項目ごとに整理し、結びとしたい。なお、諸般の事情で遺構・遺物個々の詳細な内容についての記述を割愛せざるを得ず、不完全な体裁となってしまったが、遺構については既刊2冊の調査概報を、^{(註1) (註2)} 遺物については本書収録の遺物観察表をそれぞれ参照されたい。

層序

今調査の最も重要な成果はA-T 8において2期に亘る遺構を層的に把握できた点にある。^(註3) 即ち、A-T 8において検出された38.7mの石垣の上部に破壊された石垣の一部と裏込め石6mが確認され、時期は異なるもののそれらが城に伴う遺構であることが明らかとなり、重複するふたつの時期の遺構の存在が明確となった。

遺構

A-T 8における二時期の遺構のうち、上層期のものは打込ハギによる石垣であり、約80cm幅の裏込め石をもつ。下層期にあたる石垣は野面積みの手法をとる。

前者に伴う遺構が、本丸南西コーナー付近に以前から残っていた石垣や、今調査で検出された大半の石垣とその他の遺構であり、いまそれを列記すれば次のような。

A-T 3 磨石群、A-T 6 碓石、A-T 8 石垣、A-T 8' 門礎・石垣・排水溝、A-T 11 排水溝、A-T 12 石垣、B-T 1 石垣、B-T 2 石垣、B-T 3 石垣、B-T 4 石垣、B-T 5 石垣、B-T 6 石垣、B-T 7 石垣、B-T 7' 石垣、B-T 8 裏込め石、B-T 9 石垣、C-T 1 石垣、C-T 2 石垣

これらの遺構に共通してみられる打込ハギによる手法の多くが、関ヶ原の戦い以後に築かれた城にみられることは近年の石垣構築技術の研究によって明らかであり、これらの遺構が小西行長没年（慶長5年）以降につくられたものであるという事実が大きくクローズアップされることになる。

後者に伴う下層期遺構は、いうまでもなく上層期遺構下に深く埋もれ、多くはそのまま残存

しているが、場所によっては上層期遺構形成時に破壊されたところもあるようである。検出された下層期遺構には次のようなものがある。

A-T 1 硯石建物跡・石列、A-T 8 石塁・門塹、A-T 9 石列・灰層

遺 物

出土した遺物は、弥生式土器と城に伴うものの2種に分類が可能である。

弥生式土器の殆どはA-T 10から一括して出土したものである。範囲が狭いためその遺構の実態を明らかにすることはできなかったが、集落に伴う土器窓として位置づけておきたい。器種構成にも特別な片寄りはみられず日常生活に伴うものと理解されるが、長方形透孔をもった大形器台の存在には注目すべき点がある。そのほか、一括遺物としても脚付甕・多様な壺類・大形壺・高壺・鉢・加工土器片などの様相を明らかにできた意義は大きい。

透孔をもった同種の器台は熊本県内においてはまだ報告されたものではなく、今回の宇土城跡のものが初例である。破片から推測される総数は10個体であり、3点は全形が復原できたが、基本形はいずれも同じである。近年、佐賀・長崎・福岡の各県から相次いで発見・報告されており、有明海沿岸に広く分布することが判ってきた。それらは何れも弥生終末期に位置づけられるものようではあるが、形態や文様に少なからずの変化がみられ細分が可能である。時期的にも若干の年代幅が考えられよう。

城に伴う遺物のうち、量的に最も多かったのはいうまでもなく瓦であり、総数でコンテナ約200箱を数えた。それ以外の陶磁器・土師器・石製品等は、総量からいえば必ずしも多いものではないが、内容的には重要なものを含んでいる。

陶磁器のうちで、青磁（第21図1～20、第22図21～27）、白磁（第22図28～36）の大半は小片となったものばかりであり、僅かに27の1点が全形を復元し得たにすぎない。このうち、第22図21・26・27・29～32・35がA-T 9の灰層から出土したものである。青磁のうち、3・6・9・12・14・15の6点は中国の南宋頃に作られたものであり、小西行長築城にかかる宇土城以前の13・14世紀頃に位置づけられる。青磁の10・11・13・18・19・21・27、白磁の28～32・35・36などは明末の產と考えられ、宇土城跡下層期遺構に伴う16世紀末頃に用いられたものであろう。なお、27と同類の獸脚をもった盤は福井県朝倉氏館跡からも出土している。^(註5)

染付（青花）の大半は下層期遺構のA-T 9灰層より出土（第23図37～41・43～46・48～51・54～58、第24図59～65・67・68、第25図72～74・77）したものであり、後述のごとく一括遺物として取り扱うことができる。火熱を受けて釉薬が変色したり、煤が付着して黒くなったものなどがあるものの、何れも中国の明代の終り頃に作られたものと考えられる。壺・碗・皿・蓋などがあるが、文様表現はかなり頽れたものとなっている。77は赤絵。そのほか、A-T 8の

石墨に伴うものも同時期のものとしてよいもので、78は小破片ながら磁州窯の鉄絵の可能性もある。

上層期遺構に伴ったものとして第25図87・88があり、87は黄瀬戸。88は文様表現としては明代の終り頃とした下層期遺構の染付と比べれば真須の色がうすく、時期的にはそれより遅れる可能性が高い。第24図69は、見込み文様や「喜」の字もシャープに描かれ「大明宣徳年造」の釉裏銘が示すように15世紀前半のものとすることに問題はなかろう。全国的にも類例の乏しい貴重例である。A-T13盛土中より検出されたものであり、小西築城以前に持ちこまれていた可能性が高い。

明確な形で遺構に伴つたものではないが、第25図79～81は国産の唐津焼であるが、79・81は見込みに重ね焼きの折の胎土目が、80には砂目が残っている。近年の研究によればこの手法は、前者を1580～1600年頃に、後者を1600～1630年頃に位置づけられるという。また、第25図82～86^(註7)は伊万里焼であり、83～85はコンニャク判を用いた18世紀頃の所産と考えられる。

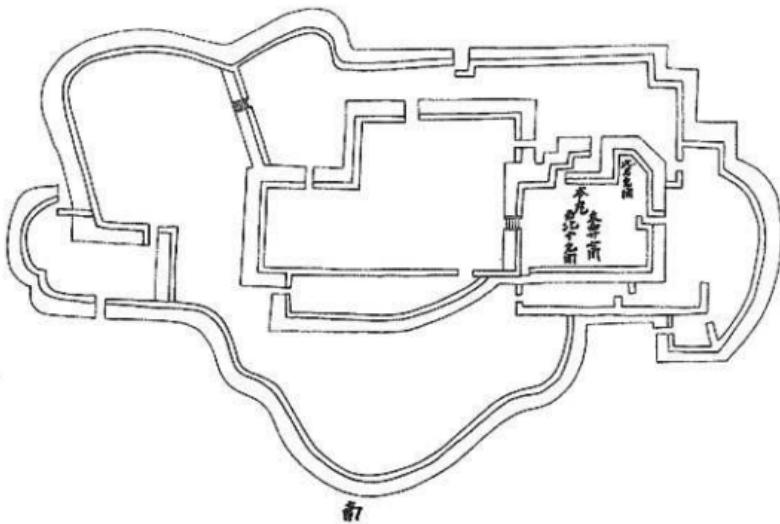
陶器のなかで注意をひくものに、徳利・四耳壺・壺・大壺などの備前焼がある。第26図1の徳利は完形をなす良品であるが、二次的焼成をうけた2と共にその形態はほぼ同一で、これらと同形態のものが香川県直島で引きあげられたなかに数点ある。間壁忠彦氏によれば、この直島海上りの資料は16世紀後半の元亀・天正頃より後の17世紀初期の段階に位置づけられ、慶長^(註8)最末年まで降す必要のない極めて限定された時期の遺物であることを明らかにされている。このことは宇土城跡の徳利が出土したA-T9の石列を覆う灰層が下層期遺構のなかで、慶長5年の加藤清正の宇土城攻めによって炎上したものかその直後の、少なくとも慶長13年までの間に燃えたものである可能性が極めて高いということからも裏付けできるのである。即ちこの層の出土遺物が小西行長時代のものであれば、本書掲載の大半の陶磁器や鉄小札（第44図1～31）・銃弾（第46図6）などもその時期に属することになり、時期の限定された一括遺物として重要な意義を併せもつことになるのである。

観察表にもあるように瓦の殆どは上層期の遺構に伴つて出土したものであり、ここに掲載したものの大半がその時期に属する可能性が高い。瓦の殆どは平瓦・丸瓦の破片であり、全体量からいえば、軒平瓦、その他の特殊瓦の総量は極めて少ない。軒平瓦の文様は基本的に鏡面文ぎみの青海波状文をもつもの（第34図6）と唐草文をもつもの（第34図7～11、第38図23・26）の2種で、前者が下層期、後者が上層期に属するものであるかもしれない。軒丸瓦は大小や文様表現方法に若干の異同はあるものの三つ巴に限られる。

発掘調査によるものではないが、以前から採集されていた慶長13年8月在銘の軒平瓦（第41図45）や加藤清正の花紋のひとつである枯梗文のある瓦（第41図44）は、明らかに加藤統治時代のものであり、宇土軍記にみえる加藤の隠居所とするための普請に伴うものとみてよい。特殊瓦には、島雲・棟丸瓦・鬼瓦・鰐などがある。

宇土城の歴史

肥後南半国（宇土・葦城・八代郡）の統治を小西行長が行うようになったのは天正16年（1588）のことであり、この年の6月に宇土城に入っている。その時の宇土城は宇土氏・名和氏が居城していた中世宇土城（宇土市神馬町字千疊敷・西岡・日平・三城・西平所在、国指定史跡）^{〔註10〕}であり、本書でいう宇土城とは位置が異なる。小西は翌、天正17年（1589）に宇土城修築を行なったといわれ、この折に旧城の東方約200mのところに新たなる宇土城を築いたのである。これが今回発掘調査を行うようになった宇土城であり、宇土市古城町字古城から宇土市神馬町字古城にかけて広がっている。城の規模は、本丸の東西37間、南北19間をはかり、城門5箇所を置いた。絹張を示す絵図はかなり知られており、「主國合結記」のものを第47図に示す。



第47図 宇土城絵図

発掘調査によって石列や石塁、門礎などが検出されており、下層期遺構としたものがこれにあたる。遺構の大半は上層期遺構の下に埋もれているため、天守の位置などはもとより詳細を明らかにし得ない。慶長5年の関ヶ原の戦いによって行長は没し、弟小西隼人の守る宇土城は加藤清正によって開城させられている。同年12月には小西領をも含めた肥後園主に加藤清正が

なり、加藤は宇土城城代に並河氏之を置いた。慶長12・3年の頃になると清正は、宇土城を隠居所とするための大幅改築を行なっている。これが現在残っている宇土城の繩張であり、殆どの石垣をはじめとする上層期遺構がこれにあたる。

慶長15年になると加藤清正は尾張の名古屋城の天守の普請を命じられ、これには当時の宇土城々代中川太郎平も参加していることが最近明らかになった。清正は翌16年（1611）6月には没しており、隠居所としてはつかわれなかった。しかも慶長17年（1612）6月には、幕命によって宇土城の破却が命じられており、極めて短期間でしかも殆ど利用されることなく破壊されてしまったことになる。このことは、宇土城の上層期遺構に伴う陶磁器などが殆ど検出されていないことからも明らかである。

寛永14年（1637）に島原の乱が起こったことによって再び宇土城の石垣はとり壊されて、堀も埋められた。以後、城として利用されることなく荒地として放置されたままになっていたようである。

（高木・木下）

第12表 関係年表

西暦	年号	月	主なできごと	今回の調査で検出	その他の調査で検出
1576	天正4年		鍋田信長、安土城を築く。		
1587	15	4	宇土頼孝、豊臣秀吉に降り宇土城(旧城)を開城退去。		三ノ丸堀立柱建物跡 S B01・溝 S D03
1588	16	5	小西行長、宇土・益城・八代の三郡を領す。		
		6	小西行長、宇土城(旧城)に入る。		
1589	17		小西行長、宇土城(新城)築造にとりかかる。	下層遺構 A-T1礎石建物跡・ 石列、A-T8石塁・ 門礎、A-T9石列	
1592	文禄元年		文禄の役。		
1596	慶長元年		慶長の役。		
1600	慶長5年	9	関ヶ原の戦い。		
		10	加藤清正、宇土城を攻める。 小西行長、京都六条河原にて処刑される。		
		12	宇土城落城。留守居小西隼人切腹。 加藤清正、肥後国主となり紀後南半をも領す。宇土城代に並河氏之をおく。	? A-T9石列上の 灰階	
1601	6	8	加藤清正、隈本(後、熊本と改む)城を築造。		
1603	8	2	徳川家康、将軍となり江戸幕府を開く。		
1607	12		熊本城完成。		
1608	13		このころ、加藤清正が宇土城を籠居所とするために宇土城を改築。	上層遺構 A-T3礎石群、A-T6 礎石、A-T8石塁、 A-T8門礎・石垣・ 排水溝、A-T11排水 溝、A-T12石垣、B- T1~9石垣、B-T7 石垣、C-T1・2石垣	三ノ丸石垣、三の丸 石垣(S X01・02)、 三の丸門礎(S B02)
1610	15	2	加藤清正、名古屋城普請役を命ぜられ名古屋城天守の普請にかかる(宇土城城代中川太郎平も参加)。 加藤清正死す。		
1611	16	6	幕命により宇土城を破却。		
1612	17	6	細川忠利、肥後国主(54万石)となる。		
1632	寛永9年	10	島原の乱起こる。		
1637	14	10	このころ、再び宇土城の石垣を取崩し、塀を埋める。		

註

- (1)木下洋介「宇土城跡（城山）—宇土城跡城山調査概報Ⅰ—」宇土市埋蔵文化財調査報告書第4集、1981年、宇土。
- (2)木下洋介「宇土城跡（城山）—宇土城跡城山調査概報Ⅱ—」宇土市埋蔵文化財調査報告書第7集、1982年、宇土。
- (3)註1書、18頁 Fig 25。
- (4)松岡利郎ほか『城郭事典』小学館、1981年、東京。
- (5)矢部良明・長谷部東爾『日本出土の中国陶磁』東京国立博物館、1978年、東京。
- (6)註5書に同じ。
- (7)前山博・大橋康二『国内出土の肥前陶磁』九州陶磁文化館、1984年、東有田。
- (8)間賀忠彦「備前焼の編年と分布」島根県立博物館調査報告第3冊、1982年、松江。
- (9)富隈卯三郎「宇土城跡（城山）出土の軒平瓦」宇土市の文化財第3集、1977年、宇土。
- (10)平山修一・高木恭二ほか「宇土城跡（西岡台）」宇土市埋蔵文化財調査報告書第1集、1977年、宇土。
- (11)「主因合結記 第5」宇土城図、国立国会図書館蔵。
- (12)井上正「宇土城」日本城郭大系18、新人物往来社、1979年、東京。
- (13)井上正 校訂「肥後宇土軍記」宇土城跡（西岡台）史料編148頁、宇土市埋蔵文化財調査報告書第1集、1977年、宇土。
- (14)名和達夫氏の御教示による。

朝日新聞（名古屋版）昭和58年11月2日付。

名古屋城天守閣石垣の隅石（北西角）に「加藤肥後守内 中川太郎平」と刻まれていることが明らかになった。なお、これまでに明らかにされていた他隅の刻銘は次のとおり。

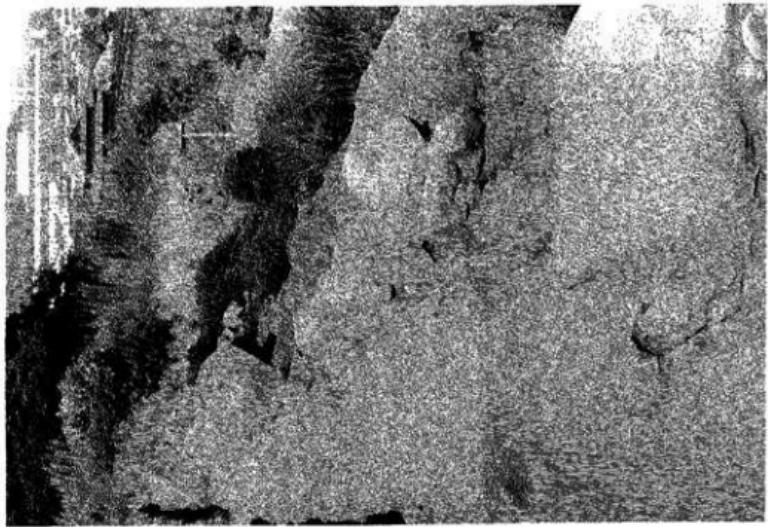
南東 加藤肥後守内小野弥□兵衛
南西 加藤肥後守内中川□
北東 加藤肥後守内小代下總

図 版

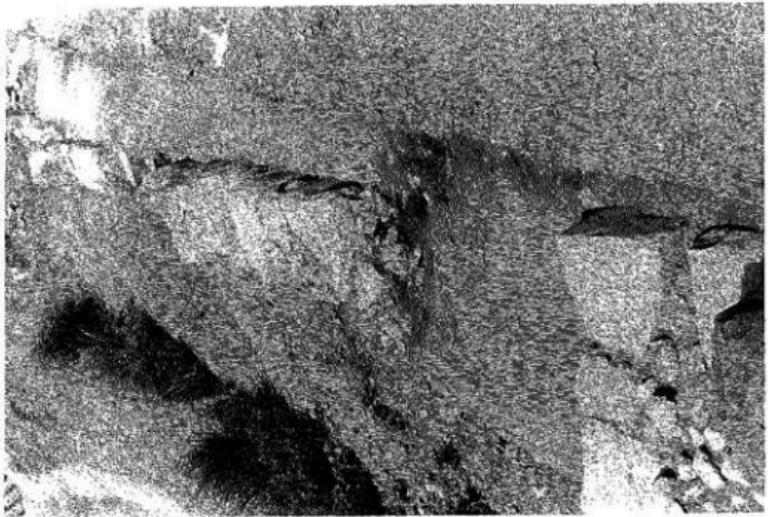
図版 1



宇土城跡（城山）空中写真



A-T12

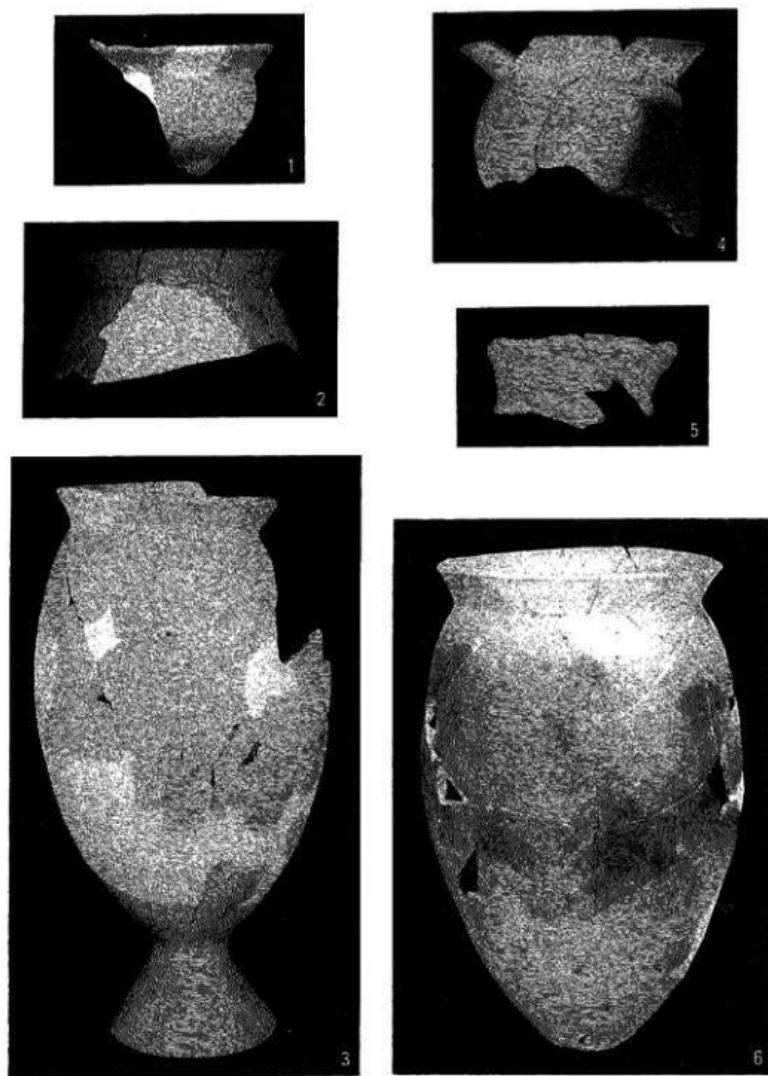


図版 3

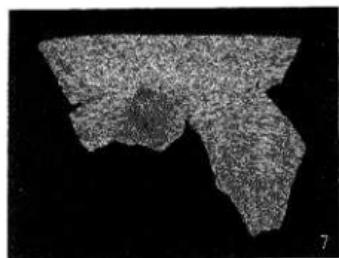


井戸

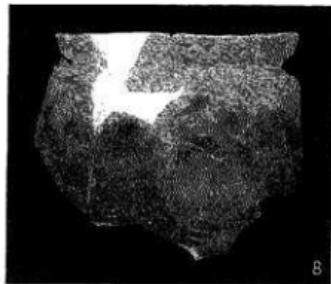
图版 4



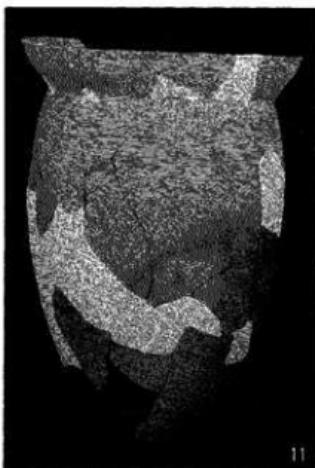
出土遺物(1) 張生式土器 1 (約 1 / 4)



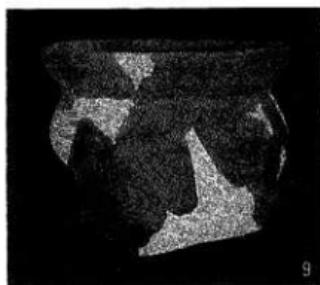
7



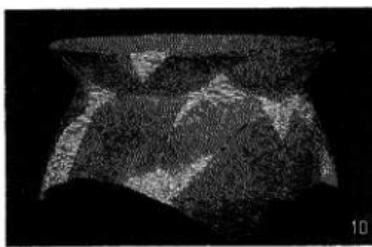
8



11



9



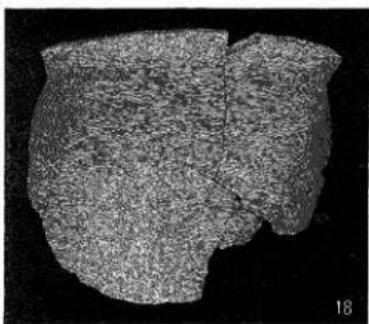
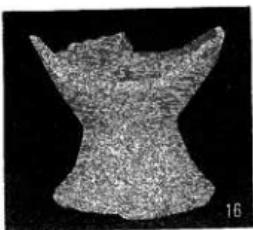
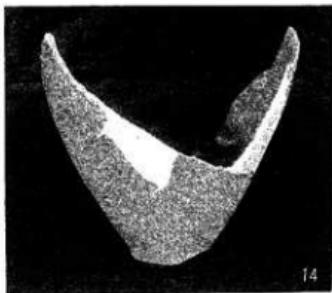
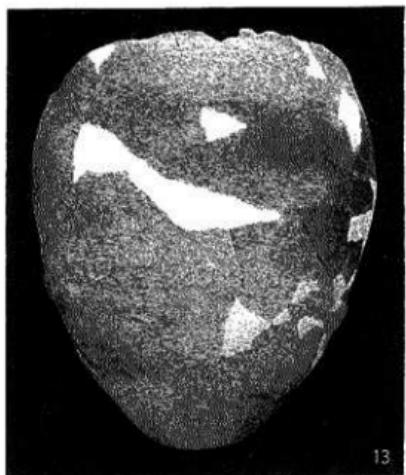
10



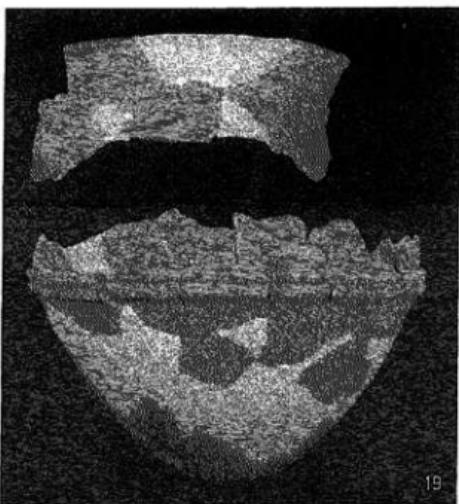
12

出土遺物(2) 弥生式土器 2 (約1/4)

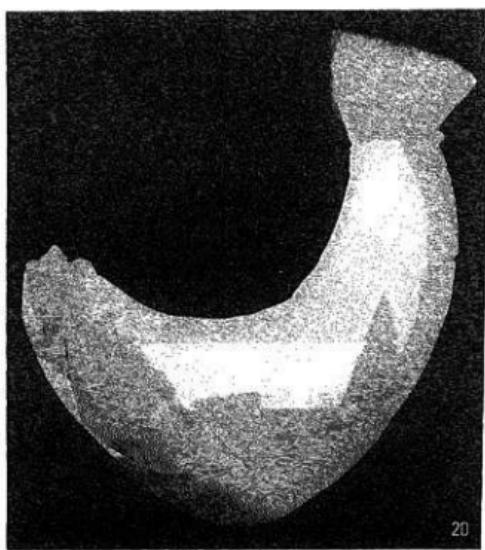
圖版 6



出土遺物(3) 仰生式土器 3 (約 1/4)

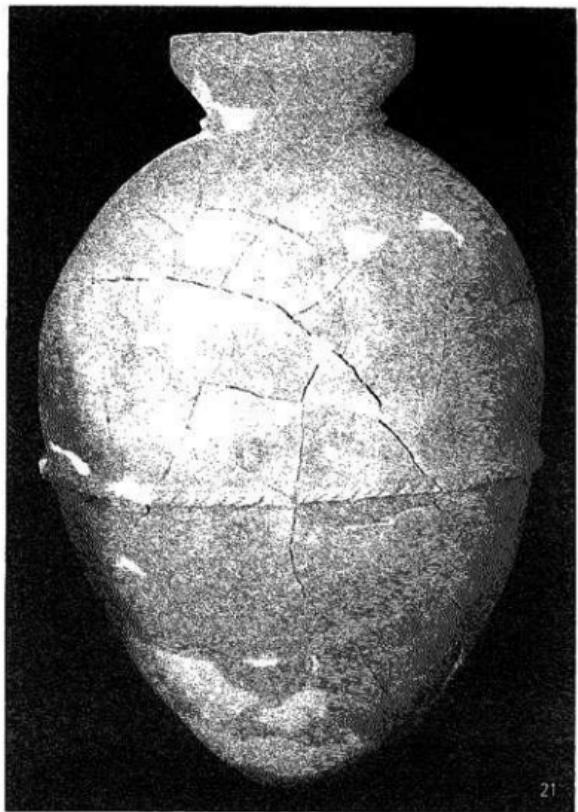


19

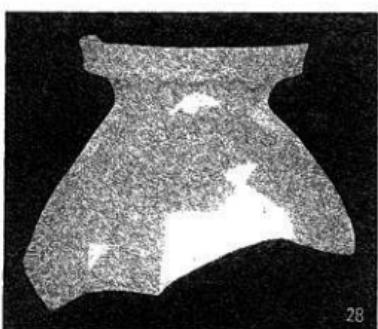
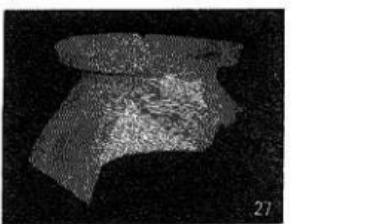
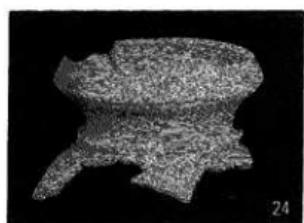
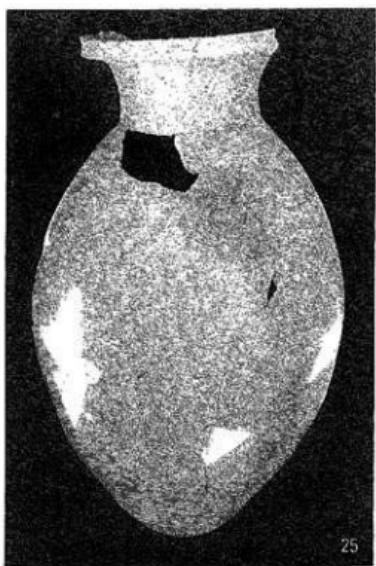
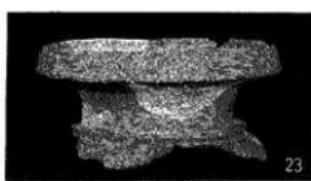
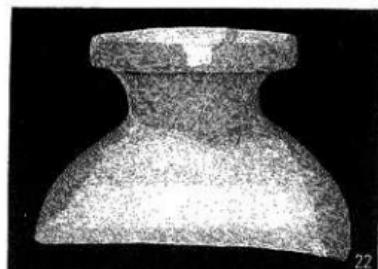


20

出土遺物(4) 弥生式土器 4 (約 1/4)

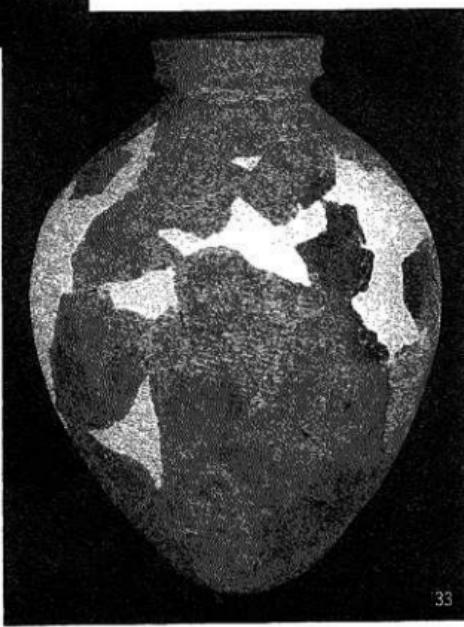
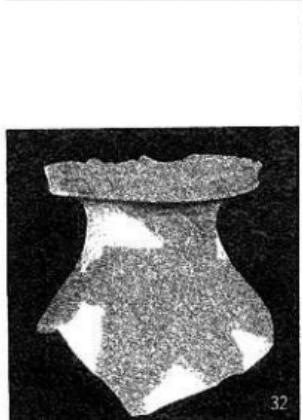
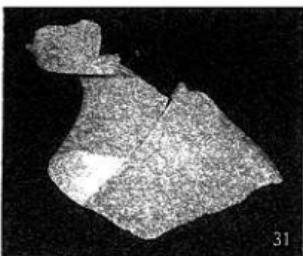
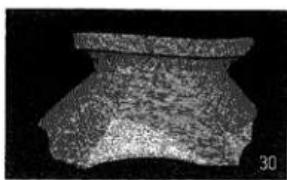
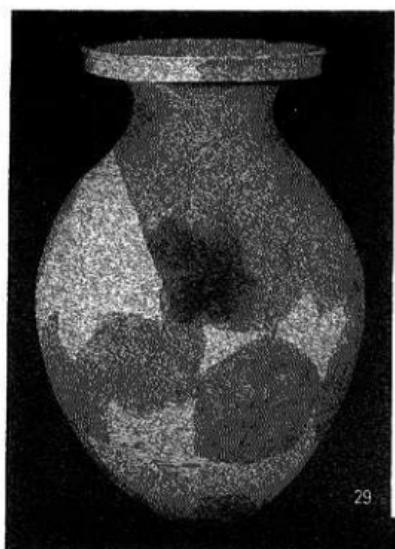


出土遺物(5) 弥生式土器 5 (約1/6)



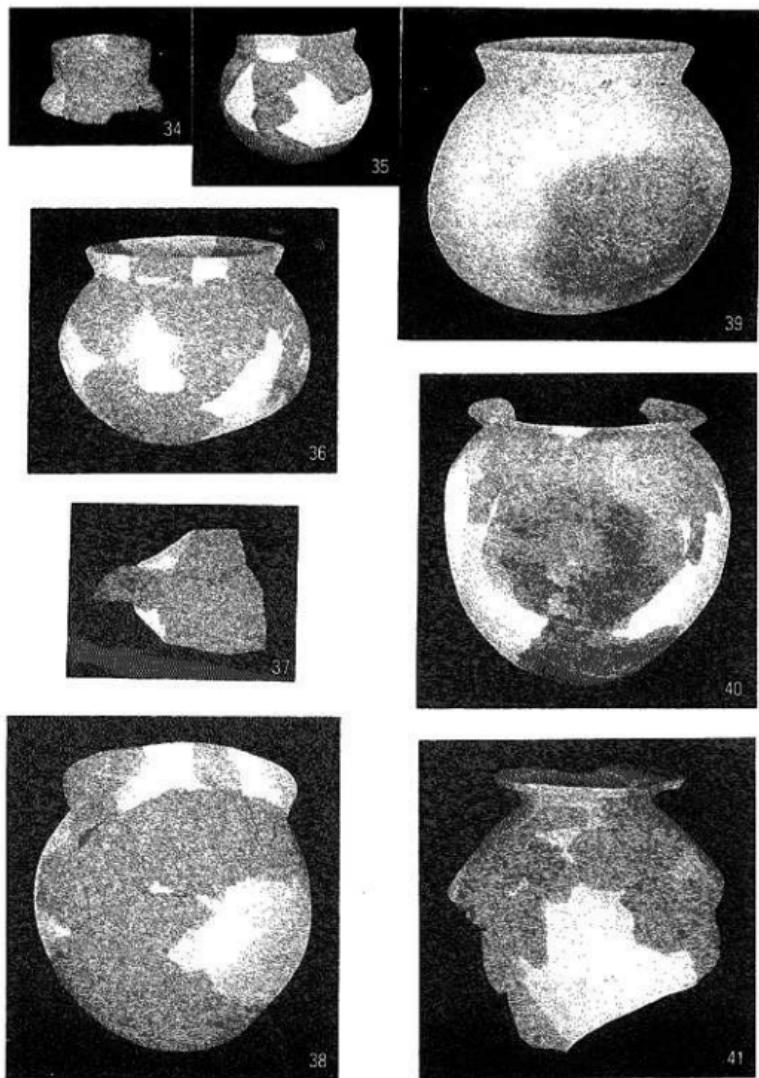
出土遺物(8) 弥生式土器 6 (約 1/4)

図版 10



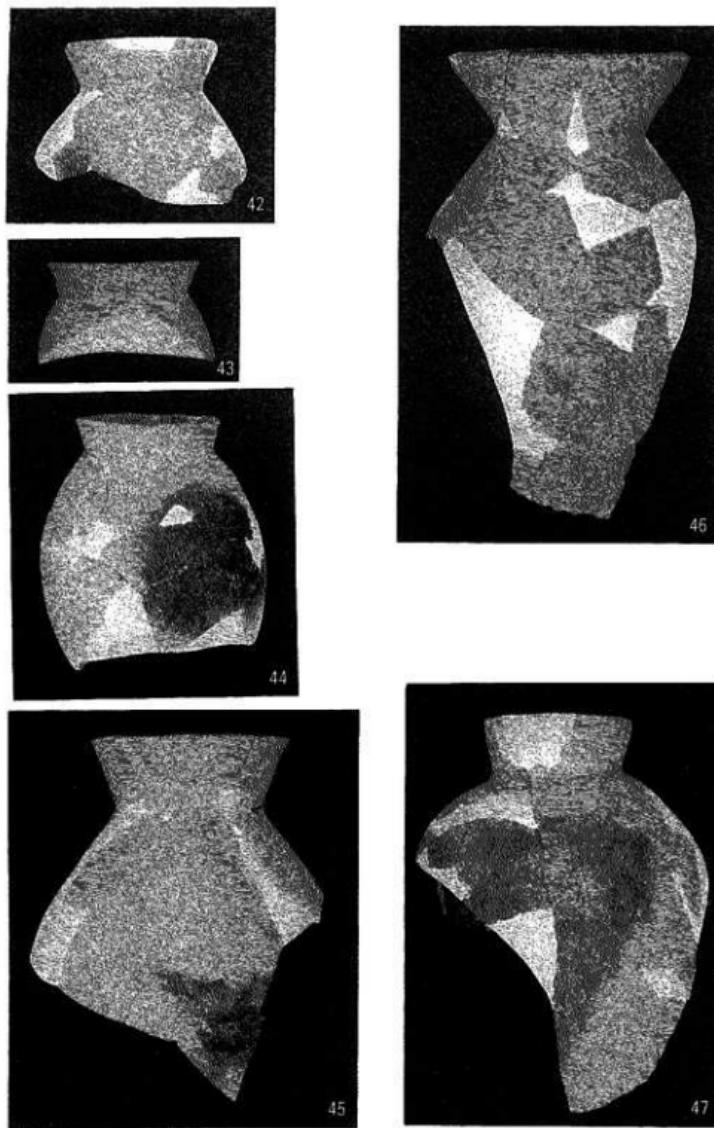
出土遺物(7) 阿生式土器 7 (約1/4)

図版 11

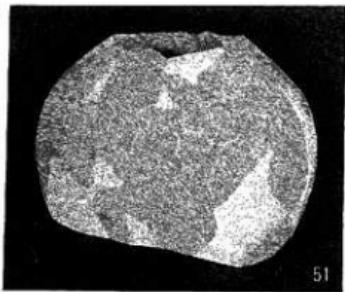
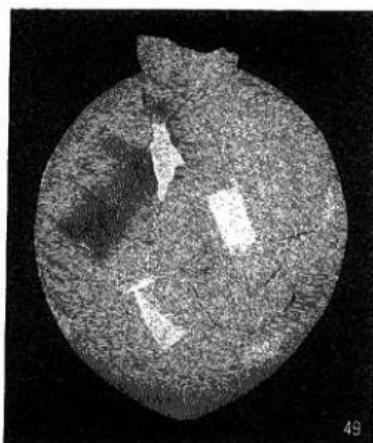
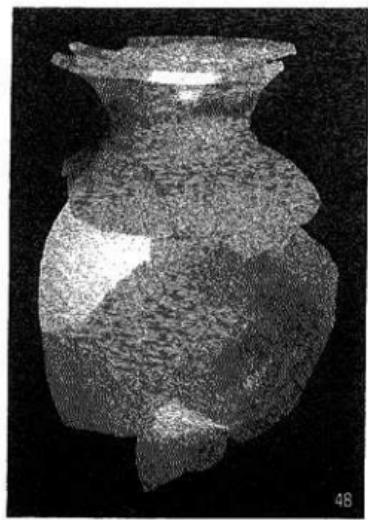


出土遺物(8) 弥生式土器 8 (約1/4)

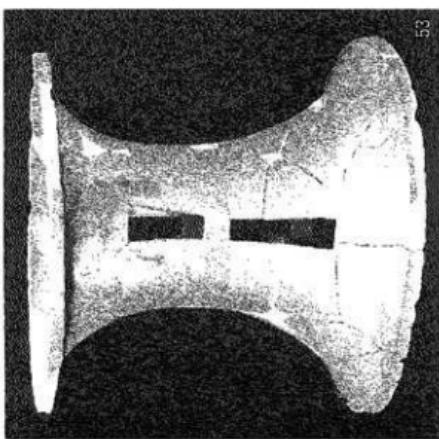
図版 12



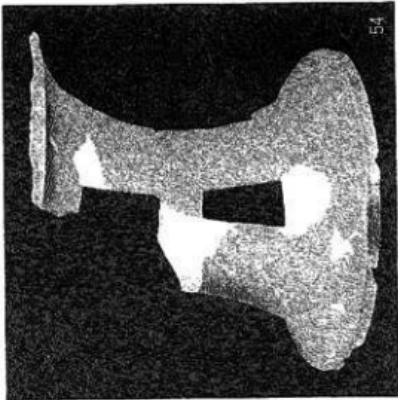
出土遺物(9) 弥生式土器 9 (約1/4)



出土遺物00 弥生式土器10 (約1/4)



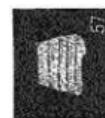
53



54



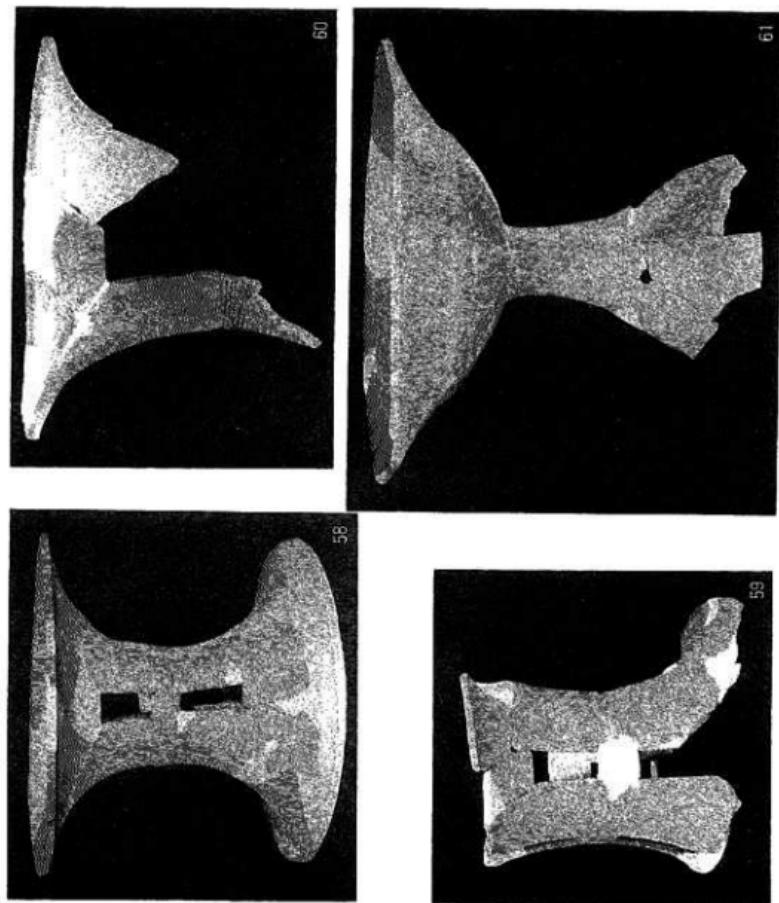
55

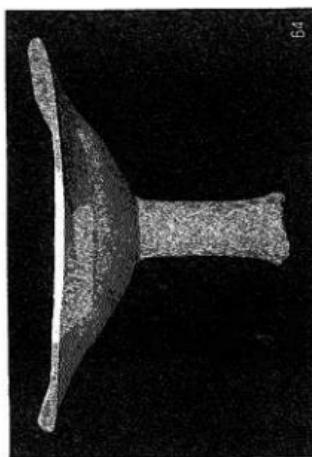
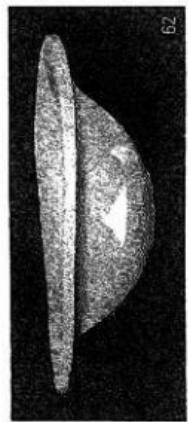
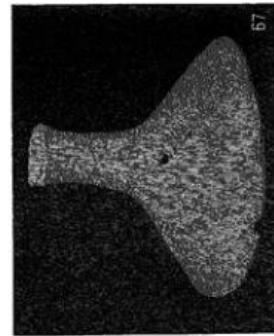
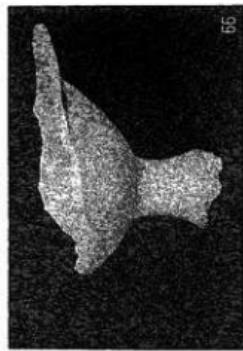


56

出土遗物⑩ 弦纹式土器11 (约1/4)

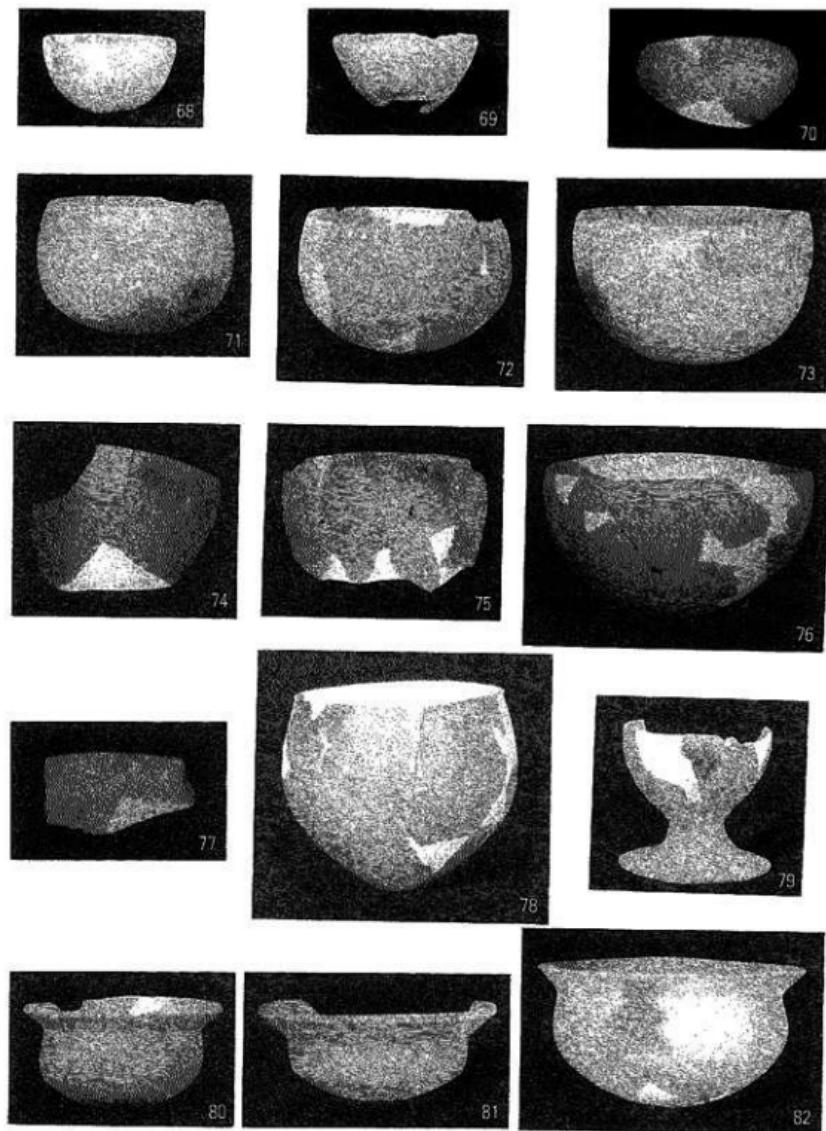
出土遺物12 弦生式土器12 (約1／4)





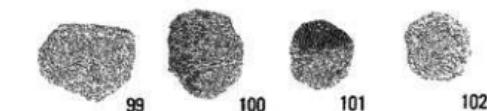
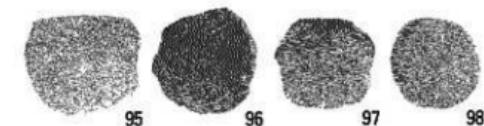
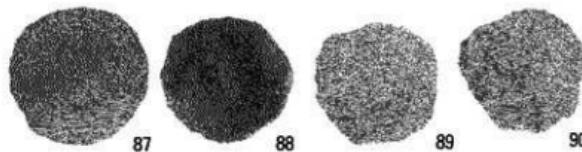
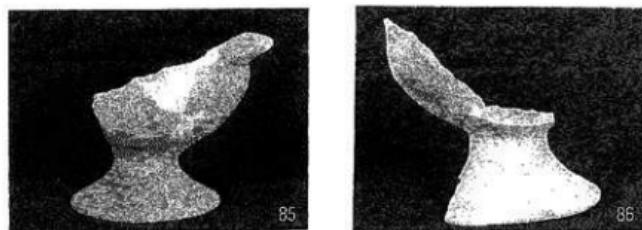
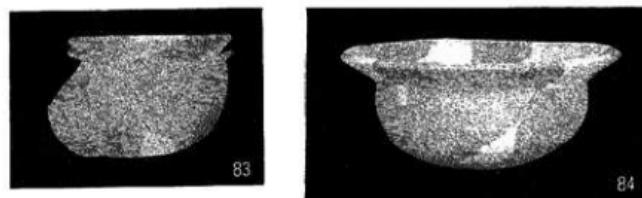
出土遺物13 弦生式土器13（約1／4）

図版 17

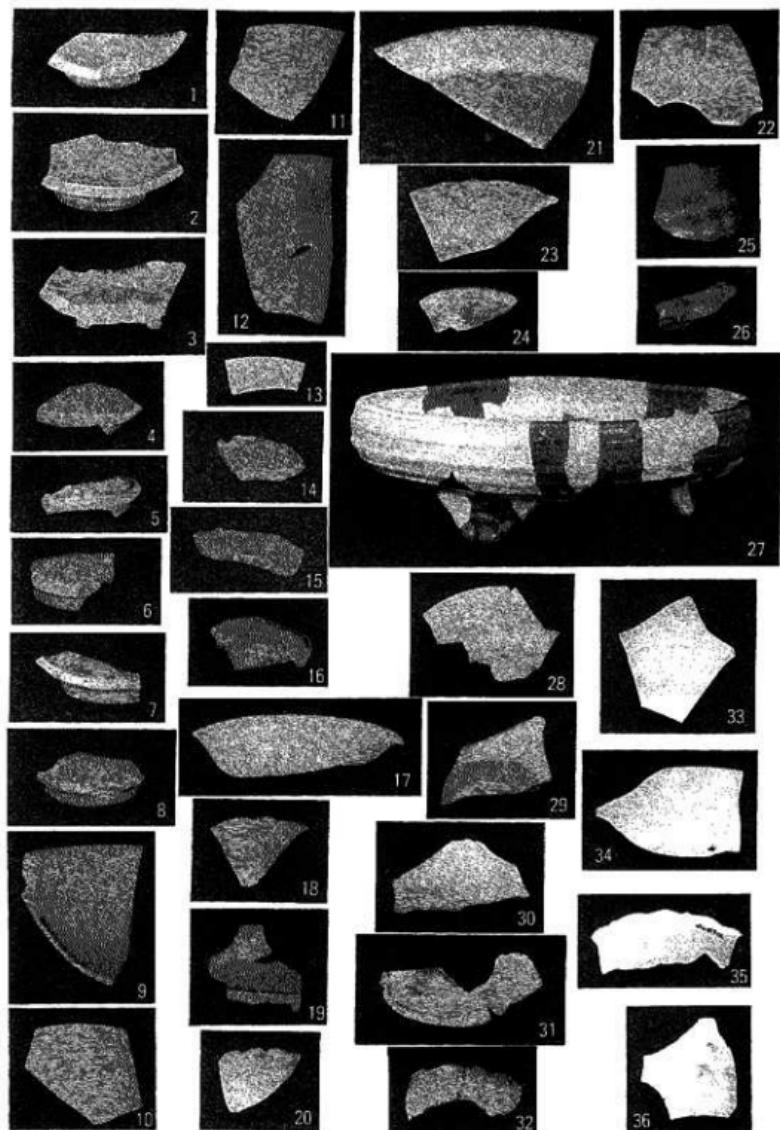


出土遺物14 弥生式土器14（約1／4）

図版 18

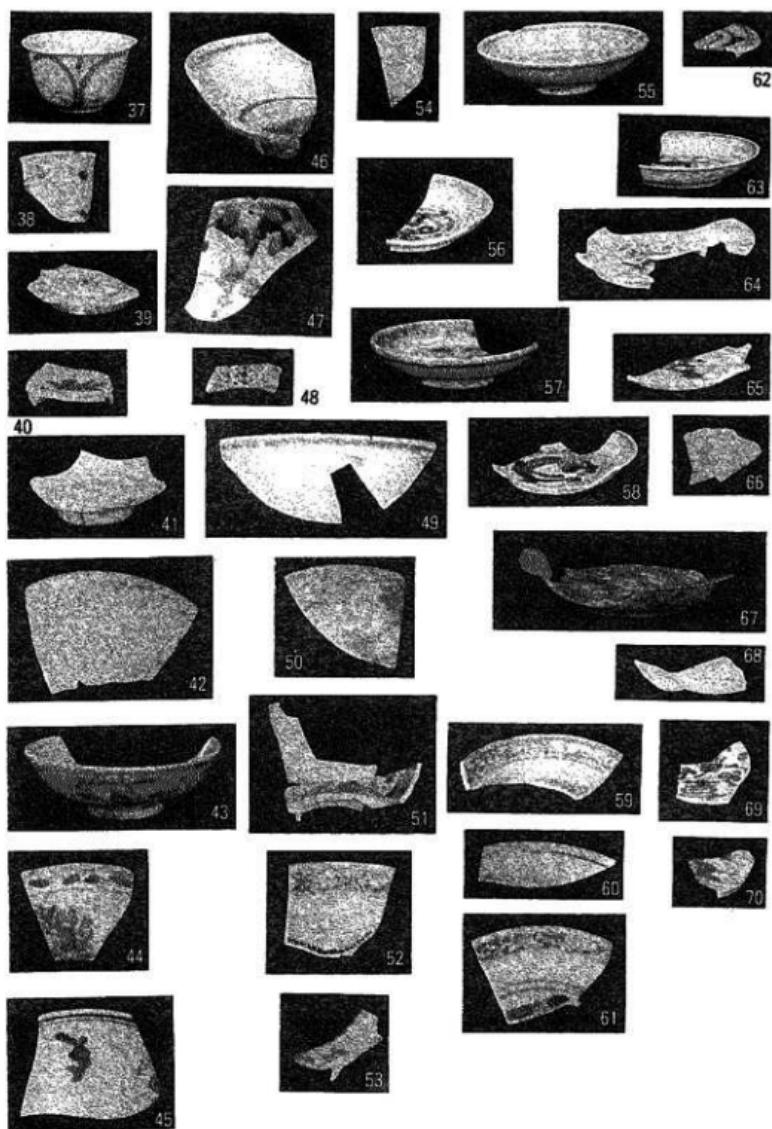


出土遺物19 弥生式土器15（約1/4）土器片加工品（約1/3）

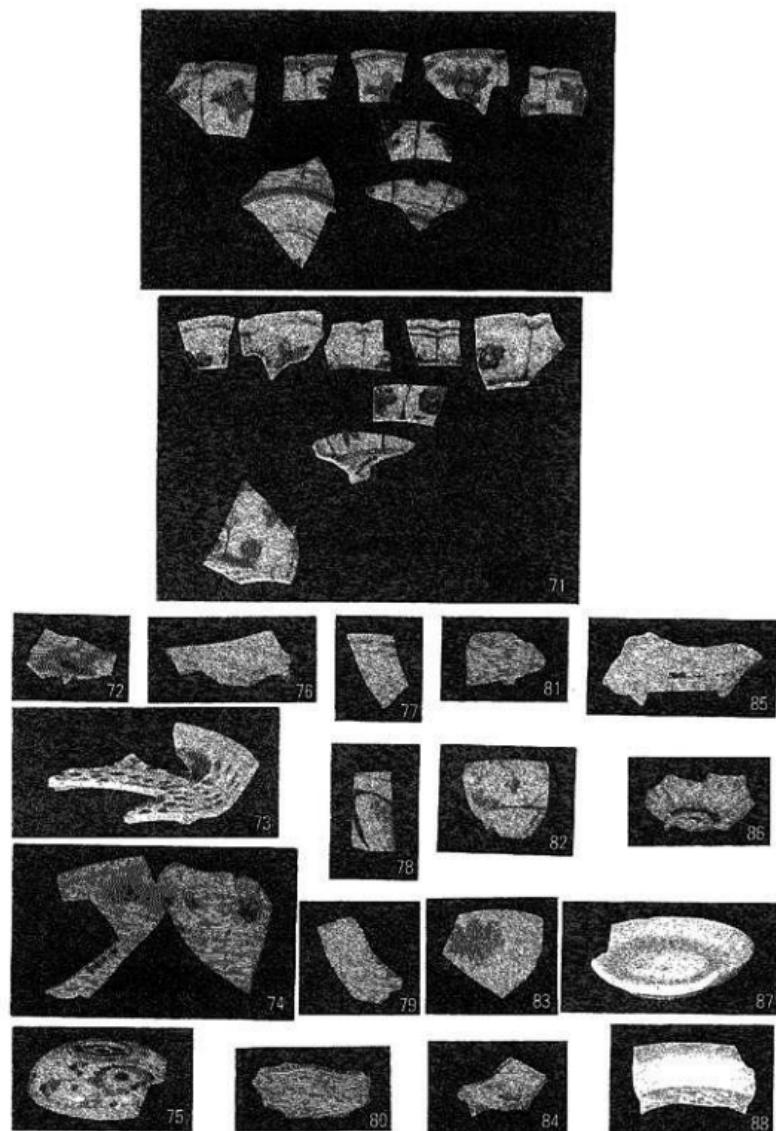


出土遺物⑯ 磁器 1 (約1/3、27は約1/4)

図版 20

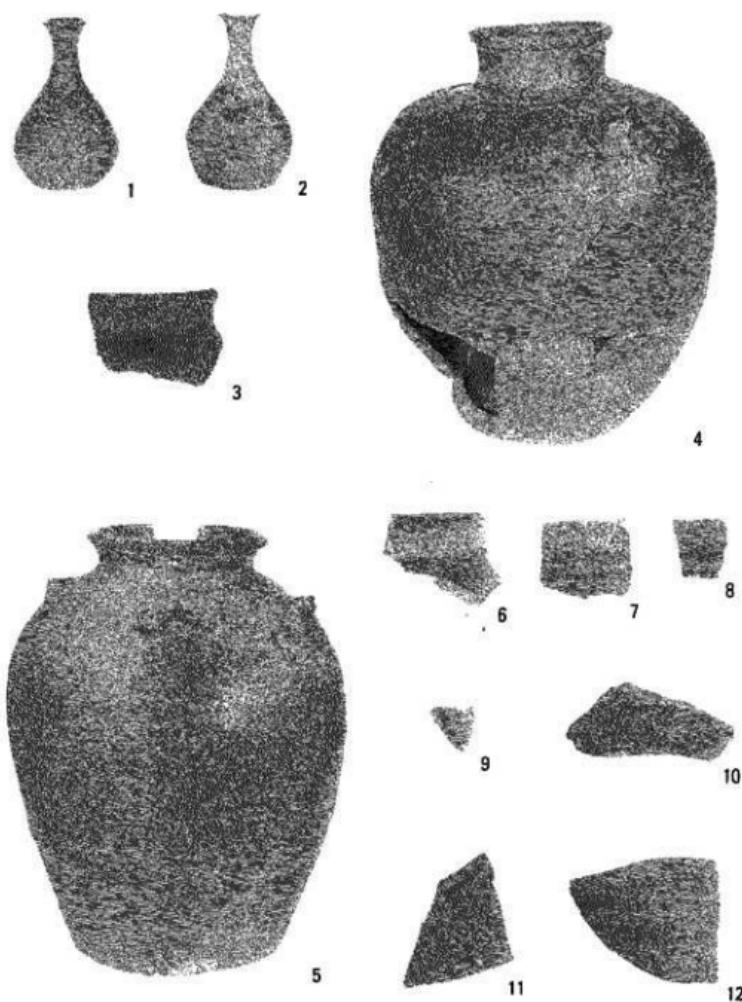


出土遺物(17) 磁器 2 (約1/3)



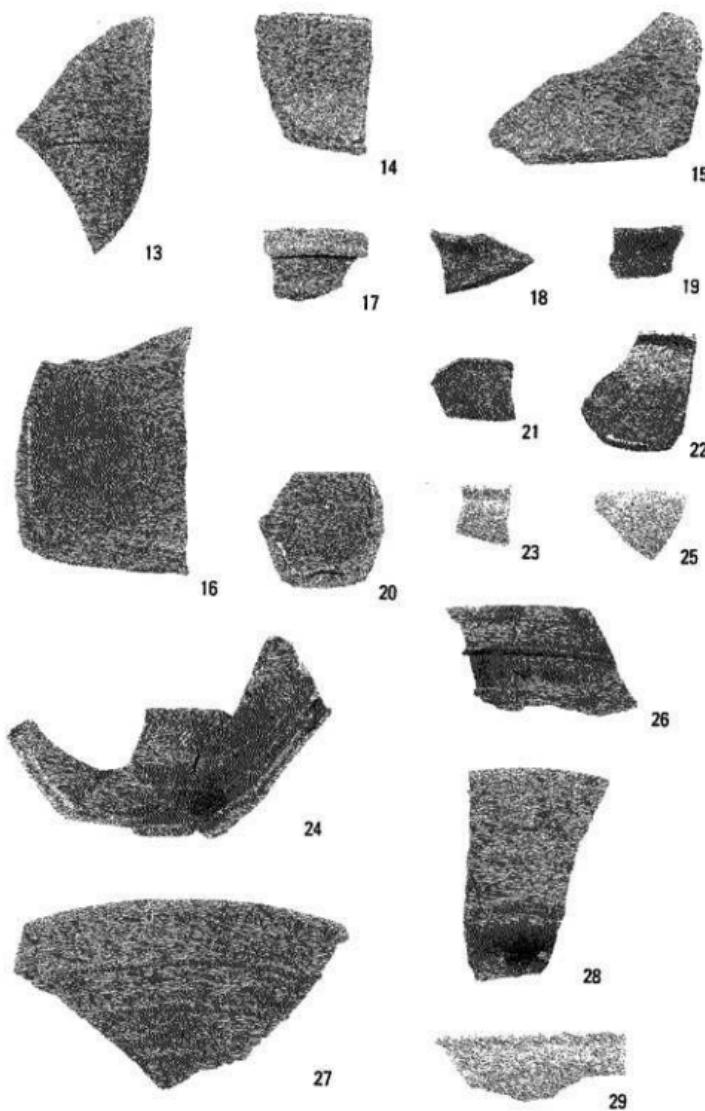
出土遺物Ⅹ 磁器 1 (約 1/3)

図版 22



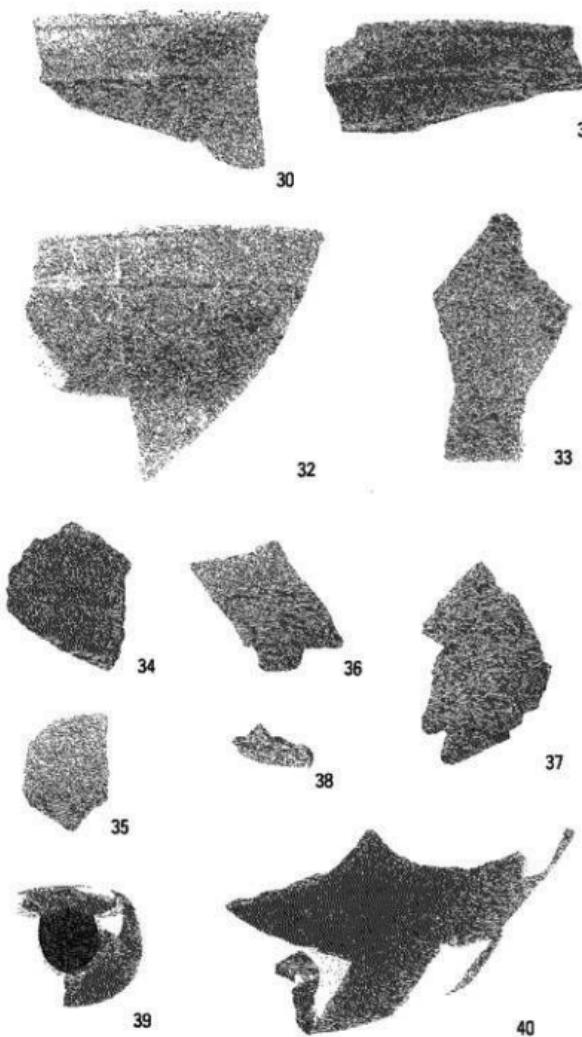
出土遺物(5) 備前焼 1 (約 1/4)

図版 23

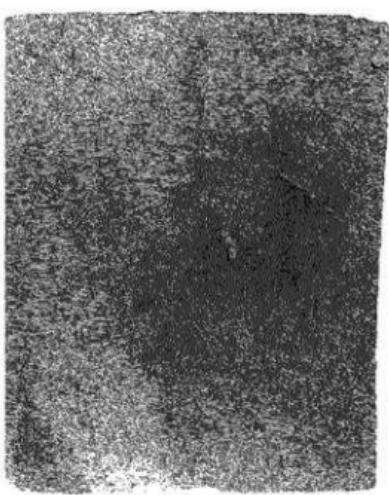
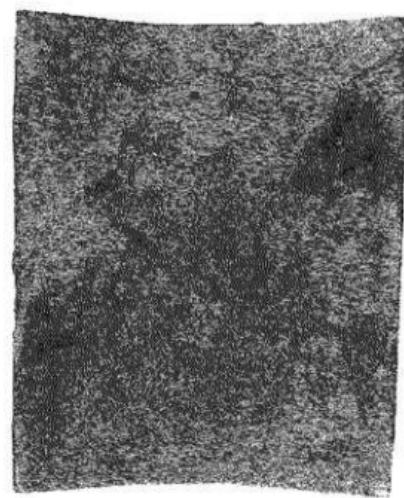


出土遺物23 僧前焼 2・その他の陶器・瓦器 1 (約1/4)

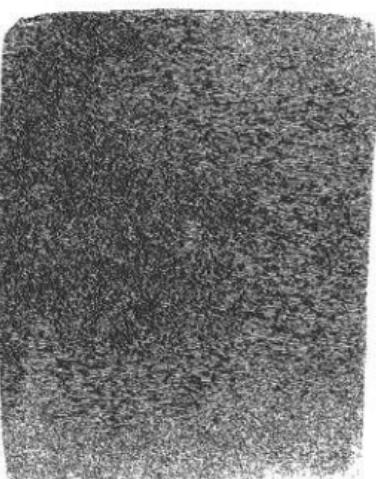
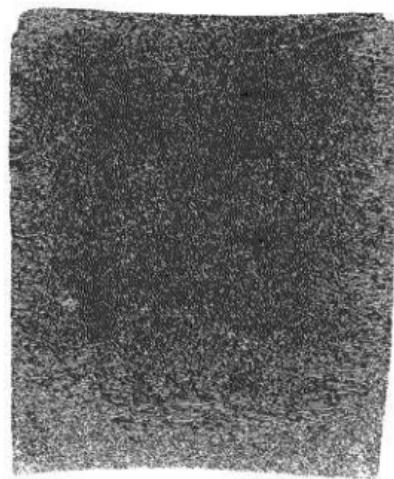
図版 24



出土遺物20) 瓦器 2 (約1/4)



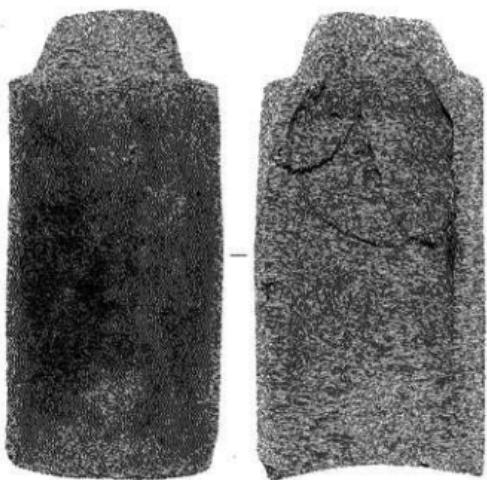
1



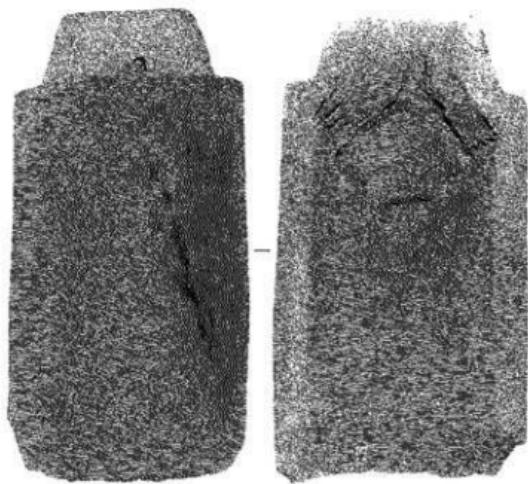
2

出土遺物25 瓦1 (約1/4)

図版 26

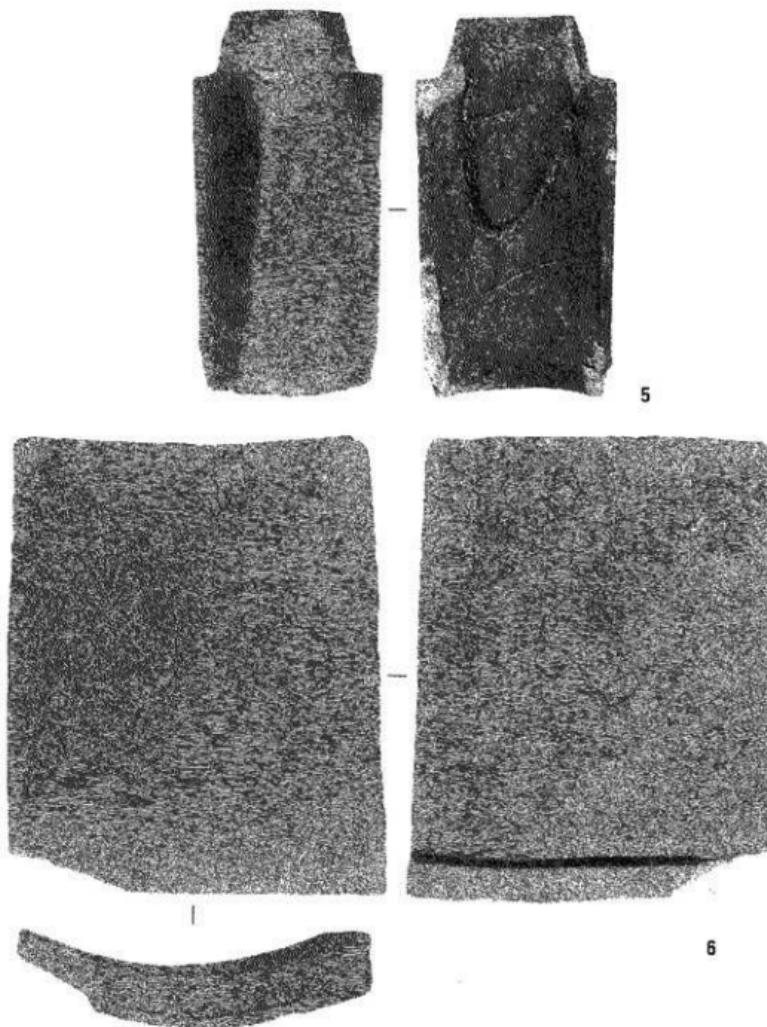


3



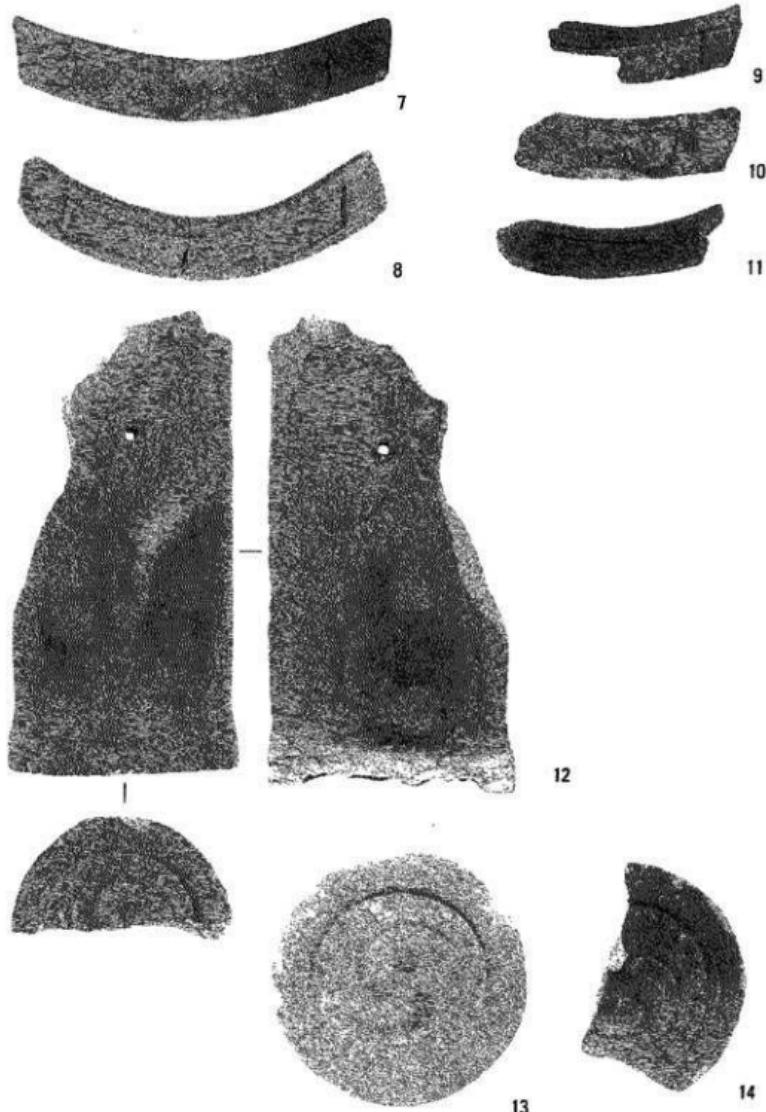
4

出土遺物② 瓦 2 (約1/4)



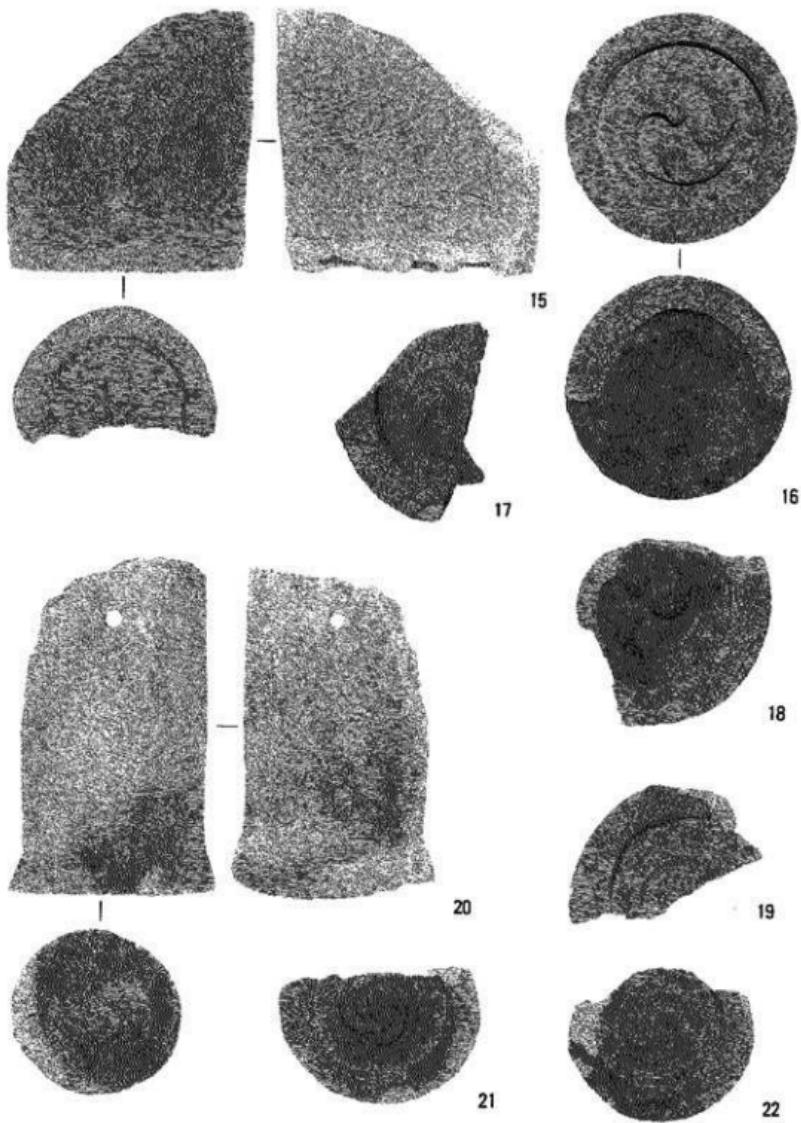
出土遺物26 瓦 3 (約1/4)

図版 28



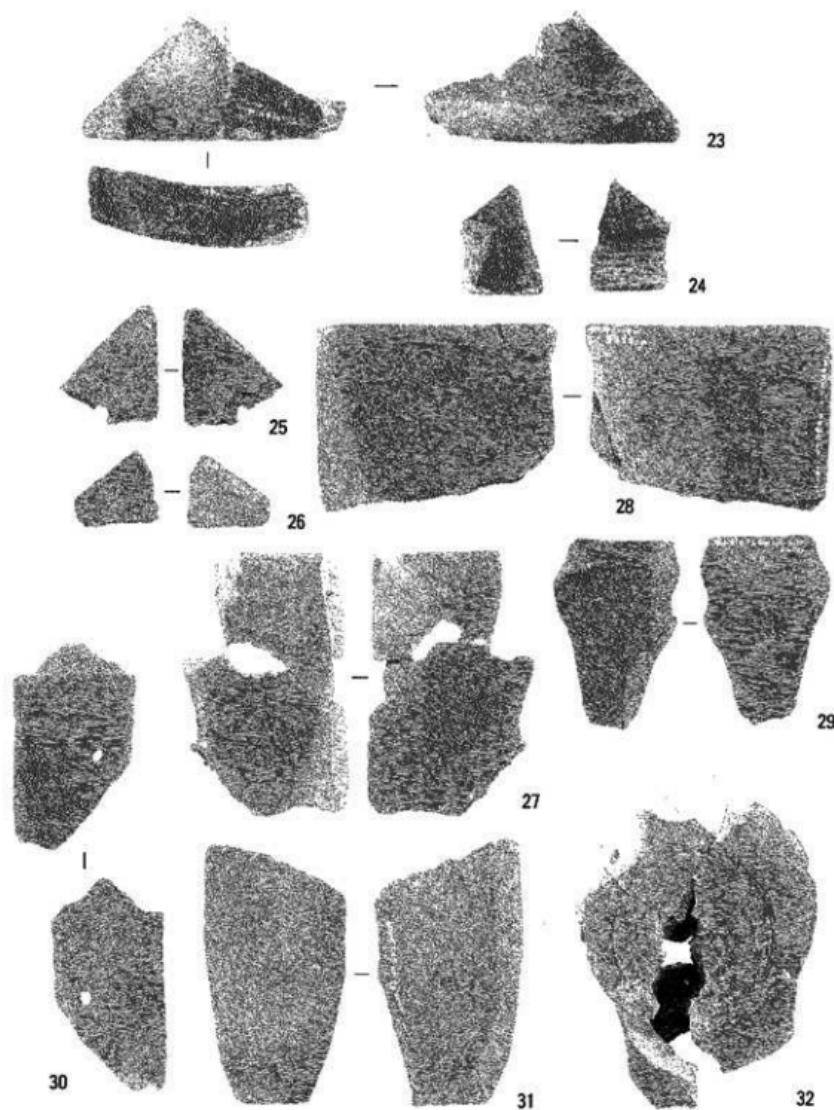
出土遺物四 瓦4 (約1/4)

図版 29



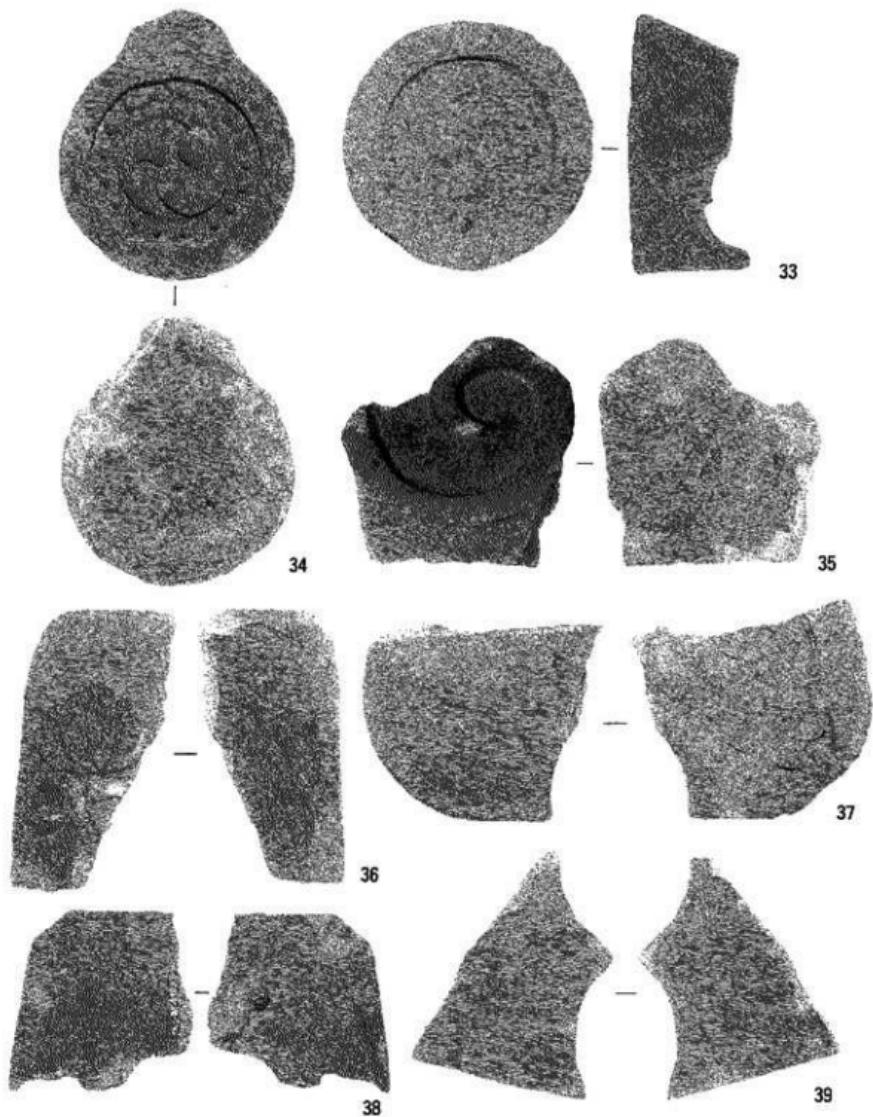
出土遺物29 瓦 5 (約1/4)

図版 30



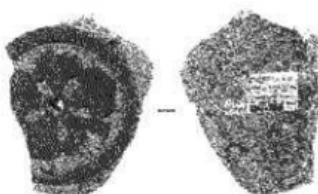
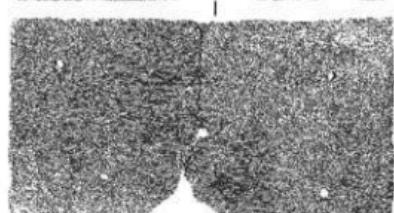
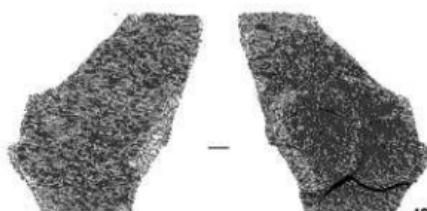
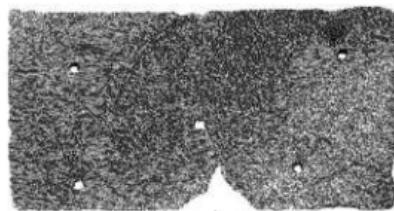
出土遺物(7) 瓦 6 (約 1 / 4)

図版 31



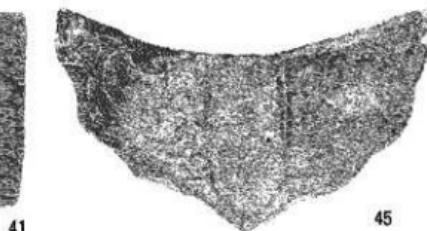
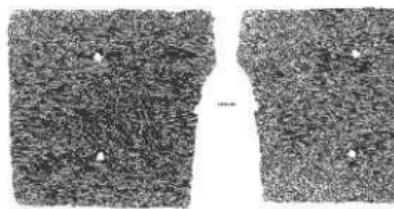
出土遺物28 瓦7 (約1/4)

图版 32



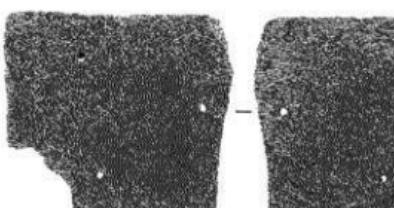
43

44



41

45

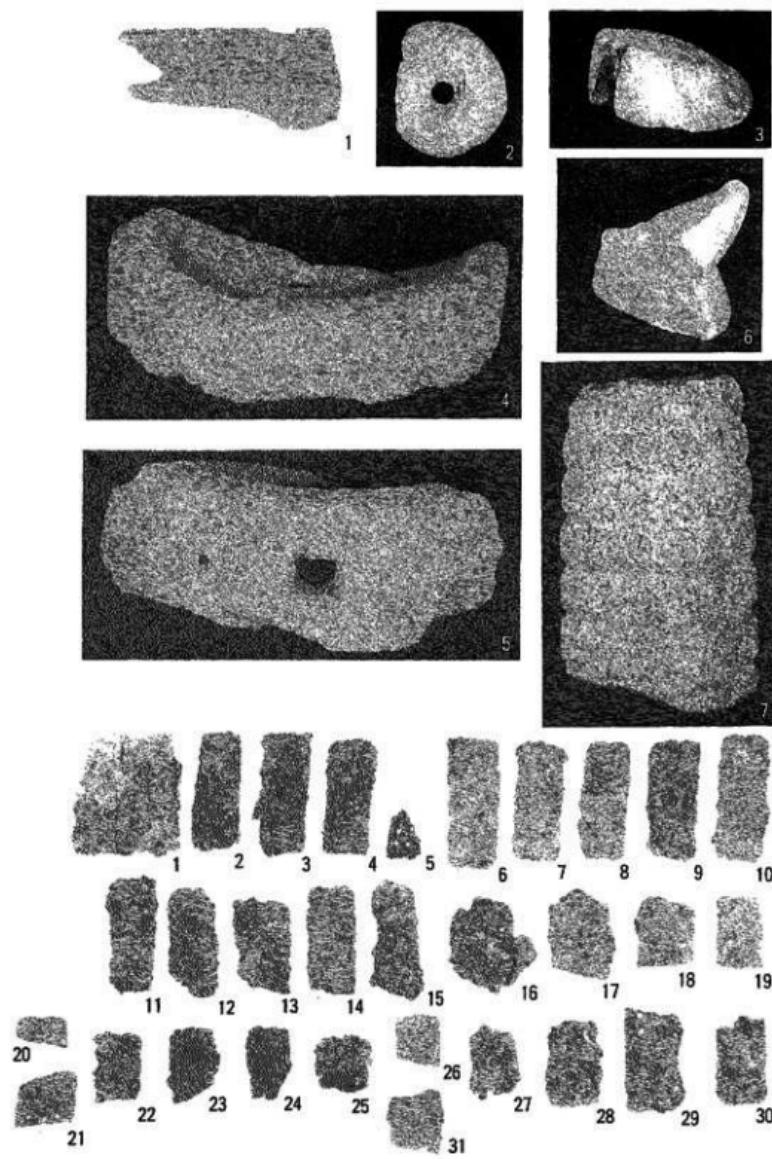


42

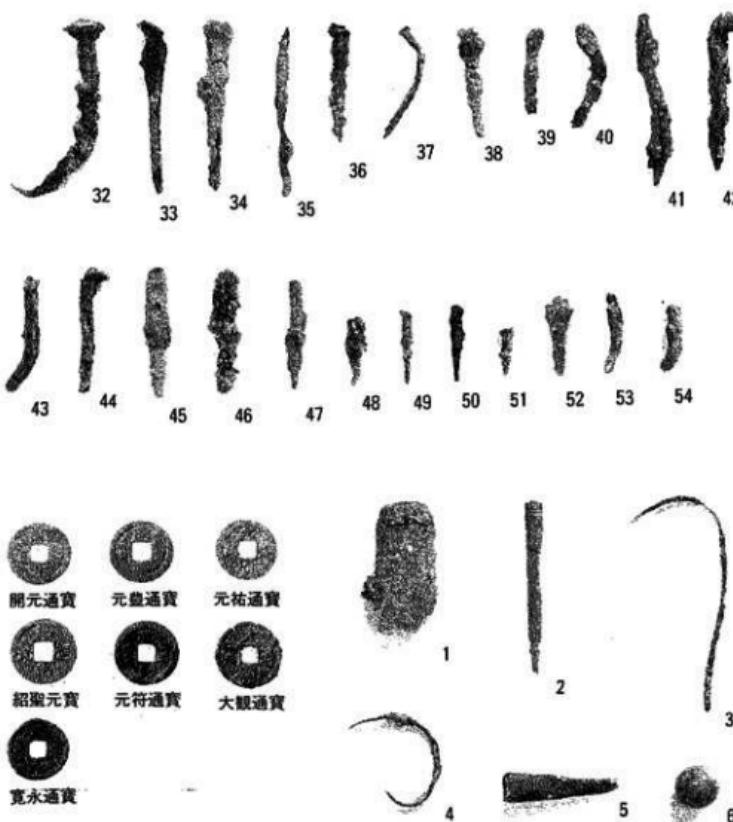
46

出土遺物28 瓦8 (約1/4)

図版 33



出土遺物30 石製品(約1/4)・鉄製品1(約1/3)



出土遺物31 鐵製品 2 (約1／3)・銅製品 (約1／2)

宇土城跡（城山）

宇土市埋蔵文化財調査報告書 第10集

1985年3月31日

発行 宇土市教育委員会

印刷（資）下田印刷

改定史籍集覽一五

小早川隆景（渡辺世祐）

加藤清正伝（中野嘉太郎）
加藤清正公伝（斎藤員家）

有馬晴信記

石田三成（渡辺世祐）
概説石田三成（池崎忠孝）

石田三成（今井林太郎）
安國寺惠瓈（河合正治）

天草時貞（岡田章雄）
島井宗室（田中健夫）

千利休（芳賀幸四郎）
高山右近（海老沢有道）

高山右近大夫長房伝（片岡弥吉）
高山右近の生涯（片岡弥吉）

黒田家譜（貝原益軒）
黒田如水伝（金子堅太郎）

黒田如水（福本日南）
賢君寺沢志摩守（松代松太郎）

立花宗茂（古賀敏夫）
島津義弘公記（谷山初七郎）

島津中興記（渡辺盛衛）
島津國史（山本正謙）

日本西教史（ジョン・クラセ）
キリストン大名（ミカエル・シュタイシエン）

日本史（ルイス・フロイス）

日本基督教史（比叡根安定）
日本切支丹宗門史（吉田小五郎訳）

キリストン大名（岡田章雄）
九州の古城とキリストン（バチエコ・デイエゴ）

結城城主ジョルジ結城弥平次（バチエコ・デイエゴ）
八代切支丹史（タツキ文庫）

鹿児島のキリストン（バチエコ・デイエゴ）
日本二十六聖殉教者（小沢謙一訳）

キリストンの英雄たち（マレガ）
高山右近の横顔（バチエコ・デイエゴ）

幸田成友著作集（中央公論社）
切支丹研究（山田野理夫）

朝鮮西教史
キリストンと茶道（西村廣）

宇土郡村誌

宇土郡誌（宇土郡役所）

宇土市史（宇土市）

宇土半島 自然と文化（宇土半島研究会）

不知火町史（不知火町）

下益城郡誌（下益城郡教育支会）

松橋町史（松橋町）

城南町史（城南町）

村誌富合の里（富合村）

町誌中央（中央町）

小川町史（小川町）

小川年代記

八代郡誌（八代郡教育支会）

八代市史（八代市）

水俣市史（水俣市）

上益城郡誌（上益城郡）

矢部町の文化財（矢部町教育委員会）

天草郡史料（天草郡教育会）

天草の歴史（本渡市教育委員会）

鹿本郡誌（鹿本郡）

鹿本町誌

太宰管内志（伊藤常足）

佐賀県史（佐賀県史編纂委員会）

佐賀県史料集成（佐賀県立図書館）

佐賀県の歴史（文画堂）

鍋西町史（鍋西町史編纂委員会）

名護屋城秘史（名古屋經一）

名護屋城詞華集（名古屋經一）

岐阜県史（岐阜県）

岐阜県百科事典（岐阜日日新聞社）

関ヶ原町史（関ヶ原町）

関ヶ原合戦史料集（藤井治左衛門）

関ヶ原合戦（藤井治左衛門）

関ヶ原町の名所古跡（関ヶ原町）

堺市史（堺市）

堺文化伝（堺市教育委員会）

豊公遺文（日下寛）

太閤記（小畠南庵）

豊臣秀吉（鈴木良一）

鍋本太閤記（武内確重）

左大史季充記

関原始末記

塙尻

大垣藩地方雜記

関原御合戰當日記

庵主物語

内府御陣場覽書

關ヶ原一亂志

寛永諸家系圖伝

美濃雜事誌

杜辨日記

時慶卿記

押小路氏之日記

義演准后日記

關ヶ原御陣之圖及略記

言經卿記

東照宮御年譜

肥後宇土草記

石田軍記

関原軍記大成
備前老人物語
続龜之助覽書

改訂史籍集(第二五)

改訂史籍集(二六)

日本隨筆大成三期九、一〇

關ヶ原合戰史料集

大日本古記錄

甲子夜話三〇

宇土市埋蔵文化財調査報告書

国史叢書八一一

羅漢錄九五

乘爛雜錄四五

八代都内略記

石浦漫錄(草野石瀬)

熊本の城(熊本日日新聞社)

肥後史話(卯野木邦一良)

日本戰史 関原役

日本戰史

國郡一統志(北嶋曾山)

菊池伝記(井沢蟠龍)

肥後地誌略(井沢蟠龍)

新編肥後國誌草稿(成瀬久敬)

肥後國志略(森本一瑞)

増補肥後國誌(水島貞之)

肥後國陳跡略誌(水足屏山)

古今肥後見聞雜記(寺本直慶)

熊本県史(熊本県)

熊本県史料—中世編(熊本県)

熊本の歴史(文藝堂)

相良家文書

熊本市史

三宮社記錄

乘爛雜錄三六五

一話一言	蜀山人全集五	高麗記	統群書類從二三輯上
朝野雜載	益軒全集八	九州記	天草郡史科二
秉燭譚	中世界を代表する俊傑小西行長（遠藤周作）	九州治亂記	肥前譜書二
鐵の首撃（遠藤周作）	日本繪筆全集一期六	日本戰史	九州役（參謀本部）
小西行長（田村義治）	字土と小西行長（宇土中學校）	清正記	肥後文獻叢書二
備前草記	吉備群書集成三	續撰清正記	肥後文獻叢書二
西國太平記	國史叢書七	清正行狀	統群書類從二三輯上
古今武豪盛衰記	國史叢書四五	加藤家伝（森本一友）	統群書類從二三輯上
豐臣記	統群書類從二〇輯上	清正無讖考（黒木石水）	統群書類從二三輯上
南海通記	改訂史籍集成七	天草郡史料（天草郡教育会）	統群書類從二三輯上
新撰事類通考	肥後文獻叢書三	天草合戰記	統群書類從二三輯上
藩翰譜（新井白石）	天草由來記	常山紀談	有朋堂文庫
費薩軍記	水野日向守覺書	藻塙草一七	改訂史籍集成一六
九州御動座記	改訂史籍集成七	群書類從二〇	統群書類從二三輯下
城戸左右兵衛覺書	昌黎草一九	昌黎草	統群書類從二〇輯下
筑前國風土記	益軒全集四	島津家高應軍秘錄	統群書類從二〇輯下
竹内吉兵衛覺書	雜撰錄一	吉野甚五左衛門覺書	統群書類從二〇輯下
島津家記	統群書類從二三輯上	本山豈前守安政父子戰功覺書	統群書類從二〇輯下

◎行長報復

◎秀吉遷明使命再征

◎明使海留于界

◎行良屯益山阻清正被殺

◎沈惟敬報南原盡貢于行長

◎破關山水師

◎行長取南原島津義弘等取金州

◎明將劉良祐治行長講和攻順天

◎元帥秀秋源

◎明軍圍順天行長徵追上船啓海戰

◎行長等敗奔加佐島東廣

◎行長清正等互聞禦臺十大老

◎行長黨三成謀亂

◎庚子歲夏關原奔御河

◎林蔵主檢行長致革除

◎關原勝長檢行長事

◎行長奉天主教不改教

◎謀行長三成謀叛

宇土城跡（西岡台）史料編（宇土市教育委員会）

熊本城（藤岡通夫）

八代城志（磯田正敬）

野史（磯田忠彦）

武家事紀（山鹿素行）

和泉名所圖會

日本人物史

武德安民記

武家盛衰記

武者物語

兵家茶話

太閤時世大名分屬帖

和漢三才圖會（寺島良安）

名將言行錄（岡谷繁実）

神谷宗湛筆記

慶長三年大名帳

廣文庫

泉州志

二五六 宇土城・小西行長関係資料・出典目録

肥後古城主考（辛島道隆）

古城考

肥後文獻叢書一
肥後古記集覽三二

泉州志

泉州史料二

泉州史料二

泉州史料二

記實就其刑也、挽首淒然、檢監便人問其意。行長曰：「祕旨殊令士大
竊聞之。行長驕目屬聲曰：「勇者臨就刑，何言之有。爰問之愚。延頸
被斬云。」武者

物語

- ◎健民看經
◎毒井
◎破明後軍于玄定
◎平壤京城間分幕
◎沈惟敬與行良諭和

- ①小西行長 父壽德應神秀吉
②其敵小西次忠弱明世宗
③行長爲岡山賈人裴子出入宇喜多周旋京畿之間
④秀吉擢用行長授豐臣氏
⑤射肥後半國治宇土城
⑥半天草土城
⑦行長清正爲征韓光降督錄
⑧樂義章旗
⑨先發援船取釜山西壁八千五百人
⑩拔東萊城梁山諸院
⑪略奪右道固金海城
⑫發尚右兵使金誠一左追安集使金功
⑬拔尚州城李鍾政夏
⑭取忠州
⑮朝鮮王道義二三子進主掌
⑯行長清正兩路人京城
⑰行長相清正進軍
⑱行長先入京城
⑲王秀質
⑳破臨津至大同江
㉑柳川洞佑始築和
㉒行長鎭降
㉓王昭率我軍取江源人平壤
㉔王昭率我軍取江源人平壤
㉕沈惟敬與行良諭和
㉖沈惟敬見行良諭和
㉗破焚京城龜山倉砦我糧
㉘搬京城守備屯金山
㉙明軍入京城
㉚沈惟敬與行良諭和
㉛小早川隆景破如松于碧蹄館
㉜三奉行殺京城士民
㉝沈惟敬見行良諭和
㉞破焚京城龜山倉砦我糧
㉟搬京城守備屯金山
㉟明軍入京城
㉟沈惟敬與行良諭和
㉟小西如安住北京約和議

略。代替戰。行長併舟圍燒。幾獲之。羌應衆救之。健闢破圍。翼、文煥等後船益至。鐵砲火矢四擣。我師敗績。船皆燒殘。乃求一島登之。虜在焉。行長殺成據之。瑞典追至。連巨艦守之。行長夜以單舸奔。加德島。餘衆不能屬。義弘反給迎取。與明將陶明善戰。破之。復明幸。於是虜不復追尾。風潮亦便。我師乃竄帆而歸。行長營清正同。兵援順天。拜謝謂釋德清正辭曰。固所願也。然子與石治部善。竟不可調停矣。豐田家。慶長四年三月。先是行長征明陣中舊結。與寺添廣高、密義、數清正、長政、直茂、勝信等別。書以聞大老。大老即授其需於四人。四人各載書。數行將罪狀。成大三川志。大老閱實。行長遂決。許約多。東照公曰。太閤而後。未幾機。恥相誣。甚不可。俱解宿帶。直親交。強而後從焉。安民記。行長黨三成謀。徵明之役。少難樹功。素起。自卑賤。超列侯位。心懷驕侈。慢侮諸士。惟欲一身樹功。每與衆不協。不知三省之慎。類猶忘人。然惟剛勇。屢雖說計策。三成弗從。庚子秋九月。與三成及秀家、義弘、據。大垣城相識。遣鳥勝猛於株浦川。分兵援岐阜城。及東軍西上。岐阜陷。與敗衆。恆悔。更無機勢。或云。待而戰。千載野。行長不聽。而曰。岐阜之陷也。非戰之罪。以守將怯弱也。頃聞內府已遣赤坂。今宵急襲。其備未定。有得利矣。衆議不決。

三成等亦議。退列陣于關原。行長制止而不聽。怒歸陣營。三成等聞。東師將夜擊。十四日。宵拂曉。經。稻田。退。關原。會暴雨。諸將亂。爭逃。行長不得。止。退。拂曉。三成。死。與親臣。斟酒。以笑。東明。中盛。十五日。行長及義弘等涉關原川。降。小關。秀家及大谷吉謙。平塚爲廣。戶田重政。津田信成等。下古原。調。川出。關原北。行長分隊爲二。

略。代。戰。行長併舟圍燒。幾獲之。羌應衆救之。健闢破圍。翼、文煥等後船益至。鐵砲火矢四擣。我師敗績。船皆燒殘。乃求一島登之。虜在焉。行長殺成據之。瑞典追至。連巨艦守之。行長夜以單舸奔。加德島。餘衆不能屬。義弘反給迎取。與明將陶明善戰。破之。復明幸。於是虜不復追尾。風潮亦便。我師乃竊帆而歸。行長營清正同。兵援順天。拜謝謂釋德清正辭曰。固所願也。然子與石治部善。竟不可調停矣。豐田家。慶長四年三月。先是行長征明陣中舊結。與寺添廣高、密義、數清正、長政、直茂、勝信等別。書以聞大老。大老即授其需於四人。四人各載書。數行將罪狀。成大三川志。大老閱實。行長遂決。許約多。東照公曰。太閤而後。未幾機。恥相誣。甚不可。俱解宿帶。直親交。強而後從焉。安民記。行長黨三成謀。徵明之役。少難樹功。素起。自卑賤。超列侯位。心懷驕侈。慢侮諸士。惟欲一身樹功。每與衆不協。不知三省之慎。類猶忘人。然惟剛勇。屢雖說計策。三成弗從。庚子秋九月。與三成及秀家、義弘、據。大垣城相識。遣鳥勝猛於株浦川。分兵援岐阜城。及東軍西上。岐阜陷。與敗衆。恆悔。更無機勢。或云。待而戰。千載野。行長不聽。而曰。岐阜之陷也。非戰之罪。以守將怯弱也。頃聞內府已遣赤坂。今宵急襲。其備未定。有得利矣。衆議不決。

三成等亦議。退列陣于關原。行長制止而不聽。怒歸陣營。三成等聞。東師將夜擊。十四日。宵拂曉。經。稻田。退。關原。會暴雨。諸將亂。爭逃。行長不得。止。退。拂曉。三成。死。與親臣。斟酒。以笑。東明。中盛。十五日。行長及義弘等涉關原川。降。小關。秀家及大谷吉謙。平塚爲廣。戶田重政。津田信成等。下古原。調。川出。關原北。行長分隊爲二。

略。代。戰。行長併舟圍燒。幾獲之。羌應衆救之。健闢破圍。翼、文煥等後船益至。鐵砲火矢四擣。我師敗績。船皆燒殘。乃求一島登之。虜在焉。行長殺成據之。瑞典追至。連巨艦守之。行長夜以單舸奔。加德島。餘衆不能屬。義弘反給迎取。與明將陶明善戰。破之。復明幸。於是虜不復追尾。風潮亦便。我師乃竊帆而歸。行長營清正同。兵援順天。拜謝謂釋德清正辭曰。固所願也。然子與石治部善。竟不可調停矣。豐田家。慶長四年三月。先是行長征明陣中舊結。與寺添廣高、密義、數清正、長政、直茂、勝信等別。書以聞大老。大老即授其需於四人。四人各載書。數行將罪狀。成大三川志。大老閱實。行長遂決。許約多。東照公曰。太閤而後。未幾機。恥相誣。甚不可。俱解宿帶。直親交。強而後從焉。安民記。行長黨三成謀。徵明之役。少難樹功。素起。自卑賤。超列侯位。心懷驕侈。慢侮諸士。惟欲一身樹功。每與衆不協。不知三省之慎。類猶忘人。然惟剛勇。屢雖說計策。三成弗從。庚子秋九月。與三成及秀家、義弘、據。大垣城相識。遣鳥勝猛於株浦川。分兵援岐阜城。及東軍西上。岐阜陷。與敗衆。恆悔。更無機勢。或云。待而戰。千載野。行長不聽。而曰。岐阜之陷也。非戰之罪。以守將怯弱也。頃聞內府已遣赤坂。今宵急襲。其備未定。有得利矣。衆議不決。

云。

曾入禪室。好武戲。有智力。退。自効。搜。索。窮。調。遇。行。長。物。色。之。行。長。告。刺。髮。爲。道。人。道。人。所。對。首。尾。最。詳。云。土。人。探。索。通。亡。不。追。收。尋。僕。爲。此。里。長。誠。土。人。曰。勿。侮。土。人。曾。聞。本。多。正。純。弟。仕。字。喜。多。氏。僅。過。拘。此。人。則。他。日。必。被。嚴。罰。矣。偏。經。廻。山。野。偶。會。一。士。人。僕。曰。請。疾。去。強。之。不。從。其。言。曰。我。小。西。攝。津。守。也。係。標。而。致。當。得。賞。云。僕。猶。喰。惡。去。曰。我。奉。天。主。教。故。不。得。自。殺。云。會。土。民。答。問。不。得。已。誘。歸。僕。來。以。達。竹。中。底。乃。付。驛。馬。以。致。革。津。行。營。賜。黃。金。十。枚。云。

曾入禪室。好武戲。有智力。退。自効。搜。索。窮。調。遇。行。長。物。色。之。行。長。告。刺。髮。爲。道。人。道。人。所。對。首。尾。最。詳。云。土。人。探。索。通。亡。不。追。收。尋。僕。爲。此。里。長。誠。土。人。曰。勿。侮。土。人。曾。聞。本。多。正。純。弟。仕。字。喜。多。氏。僅。過。拘。此。人。則。他。日。必。被。嚴。罰。矣。偏。經。廻。山。野。偶。會。一。士。人。僕。曰。請。疾。去。強。之。不。從。其。言。曰。我。小。西。攝。津。守。也。係。標。而。致。當。得。賞。云。僕。猶。喰。惡。去。曰。我。奉。天。主。教。故。不。得。自。殺。云。會。土。民。答。問。不。得。已。誘。歸。僕。來。以。達。竹。中。底。乃。付。驛。馬。以。致。革。津。行。營。賜。黃。金。十。枚。云。

曾入禪室。好武戲。有智力。退。自効。搜。索。窮。調。遇。行。長。物。色。之。行。長。告。刺。髮。爲。道。人。道。人。所。對。首。尾。最。詳。云。土。人。探。索。通。亡。不。追。收。尋。僕。爲。此。里。長。誠。土。人。曰。勿。侮。土。人。曾。聞。本。多。正。純。弟。仕。字。喜。多。氏。僅。過。拘。此。人。則。他。日。必。被。嚴。罰。矣。偏。經。廻。山。野。偶。會。一。士。人。僕。曰。請。疾。去。強。之。不。從。其。言。曰。我。小。西。攝。津。守。也。係。標。而。致。當。得。賞。云。僕。猶。喰。惡。去。曰。我。奉。天。主。教。故。不。得。自。殺。云。會。土。民。答。問。不。得。已。誘。歸。僕。來。以。達。竹。中。底。乃。付。驛。馬。以。致。革。津。行。營。賜。黃。金。十。枚。云。

虜船四散分漂不知方向。均收餘船還至加德島。勝情甚急，爭下船取水。我兵從島中突出境之。行長又反擊，斬首百餘。均奔至濟泰川島。檣櫓在圍城以均無所得，徵召均杖之。曾令更進，均還到軍中，益忿過。飲酒醉臥，諸將欲見均，均事不得。夜半行長進視之，均走至海邊，棄舟登岸。欲走而體肥鈍，坐松樹下。左右皆散，或言斫殺，或言走。全羅右水使李億祺從舟上投水。慶尚右水使裴璵先是屢譖均必敗。是日又言。泰川島淺窄，不利行舟，宜移陣地。他虜均皆不聽，櫟私約一所領船或戲待變。見我即進逼港，先走救其軍，獨裴璵還至閑山島燒火焚燼舍船殺盡。餘民之留在島中者，使不能阻截。皆佯趣於東側，我益益驚行。楊元一聞警報，十日先遣家口、行李二箱、押回平壤。毛利秀元_{（豐臣家譜、國史實錄、大川志附錄、並作李亨多家今從通鑑記載逸史）}步騎五萬，行長爲先鋒，將攻南原。當枯蘭欲往全州而罷，南原之後擗島津義弘，加藤嘉明等圍，二人率兵向全州，是以陳思惠不能救。南原行長率兵與諸將進，十二日，攻南原。楊元及全羅兵使李福男固守。銳矢連發。秀元進衆四面攻擊。造雲梯懸樓，以傳城。又刈稻草燒，又於渡外築木柵三層以阻。漢突岡拒。四日猶不拔。師還而遠圖焉。虜見之，以爲勢援不能攻，咸謂因風解甲脫弦而安臥。十六日黎明，行長麾衆肉搏奪南門，虜遂不能拒。擒秀元亦與。烽賈貢政，長留我部元賴等雜進入城。楊元在帳中，驚還不得，被衣甲，擊毬而逃。我部元賴等雜進入城。楊元在帳中，驚還不得，被衣甲，擊毬而逃。

走足遁走。傳報官畜固取衣靴帶一闋。從至十八人，逃出西門。李福男死之，遂奪城，斬虜二千餘，掠口又多。義弘、嘉明又攻全州。陳思惠乘城而走。_{（豐臣家譜、國史實錄、大川志附錄、並作李亨多家今從通鑑記載逸史）}明主聞之，遣朝鮮王昭曰：爲日本取敗者，朝鮮之罪，明之恥也。王昭懼而頻促兵於八道。實十月，行長屯松島。_{（豐臣家譜、國史實錄、大川志附錄、並作李亨多家今從通鑑記載逸史）}七月，明將劉綏統率所部居水源地，將攻順天裏。寨近大海中，拒兵不能達。乃謀襲。惟敬故智，欲誘行長而擒之。因使間使吳榮道等來告行長曰：先鋒曾以請和與中國，盟誓本出誠心。特舉清正邪謀惑亂關白，敢有今日。我大兵還來，異國爾衆亦渡海聞關。今兩下師老財匱，終非全計。今提督欲親會迎好，仍納前盟，以遂夙願。行長初猶未信。後釋使卒至，劉綏單騎俟於中道，以示不疑。行長因信諾。八月朔，相與約定。行長將出赴會。我兵有降在綏部中者，密告其謀。行長大驚，從中道還去。縱計不就，遂率軍兵來攻。行長拒擊破之。監軍王士琦聞警報，怒，挺不甩刀，傳令擣縫子營。縫懼不敢歸，乃率諸帥奮勇還來攻。行長復擊卻之。_{（大川志附錄、十月，元帥秀秋撤益山營，先還到對馬，消正撤野山，義弘撤泗川。劉綏聞之，復圍順天。行長告急。義弘清正分兵反擊，解其圍。行長乃撤順天以。十六日，皆上船。水路將陳璘等謀而知其期，合衆艦追擊。鄭子龍及朝鮮李榮臣以巨艦爲先鋒，清正先鋒。義弘且戰且退，抵加德島。明御革於行長行營，行長苦戰，士卒多死。子龍乘之，兵鋒益銳。會虜大燒誤中。子龍船折，墮燒焚樓。我兵乘機擊之，斬子龍。其下僕馬森臣自刎戰死。子龍危轉艦赴救。流丸洞胸而仆。顧目曰：事方敗，勿言。我死，言未畢而絕。兄子亮有膽}

問行長。行長無異辭。乃具擣到石屋。因行長聽命復令。惟敬。小西如安等入京。如松歸。正遇惟敬。携重賄。嬉衣三十。玉帶七條。及花布四十疋。往送行長。如松詬曰。日本方畏。奏。今給以此。所謂資寇兵而貨盜也。蓋惟敬再入我營。不止貨物。帶去書籍。有大明一統志。大明官制。武經七書。悉以遺之。及回私受。我旗五面。徐璋得其二。送提督。乃告。義譯詰之。惟敬以游言自解之。諭十二月。如安往北京。石屋遇對其謀。如三公。決。和議如安殊揚之。過關不下。彼要以三事。一勘師盡歸營。二封外不與貢。三誓無犯朝鮮。如安一親書牒從。平壤。尋。石星。趙志皋。徐文璧。孫不揚等俱集。左卿。研情由。問答十一事。俱聞。明主。決。封事。平壤。慶長元年正月。行長歸報。欽局。實錄。九月二日。太閤秀吉引見明使。閱。封冊之貢。憲怒。命。再征。使。清流史。行長復爲先鋒。召。行長曰。女罪當斬。姑假借以卒事。宜。以功自正。事。我不再見。追請回去。行長以。此言。告。一人心內快快。住數日。秀吉。不。得。一。信。同去。有。何。面目。且。諭。書。三。事。皆。行。長。再。三。議。定。還。就。行。長。去。申。前。約。秀。吉。怒。罵。惟。敬。不。曾。聽。據。日本。所。求。但。朝。鮮。謀。航。海。秀。吉。所。命。爲。仲。春。行。長。懼。秀。吉。怒。先。期。踐。漢。而。屯。釜。山。浦。二月。行。長。等。改。築。釜。山。故。營。建。櫓。城。周。圍。木。構。定。爲。元。帥。營。小。川。秀。秋。據。之。其。餘。諸。將。連。營。列。營。周。軍。津。要。爲。久。襲。之。計。傳。令。嚴。禁。山。掠。豐。京。行。長。患。清。正。益。深。其。初。發。也。潛。渡。謀。者。來。往。金。廳。驛。等。航。密。言。日。我。將。行。長。兵。和。議。之。敗。職。由。清。正。今。清。正。當。渡。海。朝。鮮。尋。

水戰。若要諸海中，可以收散，慎勿失也。應瑞以聞。海平君尹根萬大勝歸，謂謀、運回者累日。於是謀者又至曰：「清正今日上陸，朝鮮何不棄哉？」佯致恨惜之辭，元均因譖之王。遂滅舜臣，下獄，以均代領其軍。雖欲史沉惟敬所處，痛恨楊元，無由報復。被擒之日，暗令莫國安說身報行，良原南虛質。令起兵襲南原。南原者，朝鮮要地，副總兵楊元以遷韓將金應瑞、李元與兵在雲峯外，櫓標兵在關山內，又元均督舟虜守拒，各爲腹藪也。無何，行長得之，徵敬之報，即欲進攻南原。而七月初，陸路虛張聲勢。元均約明人搗營，日期滙于行長，行長欲攻南原。清正喜，元均疑。其後一聞此價，就中用計，欲襲元均水軍。平壤八月七日，閔山舟軍潰。初元均至閔山，盡變舜臣約束，擊鼓更次，舟連等黨，嗜酒獵事，怒刑罰無度，行長又遣諫者。謂金應瑞曰：「我船某日當至朝鮮，舟師獨可追擊。相傳尤信。其說且以舜臣還還已得罪，日久猶無止泊處。望見我船出沒海中，均督諸軍進戰。舟中人自閔山終日搖櫓，不得休息，又困飢渴，疲不能戰。船若縱橫進退，乍前乍卻，我欲攻之，與虞船相近，微尚佯避而去，不與交鋒。夜深風急，

虜又死亡數千人。是日晡如松收軍城外，初虜之至也。行長告急於鳳山。大友義就懼，無意救之。聞其謂「師二十萬」而曰：「大兵若斯，行長決不生矣。」蓋額沛善于王城，長政等又以「兵事隔河不援」。行長點檢兵士，死傷者三分之二，而餘兵不過五千。自度不可克，率餘衆，連夜遁還。氣乏足疲，戒臂而行。或卸匱田間，指口乞食。李時言尾也。傳：「智家、行長及秀家、三奉行之徒皆苦，在陣之久懷鄉國之情深。

奔龍山寨。黎明，如松等襲攻，圍牙城。初識，宵走，怖怒，乃分兵追之，而不及。行長營營智走，到龍泉城。此城黑田長政臣小川傳右衛門所守也。傳右邊，人副鳥統一貢，迎之爲殿。或作「兵」。行長之自歸而退云。初識之走道，人謂「每右」。守，請解去。對曰：「未聞君命，何去矣。」長政白川營，進龍泉七里，長行馳，人謂長政及毛利秀包曰：「請備去。」不應而曰：「未見虞旗，而去者恥也。」與小早川氏議，擊，虜矣。惣力能則去。大三川、同江以南，黃州、中和、鳳山等諸城，相識皆撤守備，會王城。小志附錄：大同江以南，黃州、中和、鳳山等諸城，相識皆撤守備，會王城。小早川隆景特不聽，三成等強之，乃撤開城，進王城三里而罷陣。御年。平壤城。三月十九日，如松等入開城，將攻王城。先是，戰以勝有利，憲輕我，出相地形，僅以家丁二三十人自隨。隆景之，精悍十萬繼之。如松鼓衆力戰，見敗危急，會楊元援兵至，僅免逃，開開城。平壤家譜。奉行等恐，韓虜爲內應，收王城士民數百人，悉殺之。史：三月，初，如松奉行等恐，韓虜爲內應，收王城士民數百人，悉殺之。史：三月，初，如松克平壤，焚銀幕。因沉惟敬，不復問。和諭及碧蹄之敗，氣大索。且不

賈水土，海氣蒸滯，溫疫盛作，益圍結局。而我師亦芻糧既盡，衆生懸瘡，行長最心折思歸。韓民不得樹，麥、鐵茅相齧於土，是和諭復行。火，出。史：明將孫繼代，顧養諭統兵，又不信。惟敬可復遣。人以其言語，朝鮮王子已下也。二日，割地，蓋利慶尙、忠清、全羅三道，附我，還其餘于朝鮮也。三日，入貢。四日，封冊，蓋修足利氏故事也。他三事，祕不傳。謂「智家、行長及秀家、三奉行之徒皆苦，在陣之久懷鄉國之情深。」惟敬之言，且嘗不學「術」，以入貢爲譖父之禮，以封冊爲封。秀吉於明，喜受約玄蘇等雖粗知字，又記誦頗習，不識國體。未嘗辨析其不遜。後難知，封實爲國駕，而惟敬請我情，歎曰：「百出行長等意疑，平壤之軍惟敬有內應。惟敬歸與，石星請還徐一貫，謝用梓於行長，多贈金幣，又說和親。行長及三奉行，皆與清正不相善，故猶忌清正建功，欲遇生虜于韓。且糧米漸竭，士卒患疫而死者多，皆有欲還軍于釜山浦之意。惟敬百方abilis，行長等甘心聽納，申報行臺，惟敬請先撤王城兵，以爲傳諸將勉強從之。謂「臣家、龍山倉者在王城。」朝鮮二百年租賦之所，入，盡積于此。行長率兵就食焉。宋應昌密遣部將，率死士夜焚之。我師絕食，惟秀家請召行長，入問計。行長曰：「明廣鏡不可當，不如早講解。勿恐王城又不可恃。秀家頗不然之。而部下平壤之敗卒，往往私議。一軍憤憤，心思不一。秀家始危議。」錄。我師自去歲屯王城，故朝鮮四民皆復故。勸其樂者，多於我兵。智家、朝鮮謀士十八日，縱火城中，乘烟撤兵，步步相顧，分番輪殿。虜既屯鳥嶺，惟不敢迫。節渡漢江，斷橋沈舟而還，皆隆景之策也。智家、朝鮮謀士如松曰：「日本既退避，若追之，則可可還焉。如松非曉，智家、朝鮮謀士如松聞行成，神稍定，始進兵。二十日，入王城。我師屯釜山浦，列營於蔚山、西生、東來、金海、熊川、巨濟，依山據海，爲久顧之計。虜亦分守諸要，而不

能識我事情，故應用之。應昌到遼陽，提督李如松率兵涉鴨綠江，分處爲三列。楊元在中列，如松爲右列，世爵爲左列。惟忠懷、南廣三千屬右列。總軍五萬餘。是月二十七日，出山海關。豐臣十一月，行長猶在平壤，曠日引久，惟恐過期不來。乃戒戰剋期。會惟敬至，曾宿城中。行長等傳語密議，累日而去。語絕不傳。史十二月，李如松等監于師渡江。豐臣文祿二年正月，李如松到安定館，遣別將查大受、孫順安、許和沉遊擊且至。玄蘇喜賦詩曰：扶桑息戰服，中華、四海九州同一家。喜氣忽消賓外異，乾坤春早太平花。史、慈、恩。○鄭文徵著引仙臺稿云：此文多誤玄蘇李景載號仙島。以町菴祖嗣法湖心從是役。奪書籍之事。後文祿四年二月，明神采、本光禪師號，并剪錦削髮。其恭順特准封爲日本國王。已足以遺慰內附之誠，乞封。皇上嘉其恭順，特准封爲日本國王。已足以遺慰內附之誠。

永堅外藩之鎮矣。但關白既受皇上封，則行長諸人，即爲天朝臣

子，以應酌議量，授官職合結，共成天恩。永爲臣屬，恭候命令。特

僧玄蘇授日本禪師官職，以示獎欵。擬合給劄爲此合劄。本官道照

劄內事理，永堅恭順。輔邊國王，恪遵劄本，官憲署劄內事理，永堅

恭順，輔導國王，恪遵王朝，拘束不得。別有他求，不得再侵朝鮮，不

得擾擾沿海，各保職位，共享太平。一有背違，王章不肯。項主劄

符者，右劄符日本光禪師玄蘇准此。

先是如松拘惟敬、李成男，捕種人金順自，拷掠鞠之。乃吐實曰：

日本聞受傳令及祕密公文，直入平壤敵敵。敵將韓傳令於案上。公文則見扯裂之，賞一牛。同爲間者徐漢龍，賞一頭。五匹，約更探外事，期

符者，右劄符日本光禪師玄蘇准此。

先是如松拘惟敬、李成男，捕種人金順自，拷掠鞠之。乃吐實曰：爲是夜，行長擁衆十萬，設伏斫李如柏陣，而不利。御年譜八日，圍合獨缺東西。如松門于小西門，如柏門于大西門。吳惟忠、賈尚志門于北門，承訓門于南門。以我營會輪也。承訓軍號韓獎，不敢前。行長督衆拒小西門，弓鏃發，虜少卻。如松擣死士攀鉤梯直上，我兵方奮力於此，輕南面不備。

○豐臣家譜云：西面守備張世爵擊之，率南兵一萬急進入。承訓乃卸裝露明甲，肉薄而登。城中大驚，急分兵捍禦。刀槊下垂若

蠍，如松與松柏惟忠等外布鐵鎗數重。已暮，門三面齊入，火器並發。烟焰蔽空。我兵殊死巷戰，死者十六百四十七，退保牙城。豐臣家譜，平壤錄。

丸而髡。承訓單騎遠渡二水而逃。尙恐追至，遂還遼東。明成祖初來也三千，其免死者數十許人。朝野震惶。御年譜是月，石田三成增田長盛、大谷吉隆抵王城。西征八月朔，朝鮮李元翼、李黃率數千虜、降于順安。部將金應瑞等率于龍岡、三和、麻山、江西四邑兵，分爲三十餘屯，降于平壤。

西金德秋率水軍，降于大同江上流。十日，元翼等逃。兵行長先鋒木戶憲重與之遇戰。尋後軍大至，遂擊走之。大三川、志附錄、祖承訓之敗也。行長徵

朝鮮，有羊群放虎之語，聲言旦暮渡鴨綠、義州南境而立。明聞，召思、上下震駭。明主命大徵發以備東北。知我兵鋒不可當也。欲以講和紓事，乃募能使。我帥者官市人沈惟敬，多商金幣，如朝鮮關說。

沈惟敬者，亡命無賴人也。昔潛來被識，於行長。韓國之後，遁于吳姓陳瀆如。瀆如僕有鄭四者，先被執，執于我。是故得逃歸。遇惟敬，具談我國事，惟敬爲人頗有才思。問鄉音，而謂方今明動，干戈以拒。

日本。當此際，吾將樹勳功。即往北京，揚言曰：「我能識日本之事，是時兵部尚書石星掌朝鮮兵馬事。一聞朝鮮聲，方博采群薦，其姦父衰茂偶遊滻如宅，聞惟敬之言，屬之於石星。石星召惟敬與語，大喜曰。」

吾得人也。」乃假說和議于惟敬。惟敬領諾。乞重貨於石星，石星許可。於是惟敬散千金，買繢衣玉帶花幣，入朝鮮。先遣人于平壤，挑行長之意，而以書報卑辭請和。行長遣僧玄蘇、宋逸報之，而惟敬先致。

金幣，自以黃筆裏書，使家丁一人脊負，騎馬直馳，由普通門而入。

行長見其書，即回報，求面見議事。達奧宗義智等，陣于平壤城北十里乾福山麓。藝文錄作降福山下，盛設軍容。惟敬從三四家丁，至城，出示不禮。行長曰：「若欲定和議，當亟發使者航海。」乃約數條，惟敬務欲

以強。兵爲己功，曲意承當，應答如響，楚楚可聽。因言耕取報而來，期以五旬。請以平壤西北十里爲經界，互不得出入，卽除期不至，任客所爲。行長許之。史記、通鑑

○慈惠錄云：惟敬日暮而去。明日行長遣書致問。且曰：「足下在白刃中，顏色不變，雖我人無以加也。」惟敬答曰：「足下不聞唐朝有郭

令公者乎？單騎入回紇，萬軍中曾不畏惱。」因約曰：「吾歸報聖皇，當

有二處分。以五十日爲期，足下衆母得出平壤西北十里外，侵掠朝鮮人母八十里內與日本，嗣乃於地界立本，爲禁標而去。」

乃與諸將議，皆信惟敬之言。謂旣其報至，而撤平壤之戍矣。行長興，惟敬書曰：「我邦劫合久矣，數年雖求和親於朝鮮，朝鮮不應。故太閒勃怒，進節旌於鶴林也。今足下來欲結和好，是國家承平之基耳。」

速奏明主，發使者，以爲親交之左勞，則何慶加焉。使者如來，則以五旬爲期。若人誤期者，則難留。留我諸將於朝鮮城中，且贈甲冑鉤弓，報及刀劍。明日惟敬恐求鳥銃，時行長又寄書云：「昨呈兵器若干，且有鳥銃之求，難裝飾甚。就以一炎，書一道從來，命皇上之，不知道意。」

也否。又書尾，爾到彼州告之，進發上都，請莫少留義州，若中路而遲滯，則恐使期出五十日乎。是以云爾。又示說儀及傍將姓名官位，僕攝津州前司小西曉吉少監豐臣行長，傍將對馬州前司宗治遣侍中豐臣義智，書星焉。又示北旗曉達之事，東以足下登庸，開貢，則開。我來往之路，又未爲難事，餘付諱舌。惟時春遲芻未，花自愛保重，書意頗懶，乃以木標而去。實錄，平十月，明主以總兵李如松爲提督，南北各鎮

之，兵士多屬之。侍郎宋應昌爲經略使，促衆厲以救朝鮮。應昌自謂，

爲實通矣。將追屬，命元制止，不聽。應寅、碰及權徵等，將涉水。應寅別將劉克良、年老練武事，曰：不可。而不聽，將斬焉。克良怒而涉水，碰等遂涉。我師乘之，兵伏而走。虜追及于兩山際，左右伏起，鳴金鼓，擊矢砲。宗義智，及小西主威助，木戶篤重等，或廻斷虜後路，夾擊之。克良及碰戰死。殘虜遁江邊，多投江水溺死。命元、應寅遂逃走。平壤，大同，三川，左附錄，師遂濟至安城縣。分路行長自平安道。是日，柳川調信遣書於朝鮮，和西征，初講和。日記：行長至大同江。初王船入平壤，爲久駐計，以俟明教。地險而糧仗充盈，人心稍固。及師進大同，城中大震。王昭告急于明，遂議出走。行長使入報王城。諸將曰：平壤可指日而定。平壤既下，當取_之馬鵝綠江，長驅入明。請諸君_之後軍，_之秀家以全難。黃海諸部落未下，恐孤軍深入，歸路隔絕，誠之曰：當取_之舟師自全襲_之，至_之戰力疲_之，_之鵝綠_之。行長恚。乃令柳川調信、僧玄蘇以書召李德馨_之。問。謂。請。詔。又贈書於王昭曰：我師奉太祖之命，將伐明。我邦混一之後，國統民殷，曾無奪國之意，況於貪財乎。朝鮮介于二國之間，故路經朝鮮。朝鮮若屬我麾下，則奚攻居之爲。今反固_之郭郭，聚民庶以拒我師。是以不得不擊。頃聞國王在鵝綠江，我師渡之將在近耳。王昭懼，頻乞援于明。明亦以頻年干戈屢起，兵饑師疲，而不果。賈諭_之，謂。李德馨來議江中，依違不決。調信、玄蘇勸堅曰：今日之事，不須多言。女君第亟啓號，導我師，問罪於明而已。不諾而還。行長聞而忿，據江東布陣。

六月十一日，王昭奔車邊，使相尹斗壽、將金命元守平壤，且使李潤德備江禦。我師營東岸，相持數日，不幾而命元遁。別將高寧伯夜來斫我營，師驚行長勦，衆格鬪，宗義智勤。兵繞出，虜後，夾擊殺之。虜逃去，我發，師驚行長勦，衆格鬪，宗義智勤。兵繞出，虜後，夾擊殺之。虜逃去，涉自灘淺處，行長驚見曰：水可涉。虜衆從之，師畢濟，濶淺不戰而濟。斗縛命元震怖，沈器械於池，開門出其民，挺身而遁。韓虞工商、往逃。自王城、群_之居于此者悉奔走，婦兒叫泣路傍，所棄綱罟器財及書籍，俱散爲路側塵埃。或其勢豪大戶，逃入山藪，潛匿妻孥。初我未_之知，之，遙望炊烟，往探，衆悉散走。入見其所居，竹帛茅簷，綴以金屏，積_之桶爲竈，或有數樽，收貯牛豕，鮑醡或米酒也。我兵取以救飢，或奪而歸。韓虞初東時，投毒於井及河上而去。我不知而飲者或毙。物語。我師入平壤，得糧食十餘萬石。總量一斗當我三升五合，以十五斗行長逃，我師入平壤，得糧食十餘萬石，爲一石當我五斗二升五合。王昭聞，我師繼進，乞救，就次平壤，投書曰：我舟師十餘萬口，從西海來。未知大王龍御自此_之。思。考。乃分兵四出攻略。日望舟師報，平壤以遠，王城遠_之，大友義就在鳳山、黑田長政于白川、小早川隆景于關城、毛利秀包于牛峯、與諸將列城寨漢王城，互爲應援。謂。問曰：王昭聞我師繼進，乞救至義州，二人共不_之。地理又未_之知。我師強弱，攻戰計策，一進一退，千明不已。於是還東巡按李時英，遼陽守道荊州侯愛，明主之命，還_之東副總兵祖承訓及遊擊將軍史鑑以救。七月，祖承訓、史鑑涉鵝綠江，至義州，二人共不_之。地理又未_之知。我師強弱，攻戰計策，一進一退，千明不已。於是還東巡按李時英，遼陽守道荊州侯愛，明主之命，還_之。東副總兵祖承訓及遊擊將軍史鑑以救。七月，祖承訓、史鑑涉鵝綠江，至義州，二人共不_之。地理又未_之知。我師強弱，攻戰計策，一進一退，千明不已。於是還東巡按李時英，遼陽守道荊州侯愛，明主之命，還_之。八日，次安定館，行長夜出，步卒試之，虜驚驚擾。行長嘆曰：明虜又易_之。賈諭_之，謂。明政統日本時，霖雨彌月，山川洪漲，浸潤稻穀，浮漂蘿蔓，爲_之。將帥者，凌雨于車上，士卒被甲胄，睡流水禁，膝帶，或困憊不覺，浸_之。餉，炊烟不起，上下疲苦，馬踏爛，土足裂。東府殿日記十九日，行長進與_之。

氣。行長屢以大兵迫以銳士，強者如麻。銳呼呼軍虜，飛射箭數十步，輒墜。行長急，兵奮擊。分左右翼，欲繞出廣後，鑑知事急，乘馬先遁。軍大亂，撫裨朴虎、尹退已下，無得脫者。我追，鑑甚急，鎗乘馬裸體而走。聞申詔申立在忠州投之。行長斬獲最多。猶進慶尚，聞變，恐敗走。西征日，初申訖至忠州，得忠清道兵八千，欲遣捉烏嶺之賊。卒聞尚州敗，膽落不能前。史行長將進兵于忠州，欲捉曰：忠州土地豐饒，爲王城護衛，兵多相應。且遠，善射者成之。北城未陷，故王城未甚亂矣。行長領之，而聞清正等軍已至，與家人議進取。元帥秀家恐行長疾軍有變，分一部將赴援。責錄二十七日，行長遣督兵踰烏嶺。兩峽如束，巨川盤迂，路出其間。行長再四偵探，知無虜，乃抨鞍而過。或報，竝曰：寇已歸。曉，竝以為妄言，斬之。而出兵于彈琴臺，背江水布陣。二十八日，行長從丹月驛分兵夾擊。竝先走瀘江，餘衆脫者皆死。水遂取忠州。

○國史實錄、豐臣家譜並云：連攻忠州城，時已人定。虜不意事發，驚睡錯亂，走虜數千猶留，縱橫刀禪戰。行長遣兵廻城後，燒山一下。至是城遂陷，死亡者多。與逃者所載異。西征日記云：二十七日，過安保達忠州。自王城來兵數萬，遠十里，宿松山。見我師至，走。行長揚旗鼓，遂北，斬首三千餘，生虜數百口。當是時，慶尚忠清二道已敗，全羅、黃海、江原三道危在旦夕。朝鮮王李昭潤忠州之敗狼狽，晦出王城，走義州。王子璣、王子璵、祖浦逃全寧。官僚諸屬爭路遁去。西征日記：行長及清正、鍋島直茂、黑田長政等來議。忠州分路入王城。清正進曰：我爲前鋒。行長曰：征明先鋒乃我來議。忠州分路入王城。清正進曰：我爲前鋒。行長曰：征明先鋒乃我

也。太閼所命，今私違乖，我不敢。清正曰：法令雖然，前鋒者在勇武，矣。行長怒，撫劍詬罵。直茂居閒曰：先鋒固在行長，雖然行長既拔諸城，非莫功動。不如入王城，各相分異，路而進矣。行長諾曰：自此達王城，有兩路。西大門行程百里，且有巨澗，東大門百有餘里，難遼遠。王城有大河，吾從其源耳。於是行長自東路，清正自西路，邁行長乃遣生庶二十口于瀘江，悉載流其南岸舟筏。豐臣家譜初行長拔蔚山，捉守李彥誠，而殺敵。傳書於朝鮮王，論降。彥誠同畏罪不敵，發書尚州之捷，禽其和學通事景舜，授以秀吉書契。送還資產誠棄。且曰：朝鮮有憲與徵可令李德馨會我於忠州。德馨首接伴我使者，故行長召之。王始計禦使德馨挾應舜往。途聞忠州陷，德馨先使應舜往探，清正禽應舜，聞其爲行長使，乃殺之。德馨中路走還，史行長至瀘水江原，助防將元豪據北岸堅拒。

長。信長雖引見使者，厚賞遣之。使者遂發幣於公卿庶尹。行長往反京，畿、攝、辨其事，周旋甚忙。直家乃監。行長于京師，以爲行人。既而秀吉愛行長才，召予祿二百石。中興盛衰記。行長好兵善鬪。從軍屢有功。中興盛衰記。太祖遇日渥，加予食邑一萬石。敘。從五位下、任內近頭後改瀬津守。○按：歷名士代號。天正十三年七月十五日，平良親從五位下，是矣。累加邑十萬石，授豐臣氏。太閼天正十六年，佐佐成政自薦，關白秀吉創肥後半國，封行長食邑二十四萬石。治宇土城。興義錄記。采邑天野地土惡起。行長出伐之。魁會大山。清正率賊八百餘、屢侵掠郡縣。行長援手，接于加藤清正。清正來援，乃與擊之。彈正奮怒血戰，行長爲所敗。清正經獲，彌正、餘賊盡平。詳玉文藏元年正月，秀吉命行長爲征明前鋒，賜駕馬一匹。清正亦賜章旗二面。括闊、隔日爲先鋒。行長起身於葉戶，驍勇好戰，殆不相下。遂分封而侯，亦不修關好。清正負系譜，心鄙行長。是日拜賜而出。顧行長曰：我當揚此童旗，宣布武威於殊域。子何以爲標旗？行長應曰：我將以朱團曰紙囊，揭竿頭，蓋曰囊，集戶招牌，清正啞而止。從此尤隙益深。史四月，十一日，今從御前謀，對家請。行長及松浦頴信有馬義純。大村喜前等，發那古耶行營，以風波故泊風本，意謂清正等聞我發艦，則不辨風波之怒，棄生船必發，然則我計空矣。及風稍殺，潛令部下張帆，乘夜而發，抵對州營。以三宗義督爲嚮導、衝風發，營墻、點風猶不止。行長歎清正等可至，自起促水手，矢以死，危而進，並山浦。實十三日也。舊傳：金山突厥，嘗與我小民通婚嫁，來往交易。我民多在此。行長以爲先導。海濱所在小突厥，見周章，東西逃走。朝鮮益山食使鄭搬出鐵，聞皆狼狽而還。守禦不備。行長縱圍其城，一鼓拔之。獲一擔。

聚八千五百人，據一百餘口。宣府日記。遂分兵拔西平浦，多大浦、狼多大僉使尹興信。行長執狄鞮者，訊問要地。答曰：西北三十里有東鶴朝鮮蓋以我六町爲一里。行長謂衆曰：我欲休兵弛勞。然東萊聞釜山之敗，則守備必嚴。今乘其未定，先取之如何。衆皆讙躍。十五日，日記作十四日，今據大二進兵圖。東萊城行長部將小西主殿助、木戶憲直等督衆，肉薄而登。處創釜山之敗，不得拒禦，棄城而走。追北斬首九百級。其府使采象賢坐受刃而死。行長善其節，殯葬而標之。廣惧曰：東來語軍，神鬼鬼乎，能聽。城壁。釋名。進拔梁山關院，分兵長廳。郡府州縣望風降漢。其巡邏使金時自晉州赴援東萊，路聞敗，惶遽走。行長檄列邑書榜曰：令散民還還于本宅，而男耕稼，女桑蠶，四民各修職業。若吾軍士有犯法以妨汝之業者，必罰焉。日記作三十間城西移。論民避兵。慶尚右道頓空。而圍金海城。黑田長政至，伐樹芟麥，填壕而登。守將徐達元棄城而遁。行長點定石道諸邑。初，朝鮮以金誠一爲慶尚道右兵使。誠一晨夜赴任。行長與之遇，誠一兵走。日記作。胡床不搖。命軍官迎射殞一人。行長兵不敢前。誠一招撫敵，謀守禦。朝鮮王以誠一嘗謂我爲虛喝，以誤國事，連下獄。未至，赦以爲慶尚道招諭使。以金功成化爲左道安集使。行長裁其中路，不通聲息。其守令皆棄官而逃。史行長欲取尙州，會巡邊使李鑑西征口記，聞震懼，而至。行長曰：韓虜怯懦，生兵新來，又不足以畏。進抵善山。而鑑不知，或報曰：敵遠。鑑以爲惑衆，斬以徇。布陣於州北。行長使數十騎往視。鑑望見，不敢言。二十四日，日記。西行長拔尙州，擣火於城中。縱望，烟始使騎出探。我兵伏牆下，射以銃鎗之。虜拔

不致成就候事。

一上様御逝去之刻、請大名衆ニ御遺物被下候、我等式者不寄存候而在

之處ニ、有方乞承付儀候間、治少ハ相尋申候處ニ、失念之由候而、

至其時、御太刀拜領仕候事、

一大閑様 御感狀之寫如此ニ候、此御正判國本ニ御座候間、於御不

審者、可奉懸 御日候事、

一大閑様ハ中國ニ奉得御意候儀最初點黑如水、蜂彥右以御取次之筋目、
〔語類實錄〕

萬事得如水御指南中候、然者、右兩人近年御奉行衆半御座候ニ付

而、我等身上之儀不達 上聞候事、

以上

慶長十九年十一月十一日

(自傳)
廣家(花押)

①廣家、三成ニ對スル所存

②三成秀吉ノ幕後廣家ノ采邑ヲ毛利秀元ニ渡サントス

③廣家ノ女ヲ秀吉ニ謁見セシメズ

④朝鮮在籍所役ノ不當

⑤廣家ノ朝鮮ニ於ケル軍忠

⑥廣山河越ノ先馬

⑦京城ノ戰

⑧京城西下城ノ戰

⑨三奉行策

⑩秀吉ノ廣家督院御成ニ成就セシメズ

⑪秀吉ノ造物ヲ廣家へ分與スルヲ失念ス
秀吉ノ私款寫

⑫廣田孝高姫賀家政ト奉行衆ト不和

⑬廣家ノ迷惑

二五五 野史

(卷二百九)

武臣列傳第一百一十七

小西行長

小西行長、和泉界津人也。未詳姓氏、父名壽德、或稱如清、初字清兵衛、住界浦、號興種、爲業、家資富。中興武家盛老居、京師、交遊權貴、太閤秀吉徵時、每館於壽德、深德之。
表記 太閤 老居

○野史氏。今接蓋營錄云、攝州兵庫小西氏、稱彦兵衛。其先曰次忠、號久清。天文十九年、撫夥伴一人、同易入唐。時明世宗嘉靖二十九年、同夥事、事先遷。次忠因縫得見、明主、日出、入殿廷、累蒙恩賜、多賜金珠、國、國隨意。在明十三年、家有老母生妻、并遺一男、母娶

鄰、新同伴願再航海入明。偕次忠、還家。同伴不得辭、復裝、貨入海。告次忠、以情。次忠望請回、本國、明主喻尤賜歸。乃命畫工、肖次忠相貌。曾子福松供奉圖、輒其一明主自隨。當時辰良寶。其一授、次忠曰、必可再渡也。若不能則必遣福松來。又賜錦一匹。

以爲微。遂得還。本國時福松歲十三五、既歸欲遣福松、以全其信。妻不許。猶豫之間、世宗已殂云。久清、福松於如清暨行長、未知其援爲何。姑附以備考。

行長、剛勇有機智。中興武家、字彌九郎。爲御前岡山賈人養子。太閤記、逸史。

家頃宮。每出、入宇喜多氏。上下貴重。記太閤當天正七年、羽柴秀吉征播磨。日、宇喜多直家選衆學行長、先是直家遣使者于京師、依壽德、行貨於織田氏諸貴。壽德曰、欲右府親昵乎、莫若因羽柴氏。直家聞之、以行長曾與秀吉、奸相親、命殺之。木見、秀吉、秀吉喜。爲言之右府信

二五二 加藤清正黒印狀

(稿本典史科中世 四六)

(内傳) 令延長六年十月既日清正方志岐藤右衛門へ

被候書付差通入
(内傳) 〔ハ書〕

「志岐藤右衛門尉とのへ」

宛行所領之事 宇土郡古保里内立岡村を以、四百貳拾石造^レ候、全令所務、可抽忠勤^レ之狀如件、

慶長六年

十月廿日

(稿本) 清正

志岐藤右衛門尉とのへ

①宇土郡古保里立岡村四百二十石ヲ免テ行ウ

二五三 加藤清正黒印狀

(稿本典史科中世 三)

宛行所領之事、益城郡守富庄復津村之内を以、百石造^レ候、全令所務、可抽忠勤之狀如件、

慶長六年

十一月十七日

(稿本) 清正

伊藤四郎兵衛とのへ

①益城郡守富庄復津村百石ヲ免テ行ウ

二五四 吉川廣家覺書

(吉川家文書 九一八)

對石治少我等所存之事
(吉川三迷惑)

上様以 御出候事者ニ被

下置候領地之儀、御他界之後、宰相へ

渡可申旨被申候事

一我等女五ヶ年之間、雖在伏見候、終不致

御目見候之儀、治少以時

分可申由候而打遣候事、

一高麗地御付城被

仰出候刻、二三ヶ國組ニ一城免被仰付候、我等國

者方角他國ニ相替候、都合八万石之領地役とて、とくねきと中城五

ヶ年之間相拘候事、

一大明之人數、加肥後城うる山へ罷向候時、從

上様七人之御目付衆

御相談之刻、我等所存之段、彼衆中へ得御意候事、

一うる山河越之時數先候、大明之者壹人我等打捕申候、此兩条を累筑

前存知之前ニ候事、

一至高麗都大明衆相勸候刻、柳川、小早川致先手候、其一戰之時、壹

人我等討取候事、

一高麗都河下^レ、彼國之者共、一城取付在之處ニ、

備前中納言殿、三奉

行衆^レ、前但馬、加遠江、小早川守其外被相勸候、二之丸乗崩候刻、

三之丸乘崩候刻、

我等被疵候、手之者共頭五ツ討取候、本丸者かこひ能御座候、持居

候、左候處ニ、大刑少被罷越、我等者共可引取旨被致下知、被引取

候事、

一於伏見 上様書院之御成申上度存、五ヶ年之間石治少難奉候、終

此分者、最前可令上洛用意ニ舟子のせくませ候舟も、此分にてハ有之間敷候、其上今度宇土船舟其外舟子之儀をも申付候、さよう之舟并舟子をハ、いかやうニ仕なし候哉、一切難心得候、何と如此儀も改不申候哉、沙汰之限ニ候、きと可相改候、右舟子令穿鑿、舟有次第米大豆積、ミスミ迄可差出候、薩摩之儀御化言ニ相究候者、やかて令上洛事も可有之候、然者下闇方上かたへ召連候人數をものせ候ハん間、得其意、宇土領之舟ニ舟道異不足之舟有之由候、左様之所をもいそき取そろへ、又舟造作をも仕候ハて不叶舟候者、見計、きと可申付候、何篇不可有由断候、又諸代官所當年者、一應年貢可納所儀候之間、其段

兩人折帶を以可相候、無沙汰之在所、又ハ年貢など、よく相そたて候所、付分候て、可差越候、無沙汰之所者、きと可行曲事候、在3年貢納次第、熊本・高瀬・河尻いつれも例年如申付候、在ニ片時も不立、其年寄々へ可出之旨、堅可申付候、奉公人配當之割符、やかて可遣候間、可得其意候、猶追々可申遣候、謹言。

十一月十五日

清正（花押）

加藤喜左衛門

下川又左衛門

柳原式部大輔殿

清正（花押）

十一月廿五日

- ①薩摩出水口ニ出勤セントス
②島津忙吉ヲ入レ取りナシヲ乞ウ
③兵備舟数ノ少ナキラ貢ム

- ④年貢所領ヲ報告スベシ
⑤奉公人配當割符ヲ遣ワスベシ

二五一 加藤清正黒印狀焉

（加藤清正史料中集第一五）

急度致言上儀、薩摩之儀、井伊^{（直政）}兵部少輔を以、御化言申上候條、其間勦之儀相延候様^{（一）}と、立花^{（宗久）}左近所迄、龍伯^{（直義）}・又八郎方^{（直義）}兩使を差出候付而、只今押給申儀、上意如何と存、如水令誠合、此界目水保之城仕置丈夫ニ申付、先人數打入申候、就夫薩摩方御理之様子者、奉對内府樓、兵庫頭無調法をいたし、鷲津家之越更不過之候、龍伯又八郎ニをいてハ毛頭不存之由被申分と相聞候、大ニ相違仕候、其故者宇土ノ城取詰候内^{（二）}爲後卷、鷲津^{（直昌）}・新納^{（直治）}・武藏^{（久治）}・伊集院^{（久治）}・下野^{（正親）}・本田六右衛門・本郷佐左衛門、此等五人佐敷表ニ至而難相傍候、仕面等丈夫ニ申付、依而佐敷之城堅固ニ相抱ニ付而失手、水保ニ引取、彼所ニ城をこしらへ、それガ八代ニ加勢をいたし候、宇土落去ニ付而、彼八代城主加勢共ニ舟にて夜落ニ仕、其足にて水保も明退候、如此候時者、龍伯・又八郎不存と申儀、相違候て御座候狀、近日罷上候て、此前面後之様子、可致言上之条、此等之趣可然様御披露所仰候、恐々謹言。

二四三 加藤清正判物寫

(關ヶ原合戰史料集 五一四頁)

今度於宇土表無比類候、神妙に候。為其美、加增領地千石達之候。全令所務候。猶可抽忠勤之狀如件

慶長五年十月廿日

清正花押

三宅喜蔵とのへ

二四四 加藤清正判物寫

(關ヶ原合戰史料集 五一四頁)

今度於宇土表、無比類御神妙に候。為其美、加増千石達之候。

全令所務候。猶可抽忠勤之狀如件

慶長五年十月廿日

清正花押

姫田角兵衛とのへ

二四五 加藤清正判物(紙)

(熊本県立博物館所蔵文書 五一)

今度於宇土表、無比類御神妙候。為其美、領知七百石達之候。全令所務候。於抽忠勤者、可加增之狀如件

慶長五年十月廿日

清正(花押)

井村彦右衛門とのへ

①宇土表ニテノ戰功ヲ賞シ七百石ヲ與テ行ウ

①諸々舟奉行切手ナオ出舟ヲ禁ズ

二四六 加藤清正書狀(紙)

(熊本県史料中世 加藤清正文書集 三二)

昨日廿日之書狀、今日至^二南關、加披見候。

一小西美作下代不相見之由、不及是非候、此方^五代官申付、乞と相改司令所務候事、

一、袖舟奉行申付由、切手無之舟を出候事、堅司令停止候事、

一、佐敷への書狀相屬之由、其上界目無機道之段、先以令満足候事、

一、うるし之儀、百姓中へ申觸之由尤候事、

一、求廣口出入一切無之様^二相留候由尤候、与左^三門方へも左様之通可申遣候事、

一、町人百姓人質相改請取候事、尤候事、

一、柳川表龍造寺及一戰被勝利候、此方^五も美作・橋左^三門中談、町口遂押附候^二共、此方へハ行可仕様子無之由候、我^一明白彼地へ

可令着陣之条、落去程有間敷候之間、機^二遣仕間敷候事、

一、其計へ遺譲^二萬事心付を仕、安堵候様可申付候、當座之儀にても無之、ゆく^一迄も預^二置事候間、可得其意候、其地音譲道具な

ととなり候、然其材木已下無沙汰^二申付、^一公新などにさせ申間敷候、下^二迄其許居あらし候ハ^一、可爲曲事候事、可申付候、追而吉左右

に無御座候、信濃守儀も、上方へ出勢仕候所に、逆徒敗軍に付、肥前

義昌詩成

恐懼譲聞

江罷下候儀、又關東へ參陣も、誰を頼み可申様も無之、本願寺を頼、

關東御味方候得は、其通りに相叶候に付、先達申越候、貴様御歸城前

より加賀守儀、第後表え勢を出し申之由、及承候、黒田如水事も、

大友一揆討果し候而無事故、豐後國中静謐申候付、其表え急度出勢可仕候間、我等えも其旨相心得、早々出陣可仕候由、申越候、定而加

貢守へも、其段可申誤と存候、加賀守其表へ提出候共、爲差儀も有御座間敷候、拙者儀は宇土表之取締候に付、其表へ罷出候儀、

急に成中間敷と申達候、拙者事ハ其元え向ひ候共、弓矢八幡も照覽あれ、合戰仕賃宿に無御座候、此節之儀ニ候間、關東へ御無事之取扱

ひ、心之及丈ヶ可仕候、則關東へ飛脚を以て、貴様御事、逆徒に少も御一味無之に、若君様御意をかり申達候儀に任せ、御上洛有之、

大津を被敗候儀は、出陣之上、とかく不^及是非、被相拒たるにて候、是非京極と極と被成候上ハ、關東に至ても、御別心可有之

所は無御座候、貴様御事、數年御入魂に申承り、御心底存分たる儀

に候間、我等前古申誤候は、柳川表之取扱之儀、被仰付様にと申越候間、京極方も和紙之子細、提成儀、可被仰越候、黒田鍋島

城、御領内へ相勸候共、御かまひなく可被召置候、如水事は、尤左様可有儀に候、加賀守儀、身之科之過遣なき故、其表え出陣之

望、近頃以て比興に存候、不及申候得共、今度之儀に於ては、拙者

存命ニさへ有之候は、身上を抛ち、隨分取持可申候間、少も聊爾

成御分別等、御無用ニ可被成候、右之趣爲可申述、如斯御座候、

二四一 立花宗茂書状寫

(日本歴史附錄 九九頁)
淡川開闢所取

二四二 加藤清正判物

(日本歴史附錄 九九頁)
淡川開闢所取

御事多所、思召寄預細書、忝存候、久敷き御なしめ込、思召不^被忘、御想意殊以御禮難、申述候、左様ニ被仰聞候段々、少しも

御虚言可有之儀と不存候、然共、我等は、只今出來之參事と不存候、兼而か様に有御座へく存候、秀元(毛利)えも、心之及丈け、諫言申

候、時宜を以、御聞可被成候、如仰、大坂關東御別儀無御座候上は、今更拙方、少しも別心無御座候儀、御紙面之通に候、近日自

是以使者、委細可申述候事難成細書、候間早々如此御座候、恐惶謹言。

○二書月日署名ヲ般ス蓋シ十月十七日間ノ往復ナル可シ

二四二 加藤清正判物

(折)

(佐久間文書 中世 三)

今度於宇士表(毛利)無比類樂神妙候、爲其美、領知五百石遣之候、全可令所務、於袖忠勤者(毛利)可加增之狀如件、

慶長五年

十月廿日

佐久間(毛利)角介とのへ

清正(花押)

①宇土表ノ跡ヲ賞シ五百石ヲ免ナ行ワ

二三八 加藤清正書狀

「切對」
ハ意

加主計

浅左京様

人・御中

清正

已上

急度申入候、今度著彼惡逆人共徒黨を企候處、早速御上候て、於濃州

面仰手柄(手柄)之由承及候、然處内府權御出勢(出勢)付而、於關原面被成御合戰(合戰)、悉所被討果、打續各御手柄(手柄)共御疾敷候、此等之儀爲可申入、同名右馬(右馬)

尤指上候、其元之様子、一々被仰越候て可給候、此面事、只今宇土之

城取詰(詰)、本城ニ丸迄(迄)ニ成候間、落芸程有問敷候、然者其面より被討

湧立花左近(花左近)、妻子をぬすみ取罷下(罷下)、則標川へ令入城候、彼者罷下事、

少ハ拙者仕合(仕合)儀、宇土面隙明次第相備、則時討罪御注進可申候、不

及申候へ共、九州中之表裏もの共、一人も不被成御免候様ニ連々可

被仰上候、上方いつれの國(國)にても惡黨同心之者共、身上無恙不被成

御赦免候様ニ、是又可被仰上事尤ニ有候、定而上かた御手ニ立もの在

之間敷候、國(國)之様子具ニ可被仰越候、此面之儀、何も如水申説(申説)、き

つと可申付候間、可御心安候、恐々謹言、

十月一日

清正(花押)

浅左京様

人・御中

①關方原本紙

（熊本県史科中世）
五五

②清正平士城ヲ攻ム
③立花宗茂柳川城二入ル

二三九 加藤清正制札

禁制

六殿大明神

一、於當社軍勢陣取乱妨狼藉之事、并放火之事、

一、伐採竹木之事、

一、對社僧・社人、非分之儀申懸事、

右條(條)ミ、若違犯之輩於有之者、遠可處嚴科者也。^{（罰）}

慶長五年十月六日

清正(花押)

①木札高サ三六、七幅、幅五一裡

二四〇 加藤清正書狀寫

（日本歴史附錄
九七頁）

加藤清正ト立花宗茂ノ往復書（二通）のうち

今度上方御出勢、無御差御歸陣、日出度候、貴様御事、高麗以來預

御芳事候儀、少し失念不仕候、今度之御出勢、本より逆徒一味に

ては無之、只若君様御意と申、秀元之催促に付而之儀に候間、難黙

止思召御上洛、尤に候、大津江被相備、京極下城之儀、是亦御出勢

之上は、尤左様に可、被成事に候、大坂と關東御和談、大方相觸候段、今日飛脚到來仕候、此上は、貴様御事も、關東に異儀可被思召、所

（熊本県史科中世）
三

一熊谷城より御引取候處に、人數を出し申候に付、引伏て被成御討之由、御調議御手柄の事

一木付両人の衆大手柄之由、御出陣之義故と存候。拙者も一昨日松井方よりの註進の趣にて驚き、昨日阿蘇站若軍、今日小国まで拙者着候。先鋒の者は、從是二里三里宛、豊州境に陣取候。明後日は其元へ着候可仕候。義統首に被成候はん御分別、肝要に候

(田原) (宗節)・掃部表裏は、不及是非候。修理手前之儀、沙汰の間に存候に付て、昨日使者を遣し申候

其後へ前夜、修理所より兩使被差越候。則追攝可申与存、書状不請取候処ニ、同名右馬丸、今少し致遠慮候へと申に付、先づ

人質を遣し候へと、申遣し候。紹忍・掃部妻子の義はいまだ申遣さず候。顧て從是可申遣事

一大坂の様子被仰越候御書中、此方へも八日に大坂出給之者、昨日參候に付、其様子有増今朝申入候事

(竹中丹後守)一竹豆州妻子呼被越候由、仕合無比類存候。就夫大津の様子被仰感、令満足候也

一吉川筑中殿、雜説の由、此時分は定めて本説に可罷成也

一早内右衛門人數を相立可申由、一段の被仰付やうに候。此方よりも左様に仕候はく、可然由申遣候。定而後にて可罷成候。恐

々謹言

(嘉永五年九月十六日)

(西園)清正花押

(如水様實報)

二三三 徳川家康感狀

(竹中家所藏文書) (四四四頁)

小西振津守召捕給候。被入精段、祝着之至候。猶期後音候。

(嘉永五年九月十九日) 家康 (印)

(竹中丹後守殿)

恐々謹言

二三四 加藤清正禁制

(熊本県史科中世) (馬場文書)

禁制

(延喜尾町)

一、軍勢甲乙人乱妨狼藉之事、

一、放火之事、

一、對地下人百姓等非分族申懸事、

右条ミ、進犯之輩於在之者、速可處嚴科著也。

(清正)

慶長五年九月廿一日

(清正) (花押)

二三五 加藤清正書狀寫

(熊本県史科中世) (加藤清正書狀寫集)

已上

追而御見せなされ候狀、得其意候、則返進仕候、猶重而可得御意

去十九日之御狀、今月廿三日卯刻、至宇土令拜見候、仍熊谷城十七日

(後文)

一今度勢州口より被徴衆、中國は不及是れ、其外長大・大刑井御弓

鐵砲衆も、長大安國寺一手二被引向様ニ相見え候間、大人數回り

兼候、人數も少々そつに罷成體ニ候事、

一丹後之儀、陳明之由ニ候、少にてても、外聞ニ候間、彼表之衆、當表

被立候様ニ可、然候、恐々謹言、

九月十二日

増田右衛門(花押)

石田治部少輔

九月十五日

石川日向守(花押)

家康(花押)

二三〇 德川家康書状

(開ケ原合戰史科集 四一七頁)
松平義行氏所藏文書

今月十五日午刻及一戦、治部少輔・島津刑部少輔・備前中納・小西

人數悉討捕候。今日佐和山着馬候。大柿も則取候間可心安候。一戦

場より早々申越候。恐々謹言

九月十五日

二二九 安國寺等連署書状寫

(開ケ原合戰史科集 三七二頁)
關軍記合戰史科集所引

秀頼公十五歳ニ被爲成達は、関白職を秀次卿へ可、讓渡事

上方爲御貯、播磨國一円ニ可、相渡、勿論割引は可、爲如前々事

於江州十万石兜、稻佐渡守・平岡石見守兩人ニ、從秀頼公可

被下之事

一爲当座之音物、黃金三百枚づゝ、稻葉・平岡に可被下之事

右之余々於遠要申者(以下神文略す)

九月十四日

安國寺判

(大刑井)
刑部少輔判

(大刑井)
治部少輔判

(大刑井)
大藏大輔判

(大刑井)
柳津守判

秀秋卿

二三一 德川家康書状

(伊達家文書 七〇六)
伊達家文書

御正判紛無到應候 挑左馬助手跡

今十五日午刻、於濃州山中及一戦、備前中納言・島津・小西・石

治部人衆、悉討捕候。直ニ佐和山迄今日着馬候。大柿も今日則捕候。

可御心安候。弥其表之様子御仕置等、尤候。恐々謹言

九月十五日

大崎少將殿

(花押)

家康(花押)

二三二 加藤清正書状寫

(開ケ原合戰史科集 四二二頁)
黒田家文書

一昨十四日之御狀、今日未の刻に拝見申候

一義統取上げ候に付きて、何れも所を被捨置、御押詰御先手衆、手

柄を被、仕候由、御満足奉、蒙候。於拙者珍重存候事

之妻子御成敗聽便故、先書にも如、申、犬山加勢衆謀叛なども、出
來候歟、去とては有間敷儀なら、是も妻子氣運無之故と、下々申候、

爰元諸侍申され候も、敵方之妻子五三人も成敗候は、心中替可

申と、申事に候、爰元承候通、申入候、御分別に不^レ過候事、

一大津之儀、去とては、此節、根をたやされ候へてハ、以來御仕置の
さはりたるへきと存候、殊ニ伊奈之侍從殿、當表にて種々と才覺、

御推量之外にて候事、

一敵方へ人を付置聞申候、佐和山口より被^レ出候衆の中、大人數もち、

敵へ申談らるゝ子細候とて、此中相尋候、其故は、勢州へ被^レ出陣、

をも申留、各面々在所々々に被^レ相持候様にと、申談などゝ申、此

二三日ハ、頻にかけの「口有^レ之」、敵方いきみ候つる、然るに、江州

之衆、悉山中へ被^レ出候とて、かけの「口達候様に、敵申候とて、唯

今申來候、兎角今之世ハ、人質不^レ入體ニ見え申候、終に出し候人

賞無御成敗候間、人質に不^レ拘^(アリ)も、無餘儀候事、

一何れ之城之傳々にも、^(アリ)煙元御人數人被^レ置候御分別、肝要に候、此

段子細有^レ之候間、御分別あつて、勢州を初、太田・駒野に今度城

を構候而能候はんと存候、江・邊之境自松尾之城、何れの御番所に

も、中國衆人可^レ被^レ置御分別、尤にて候、如何程協成遠國衆にて候

共、今時分は、國郡之心さし有^レ之付て、人之心難^シ計候、御分別之

前に候事、

一當表之儀は、何とぞ諸侍之心捕候は、敵陣は、廿日之中ニ破り候
はん儀は、何れの道にも可^レ多安^(アシカシ)儀に候へ共、此分にては、結句味

方中ニ不^レ虛出來候はん贋、眼前に候、能々御分別肝要に候、羽兵入

(ヨリサシモ)小掘^(スコモ)杯も、某被^レ申様に候へとも、遠慮有^レ之と見え申候、拙子儀は、

存知之たけ不^レ殘申候、

一長大安國寺^(ヨウタクアンコクジ)存之外遠慮深く候、哀々々、貴所に、當表之儀、一目

御目ニ懸度候、扱々敵之うつけたる體、家中之不^レ拘儀、思召之外

に候へ共、それよりは、味方中、事をかしき體に候事、

一輝元御出馬無^レ之事、拙子體は尤^レと存候、家屬不^レ被^レ上にハ、不^レ入

かと存候へ共、下々ハ、此儀も不審たて申事に候事、

一度々如^シ申入^シ、金銀米錢遣はさるへき儀も、此節に候、拙子なども、

以合に早、手之内有なたけ、此中出し申候、人をも求め候故、手前之

逼迫、御推量可^レ有候、然ハ此節に極り候と存候間、其元も可^レ有^レ

其心得事、

一從江州被^レ出候衆之手前、自然之不虛之儀も候へばと存、是のみ

迷惑二候、輝元御出馬無^レ之候は、佐和山下^ハ、中國衆五千計、

入可^レ被^レ置候儀、肝要之御仕置二候、兎角勢州へ被^レ出衆之歸りは、

大遠佐和山の通路にも不^レ拘^シ自然之時分は、太田・駒野へ取つき、

烟道を江州へ御通用之積計と相見え申候間、長引可^レ中と存候事、

(アラガシヨウ)備前中納言殿、今度之覺悟、さりとては御手柄、是非なき次第第二候、

此段自^レ諸口可^レ相聞候間、御心得可^レ有^レ之、羽兵入小掘、同前之事、

體二候、其分御分別御心得可^レ有^レ之、羽兵入小掘、同前之事、

一當分御成敗有^レ之間數人賀妻子、宮島へ御下可^レ有^レ之歟、御分別不^レ過候事、

一、放火之事、付立毛刈取之事、

一、對地下人百姓非分之儀申候事、

右條々、違犯之輩有之者、速可處置科者也、

慶長五年九月五日

（伊達家文書　七〇三）

二二七 德川家康書狀

（伊達家文書　七〇三）

急度申入候。

（秀忠）

濃州大輔城へ備前中納言・島津兵庫・石田治部・小西景

津守逃入候所を、

先手之參取卷通路取切、

頬戸川を切懸の由申来候間、

則令出馬候。

落居程有間數候条、可御心安候。其表之儀、三河守

有相談被入御精尤候。

委細者宗黨可申候。

恐々謹言、

（秀忠）

九月七日

（秀忠）

大崎少將殿

（秀忠）

家康（花押）

（伊達家文書　七〇三）

二二八 石田三成書状寫

（古今通史圖考原稿附錄　七四頁）

想中入候

一敵至今日、赤坂何之行も無之、延々と居候、ものを持様にし

かと有之體に候、不審成と、各申候事、

一從江州勢州罷出候衆、參若候はんとて今日たきのかなやと申所へ

被出達候、拙子儀はおほかきに在之事に候、當城近邊の人質、

伊藤家來のもの、井町人のしちもつ迄入置候、敵より火付之才覺、

伊藤若龍故、家中之者共、様々之才覺仕候に付て、心ゆるし不成候、殊に拙子もの共、さき手に有之所ハ、敵相二町三町の間に候之條、

拙子ハ城中にしかと有之體に候、今日の談合にて、大形味方中の仕置可相究候、あら／＼ながら、一昨日、長大安國寺谷題、陣所

ハ、我等參、彼内存承候分にては、諸事相濟間敷と存候、その故は、

殊之外敵を大事に懸られ候て、縱敵はいくん候共、中々可相異行

も無之、兎角身の取まはし積り計にて候、陣所は、垂井の上の高

山に、山取之用意に候、彼山は人馬之水も有之間布程の高山にて、

自然之時は、攝合にも、人數の上り下りも不成程の山にて候、味

方中も不審可仕候、敵也可爲其分事、

一爰元、葛田候へは、兵糧は何程も有之事に候へとも、敵を大事ニ

懸られ、刃田にさへ、人を不出候、兵糧ハ、江州より可出之由に

候間、成次第持出可申候、近比味方中、ちゝみたる體ニ候事、

一味方勢州江州之人數出候は、何とぞ一行可有之と存候處ニ、延々としたる體に候、依之敵もくつろきたる體にて候、拙者所存之

通、長大安國寺等へも申候へ共、一圓御取合無之候間、其通ニ仕候

事、

一免角如此延々と候は、味方中も心中難計、御分別之前に候事、

敵味方下々の取沙汰にハ、妻子人質之儀ハ、何様にても苦しかるま

しき體に候、増右内府へ被仰含筋目有之、とても妻子など、一

人も成敗之義有ましきと、申なし候、是も黑白を存たる者は不申、

下々申事に候、併申も無餘儀候、既に如斯討被討候へ共、其者

即取卷可成水責と、早速令出馬候、板戸へ敵於相撲は、無油

断加勢尤に機切々飛脚被遣、被添力事、肝要候、恐々謹言、

九月朔日(西門)眞田伊豆守殿

九月朔日

家康判

眞田伊豆守殿

秀家(花押)

一一三 德川家康書状寫

(日本古文書集閣ヶ原役附錄 六九頁)

急度申候、仍大柄(大悲)、治部少輔(吉田三成)、島津、備前中納言、小西攝津守龍居

候、即取卷可成水責とて、早速令出馬候、自然景勝其口於

相撲は、眞田伊豆守(吉田)、本多豊後守(西門)、平岩主計頭、牧野右馬允申付候條、

各々誠合、其許城、堅固可被相抑、肝要候、爲其以飛脚申候、

恐々謹言、

九月朔日

家康判

眞田伊豆守殿

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件
(西門)

慶長五 九月五日

治部少花押

攝津守花押

兵庫頭花押

秀家 花押

一二四 石田三成等連署禁制寫

(閣ヶ原台所藏古文書 西門等所藏古文書集 三六一頁)

一当手軍勢乱妨狼藉之事
一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

(西門)

治部少花押

攝津守花押

兵庫頭花押

秀家 花押

一二五 石田三成等連署禁制寫

(閣ヶ原台所藏古文書 西門等所藏古文書集 三六一頁)

禁制 あかさかさいゑん寺

一当手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如件

禁制

宇土郡内

松山村

禁制 あかさかさいゑん寺

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

一伐探竹木之事

一放火之事

一當手軍勢乱妨狼藉之事

一放火之事

右案々於違背者、速可処罰科者也、仍如

まいる

- ①佐野急派ヲ留ム
②上万ノ信勢要レルニ依リ龍伯ノ上洛ヲ止ム
③忠臣伏見留守番ノ軍勢ヲ送ラズ
④惟新忠臣ニ武兵ヲ足ス
⑤鳥津氏ノ在京勢七千人ト定メラル
⑥九州衆退半在京シ秀賴ニ味方ス
⑦忠臣官兵ノ諸否ヲ答ヘズ
⑧惟新忠臣ノ確答セザルヲ詰ル
⑨忠臣家等行界ノ下知ニ從ヒ黒井二出陣ス
⑩鳥津氏ノ軍勢伏見城攻メニ死傷多シ
⑪山水森井二肥後夷ノ事

一当手軍勢於此村、竹林の外なに事によらず、乱妨狼藉少も仕まし
く候也

慶長五年八月廿七日

林村禁制

はやしむら

小にし行長押

羽兵庫惟新花押

備中秀家花押

- ⑫忠臣官兵ノ諸否ヲ答ヘズ
⑬山水森井二肥後夷ノ事

二一九 石田三成等連署禁制

(関ヶ原合戦史料集 第三〇頁)

一当手軍勢於此村、竹林の外なに事によらず、乱妨狼藉少も仕まし

く候也

慶長五年八月廿七日

(石田)
治少

三成 (花押)

小にし

行長 (花押)

羽兵庫

惟新 (花押)

備中

秀家 (花押)

二二一 徳川家康書状寫

(日本文書集 古文書集 関ヶ原後附錄 六八頁)

御狀令得其意願、備前中納言島津石田治部小西、大輔に攝籠由候、
幸之儀ニ候候、夜を日に續、可令出馬候間、御談合候て、無聊爾
様、尤候、我々參候間、少々ノ儀、御心得可、然候、猶期面談候、
恐々謹言、

(慶長五年九月朔日)

家康

廣判

清須待從殿

(清須正則)

黒田甲斐守殿

(黒田)

二二二 徳川家康書状寫

(日本文書集 古文書集 関ヶ原後附錄 六九頁)

急度申候、仍大柿、(大柿)、治部少輔、(治部少輔)、島津、(島津)、備前中納言、小西攝津守龍居候、

一龍伯様御上洛之儀被聞召合之由、御尤ニ存事候、然者、被成御上洛
かみ様へ御替候ハん哉と申越候も、世上靜謐之時分、内府公御意候
条、右之分中越候々、當時者上方之成立、諸式被成改易候条、于今
者龍伯様御上洛之儀不入儀候、委細先書ニ申下候条可相届候、
一去春以來、伏見御留主番ニ付而、人衆可被差上由、數度雖申下候、
無合點候哉、終ニ一人も不被差上候、千萬無心元存候、

一今度上方就轉變、前鷹太郎兵衛尉差下、様子具ニ申越候、雖然、
御人衆被差上候之共、又者被上聞敷とも、否之返事無之、大方成
御文軒ニ候、畢竟太郎兵衛尉若輩故、委細不申届候哉、不審深重ニ
存事候、速ニ御家中在京之人衆七千人之御聲、兼日相定由及承候
条、先其内を半分と存、三千五百程急度可被差上由、前鷹太郎兵衛
尉を以申越候キ、如此申下候様子者、御國元之儀も心遣存候ての申
事候、然處、九州衆過半被成在京、當時秀賴様御用ニ被相立候、
在國之衆者皆ニ被召上候、其上分國よりも御人衆難走可仕由被仰聞
候間、其後申越候ハ、最前三五百人可被差上由雖申下候、他國な
みの儀候間、有様之軍役「被仰付肝要之由、細ニ申下候」然者、此
度之御當中、何方とも無一着、遠慮之休と相見得申候、定於御心中
者、別儀有間敷候へ共、何としたる御事候哉、無心元存事候、

一今度之御使、想上方隣入之候、被及聞召、被差上候御札候之条、上
方之行、御國元之仕置、旁被入御念、被仰越候へは、恩意も又在之
儀候、然処、一着之様子も無御座、一段大方成書面、無心元事深重
ニ存候。

一秀賴様御奉公と申、御家御爲と申、拙者儀一命を捨可申事覺悟之前
候、然間、不願恥辱御奉行中任御下知、濃州垂井と申在所迄出陣仕
候、當分在京之人衆ハ、かこ鷹・高隈・佐佐役人存知之前候条、人
衆付今度差下不申候、伏見御城攻ニ手負死人多；御座候間、弥無人
共、中々可申様無之候、今申分成共、御人衆被仰付、早々可被差
上事、且秀賴様への御忠誠、且御家之御爲、旁以御分別此時候、
必拙者へ御見次と申事にてハ曾以無之候。

一御奉行中書狀認可申由候て、判紙ニまい徳ニ上着申候、雖然、此
度上方就物念、御人衆可有御駆走共、又者上せ有聞敷共、更ニ御書
中ニ相見得不申候条、書可申様難無御座候、餘無音、罷成候、又爰元
成合次第と承候条、後曰之首尾不存候へ共、書狀調申候、案文差
下申候、

一内府致御供被退下候上方之人衆并伊兵部・精原式部東國之人衆引
率、尾州至清洲上着之由申來候間、定近可被及一戰候、然時者、
再當可進之事不存儀候条、不遣胸懷中達候。

一出水表之儀、定可爲不看候之条、被添御心候而可預候、將又、肥後
表之御人衆、此度之覺悟何種ニ御座候哉、無申迄候へ共、可被聞合
事肝要候、不可有御由断候。

一此書狀長文にて候条、御六ヶ敷被思召候共、よく被御覺届候
而可預候、恐謹言、

八月廿五日

少將殿

〔第2卷第1章〕
維新〔花押〕

一五百人

一三百六十人

一千五百人

一五百廿人

以上六千九百十人

大坂御留守居

木村彌市右衛門

中川修理

御小姓衆

八千三百人御馬廻

御弓鉄砲衆

五千九百人

前備後備

七千五百人

薦元衆二屢チ秀就

一萬人

増田右衛門尉

三千人

此外七千人伊賀在番

以上四萬貳千四百人

都合拾八萬四千九百七十八人也

○此書ノ部署及兵數必シモ事實ニ合ハス高次宗茂ヲ伊勢ニ出ルト

リ故ニ之ヲ合算スルハ實數拾九萬千九百ヶ

七十八ナリ

八月五日

猶も、内府公方貰所へ預候之處、こゝもと陣立ニ付而、取扱候間、

幸山路市兵衛尉罷上候条、下申候、將又、帖佐方之人衆、定可罷

候、自然浪市・かこしま之人衆、同前ニ罷上候へなど、候てハ、

可致運事可在之候、帖佐之人衆者今種過上御座候条、盛にてハ

力其輝元自ラ伊勢口ニ出ルト爲スカ如キハ異日ノ事ヲ豫定スルナ

リ翌六日ノ書及翌々七日義宣ニ與ヘタル書中の語以テ見ル可シ

①魔長見聞書二回題旨ノ備書アリ

伊勢豊後
竹中伊豆守

修理

中川修理

木村彌市右衛門

御弓鉄砲衆

八千三百人御馬廻

五千九百人

前備後備

七千五百人

薦元衆二屢チ秀就

一萬人

増田右衛門尉

三千人

此外七千人伊賀在番

以上四萬貳千四百人

都合拾八萬四千九百七十八人也

○此書ノ部署及兵數必シモ事實ニ合ハス高次宗茂ヲ伊勢ニ出ルト

リ故ニ之ヲ合算スルハ實數拾九萬千九百ヶ

七十八ナリ

八月五日

伊勢豊後
竹中伊豆守

修理

中川修理

木村彌市右衛門

御弓鉄砲衆

八千三百人御馬廻

五千九百人

前備後備

七千五百人

薦元衆二屢チ秀就

一萬人

増田右衛門尉

三千人

此外七千人伊賀在番

以上四萬貳千四百人

都合拾八萬四千九百七十八人也

○此書ノ部署及兵數必シモ事實ニ合ハス高次宗茂ヲ伊勢ニ出ルト

リ故ニ之ヲ合算スルハ實數拾九萬千九百ヶ

七十八ナリ

八月五日

二十七 德川家康書状寫

古今消息集

二三五頁

雖、今度上方鉢桶候、御方之儀別条無^(ハ)之由、祝着之至^(ハ)候。然ハ肥

後・筑後両國准^(ハ)置之間、成次第、可^(ハ)被中付候。此節候条、隨分

無^(ハ)油断^(ハ)様^(ハ)に候。猶津田小平次・佐々淡路守可^(ハ)申候間、令^(ハ)省

略^(ハ)候。恐々謹言

八月十二日

家康花押

加藤主計頭殿

進之候

①徳川家康、加藤清正二肥後・筑後ヲ進ス

二十八 島津惟新書狀(印紙)

(島津家文書 一一六一)

美濃口

以上 七萬九千八百六十人

○合計實ハ八萬云々ナリ然ルヲ七萬云
新シタルナリ

某(石田治部)

(三忠)

一 六千七百人

一 稲嶋中納言一手

羽柴石京

(秀忠)

稻葉彦六

(秀忠)

小西攝津守

(秀忠)

羽柴兵庫頭

(秀忠)

同 與力衆四人

稻葉甲斐守

(秀忠)

若狭少將

(秀忠)

大谷刑部少輔

(秀忠)

同 吉内少輔

(秀忠)

丹波七頭衆

(秀忠)

但馬二頭衆

(秀忠)

木下山城守

(秀忠)

越前東江衆

(秀忠)

播磨姫路衆

(秀忠)

越前守

(秀忠)

戸田武藏守

(秀忠)

右近

(秀忠)

相良左兵衛佐

(秀忠)

北國口

一 五千人

一 二千九百人

一 四百人

一 以上

威萬五千七百人

稻葉彦六

(秀忠)

小西攝津守

(秀忠)

羽柴石京

(秀忠)

稻葉甲斐守

(秀忠)

同 與力衆四人

稻葉少將

(秀忠)

大谷刑部少輔

(秀忠)

同 小野守

(秀忠)

若狭少將

(秀忠)

同 羽柴石京

(秀忠)

同 稲葉彦六

(秀忠)

同 小西攝津守

(秀忠)

同 羽柴兵庫頭

(秀忠)

同 丹波七頭衆

(秀忠)

同 但馬二頭衆

(秀忠)

同 木下山城守

(秀忠)

同 越前守

(秀忠)

同 戸田武藏守

(秀忠)

同 右近

(秀忠)

同 相良左兵衛佐

(秀忠)

勢田橋東番衆

一 千廿人

一 八百人

一 六千人

一 二千人

一 但主畠故家老名代

一 生駒

一 青木紀伊守

一 青山修理

一 塙見和泉守

一 太田飛彈守

一 同 英作守

一 熊谷内蔵丞

一 秋月長門守

一 高橋右近

一 相良左兵衛佐

候、可安御心候、我々も速々御見舞申迄候、其元主計頭様御前出入之時者、御取合奉頼候、萬端期後音之時候、恐惶謹言、

抬一月十三日

鳩津小七郎

忠豐(花押)

伊勢口

一四萬千五百人

(毛利忠正)
安藝中納言殿

右之内一萬人

(毛利忠正)
息藤七殿

付在之右三萬餘八輝元自身召連出馬

一八千人

(毛利忠正)
秀家

一萬八千人

(毛利忠正)
筑前中納言殿

一千人

(毛利忠正)
土佐侍従

一千人

(毛利忠正)
大津宰相

三千九百人

(毛利忠正)
立花左近

一千人

(毛利忠正)
久留米侍從

五百人

(毛利忠正)
筑紫主水

一千人

(毛利忠正)
大津宰相

九千八百人

(毛利忠正)
立花左近

一千人

(毛利忠正)
久留米侍從

三百人

(毛利忠正)
筑紫主水

四百人

(毛利忠正)
大津宰相

三百七十人

(毛利忠正)
立花左近

三百九十八人

(毛利忠正)
久留米侍從

四百人

(毛利忠正)
筑紫主水

三百七十人

(毛利忠正)
大津宰相

千人

(毛利忠正)
立花左近

城加番

(毛利忠正)
久留米侍從

三百人

(毛利忠正)
筑紫主水

四百人

(毛利忠正)
大津宰相

三百七十人

(毛利忠正)
立花左近

三百九十八人

(毛利忠正)
久留米侍從

千人

(毛利忠正)
立花左近

難未申通候、令啓候、今度内府貴國江出張に付、輝元秀家を始、大坂御老衆、小西大刑少治部少被仰慕、秀類様御爲二候候、貴老御手前同意可然候由、承候間、拙者も其通候、委曲石治可被申候、以上、

庚午年
七月十五日
(上也)マニ
景勝

羽兵人惟新花押

人々御中

①島津吉豐平人の體
二一五 島津惟新書狀寫

(日本戰史圖ケ原役附錄 二三頁)

二一六 三口へ之御人數備之覺寫

(日本戰史圖ケ原役附錄 四一頁)

(日本戰史圖ケ原役附錄 四一頁)

靜御座候、已上。

先日は爲御返事書拜見恭候、伊東院源十郎事、爲可被加御成敗御出

(次)

馬之儀、得其意尤至極令存候、然ハ、小西行長・寺澤志^守・羽左

(正成敗)

(花押成

馬之儀、得其意尤至極令存候、然ハ、小西行長・寺澤志^守・羽左

(正成敗)

(花押成

近^{庄内江可被相動旨候}、私以下も可罷立所存候、將又、京都江御注

(庄内江可被相動旨候)

進飛脚、私与垣見和泉兩人かたへ參候へと於被仰付者、早舟を以伏見

(庄内江可被相動旨候)

江送^{可届候}、若御斟酌かなされ候てハ、專なき事と存、兵庫殿御狀

(庄内江可被相動旨候)

被進候、從藤州注連者送迎いたされ候へと、中川修理・大田飛彈至兩

(庄内江可被相動旨候)

人、^(庄内江可被相動旨候)内府公御書被遣候間、其御心得有へく候、兵庫殿御氣遣候間、此

(庄内江可被相動旨候)

使者具被仰聞、早返し可被下候、則兵庫殿可進上ためニ候、御吉左右

(庄内江可被相動旨候)

奉侍候、恐惶謹言、

(庄内江可被相動旨候)

十月四日

(庄内江可被相動旨候)

羽少將様

(庄内江可被相動旨候)

人・御中

(庄内江可被相動旨候)

直盛

(庄内江可被相動旨候)

人・御中

二二四 島津忠豊書狀

(相良家文書 八一七)

幸便之來、用一書候、其後者無音、心外之至、不及是非之事候、其地
へ長々御辛勞之處、無申計候、拙子も其表へ御見廻難可申候、宰人之
口惜までに候、いか様御辭朝之節、可得御意候、以上、

林、中々可有御察候、隨而、字土への御物様御上下、何様御健敷共

幸便之來、用一書候、其後者無音、心外之至、不及是非之事候、其地
へ長々御辛勞之處、無申計候、拙子も其表へ御見廻難可申候、宰人之
口惜までに候、いか様御辭朝之節、可得御意候、以上、

二〇六 村尾七郎右衛門尉書狀

(相良家文書 八四四)

(年次) 五月十三日 省略

①御馬廻ノタメ古蘭村百石ヲヲナ行ウ 参
須佐美太郎左衛門殿

二〇七 島津忠清書狀

(相良家文書 八一六)

(年次) 七月廿日 省略

以上

二〇八 小西行長書狀

(相良家文書 八三四)

(年次) 十月十二日 省略

二〇九 村尾彌七書狀

(相良家文書 八三五)

(年次) 十月十二日 省略

二一〇 小西直好書狀 (折紙)

行長 (花押)

八月十五日

羽藤^{承久}少將様

まいる御報

二一〇 小西直好書狀 (紙折)

(熊本県立博物館所蔵文書 二二)

爲御馬之賛、古蘭村にて知行百石進之候、口上ニ見鷗三郎左衛門可申候、恐々謹言。

慶長四年

小西作右衛門尉

卯月十八日

直好 (花押)

二一二 熊谷直盛書狀寫 (折紙)

(島津家文書 一〇八〇)

私事、去月廿六日大坂を罷出候而、當月朔日下着仕候、京都一段

一九五 豊臣氏奉行衆連署状

(島津家文書 九九〇)

(年欠)十一月三日 省略

(年欠)二月廿七日 省略

(相良家文書 八三三)

一九六 加藤清正書状

(島津家文書 九七四)

(年欠)十一月十六日 省略

(年欠)三月十日 省略

(相良家文書 八三六)

一九七 欽差委官守備都僉事劉等連署諭帖

(相良家文書 八三七)

萬曆貳拾陸年拾壹月廿六日 省略

(昭本集史料 中世
二六五)

一九八 小西行長書状

(相良家文書 八二二)

(年欠)二月四日 省略

(年欠)三月十日 省略

(相良家文書 八二三)

二〇一 村尾七郎右衛門尉書状

(相良家文書 八二七)

(年欠)三月十日 省略

(年欠)三月十日 省略

二〇四 井上正次書状

(相良家文書 八二九)

(年欠)五月十二日 省略

一九九 島津忠清書状

(相良家文書 八一五)

(年欠)二月五日 省略

二〇五 小西行長書状

(相良家文書 八三二)

(年欠)五月十三日 省略

一八五 浅野幸長蔚山龍城以下萬事之覺書

(浅野家文書
二二五五)

(慶長二年)
(年欠)十二月一日 省略

慶長三年八月廿二日 省略

一九〇 宮木豊盛・徳水壽昌連署起請文前書案

(島津家文書
九八二)

一八六 浅野幸長高麗陣雜事覺書

(浅野家文書
二五六)

(年欠)十一月一日 省略

一九一 豊臣氏朱印狀案

(島津家文書
九八三)

一八七 豊田秀吉朱印狀寫

(豐臣記)

慶長三年五月三日 省略

一九二 加藤清正書狀

(島津家文書
九六九)

一八八 熊谷直盛・垣見一直・福原長堯連署狀

(島津家文書
九七八)

(年欠)九月廿七日 省略

一九三 豊臣氏五大老連署狀

(島津家文書
四三九)

(年欠)五月廿六日 省略

一九四 欽差提督劉論帖

(熊本県史科中世
二四五)

一八九 小西行長・寺澤正成高運署狀

(島津家文書
一〇六六)

(年欠)七月廿六日 省略

萬曆貳拾肆年拾壹月初二日 省略

一七五 村尾彌七書状

(相良家文書 八二八)

(年欠)六月一日 省略

慶長二年九月 日 省略

(島津家文書 九七一)

一七六 小西行長書状

(相良家文書 八二九)

(年欠)六月五日 省略

一七八 字喜多秀家外十四名連署書上狀案 (島津家文書 九六七)

(島津家文書 九八八)

一七七 村尾彌七書状

(相良家文書 八三〇)

(年欠)六月五日 省略

一七八 島津義弘等連署覺書寫

(日本戰史明鮮役付錄 二五四頁)

一七八 烏津義弘外五名連署書上狀案 (島津家文書 九六七)

(年欠)七月十六日 省略

一八三 小西末郷書状

(相良家文書 七九二)

一七九 浅野幸長蔚山籠城以下萬事之覽書

(浅野家文書
二五五書)

(年欠)七月十九日 省略

一八四 小西末郷書状

(相良家文書 七九三)

(年欠)十一月廿二日 省略

一六三 小西行長書狀

(相良家文書 七八二)

(年欠) 二月三日 省略

皇明萬曆二十五年三月二十一日 省略

一六四 村尾彌七書狀

(相良家文書 七八三)

(年欠) 二月三日 省略

(年欠) 卯月八日 省略

一六五 小西末郷書狀

(相良家文書 七八四)

(年欠) 二月十二日 省略

(年欠) 卯月八日 省略

一六六 豊臣秀吉朱印狀

(相良家文書 七八五)

慶長貳年二月廿一日 省略

(年欠) 卯月九日 省略

一六七 豊臣秀吉高麗陣陣立書

(相良家文書 七八六)

慶長貳年二月廿一日 省略

(年欠) 卯月十一日 省略

一六八 小西末郷書狀

(相良家文書 七八七)

(年欠) 三月五日 省略

(年欠) 四月十四日 省略

一六九 朝鮮北海松雲書狀

(加藤本邦史料中世
正義書類 五五)

皇明萬曆二十五年三月二十一日 省略

一七〇 小西行長書狀

(相良家文書 七八九)

(年欠) 卯月八日 省略

一七一 村尾彌七書狀

(相良家文書 八〇〇)

(年欠) 卯月八日 省略

一七二 小西行長書狀

(相良家文書 八〇一)

(年欠) 卯月九日 省略

一七三 小西行長書狀

(相良家文書 八〇二)

(年欠) 卯月十一日 省略

一七四 村尾彌七書狀

(相良家文書 八〇三)

一五二 小西行長書狀

(相良家文書 七六二)

(年欠) 五月八日

省略

一五三 小西末鄉書狀

(相良家文書 七六三)

(年欠) 五月八日

省略

一五四 小西行長書狀

(相良家文書 七五四)

(年欠) 六月九日

省略

一五六 小西行長書狀

(相良家文書 七五五)

(年欠) 七月十九日

省略

一五六 相良長每覺書案

(相良家文書 七六八)

(年月日欠)

省略

一五七 安宅秀安書狀

(相良家文書 七七一)

(年欠) 壬七月十五日

省略

一五八 小西行長書狀

(相良家文書 七七二)

(年欠) 八月十四日

省略

一五九 小西行長書狀

(相良家文書 七七三)

(年欠) 十月七日

省略

一六〇 村尾彌七書狀

(相良家文書 七七四)

(年欠) 十月七日

省略

一六一 小西行長書狀

(相良家文書 七七五)

(年欠) 十月九日

省略

一六二 宇喜多秀家等連署狀寫

(日本戰史朝鮮役附錄 二三二頁)

(年欠) 正月廿六日

省略

一四一 小西行長書状 脱稿

(相良家文書 七五六)

(日本戰史朝鮮役附錄 一九四頁)
再添新志

一四六 小西末鄉書状

(相良家文書 七五六)

(年欠 文祿四年二月頃) 省略

一四七 小西末鄉書状

(相良家文書 七五七)

一四二 明朝劄付寫

(小早川家文書 六)

一四八 山中長俊書状

(相良家文書 七五三)

一四三 小西行長書状

(島津家文書 一〇六〇)

一四九 小西行長書状

(相良家文書 七五九)

一四五 小西行長書状

(相良家文書 七五〇)

一五〇 石田三成書状

(相良家文書 七八二)

一四五 小西行長書状

(相良家文書 七五一)

一五一小西行長書状

(相良家文書 七六一)

(年欠 正月十二日 省略)

一五二 小西行長書状

省略

(相良家文書 七六二)

一三二 劉庭書狀寫贈小西行長(日本戰史朝鮮後附錄 一七六頁)

(年月日欠 文祿二年九月頃) 省略

一三六 豊臣秀吉降表寫(官印表錄)

(日本戰史朝鮮後附錄 一八一頁)

萬曆二十一年十二月二十一日 省略

一三三 小西行長書狀寫復劉庭(復劉庭)

(日本戰史朝鮮後附錄 一七七頁)

(年月日欠 文祿二年九月頃) 省略

一三七 小西行長書狀寫

(相良家文書 七三三)

(年欠) 十二月三日 省略

一三四 小西行長書狀寫復劉庭(復劉庭)

(日本戰史朝鮮後附錄 一八〇頁)

(年月日欠 文祿二年十一月分) 省略

一三八 加藤清正書狀寫

(熊本縣史料中世 九九五)

(文祿三年分) (年欠) 二月四日 省略

一三九 豊臣秀吉朱印狀

(加藤清正家藏文書 六五)

(年欠) 卯月十六日 省略

(日本戰史朝鮮後附錄 一八一頁)

一四五 小西行長書狀寫與沈惟敬

(年欠) 十一月五日 省略

一四〇 高麗國出陣人數帳

(島津家文書 九五七)

(年欠) 十一月五日 省略

一一〇 長東正家書状

(小早川家文書 四一六)

(年欠) 五月十九日 省略

一一一 豊臣秀吉朱印状案

(島津家文書 九五五)

文錄貳年五月廿日 省略

一一二 伊東祐兵書状

(相良家文書 七一〇)

(年欠) 六月四日 省略

一一三 豊田秀吉朱印状寫

(日本戰史朝鮮役附錄 一五四頁)

(年欠) 仲夏日 省略

一一四 豊臣秀吉朱印状寫

(日本戰史朝鮮役附錄 一五八頁)

(年欠) 六月廿七日 省略

一一五 豊臣秀吉朱印状寫

(日本戰史朝鮮役附錄 一六一頁)

(年欠) 六月廿七日 省略

一一六 小西行長書状

(相良家文書 七一四)

(年欠) 七月七日 省略

一一七 小西行長寺澤正成連署状

(相良家文書 七二八)

(年欠) 七月四日 省略

一一八 小西行長書状

(相良家文書 七一五)

(年欠) 七月七日 省略

一一九 小西末郷書状

(日本戰史朝鮮役附錄 一六〇頁)

(年欠) 七月十一日 省略

一二〇 豊臣秀吉朱印状寫

(日本戰史朝鮮役附錄 一六一頁)

(年欠) 七月十一日 省略

一二一 小西末郷書状

(相良家文書 七一六)

(年欠) 七月十九日 省略

一二二 豊臣秀吉朱印状寫

(日本戰史朝鮮役附錄 一六〇頁)

文錄二年巳六月廿八日 省略

一二六 刺艇書状寫 贈加藤清正 (日本戰史朝鮮役附錄 一六一頁)

(年月日欠、文錄二年六月九日) 省略

一一〇 豊臣秀吉朱印状

(小早川家文書 二九六)

(年欠) 二月廿八日 省略

一一五 宇喜多秀家等連署状寫

(日本戰史朝鮮役附錄 一二六頁)

(年欠) 卅月十七日 省略

一一一 宇喜多秀家等連署状寫

(日本戰史朝鮮役附錄 一〇三頁)

(年欠) 三月三日 省略

一一六 石田三成外二名連署状寫

(毛利家文書 九二〇)

(年欠) 卅月十八日 省略

一一二 豊臣秀吉朱印状寫

(毛利家文書 二六三)

文祿二年三月十日 省略

一一七 豊臣秀吉朱印状寫

(島津家文書 九五四)

(年欠) 五月朔日 省略

一一三 豊臣秀吉朱印状寫

(毛利家文書 九二八)

一一八 豊臣秀吉朱印状寫

(島津家文書 三九一)

(年欠) 卅月十一日 省略

(年欠) 五月朔日 省略

一一四 大友吉統状寫

(日本戰史朝鮮役附錄 一三七頁)

(年欠) 卅月十四日 省略

(年欠) 五月朔日 省略

一一九 豊臣秀吉朱印状寫

(日本戰史朝鮮役附錄 一三七頁)

九八 豊臣秀吉朱印状

(小早川文書 三四二)

(年次)十一月十日 省略

九九 豊臣秀吉朱印状寫

(日本戰史朝鮮役附錄 七〇頁)

(年次)十一月十日 省略

一〇〇 豊臣秀吉朱印状寫

(鍋島直政文書 七二頁)

(年次)十一月十日 省略

一〇一 豊臣秀吉朱印状

(日本戰史朝鮮役附錄 七三頁)

(年次)十一月十日 省略

一〇二 吉川広家書状

(日本戰史朝鮮役附錄 八三頁)

(年次)正月十二日 省略

一〇三 小早川隆景書状寫

(日本戰史朝鮮役附錄 八四頁)

(年次)正月十三日 省略

一〇四 小西行長書状

(吉川家文書 七四七)

(年次)正月十三日 省略

一〇五 伊達政宗書状

(日本戰史朝鮮役附錄 九一頁)

(年次)二月十六日 省略

一〇六 豊臣秀吉朱印状寫

(黑田文書 九一頁)

(年次)二月十六日 省略

一〇七 豊臣秀吉朱印状寫

(浅野東文書 一二六頁)

(文祿貳年二月十八日 省略)

一〇八 小早川隆景等連署状寫

(日本戰史朝鮮役附錄 九六頁)

(年次)二月十八日 省略

一〇九 宇喜多秀家外十六名連署契状 (吉川家文書 一三六)

(年次)二月廿七日 省略

八六	豊吉秀吉朱印状寫	(日本戰史朝鮮役附錄一四頁)
(年欠)	卯月廿五日	省略
九一	豊臣秀吉朝鮮役陣立書	(熊本県史科中世三四五)
天正廿年六月三日	省略	
九二	豊臣秀吉朱印状	(熊本県史科中世一三五)
天正二十年六月三日	省略	
八七	豊臣秀吉朱印状案	(島津家文書九五三)
(年欠)	卯月廿八日	省略
九〇	豊吉秀吉朱印状寫	(日本戰史朝鮮役附錄一三三頁)
(年欠)	五月十六日	省略
八八	豊吉秀吉朱印状	(熊本県史科中世一六五)
(年欠)	五月十六日	省略
八九	豊吉秀吉朱印状	(小早川文書一九九)
(年欠)	五月十六日	省略
九三	豊臣秀吉朱印状	(島津家文書一三五)
(年欠)	六月十九日	省略
九四	豊臣秀吉朱印状	(加藤文書二三五)
(年欠)	七月一日	省略
九五	小西行長書状寫	(日本戰史朝鮮役附錄二二二頁)
壬辰九月初三日		
九六	加藤清正書状	(日本戰史朝鮮役附錄二二二頁)
(年欠)	九月廿日	省略
九七	豊臣秀吉朱印状	(熊本県史科中世一四五)
(年欠)	十一月十日	省略

しミ仕、不致^(アシ)由断様ニ、右兩人へ追々可申遣候、御動座砌、各出向候事不入義候、成其意、壹岐對馬ニ解取、不可由断候也。

(天正二十年) 三月朔日 ○ (秀吉朱印)

羽柴策前侍従とのへ

羽柴策後侍従とのへ

羽柴策侍従とのへ

①秀吉動慶ノ節在陣諸士ノ出向ヲ止ム
②同口附、毛利克敏守・黒田甲斐守・鍋島加賀守矣、同趣旨

七九 豊臣秀吉朱印狀

(熊本縣史料中世 加藤清正家文書 五五)

今度唐入付而、諸國軍勢夷房津輕外漢迄御人數罷立、御先勢つかへ候
条、未廿日被成御動座候間、可成其意候、然者高麗儀、羽柴對馬侍従
・小西攝津守渡海候、異國者手るく候て、不致^(アシ)由断様ニ追、可申
遣候、九州四國中國之人數、先書如被仰出候、高麗一里一里之際鳴、
ヘ其方相渡、其外九州衆四國中國衆ハ壹岐へ罷渡、可陳取由被仰付候、
對馬守・小西一左右可相待候、無一左右高麗へ不可相渡候也。

(天正二十年) 三月八日 ○ (秀吉朱印)

加藤主計頭とのへ

①九州四國衆ハ壹岐へ渡ルベシ
②同口付、加藤清正宛、同趣旨 (紀伊國古文書)

八〇 豊臣秀吉朱印狀

(毛利家文書 八八五)

(天正二十年) 三月十三日 省略

八一 豊臣秀吉朱印狀

(浅野家文書 七七)

(年次) 三月十三日 省略

八二 唐入軍勢進發次第書

(浅野家文書 八一)

(年月日次) 省略

八三 豊臣秀吉朱印狀寫

(小早川文書 五)

(年次) 三月十三日 省略

八四 豊臣秀吉朱印狀寫

(日本武朝鮮貿易附錄 二二頁)

(年次) 三月二十三日 省略

八五 豊臣秀吉朱印狀寫

(日本武朝鮮貿易附錄 二二頁)

(年次) 卯月二十二日 省略

七五 豐臣秀吉朱印狀

(日本戰史朝鮮役
黑田文書 附錄九頁)

◎西日付・小早川榮信從死、羽柴義厚侍從死、黒田甲斐守（羽柴義重前侍從）
・毛利益枝守・鍋島加賀守死、正綱死、同起賣

七七
豐臣秀吉朱印狀（折紙）

(毛利家文書 八七一)

高麗國へ爲、銅鑄、小西源津守、ミツモト、其返事中上候迄は、
候、右之通、國衆へも、入念可申聞候、委細之儀、小西源津守
候、對馬二、諸勢取して可相待候、高麗へ人數一人も差渡間敷
可申候也。
(天正二十年)
正月十八日 (秀吉朱印)
毛利壹岐守（秀忠）とのへ
加藤主計頭（秀忠）とのへ
黒田甲斐守とのへ

七六 豊臣秀吉朱印狀

熊本県史料中世
加賀清正家藏文書

卷之二

27)

急与被仰出候、高旗儀、對馬守、小西攝海守相迎、三月中二司尙書院司定候、(辛酉正月)先度申上候、然者兩人者高麗守也、相移間候、其方八高麗一里二里隙之船、(丙申正月)各名自得也、(乙未正月)自得也、(壬寅正月)可令若陣、其外九州四國者共、壹岐、對馬二陣取、對馬守、小西一
左右可待候、異國者てなるきと存、あなつり申間數候、御自少御簇(比叡被御勅命)生付て、(丙午正月)三月十日比ニ可被成御勅空候、十日比ニ御出馬候共、依様子早船にても不移時日、可爲御著座候間、不可存由斷候也。

七八 豐臣秀吉朱印狀〔折紙〕

(小早川家文書 二九七)

早船にても不移時日、可爲御著候候間、不可存由断候也。
(元正二十年) 一月廿七日
○
加藤主計廟とのへ

尙以、早々可有渡海候、雖然、頗風兒船、無聊爾やうに申付候
先書遣被仰出候、寺澤忠次郎被差遣候間、重而被仰遣候、對馬守、小
西攝津守高麗へ於罷移者、加藤主計八高麗一里二里際之鶴々へ令着陣、
九島四國共、對馬壹岐勝取、對馬守、小西一左右可相待候、物いや
(行方)

③征明の計画

④黒田小西加藤二命ジ名義ノ普ラシム

⑤貢貢家ノ軍役三分一ヲ免ズ

母・八八三号、四月廿六日付、豊臣秀吉禁制、毛利家文書九〇一号・九〇二号アリ

七二 小西行長宛行狀

(熊本県史科中世 二二)

於八代郡^(内)内百五拾石宛行之哉、全可令領知也、

天正十九
十一月廿日

(小西)
行長(花押)

(○見名)

①八代郡ニ於チ百五十石ヲ領テ行ウ

七三 豊臣秀吉禁制

(熊本県史科中世 六三)

禁制
高麗國

一、軍勢甲乙人等、亂妨狼藉事、
一、放火事、
一、對地下人百姓等、非分之儀申懸事、

右乘々、堅令停止候畢、若違犯之並於在之者、可處嚴科者也。⁽¹⁾

天正廿年正月日
○

①同様ノ禁制、熊本県史科 中世五所收、阿那四郎五郎所藏文書二号、同月付。
②兵糧米不足アラバ播磨大坂ニメ倍ルベシ
③武家事紀同日附題旨、年号欠

七四 豊臣秀吉條書

(熊本県史科中世 三七)

一、今度唐入ニ付而、中國四國九州より東人數百被召還、如當付、四
月朔日より九月中御兵糧被下候事、

一、中國四國九州軍勢⁽²⁾面⁽³⁾としてその家中⁽⁴⁾知行取にも、又繪
かた以下ニ至る迄も如軍役著到の面、四月朔日より九月中扶持方を

いたし可遣之事、

一、人數持候族家中⁽⁵⁾、六ヶ月分自分之兵糧有次第可相渡候、若一
ヶ月も⁽⁶⁾二ヶ月にても不足分有之者、書付を以可言上候、兵糧米於

播磨・大坂可被成御借事⁽⁷⁾、
右段、國衆其外下⁽⁸⁾迄、⁽⁹⁾念可中間候也。⁽¹⁰⁾

天正廿年正月五日
○

毛利壹岐守とのへ

加藤主計頭とのへ

黒田甲斐守とのへ

小西攝津守とのへ

①寄入ニツキ四月一日ヨリ九月マチノ兵糧ヲ下附スベシ
②兵糧米不足アラバ播磨大坂ニメ倍ルベシ
③武家事紀同日附題旨、年号欠

ス、其後加藤主計頭預ニ成ル、

文祿元年高麗出陣渡海ス、

慶長十二年三月十五日肥後國於八代死去、本昌寺葬、法名蓮性院宗安

居士、

①以下親重譜中ノ記事ハ「清正記」ト略同文ナリ

七〇 志岐系圖親重譜

(熊本県史稿中世五七)

親重（シキチ） 兵部太夫（ヒンブツタフ） 蒙右衛門尉（モウザイモンイ）
始親弘（シキヒコ）

天正八年薩州出水領主島津謙守義虎嫡女賀成、

天正十年 島津義久公爲御味方、有馬十郎鎮實於佐賀ニ手切防戦出來

故、鎮經・親重渡海ス、大間秀吉公九州發向之時、依不順幕下ニ、天

正十六年近國之諸將蒙上意押寄雖攻、戰依不得利、重チ加藤主計頭

清正出陣有テ攻給時、本戸城主木山源正五百餘騎卒シ、濱鳴ノ尾二打

出攻戰、清正ノ大陣切崩レ、剩清正領シ給軍兵多打敗、然共運命盡彈

正戰死ス、雖然城内堅固ニ後戻ノ守利ス、其後小西攝津守・加藤主計

頭・安國寺等蒙上意、於本朝秀吉公ニ不順無間、不有其儀、合戰

及敵度、戰死ヲ數ニ無限、雖然年月經テ勝利不可有、只下城有テ多勢
之人命可助旨和談及數度、天正十七年志岐下城ス、從秀吉公、加藤
主計頭ニ成預ニ、肥後國移ル、

七一 石田正澄書狀

(相良家文書六九九)

上

御下國已來不申通候、何事無御座候哉、御左右承度候、

一若君様、去五日被成御他界候、就其上様もとゆい被拂候、近所在

一者共、悉右之分候事、

一聚樂をハ、中納言殿關東御陣次第、京廻御祓納以下悉相添、可

被成御祓之由候事、

一來年三月朔日ニ、唐へ可被入官候、各も御出陣御用意尤候、な

や御座所御普請、黒田甲斐守、小西攝津守、加藤主計被仰出候、

筑紫衆者、軍役三分一ほトッ、用捨仕候へと御詔候、定而兩三人も

如在有間敷候、猶承關様子、追而可申入候間、不委候、恐々謹冒、

石田木工

(天正十九年八月廿三日)

正澄

相良宮内太輔殿

人々御中

①秀吉愛子ヲ失ヒ皆ヲ拂フ
②英使ヲ秀次ニ譲ラントス

笠山二陣ヲ取、カウチノ浦ヨリ天草主水ト云者、七百人ニテ小西ガ陣所ヒヤノ尾ノ笠山ニ陣ヲ取、城中へ申達シケルハ、明朝切テ出ラルヘシ、然ニライテハ、三方ヨリ押ツミ、加藤・小西ヲ打トラム事、案之内成トシメストイヘ共、城中ニモ小西謀略ヲ廻ヨリ、謀叛人餘多コレ有ニヨリ、依之主水ハ、ハカヽシキ事有マジトテ、カウチノ浦ヘ引戻シ、ホント籠城之用意トシテ歸陣ス、木山彈正ハ天草ヲ出シ時、一戰ヲセズ、バ歸陣スマジキト誓文ヲ立シ事ヲ胸ニ納メ、是非主計ヘト一戰ト定メ、清正之陣所之上山二陣ヲ取、清正、行長へ使ヲ以被申シハ、彈正ハ我ト一戰ト定タル跡也、一番岡田善右衛門・山崎肥前・加藤傳職・山口与三右衛門・南部無右衛門・近藤四郎右衛門・天野助左衛門・頭トシテ、都合三千先手ト定、明朝辰ノ一天ニ押上ルヘシトテ、二番加藤清兵衛・片岡右馬九・長尾安右衛門・加藤与左衛門ヲ頭トシテ二千・三番旗本ト相定ラル、辰ノ上刻ニ一番備三千本道筋ヲ押上ル、二番備ハ左之尾崎ヲ押上ル、清正旗本之者ニ申サレシハ、先手心元ナシ、自然一番敗軍ゼハ、旗本勢ハ横筋カヒニ縛フ入ヘシトテ、自身ハ十騎計二チ一番備ニ乗込押上ラルゝ、案ノ如ク清正三百張之弓ニ射立ラレ、一番備悉ク敗軍シ、登モ立得ス、清正庄林隼人ヲ使トシテ彼勝シハ、清正是ニ有、機敏之前之軍ナリ、臆病心ナクシテ押上レトノ下知ナレ共、乱立タル敗軍之勢成ハ、耳ニモ入ス散乱ス、清正傍ニ有者ハ、庄林隼人・森本儀大夫・柏原藤五郎・池田甚四郎・和田竹丸・弓持之水谷寧之丞・馬印持善吉・草履取乙若・大吉・ヒグ大工甚七也、清正下知ニ曰、先勢敗軍之跡也、追返シ討取ヘシト、イサミ

身ヲモミ給フ、清正十騎計ニテ馬印ヲ押立跡留リ、卅人計之一揆之中ヘ十文字之鋪ヲ持、四方八面ニ拂イ給ヘハ、二人カケタラサル、庄林モ敵一人ツキフセ、息ヲ入ス相戦所ニ、左右ヨリ五六人弓ヲ清正之馬印ノバレンヲ見テ、御大將ニテハナキカ、木山彈正ナリ、一矢マイラゼント云、清正返答ニ、主計頭爰ニ有、大將之出合ニ飛ツルギ入ヘキヤ、太力打ゼント、十文字之鐵ヲカラリト持ラレテ、彈正モ心得タリト弓ヲスツ、清正鎧ヲツ取、彈正カタカモ、カケ落シ給ヘハ、谷合ヘコロビ落、庄林・森本・彈正カ手勢之者ニツイテカゝレハ、彈正打死之上ハ、其イキライニ遣立ラレ、此時清正之十文字片鎌折テ、片鎌ニ成、清正難儀ニ及給フ、旗本勢ヨリ見合テ、横合ニドツツイテ入、一番飯田角兵衛・新義藏・松下清威・奥田九右衛門鎌ヲ入、織テ佐々木左衛門・近藤四郎右衛門・斎藤立本・山内甚三郎・舞野助兵衛筋カイニツイテ掛レハ、一揆ノ者共悉クツキ立ラレ取北ス、敵之數四百六十三討取、清正終ニ勝利ヲ得給フ、味方討死之傳九十一人、雜兵二百七十九人、天正十七年霜月五日辰之上刻ヨリ午ノ下刻迄之合戰也、行長ハ清正一戰心元ナクシテ手勢二百計ニテ出サレシカ、清正猛威ヲフルハレ、勝利ヲ見テ本陣ヘ引ノキ給フ、信木山彈正カ首ヲ初メ四百六十之首ヲ、志岐之濱手ヘ掛ラレケレハ、志岐内々和平之便ヲ申立、清正ヘ使ヲ立、城ヲ渡申ヘキ条、ヨキニ類ト申シカバ、下城有ヘシト小西相談シ、城ヲ行長統取、林尊ハ下城ニ及ケル、右之一ヶ条相違仕候故、此節相改舊置也、秀吉公下知ニ依テ、小西攝津守預ニ成リ、肥後之内八代ニ志岐藤右衛門居住ス、攝津守御方之軍ニ付切腹

有馬修理太夫晴純五番目之男子、六歳之時養子成、

天正八年蘿州出水領主鳥津蘿守義虎嫡女要成、

天正十年、鳥津義久公爲御味方、有馬十郎鎮貴於佐賀ニ手切防戦出來

故、鎧經・親重渡海ス、小西攝守行長領分天草郡ノ地侍志岐林等・

天草伊豆守、小西下知ニ不隨、然所ニ小西ハ宇都ト云所ニ城普請等經

榮ス、小西家中同前ニ普請可仕貢、志岐・天草へ申遣ス、兩所返答ニ、

先年、秀吉公蘿摩御進發刻、筑前國秋月迄罷出、薩摩ノ御先手被仰

付候ハ、千葉川ヘ船ヲ押込、忠懲ヲシキンスヘキ旨申上ル、秀吉公

御褒美有テ、天草部ヲ兩人ニ永々下シ給トノ、御朱印頂戴仕、天下之

御普請・隣立之時者、行長ニ付ヘシ、其外行長之私普請仕儀者嫌成、

私式モ似合之カキ上城ヲモ持、手前ニモ普請繁多候由中越ニ依テ、攝

津守右之旨、秀吉公立筆細被申上シカバ、左様之六ヶ敷奴原ヲ小西誅

伐スベシト被仰出、依之伊知地文大夫ト云者ヲ大將トシテ、人數三千、

天草郡之内志岐ト云所ヘ差向、志岐之城主林尊種々手段ヲメグラシ、

文大夫ヲ初メ袋之浦ト云所ニテ一人モ不獲討取、歸陣スル者ハ、船頭

・水子計也、羅津守大キニ贊、人數ヲ集、(主計頭)主計頭ヘ加勢ヲ乞、自身渡

海被致、清正ヨリ佐々平左衛門・古崎又助・鴻野良岐・山内甚三郎ヲ

大將トシテ千五百、小西手勢六千五百、都合八千ニテ押出シ、志岐之

城付袋之浦ヘ押上ル、城ヨリ人數ヲ出シ、小西陣キヤ遠大方之演ヲ寄

來、散々惡口ス、京衆々々ナザケシゾ、カブスノカハノスモリカト、

歌ニ作笑フ、其時清正加勢之四人コラヘカ子、千五百之者共、演邊ヘ

付テ出ル、小西人數モ押出ス、小西内木戸作右衛門一番ニ繩ヲ入、續

テ古橋又助鉢ヲ入、宮部忠弥ト云者、又助相ツキニ戰シガ、忠弥ヲ終

ニツキタロシケレ共、又助モ左ノ胸ノハヅレヲツキヌカル、其ヨリ一

戰始リ、敵之首廿一討取、其勢ニ城淮迄押寄、城主林專ニ千ニテ精龍

ル、奥天草ヨリ弓・鐵砲三百挺加勢トシテ相コムル、志岐之城ト申ハ

南ハ深山、西北ハ侍町ヘ瀕、里其外ハ海ナリ、東ハ深ニ谷底ハ河也、

海涯ハ岩也、軍勢谷合迄仕寄ラ付、有馬・大村・平戸・唐津勢モ志岐

之城ヘ押詰、丸山ニ陣ヲ取、林專ト有馬ハ縁者之事ナレハ、小西有馬

ヲシテ和平ヲ入、林專下城ニラヒハ、秀吉公ヘ申、能ニ可計由、普

文狀ヲ調差越ル、(マ)付、有馬其狀ヲ城中ヘ送届ニヨリ、大方ハ和睦セ

ント、林專内存ニ有シカドモ、未返答無之付テ、惣軍勢昼夜之境モナ

ク、竹タバヲ以押寄寄ル、加藤主計頭ハ兼テヨリ小西攝津守行長手勢

計ニテハ一揆退治スル事成マシト、軍勢ヲ集、手勢一万騎ニテ限本ヨ

リ川尻ト云所迄五十町有所之、川尻ニチ惣軍勢船ニ乘浮ヘ、十月廿九

日川尻ヲ乗出シ、寺田緑介ト云者、林專ヘ使ニ申付、小舟ヲ先ヘ押出

ス、緑介ハ志岐之漢ヘ舟ヲ著、口上ニハ主計頭アツカヒニ越絆条、

可半様ニ相計可申トノ儀ヲ云被遣シカハ、城中ヨリモ内々小西和平

之事云通ゼシカハ、喜悦ナシ、迎トシテ侍十人計演ギワ迄出向、

主計頭ハ直ニ志岐之漢ヘ舟ヲ付、鐵砲ヲ打掛、迎ニ出タル侍共討ヲ

シ、心ヨゲニ押上リ、追手門に向ナルハゲ山ニ陣ヲ取、小西陣所ヘ參

ジ、城ゼメノ評議ナシ、小西人數手ウスシ、人數加勢申サントテ、

千五百人相加、然所ニ志岐之後詰ノタメ天草伊豆守所ヨリ木山彈正ト

云者ヲ頭トシテ、弓三百挺、歩立之侍二百、都合五百ニテ清正陣所之

爲御先勢被指遣候、其方高麗江渡海仕、當夏中、國王令同心可罷上候、御人敵被遣候而者、迷惑仕由候候、今少可相延、

旨被仰遣候、成其意、國王參格之儀、可相急、肝要候、少も於相沸者、京都遠程遣候、小西攝津守加藤主計頭方送、一左右可申候、其次第可相急、冒、堅被仰出候、其段相心得、兩人かたへ早速可申屈候、不可由斷候、猶淺野彈正少弼可申候也

(天正十七年三月二十八日)

判

宗對馬守とのへ

六三 豐臣秀吉朱印狀

(日本戰史朝鮮役 附錄一頁)

急度被仰出候、日本國々之事者不及申、海上迄靜謐被仰付候故、從大唐令急望、相波候進物之船、罷出候候、去春其方自分領號商賣船、てつくわい(諸事)と申唐人爲大將、八幡二龍越、彼唐船之荷物令海賊候由、被聞召候間、右之商賣舟之由にて、去春罷出候つくわい、其外同船之輩、何も不殊可差上候、於此方被達御札明、可被仰付候、自然彼者共何角申族有之、於不罷出者其方迄可爲曲事候條、成其意、早々可差上候、猶小西攝津守可申候也

(天正十七年十月三日)

朱印

松浦兵部卿法印

六四 小西行長書狀寫

(日本戰史朝鮮役 附錄二頁)

一五島平戸之唐人、八幡仕候由、被成御朱印候、昨日致頂戴候、即平戸・五島、是二在陣仕候間、上意之旨申聞、當春大唐へ商賣、罷出候唐人、其外何モ相留、改申候、不發召葉、可罷上候事、一從高麗、對馬守(番)飛脚ヲ差越申候、高麗出仕儀、シカト御請申之由、申越候、雖然異國ニテ御座候故、年内彼國往來モ難、候間、正月中召還、罷渡由申候ヲ、對馬守ハ高麗ニ、ソレマチ追留仕候、對馬守ニ相悉、高麗へ遣申候拙使島井宗室、今明中三罷歸候間、是又召還罷登、彼國ノ様體可申上候、兎角日本へ罷渡候由申旨、儘三申越候間、先御社進申上候事、

(天正十七年十一月八日)

小西攝津守

進上 淡野彈正少弼殿

行長

六五 豐臣秀吉朱印狀

紙

(熊本県史料中世一七)

書狀被加御被見候、志岐城爲成敗、小西相動ニ付、人數相添道、自身又被海之旨尤候、然而爲後詰天草出候處ニ、其方於手前崩、悉切捨之由、手柄(1)、遠路首不及差上候、重而志岐・天草物主共申付次第、彼首共ハ可持上候、猶以及行之儀、准分付手無越様ニ、小西攝津守可相談候、御候て卒爾之勦不可仕候、猶淡野彈正少弼、增田右衛門尉

隣國へ貢取相應由、被聞召候、任御法度旨、早々召返、如先還任往可申付候、若違背之族於在之者、急度言上可仕候、右之趣堅申觸、可召返候也。

(天正十六年九月廿五日)

御朱印

八月廿九日

寺澤志广守とのへ

①薩摩出水井二肥後水俣ノ地ヨリ鹿屋大隅口尚等ヘ賣ラレタル者ヲ選住セシム

五九 小西行長判物寫

(鍋田貞史)
(鍋田文書)

於八代都内、六百石宛行致、全令領知候、坪付之儀別紙申渡候也。如件

(天正十六年九月廿五日)

(小西)
(花押)

鳥飼權右衛門殿

六〇 小西行長知行預ケ狀寫

(熊本県史料中世四)

以上

郷中遣候、本郷之儀、天草殿へ爲代官預け置之間、百姓中何も可得其意候也。

(天正十六年九月廿五日)

(小西)
(花押)

本郷百姓中

六一 加藤清正書狀寫

(熊本県史料中世四)
(大矢野文書)

一書令書達候、今度小西攝津守各意達之儀付、既及大儀候、就中付、付泉宿處故付、尤各親縁之御中と謂、雖一同之儀付候、其分者在候歟、定可爲一同之御所意候、我等儀以神和之取喫、可中心後付、志岐に攝津津海之儀、爲後詔候被指越候事、御無用存候、委細便著柏原左馬介付申合候案、被召出可有御聞候、猶期後音之時候、恐付請言、

(天正十七年九月)

(加藤主計頭判)

(大矢野民部大輔様)

參

①小西行長ニ對シ志岐脇泉宿付

六二 畿臣秀吉直書案

(日本戰史胡序後
附錄一頁)

〔天正十五年〕去々年九州御進發之刻、以次高麗之儀爲可、被仰付、御人數枚指

遣一模盛、父子秀吉出仕候砌於箱崎、高麗之事、何様御意次第之趣、御付旨被申上十六年、去年高麗國王可有三參内由被申付、被成十七年御延引候、雖然、至于當年、遲參候、自然又如去年、滑儀も可有在之被思召、小西攝津守加藤主計頭兩人、筑紫御人數共被指副、

五四 豊臣秀吉朱印状

(熊本県史料中世
阿部四郎五郎所藏文書)

五六 豊臣秀吉朱印状

(小早川文書
二七)

加藤主計頭とのへ

肥後諸城番手之儀、十月中所務等取納候迄、在番可被申付候、打續造

作儀候也。

(天正十六年) (秀吉朱印)

八月十日 ○

閉五月廿五日書狀披見候、其許猶相稱候由、可為言分候、諸城普請主

目等儀、入念申付候段尤候、(秀吉朱印)

其國事、先事如被仰下候、小西某兩人(秀吉朱印)

領知方被死行條、相守其貢、人數相集、諸事無由斷可申付候肝要候、

有付候上ニテ、在番之者共をも相甘、城々儀可被立置と、又不入をハ

破却之所も可有之候、小西ニモ此道中間、萬事追々可致言上候也、

(天正十五年) (秀吉朱印)

六月十三日 ○

加藤主計頭とのへ

①肥後國ヲ清正行長ニ至ダ行ウ

五五 豊臣秀吉朱印状

(熊本県史料中世
下川文書)

三五

五七 豊臣秀吉朱印状

(熊本県史料中世
鍋島文書)

一五

「鍋島飛驍守とのへ」

草野中務少輔息事、肥後江被遣候条、肥前國在之彼等跡識、御藏入ニ
豈後國之百姓、其外上下不限、男女兼近年令賣買、肥後國ニ在之者之
事、申付急度可返付候、殊去年以來買賣候人之事、猶以可為買賣之貢、
堅可申付候、於難滿者可為曲事貢、可申付候也、

(天正十六年) (秀吉朱印)

八月廿七日 ○

鍋島飛驍守とのへ

①草野氏旧領ヲ移入トス

加藤主計頭とのへ

(秀吉朱印)

小西攝津守とのへ

①肥後國ニ賣ワレタル豈後國ノ百姓當ヲ返還スベシ

薩州和泉井 肥後水俣之不寄侍百姓、男女共ニ、薦崩・大崩・日向其外

五八 豊臣秀吉朱印状案(折紙)

(島津文書
九六八)

・曲事者候條、尼崎ニ追讒、番衆被付置、つくへ被遣候上使歸

次第、各國之者共成敗之仕様をも被聞候、其上にて陸奥守ハ國を
はらへせられ候歟、又考腹をきらせ候歟、二ケ條に一ヶ條可被仰付
と被思召候處、肥後事ハ不及申、九州悲相諍、國人千余制首⁽¹⁾、其内
ニ而大將分百計大坂へもたせ上候、然者喧嘩のあい手國⁽²⁾者共制首⁽³⁾、
むつのかみあいたすけさせられ候へハ、殿下御紛かと、國々のもの

共存候へ者、如何被思召候條、不便ながら後五月十四日陸奥守ニ腹
をきらせられ候事、

一、むつかみ肥後ニ有之者共、曲事ニあらす候間、其ぶんくニ知
行可被下候條、くまもとニ堪忍可仕事⁽⁴⁾

（天正十六年六月
秀吉朱印）

閏五月十四日○

（天正十六年六月
秀吉朱印）

小早川左衛門佐とのへ

（天正十六年六月
秀吉朱印）

一、九州征伐ノ後肥後國ヲ与エラル

②秀吉備本・宇上等ノ城主女子ヲ大坂へ召し上ゲテ國忠ヲ逃ツ

③或政国人ヘノ本知新知ヲトリ押サウルニヨリ一擧起ル

④一揆ノ者千余ノ首ヲ削ヌ

⑤肥後西成政トシテ成政ニ切腹ヲ申シツク

⑥肥後ニアル成政大臣ハ構ナシ

⑦同趣旨ノ文書、同日付龍造寺文書（熊本県史稿 中世五）三六号、龍造寺民

部大輔死、島津家文書八一號島津兵庫頭死、立花文書（熊本県史稿 中世

五）二〇号、立花左近死アリ

・曲事者候條、尼崎ニ追讒、番衆被付置、つくへ被遣候上使歸

五二 豊臣秀吉朱印狀（折紙）

（熊本県史稿 中世五
二〇）

其方事、萬精を入、御用ニも可能立与被思食付而、於肥後國領知方、
一乘被作拜領、限本在城儀⁽¹⁾、被仰付候事、相守御法度旨、諸事可申付
候、於令油斷者、可爲曲事候、就其陸奥守事、以一書被仰出候こと
く、去十四日腹を切させられ候、雖然、家中者之儀者不苦候間、其方
小西相談、其ミニ見計、知行念を入達之、爲兩人可拘置候、猶淺野彈
正少弼⁽²⁾・戸田医部少輔⁽³⁾可中候也⁽⁴⁾

（天正十六年六月
正少弼・戸田医部少輔朱印）

後五月十五日○

（天正十六年六月
正少弼・戸田医部少輔朱印）

一、加藤主計頭とのへ

（天正十六年六月
正少弼・戸田医部少輔朱印）

一、肥後國ヲ領地シ限本ニ在城スベシ

①佐々成政ノ家中者ヲ召シ拘ウベシ

（天正十六年六月
正少弼・戸田医部少輔朱印）

一、天草郡内千七百五十五石ヲ檢地ノ上充テ行ウ

（天正十六年六月
正少弼・戸田医部少輔朱印）

五三 豊臣秀吉朱印狀寫

（熊本県史稿 中世四
二〇）

大矢野兵部大輔とのへ

（天正十六年六月
正少弼・戸田医部少輔朱印）

一、天草郡内千七百五十五石ヲ檢地ノ上充テ行ウ

（天正十六年六月
正少弼・戸田医部少輔朱印）

五一 豊臣秀吉朱印狀

(小早川文書 二五)

〔元々成事〕
陸奥守前後惡逆事

一、天正拾貳年、柴田 殿下へたいし謀叛あひかまへ、江州北郡(金吾)表へ亂入いたし候付て、關白殿自身かけ付させられ切崩、其足にて越前北之庄討果させられ候處、むつのかみ、(西田)は田と令同意、越

中國ニ有之、加賀國かなさわの城佐久間玄番居城、柴田相模候ニヨリ、明退候處、陸奥守かなさわの城へかけ入、相踏候間、從越前國直ニ御馬をいたされ、彼かなさわ城とりまかせられ候處、あたまをそり可被剣首由申候て走入候間、かうべをもはねさせられず、如先(一)越中一國被下、飛彈國取次被仰付候事、

一、天正十三年に信雄尾張國ニ有之、不相屈刻、彼むつのかみ又候哉、人質を相捨、別儀をいたし、加賀國はしへ令亂入、城々をこしらへ候間、則被出御馬、は城うちたさせられ、越中陸奥守居城(山田)と山の城とりまかせられ候處、又候哉、むつのかみあたまをそり走入候間、あはれニ思召、不被作剣首、城をうけとらせられ、越中半國被下、女子をつれ、在大坂有之付て、不便ニ被思召、(山田)は國のせ都一職ニ、女子爲堪忍分被下、剩儀公家ニまで被仰付事、(一)つくし御成敗、天正十五年、殿下被出 御馬、一へんニ被仰付候刻、むつかみ信長御時、武者の覺かいきかましきと人の申成、殿下にも見およはさせられ、つくしの内肥後國よき國ニ候間、一國被仰付、兵糧鉄炮の玉葉以下迄、城々へいれさせられ、普請等まで

被仰付、陸奥ニ被下候事、

一、御開陳之刻、國人くまもとの城主・宇土城主・小代之城主かうべをゆるさせられ、堪忍分被下、城主女子共ニ大坂へ被召連、國ニ

やまいのなき様被仰付、其外殘の國人之儀、人質をめし被置、女子共陸奥守有之在くまもとニ被仰付處、國人くまべあ

一味、日來無如在者之儀ニ候間、本知事ハ不及申、新知一倍被下ものゝ所へ、大坂へ一往之御届不申、陸奥守取懸候ニ付て、くまべあ

たまをそり、陸奥守所へ走入候之處、其子式部太輔(西田)につられ候とて、山田之城へ引入在之、國人并一揆をおこし、くまもとへ取懸候て、

陸奥守及難儀候間、小早川・龍造寺・立花左近を始、被仰付、くまもとへ通路城へ兵糧入させられ候へ共、はが不行ニ付て、毛利右馬頭被仰付、天正十六年正月中旬寒天之時分、如何難被思召候、右之人數被仰付、肥後一國平均ニ罷成候事、

一、右之曲事條々雖有之、其儀をかゑり見させられず、肥後國被仰付候間、月を一ヶ月共不相立、國ニ亂をいてかし候儀、殿下迄被失御面目候間、御照明なしにも、むつのかみ腹をきらせらるべきと被思召候へ共、人の申成も有之かと被思召、淺野彌正・生胸雅樂・姫須

智阿波守・戸田兵部少輔・福島左衛門大夫・加藤主計頭・森城岐守(西田)・黒田勘解由・小西攝津守被仰付、右之者共人數二三万石連、肥後國へ鳥上使被遣、くまもとニ有之陸奥守をハ曲事ニ被思召候間、先

八代へ被遣、國之者共をハ、忠不忠をわけ、悉可剣首由、被仰遣候處、又候哉、むつのかみ上使ニも不相構、大坂へ越候間、如一書條

四九 長岡玄旨・細川
藤季・石田三成連署書狀

恐、謹言、

(熊本県史料中世
新納文書) 三五

(天文十六年)
五月十五日

淺野彌正少弼
長吉(花押)

新納武藏守殿

謹啓

三成

清正(花押)

新納武藏守殿

(島根兵庫人道
石田忠重少輔)

謹啓

三成

加藤主計頭
清正(花押)

二月五日之御狀、於京都令拜披候、仍肥後表江至倣輩、^① 武庫御側、殊更貴嚴御先手之由、寒天之期、御苦勞共^ニ候キ、以其故一國平均屬御

本意之段、御手柄不及是非候、然處^ニ相良精道心、路次等成達之由^② 沙汰之限候、近^ニ 武庫可^ニ 爲御上洛候案、以對談有様之旨、可達^ニ 上聞

候、將亦八代・東北之儀、承候、様子得心候、不可有疎怠候、次^ニ 御

息左京充誠之儀、被仰超候、御存分之通、伺^ニ 御氣色申上、候而返下

可申候、由^ニ 断有間敷候、恐^ニ 謹冒、

(天文十六年)
卯月廿三日

三成(花押)

吉成(花押)

新納武藏守殿
(第元)
謹啓

戶田民部少輔
勝隆(花押)

蜂須賀阿波守
家政(花押)

生駒雅樂頭
近親(花押)

①島津秀綱後^ニ 出勢ス
②信良嘉次ヲ妨グ

五〇 浅野長吉・加藤清正等連署書狀

(熊本県史料中世
新納文書) 五五

總申入候、肥後國恩徒等少^ニ 北退候之間、其元於有之八、急度被成御成敗、天下^ニ 御注蓮尤存候、其御國在^ニ も堅可被仰付事、肝要存候、

①肥後恩徒敗走

新納武藏守殿
(第元)
謹啓

近親(花押)

誠長（シメナガ）、打續苦勞故、早達屬平均段、感恩食候、彼委置目等并筑後、筑前候、是又被聞召候、委細石兩人被仰舍候候、相談、可被申付候也、

（元年六月）
二月十六日（花押）

小早川左衛門佐とのへ

①一揆既定ヲ賛ス

去月三日書狀披見候、九州様子爲言上、安國寺難差上之、至肥後檢使被差下付而、從中途裏而罷下之由候、就其檢首座申合到來候、委細被聞召候、於様跡者、檢使共ニ被仰付候候、彼得其意、可速相談候、

猶櫻首座可申候也、

（元年六月）
二月六日（花押）

小早川左衛門佐とのへ

吉川義人とのへ

①義否ノタメ上京セル恵難連中ニチ肥後檢使ト共ニ下西ス

（小早川文書
一三五）

四六 豊臣秀吉朱印狀（折）

（小早川文書
一三五）

至肥後兵糧三千石被遣之候、然者從小倉ちりく途中迄にて、

（黒田勘解
改定）

由・森壹岐守手前より、其方請取之、ちりくへ相属、龍造寺民部太輔

（黒田勘解
改定）

ニ相渡、舟にて早々熊本浦迄相著、檢使共ニ可相渡由、可被申付候、

（黒田勘解
改定）

陸奥守事、尼崎迄罷上後、弥曲事ニ被思召候、雖然、肥後へ被遣候檢使共罷上次第二、様跡候間至、猶以被遣御糺明、陸奥守被加御成敗候

（黒田勘解
改定）

又ハ國端へも被遣候歟、否之後、可被仰出とて、先尼崎ニ被留置候也、

（元年六月）
（花押）

二月廿日（花押）

小早川左衛門とのへ

①兵糧三千石肥後ニ送ル
②佐々成政尼崎ニ至ル

四八 豊臣秀吉朱印狀（折）

（島津家文書
三八〇）

肥後表令一督付而、歸陣之由尤候、爲祝儀、太刀一腰、黃金十兩到來、

（島津家文書
三八〇）

悅思召候、然者、先度日向某儀被成朱印候、雖無誰、知行内、堅中付、

從其方渠取可被上候、但、其領主可差上之由於中者、入念墨付可被

取置之、委細長崎法印、（石田可申候也）
（元年六月）
（花押）

卯月一日（花押）

鶴津兵庫頭とのへ

①義弘肥後ヨリ歸却ス
②秀吉義弘ニ日向某儀ノ進納ヲ促ス

四七 豊臣秀吉直書

（小早川文書
二四五）

四一 豊臣秀吉朱印狀

(福島文書 六九八)

爲年頭之祝儀、黃金拾兩到來、悅被恩賜候、次去年以來長々在陣、辛苦候、其國之儀、御置目等爲可被仰付、御上使被遣候、陸奥守依所行、(佐々成政)、(佐々成政)、(佐々成政)百姓等企一揆之条、據地被仰付候、雖然、其方本知共被差除候、(佐々成政)得其意、尙以可抽粉骨候、委細石田治部少輔可申候也、

(天正十六年)

正月廿三日

○(秀吉朱印)

相良宮内大夫とのへ

①相馬ノ在陣

②秀吉肥後國ノ捨地ヲ命メ

③相良氏領ハ越後地ヲ除外ス

四二 豊臣秀吉朱印狀

(福島文書 六九九)

(立花文左近中世)
立花左近將監とのへ

度、如被仰聞候、肥後其外國ノ置目等、爲可被仰付、被差遣御人數候、被成其意、愈不可有由斷事專一候、永々在陣被恩召候、仍馬一疋被遣之候、(佐々成政)、(佐々成政)野彈正少弼可申候也、

(天正十六年)

正月廿七日

○(秀吉朱印)

立花左近將監とのへ

四五 豊臣秀吉直書

(折)

(福島文書 中世一二五)

肥後表在陣、別而被入精之通、異田勘解由・森喜岐守罷上、言上候、

四三 豊臣秀吉朱印狀

(小早川文書 二二)

度、如被仰聞候、肥後其外國ノ置目等、爲可被仰付、被差遣御人數候、成其意有相誠、弥不可有由斷事專一候、其方之儀者、南關邊遠可被打越候、誠永々在陣、粉骨之至、被恩召候、仍馬一疋被遣之候、猶淺野彈正少弼可申候也、

(天正十六年)

正月廿七日

○(秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

四四 豊臣秀吉直書

(島津文書 九五二)

差上使耆言上之趣、被聞召届候、至肥後境目在陣之由候、雖然、彼國海鹽之上者、可有歸陣候、日州知行分出入之由申越候、罷上候、是又可被仰付候、猶石田治部少輔可申候也、

(天正十六年)

二月十一日御判

鷹津兵庫頭とのへ

①秀吉義弘ニ肥後境目ヨリ歸候ヲ命メ

②日向知行分ノ出入

(天正十六年)

正月廿七日

○(秀吉朱印)

立花左近將監とのへ

与思召候處、(古事記)大友指出、化言可申由、沙汰之限候、舊多ハ無余日付

而、寒天之刻痛入、御人數差遣候つる、早爲御先勞、蜂須賀(古事記)阿波守

・生駒雅樂樂・淺野彈正少弼・福鳴左衛門大夫・戸田民部少輔・加

藤主計・小西攝津守、其外貳万余被差遣候間、於逆徒族者、一人も

被成御助問敷候條、可被得其意候、

一、九州を堅被仰付候へハ、唐國迄思召候ニ可被仰付との事候條、坂之つばの内同前ニ被成御心得候間、各も成其意可然候、寔去々年

以來辛勞共痛入候也、

(天正十六年正月五日) (花押)

小早川左衛門佐とのへ

①有勅兼元殿部親奉ノ除服ヲ拒城へ追イカエシ妻子一類悉ク誅スベシ

②阿蘇セ成敗スベキトコロ大友義親化言ヲ申シ入ル

①和「」近春服詰

四〇 豊臣秀吉直書

(熊本県史料中世二〇五)
小早川文書

去十二月廿一日之書狀、於京都來到、被見候、

一、肥後之様子、安國寺一香之通、被聞召候、屬平均、諸城へ人數丈

夫ニ指認之由尤候、誠蒙天之刻、長ニ在陣、別而痛入候、

一、有勅事、先書ニ委細被仰道遣候間、可成其意候、則爲御上使、四

國衆・浅野彈正少弼・加藤主計正・小西攝津守、其外貳万余、明日

廿日ニ被差遣候、於様子ハ被仰候候間、遂相談、可被申付候事、

一、阿蘇ニ儀も、一擇権梁人可在之候間、有御札明、可被加御誅居と

思召候、以大友御化言可申由、沙汰之限候、是又権梁御上使ニ被

仰付候事、

一、豈前の惡徒等、悉令誅戮、曾到來候、定而其方へも可相聞候、

一、九州儀者、度ニ如被仰遣候、何方迄も於惡逆之輩者、不殘此度可

被加御成敗と思召候條、殊無疑可被申付候事、專一候也、

(天正十六年正月十九日) (花押)

小早川左衛門佐とのへ

①有勅ハ先雷ノ如ク処置スベシ

上使、四國之者共、淺野彈正少弼・加藤主計正・小西以下被差遣候条、各遂相談、彌無由断、可入精事專一候也、

(天正十六年正月十九日) (花押)

鍋島飛騨守とのへ

三九 豊臣秀吉朱印状

(熊本県史料中世一〇五)
鍋島文書

去十二月九日書狀、於京都披見候、肥後和仁・邊村令誅爵之趣、被聞

召候、誠抽粉骨付而、早速屬平均、悅思食候、先書如被仰遣候、爲御

上使、四國之者共、淺野彈正少弼・加藤主計正・小西以下被差遣候条、各遂相談、彌無由断、可入精事專一候也、

①有勅ハ先雷ノ如ク処置スベシ

筑紫左馬頭とのへ

高橋彌七郎とのへ

①和仁親王辺春理行ヲ謀伐セシヲ賞ス

(後)

一、龍造寺・同鍋島精入由、神妙被思召候、則被達 御朱印候、立花

・筑紫・高橋かたへも被成 御朱印候事、

一、猶以逆意之族尋搜、恐可有成敗候、國郡荒候ても不苦候之間、逆

徒之儀者不及申、今度精をも不仕、出陣をも不仕、世間之弊見合候族共、悉爲可被加御成敗、御人數被遣候間、被得其意、上使遂相談、

可被申付候、寒天之刻、辛勞痛入候、併先手ニも彼居候ハハ、難遙

儀候之間、彌可被入精事專一候也、

(元祐十五年) 十二月廿七日 (花押)

小早川左衛門佐とのへ

去六日書狀昨日廿六日、於大坂加拔見候、
一、和仁・邊春事、一人も不適可劍首旨、被仰出候處、即時討果、彼等一類四人首差上候、誠粉骨段、感懸不淺候、殊其方稍入付而一著儀、爲向後尤之儀候事、

一、於宇土忠節之族中越候通、被聞召候、追而可被加御怠候事、

一、有勳事者、今度一揆張本人儀候間、悉可被加誅討候様、一人も不

漏候様、可申付候、然者、肥後國人科之輕重、其外知行方、爲御札

明、人數二万余、正月廿日可獨立旨、早最前被仰出候、今以同事候、

相越上使次第逐相談、有勳可劍首旨、但百姓として有勳一類首をき

り出候付てハ、百姓之儀者可被助賛候狀、翁御上使ニ可被仰合候事、

一、阿蘇事、神主若盟候間、下ノ張可有之与被思食候、是又上使相談、

遂糾明、一揆張本人成敗候者、そのつから不可有異儀候事、

一、肥前西目者共事、中越候通、具被聞召候、被達糾明、可被仰付

候間、成其意、龍造寺申談、猶不可有緩候、是も今度被遣候ものと

被申談、遂糾明、それニ可被申付事肝要候事、

一、阿蘇之儀も、一揆張本人共可有之候間、有御糾明、可被加御成敗

三八 豊臣秀吉直書

(後) 小早川文書 中世 一九

十二月十七日書狀、昨日四日至大坂到來、加拔見候、

一、有勳大隅守・隈部太輔事、子共召集走人、城可相渡之由申付

而、安國寺二人數添差遣之由候、彼兩人事者、一揆張本人候間、

非可被助賛候、城を請取候て、御成敗候へハ、拔候様ニ可存候間、

被成御赦免間敷、上意之由申候て、城を返、其城へ妻子一類共ニ追

入、かへり鹿尾を結、一人も不漏様ニ可取巻候、逆徒等爲可被加御

退治、從舊冬被成御疎觸、貳万余此廿日ニ罷立候、

尉二彼知行可相渡事肝要候、自然隨遣寺手柄二不成候者、幸明春御

人數被差遣候条、其額可被仰付候、得其意、聊爾之勤仕間敷候事、

一、大村・烟・草野・有間儀・出入數無別条之由、重・中越候条、小

西羅津守被差遣、龍造寺相動候同前、諸事覺悟可仕由被仰出候、

定而上意之設、相背間敷候哉事、

一、年内無余口候之間、何之道ニも、明春者大和大納言二、御人數十
万計相副被差遣、國・逆徒等遂亂明、被加御成敗、國・臣目等被遣、

御念可被仰付候条、可得其意事、

一、龍造寺并其方事、諸式無如在様令覺悟、忠節專用思召候也、

(天正十五年) ○
(秀吉朱印)

鍋鳴飛驛守とのへ

霜月十五日 ○
(秀吉朱印)

鍋鳴飛驛守とのへ

①肥後國守一揆
②西郷信尚ノ亂

三四 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史稿中世 九)

(天正十五年) ○
(秀吉朱印)

鍋鳴飛驛守とのへ

今度至肥後國早速相動、小早川相談、和仁・邊春悉令誅伐段思召候、

寃粉骨儀、無比類候、然者彼國殘黨被逐御亂明、爲可被仰付、來正

月廿日爲上使武万余被仰付候條、可成其意候、猶小早川左衛門佐可申

候也、

正月廿日、爲上使武万余被仰付候間、成其意、西郷事、剣不逐様堅可申付候、不可有由斷候也、

立花左近將監とのへ

①和仁刃春試伐

(天正十五年)
十一月廿七日 ○
(秀吉朱印)

鍋鳴飛驛守とのへ

三五 豊臣秀吉朱印狀 (紙折)

(熊本県史稿中世 三四)

今度、至肥後國差遣鍋鳴飛驛守、精を入故、和仁・邊春早速謀伐段、
思召候、彼國殘黨被逐御亂明、爲可被仰付、來正月廿日、爲上使武
万余被仰付候條、成其意、西郷事、剣不通様堅申付、可制首候、不可
有由斷候也、

(天正十五年) ○
(秀吉朱印)

鍋鳴飛驛守とのへ

○
(秀吉朱印)

龍造寺民部太輔とのへ

○
(秀吉朱印)

鍋鳴飛驛守とのへ

○
(秀吉朱印)

龍造寺民部太輔とのへ

(小早川史稿中世 一五)

(天正十五年) ○
(秀吉朱印)

鍋鳴飛驛守とのへ

今度至肥後國早速相動、小早川相談、和仁・邊春悉令誅伐段思召候、

寃粉骨儀、無比類候、然者彼國殘黨被逐御亂明、爲可被仰付、來正

月廿日爲上使武万余被仰付候條、可成其意候、猶小早川左衛門佐可申

候也、

正月廿日、爲上使武万余被仰付候間、成其意、西郷事、剣不逐様堅可申

付候、不可有由斷候也、

①和仁邊春一揆
②同邊春ノ文書、同日付立花文書（熊本県史料 中世五）八、立花左近將監宛
アリ

三一 豊臣秀吉朱印狀

（熊本県史料中世 五）
（小早川文書 一六）

去月十五日嘗狀被加波見候、并小西^{（西）}津守瀧上、言上候通、一、被聞召候、^{（和仁）}邊春取卷之由、寒天之刻、痛入體被恩召候、併隆景外聞實儀候間、以仕寄賈崩候狀、又者重、堺雲屬以下丈夫相付、干殺二成候狀、何之道二成共、九州自今已後之爲見候候間、一人不適様可被

申付候、殘黨之儀者、速來春御人數被差遣、一、可被劍首候條、可被得其意候、誠打教在陣、苦勞感被恩召候、委細者小西かた迄被仰出候間、定而可相達候也、

（元正十五年十一月十二日）○（秀吉朱印）

（元正十五年十一月十二日）○

安國寺
（小早川文書 一七）
（小早川左衛門佐とのへ）

三二 豊臣秀吉朱印狀

（熊本県史料中世 五）
（小早川文書 一七）

（綱編飛驒守とのへ）

七月十二日之書狀、一書之旨、被聞召候、殊續一惡志之程悅恩召候、

九州儀、小西^{（西）}津守瀧上、言上之酒食請召候、其表有居陣、入籍被申付之由尤候、然者肥後表之一揆和仁・邊春取卷由、寒天之刻、痛之由候、彼者多、曲者候之間、急度討果、取分二申付、七郎左衛門

人雖被恩召候、併其方外聞候之間、以仕寄賈崩候狀、又者重、堺雲腐以下丈夫相付、干殺二成共、何之道二成共、自今以後見こり之ため候間、一人不適様可被申付候、

一、右之取卷之人數迄にてはか不行候者、久留米ニハ留主居丈夫殘置、其方事肥後表ニ被相越、和仁・邊春儀、是非干殺ニ可被申付候、一、殘城を相拘、一揆於櫛羅者、自是御人數被遣、可被仰付候事、一、國ニ置目等、猿猴由、被聞召候間、不斗乍御邊山被成御座、御御改候て、可被仰付候、來譽先爲劣勢二三萬御人數被遣、殘黨一、可被劍首候、總遣、可有言上候也、

（元正十五年十一月十二日）○（秀吉朱印）

小早川左衛門佐とのへ

三三 豊臣秀吉朱印狀

（熊本県史料中世 五）
（綱編飛驒守とのへ）

一、肥後國ニ諸傳一揆共、陸奥守仕羅源田申候て、企謀叛之候、無是非次第候、就其、其方事、行等無由斷之段、尤苦勞共候事、一、七郎左衛門尉二被遣候城知行へ、在陣之留主をねらい、（信忠）^{（西）}蘇打入

賜以下丈夫相付、干殺ニ成共、何之道ニも、自今以後見^(レ)こり之ため候間、一人或不適様可被申付候、

補御改候之可被仰付候、來眷為先勢二三萬御人數被遣、殘黨一、可被制首相定候之條、可得其意事、

執卷衆、兵糧無之者二八、申上次第可被下候之間、可成其意候、次其方所勞得驗氣候由、被問召候、尙以無由斷養生肝要候也、

一殘城を相拘、一揆於懶寵者、自是御人數被遣、可被仰付候事、

一國々置目等、猥候由、被聞召候間、不斗乍御遊山被成御座、霸御改

候て、可被仰付候、來春先爲先勢、三万御人數被遣、殘黨一々可被

(天正十五年) 二月十日(花押)

小早川左衛門佐とのへ

和仁漫卷氏取卷

②職況ニヨリ壁景モ肥後へ出陣スペシ
③肥城ノ討伐

卷之三

二九 豊臣秀吉朱印狀

紙折

熊本県史料中世
龍造寺文書

九州之儀、小西攝津守罷上、中上之趣、逐一聞食候、然耆、和仁、邊春執筆由、寒天与云、別而痛入被思食候、併後、爲見恩候之間、御行

以仕寄貴崩候欵、又耆重^レ・屏模篤已下丈夫相付、千穀成候欵、何之途にも、一人も不遁^レ様可申付儀、専要候事、

一、殘城を相拘、一揆於插聳者、自是被遣御人數、可被仰付事、
一、國々置目等、猥二候之由被聞候之間、乍御遊山、不圖被成御座、

以仕寄貴崩候欵、又耆重、屏櫛

候鴈已下丈夫相付、干穀成候歛、何之
①儀、專要候事、

可被制首相定候之象、可得其意事、
一、執卷衆兵糧無之者二八、中上次第可被下候之間、可成其意候也。[○]

十二月十日

鍋嶋飛驒守とのへ

三〇 豊臣秀吉朱印狀

熊本縣史料中世
編文書

九州之儀、小西探守麗上申上之趣、逐一聞食候、然者、和仁^{（元吉）}邊春執卷由、寒天^{（与云）}別而痛入被思食候、併後、爲見應候之間、以仕寄賣崩候缺、又者重屏、櫻鶴已下丈夫相付、干殺成缺、何之途にも、一人も不遙様可申付儀、專要候事。

另刻于朴村
一等於別領事
自是微人被差遣可否任專

可被制首相定候之条、可得其意事、

一、執卷衆兵糧無之者二八、申上次第可被下候之間、可成其意候也。

〔天主十五年〕
十一月十日

鍋嶋飛驛守とのへ

龍造寺民部太輔とのへ

(天正十五年) 十一月十日 ○

龍造寺民部大輔とのへ

①一揆成敗ノタメ毛利輝元出島ス

②明春十万ノ兵ヲ遣ワスベシ

二六 戸田勝隆書狀(折)

(熊本県史料中世 三八)

上様被懸御目

一段仕合候 被仰越候段、何も生還直ニ被仰

含(中略)可被申候、即被成御朱印候、肥後國人、對廣州一揆致同

意「國(中略)乱(中略)不及是非候、來春者、御人數十萬程可被差遣官候、

拙者式も爲御先手可取越由、御説候間、明春致善陣、可懸御目候、其

間之儀、不及申候ハ共、無御油斷御才覚、尤存候、此中之御才覚、被

抽忠儀之段、被及聞召、一段御機姫御座候、就其、爲御音信金子「五

枚被懸御意候、每々御恩情之至難中謝候、尙(中略)可被申入候、恐々謹

言。

(天正十五年)十一月十六日

(安國寺) 恵瓊(花押)

新納武藏守殿

留用書

①(天正十五年)十一月十六日

②今五日内二和仁返春ヲ落去セシムベシ

十一月十六日

龍造寺民部太輔殿

側報

戸田民部少輔

勝隆(花押)

二八 豊臣秀吉直書(折墨)

(小早川家文書 四八九)

①賃借ノ金子ヲ謝ス

②而一揆ノタメ兵十万ヲ差シ向ケラルベシ

九州儀、小西攝津守龍上、晉上之通、異聞召候、其表有居陣、入精耕
申付之由、尤候、然者、肥後表之一揆、(天正)和仁、過春取卷由、寒天之刻、
痛入難被思召候、併其方外間候之間、以仕寄貰崩候歟、又者重々崩雲

二七 安國寺恵瓊書狀

(熊本県史料中世 二五)

去七日之御昔札到來、不異面謁、再三披閱、歡拜至候、去夏者始而對談候之處、如舊識、于今御床敷候、併遠方、殊肥後錯乱付而、路次不入合期^①之故之故、乍存相遇候、仍肥後一揆動亂、既謐本難儀之由候条、

縣下南關打入限本、通路切明、與州抱所無著候、然者和仁、邊春循寵候、一城取卷候、今日五日之内可爲發去候、除明次第山鹿、有勘城可取詰候、此節候系、京都於御下知者、一勢被指出限本、御加勢肝要存候、

將亦當夏御訴訟之地、(田三郎)石田三氏等申定候之處、其以後相違候哉、不及是非候、何茂重而可申伺候、此口罷下候故、貴國御取成、疎略之段令迷惑候、何様連々之儀、不可存疑候、猶任案首座口上候条、不能詳候、恐々謹言、

(天正十五年)十一月廿六日

(安國寺) 恵瓊(花押)

安國寺

(足利)

①固待百姓等ノ申シ分ヲ問キ往來スペシ

二三 豊臣秀吉朱印狀 (紙)

(熊本県史科中世 一五)

去月廿六日之書狀、^(元)安國寺^(足利)莊進之趣、何も被聞召頃、雖被成御書候、猶其許様林爲可被聞召、小西攝津守被差遣候、各連相談、具可申越候、肥前國一揆難津起候、義儀在之間數、併見計、聊爾之微無用候、毛利右馬頭早出陣之由候間、定而可爲著陣候、其方左右次第、御人數之儀、大和大納言・近江中納言・備前宰相、其外四國之者共を始、出陣之儀^(元)可被仰出候、弥粉骨專用候、時分柄迷惑之段、被納入候、兼小西可申候也、

(天正十五年) (秀吉朱印)

十月十四日 ○

小早川左衛門佐とのへ

(秀吉朱印)

①國一揆ニ對シ詔草モ戒ム
②四四衆モ出陣サスベシ

二四 豊臣秀吉朱印狀 (紙)

(熊本県史科中世 一四)

去六日書狀今月廿二日、於大阪遂被見候、一、有動付城へ兵糧差籠、丈夫申付之由、尤思食候、殊其對及一戰候て、立花左近將監手へ頸數多討捕之由、雖不始子今儀候、手柄を仕

候粉骨、寄付思食候、被成下御書候間、得其意、應々可申聞候、重而可被加賜美候、

一、野仲・城井兩人之奴原中合、豐前上毛郡野仲古城へ依籠出候、中通一揆等も少、就令蜂起^(元)黒田勘定由・森喜^(足利)守豊前へ打歸之由、

被聞食候、輝元可爲著陣候條、遂相談、被古城討果、一揆等撫切^(元)可申付候、猶以卒爾之動不可仕候、

一、彼惡逆人妻子共之事、大友左兵衛督かたへ御書候成候間、持せ堅可申聞候、

一、度々如被仰聞候、御人數之儀者、左右次第可被差遣候、其面之様子切々可致言上候也、

(天正十五年) (秀吉朱印)

十月廿二日 ○

小早川左衛門佐とのへ

①立花侯虎ノ戰功ヲ賞ス
②肥前城井衆燒起

二五 豊臣秀吉朱印狀 (紙)

(熊本県史科中世 一五)

就一揆成敗、毛利右馬頭令出馬^(元)及行旨書上候、其方事、輝元・隆景令相談、凶徒誅戮儀、無由斷可精入候、根もなき一揆原の事候条、手間不可入與思召候明春始、大和大納言御人數十萬叶被差遣之、國^(元)賈目等之儀、可被仰付候間、可成其意候也、

米ニ在之事候、毛利右馬頭早速可著陣候間、相談、無越度擇專一候、
御人數之儀者、左右次第可被仰付候、其上和孫大納言・江島中納言・
備前宰相被差越、唐國迄可被仰付候、九州事五幾内同前、⁽³⁾被思召候燒、
可成其意儀也。⁽³⁾

〔天正十五年〕
十月十三日○

〔波多下野守〕

とのへ

①一揆ニヨリ軍勢ヲ遣ワス

②庶民マヂモ支配スペシ

③同書ノ文書 同口付鷹島文書 (熊本県史料 中世五) 五号、鷹島飛彈守
宛 鷹島寺文書、鷹島寺民部大輔宛アリ

一九 豊臣氏奉行連署狀

〔小早川文書 二六五〕

一、先年柴田對天下企逆心、至江北罷出候處、被連御一戰、悉被討果
候、陸奥守も柴田一味之條、同事可被加御退治與思召、既加州金
海迄寄御馬候處走入、種々御忙言申上付而、被助置、刺越中一國
被仰付候、雖然無幾程忘御恩賞、⁽⁴⁾尾州与御捕捕之刻、陸奥守構別心、
能爲賀州へ妨を成候付而、重て爲御誅罰、被成 御勵座、越中久利
賀良時ニ被立 御馬、彼國富山を被取巻、廢除裏守可被頒首候處、
かしらをそり、御先手へ走入候條、不便ニ思召、被助置、其上越中
ニおいて一種被下候、然者妻子召還、在大坂付而、於上方壹万石被
下候而、外聞可然様ニ被仰付候事、

一、右之分にても猶以不便ニ思召、又者御用にも可立かと被思召、
今度於九州肥後一國被仰付、⁽¹⁾於彼國肝心之城々をハ被立置、其外城
々被却被仰付、其上鉄炮玉薬兵張已下迄被下候、并城主共妻子以
下天下へ被召上、靜謐之御國被成、御預ケ候處、無幾程陸奥守背
事、⁽²⁾御下知、彼國侍ニ以 御朱印被仰付候少知をも不相渡、及迷惑候
一、彼國百姓共も有付候様ニ令分別、可申付之由、重叠被仰付候處、
檢地を仕、其上百姓ニ對し、下々非分等中懸ニ付而及迷惑、一揆を
起候由候事、

一、今迄諸事被仰付儀、上下共ニ相背族無之處、陸奥守被相背、御
朱印曾候事、被仰付之趣、相連之様ニ候て、御外聞如何、⁽⁵⁾被思召、
御機嫌以外候事、

一、廣南蠶國迄も可被仰付、⁽⁶⁾与思召候之條、九崩之儀者、五畿内同前
ニ被仰付候ハて不叶儀候間、早速可被遣御人數候ハ共、國々者共所
行爲可被御覽分、毛利右馬頭九州へ被相越、堅可被申付由、被
仰出候、隨其御人數可被差遣事、
一、⁽⁷⁾元被罷出候ても、一無無之ニ付而ハ、太和大納言・江島中納言
備前宰相、其外四國衆を始、不發出陣之儀、被仰候候、然者各
存分之通、爲可被聞召、又者其表之様子爲可被見及、爲御使、小
西攝津守被差遣候間、被承合能、被申上尤候事、
一、各々可被下ため、御兵糧もはや被仰付候條、小倉ニテハ、森壹岐
守御ぐらのもりをも相留、可相待候、關戸にてハ、最前の御藏修理

大矢野民部太輔とのへ

①天草郡ノ内九十町ヲ宛テ行ウ

②原本所在不明ニ付キ大矢野氏先祖付ニ掲ル

治候ハシ、總而御上洛、奉待存候、御母儀御馳走仕候、大

□へ中越候へとも、我等留守之儀候間、定而御馳走仕間敷と存、迷惑

仕候、猶御使者申入候、恐、謹言、

一五 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世
九五)

(立花文書)

立花左近將監

のへ

戸田民部少輔

(九月廿一日)

龍造寺民部太輔殿

勝隊(花押)

御報

急度申遣候、肥後面儀、一揆少々令峰起、限本へ通路さゝハリを成候
由候、其方堺目之儀候間、相催人數、早速罷立、限本へ入相候而、陸在
今既終奥守合相談、一揆其外國侍不相属者於在之者、可加成敗候、此節候間、
不可有御由斷候也。

(正十五年) (秀吉朱印)

一七 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料中世
三三)

去月廿三日書狀到來、於京都加被見候、肥後表之儀、
追如被仰遣候、小早川有相候、行可入精事專一候、切々使札心入之

段、尤候、猶重正十五年上候也。

(秀吉朱印)

立花左近將監
とのへ

九月廿四日○

龍造寺民部太輔とのへ

一六 戸田勝隆書狀

(熊本県史料中世
三七)

尚、爲御音信、緒貳端被懸御意候、

折番、諸請取候、六枚之金
正十五年わせも請取申候、肥後
表之儀、雜說在之様承候、
可被副御
正十五年表之儀、相

一八 豊臣秀吉朱印狀

(熊本県史料
中世五)

肥前國一揆端、令峰起之由候、差儀業不可在之候、逆御人數被造儀候
間、卒爾之動不可仕候、小早川左衛門佐・黒田勘解由・森壹岐守久留

有誠候、先度小西攝守被差遣候、委細彼口上可申候也、

(行見)

(天正十四年十月廿二日) (秀吉朱印)

松浦道可入道とのへ

(行見)

松浦肥前守とのへ

(行見)

(天正十五年一月廿日) (秀吉朱印)

龍造寺民部太輔とのへ

(秀吉朱印)

一一 豊臣秀吉朱印狀(行紙)

(吉川家文書 一一)

其簡令在陣、色々人精被申付之趣、小西攝守^(行吉)申上之處具聞召候、寒天之刻長々苦勞痛被思食候、城井事取落居不可有幾程之由尤候、將亦、肥後表之事、^(行吉)和仁邊春取卷之由候、自今以後爲見誠候之間、一人茂不遙可責殺候、殘黨之事者近明春御人數被差遣、無殘所可被仰付候參、可成其意候、何も追々可有旨上候也、

(天正十四年十二月十日) (秀吉朱印)

城井之城責ハ藏人也筆者無安内故か

(秀吉)

吉川治部少輔とのへ

(行見)

一二 豊臣秀吉朱印狀(折)

②肥後方面ノ計画

一四 豊臣秀吉朱印狀寫

(熊本県史料中出 二五)

於肥後國大草郡内九十町之事、此度爲御恩地被仰付候上者、全致領知^①可與力羽柴陸奥守、向後可抽奉公之忠義者也、

天正十五

五月晦日 御朱印

至肥後兵糧米三千石被遣候矣、^(行見)ちりく迄者、森豊敏・黒田勘解由并小

一三 小西行長等連署禁制

(新田御社所蔵)

兵船軍勢乱妨 禁制 宮内

猿猪放火堅令停

九鬼大隅守

(花押)

脇坂中務少輔

(花押)

止候此旨背誓輩

加藤左馬助

(花押)

可加成敗者也

小西日向守

(花押)

(天正十五年卯月廿七日)

早川可相著候間、於彼地、其方請取之、舟申付、至肥後爾本浦まで相風^①則浅野^(行吉)・戸田民部少輔・加藤主計・生駒雅美頭・織須賀・福島左衛門大夫・小西ニ可相渡候也、

(天正十五年一月廿日) (秀吉朱印)

龍造寺民部太輔とのへ

(秀吉朱印)

五 小西如清ら連署状

(リスボン日本
署名下張文書)

也、

(天正十四年)
十月廿一日○(秀吉朱印)

波多下野守

とのへ

省略

六 豊臣秀吉朱印状(西延)

(小早川家文書 四三五)

去月廿六日之書狀、安國寺註進之趣、^(西延) 何も被聞旨届、雖被成御書候、猶其許様候爲可被聞召、小西攝津守被差遣候、各達相談、具可申達候、^(西延) 肥前國一揆雖蜂起候、達儀在之間敷候、併見計、聯繫之儀無用候、毛利右馬頭早出陣之由候間、定而可爲着確候、其方左右次第、御人數之儀、大和大納言^(秀忠)、近江中納言^(秀忠)、備前守相^(秀忠)、其外四國之者共を始、出陣之儀可被仰出候、齋粉舟專用候、時分柄遂悉之段、被痛入候、猶小西可申候也。

(天正十四年)
十月十四日○(秀吉朱印)

小早川左衛門佐とのへ

①秀吉小西行長ラ下シ發蒙ト延請シム

②毛利重元ノ出馬

七 豊臣秀吉朱印状

(小早川家文書 二三六)

九 豊臣秀吉朱印状

(小早川家文書 三三九)

度々如被仰出候、小早川安國寺申次第、^(秀忠) 無由斷可相勸事專一候、不可有緩候、先度小西攝津守被差遣候刻、委細被仰令候條、可相達候也、

(天正十四年)
十月廿二日○(秀吉朱印)

有馬とのへ

一〇 豊臣秀吉朱印状

(小早川家文書 三四〇)

度々如被仰出候、小早川安國寺申次第、^(秀忠) 無由斷可相勸事肝要候、不可有緩候、先度小西攝津守被差遣候刻、委細被仰令候條、定而可相達候

度々如被仰出候、小早川安國寺申次第、^(秀忠) 無由斷可相勸事肝要候、不可

一 羽柴秀吉書狀(折紙)

(小早川家文書 二八三)

賴令啓候、仍來三月廿一日、至紀州表可令出馬候、然者、先度如申候、御分國中諸浦警固船事、不殘被仰付、廿一日ニ至泉州岸和田表着船^①尤候、御人數并水主以下兵糧米事、播州英賀ニ候而可申付候間、被書付可承候、尙追々可申候、謹言、

(天正十三年)
二月十三日

秀吉(花押)

小早川左衛門佐殿

①秀吉記州表出馬ノ期
②難景分國內ノ誓團船ヲ泉州岸和田ニ向ケシム

二 羽柴秀吉書狀(折紙)

(小早川家文書 二八四)

急度中候、去々年以來、根來惡黨雜賀一揆原相詰、對秀吉令處外條、爲成敗、去廿一日出馬候之處、自雜賀根來泉州岸和田表構城、相防之處、押請、則小山田中城兩城、中刻責崩、一人も不殘根來雜賀奴原依

劍首候、明候城之事、島中積善寺 千石堀 岸 佐和 佐野 以上六ヶ城令退散候間、廿三日ニ不繼忌根來寺へ押懸候處、山々ニ城を掩、難相距、右ニ責殺城ニおるて、用ニも立候者共討殺候ニ付而、少も不

相抱、北敵候、即根來寺不殘令放火、廿四日ニ雜賀表へ取懸、土橋平直城先手之者共取巻候處ニ、夜落三行方不知罷成候、此表爲多人數、

手を分、千石堀兵衛尉、中村孫平次、小西彌九郎其外人數、至湯川館

差遣候處、畠山式部太輔^②、村上六右衛門親子三人柏原父子、根來等

師範藏院以下數多討果、畠山居城戸屋城乘捕候、三日之内ニ泉州紀州任存分候、然者湯川一城相抱候條、即取卷、秀吉儀者紀淡ニ持城、國中當日等爲可申付、可令還留覺悟候、猶追々可申候、謹言、

(天正十三年)
三月廿五日

秀吉(花押)

小早川左衛門佐殿

①根來惡黨雜賀一揆ノ征伐
②小西行長等湯川ノ館ヲ攻ム
③和泉紀伊秀吉ニ歸ス

三 豊臣秀吉朱印狀(紙)

(諸本市立博物館所蔵文書 二)

來廿七日至兩方可令出馬候、然者其方營司事、船數隨分相堵^①廿四五日比ニ此表へ可有著岸候、猶小西彌九郎可申候、謹言、

十月十一日

秀吉○

須佐美甚太郎殿

高橋木工殿

①出陣ニツキ晉司船ヲトノエシム

四 小西彌九郎書狀

(下張文書
リスボン日本屏風)

例 言

- 一、この史料集は、宇土城及び小西行長の徵証となる文書を中心とし、関連を有する文書・史料の一部を収録した。
- 二、史料は主として同時代に成立した文書・記録・図書から採録し、年代順に配列した。
- 三、文書は先ず「熊本県史料中世編」から収録し、次に他の史料集から補足し、それぞれ出典を明記した。
- 四、本文の假名・字体など旧態を改めたものがある。
- 五、本文の異同等につき、できるだけ註記を加えた。
- 六、先学の頭註・傍註についても必要に応じ補正を加え、頭註は本文末尾に移した。
- 七、小西行長伝記を附載した。
- 八、文書のうち、朝鮮の役闘係等宇土城と關係が薄い史料は本文の印刷を省略した。
- 九、その他理解の助けとなる記録・系図もあるが、本文自身の印刷は都合により省略した。参照の必要に備へて資料名及び其出典の目録を添付して大方の参考に供した。
- 十、史料は井上正が光永文庫及びスタッフの協力を得て編纂した。

一一三	小西行長書状……	41	41	一一五	加藤清正書状寫……	51
一一四	島津忠豊書状……	41	41	一一六	鍋島直茂書状……	51
一一五	島津惟新書状寫……	42	42	一一七	加藤清正禁制……	52
一一六	三口へ之御人數備の覺寫……	42	42	一一八	加藤清正書状……	52
一一七	徳川家康書状寫……	44	44	一一九	立花宗茂書状寫……	53
一一八	島津惟新書状……	44	44	一二〇	加藤清正判札……	53
一一九	石田三成等連署禁制……	46	46	一二一	加藤清正書状寫……	53
一二〇	小西行長等連署禁制寫……	46	46	一二二	立花宗茂書状寫……	54
一二一	徳川家康書状寫……	46	46	一二三	加藤清正判物……	54
一二二	徳川家康書状寫……	46	46	一二四	加藤清正判物寫……	54
一二三	徳川家康書状寫……	46	46	一二五	加藤清正判物寫……	55
一二四	石田三成等連署禁制……	47	47	一二六	加藤清正書状……	55
一二五	石田三成等連署禁制寫……	47	47	一二七	加藤清正判物……	55
一二六	加藤清正禁制……	47	47	一二八	加藤清正判物寫……	55
一二七	徳川家康書状……	47	47	一二九	相田一良・井河氏之連署奉書寫……	56
一二八	石田三成書状寫……	48	48	一二一〇	加藤清正書状……	56
一二九	安國寺等連署寫……	48	48	一二一	加藤清正黒印状寫……	57
一二一〇	徳川家康書状……	50	50	一二二	加藤清正黒印状……	58
一一一	徳川家康書状……	50	50	一二三	加藤清正黒印状……	58
一一二	加藤清正書状寫……	58	58	一二四	吉川慶家覺書……	58
一一三	徳川家康書状……	58	58	一二五	野史 武臣列傳 小西行長……	59
一一四	加藤清正禁制……	58	58	一二六	宇土城・小西行長関係資料・出典目録……	59

一六九	朝鮮北海松雲書狀	36
一七〇	小西行長書狀	36
一七一	村尾第七書狀	36
一七二	小西行長書狀	36
一七三	小西行長書狀	36
一七四	村尾第七書狀	36
一七五	村尾第七書狀	36
一七六	小西行長書狀	36
一七七	村尾第七書狀	36
一七八	島津義弘外五名連署冒上狀案	37
一七九	浅野幸長府山籠城以下萬事之覺書	37
一八〇	島津義弘外十二名連署全羅道海南定榜文寫	37
一八一	宇喜多秀家外十四名連署冒上狀案	37
一八二	島津義弘等連署覺書寫	37
一八三	小西末鄉書狀	37
一八四	小西末鄉書狀	37
一八五	浅野幸長府山籠城以下萬事之覺書	38
一八六	浅野幸長高麗陣雜事覺書	38
一八七	豈臣秀吉朱印狀寫	38
一八八	熊谷直盛・垣見一直・福原長堯連署狀	38
一八九	小西行長・寺澤正成・高遠等狀	38
一九〇	宮木曼盛・德永壽昌連署起請文前書案	38
一九一	豐臣氏朱印狀案	38
一九二	加藤清正書狀	38
一九三	豊臣氏五大老連署狀	38
一九四	欽差提督劉諭帖	38
一九五	豊臣氏奉行衆連署狀	38
一九六	加藤清正書狀	38
一九七	欽差委官守備都僉事劉等連署諭帖	38
一九八	小西行長書狀	38
一九九	鶴津忠清書狀	38
二〇〇	小西行長書狀	38
二〇一	小西行長書狀	39
二〇二	村尾七郎右衛門尉書狀	39
二〇三	村尾七郎右衛門尉書狀	39
二〇四	井上正次書狀	39
二〇五	小西行長書狀	39
二〇六	村尾七郎右衛門尉書狀	39
二〇七	島津忠清書狀	39
二〇八	小西行長書狀	39
二〇九	村尾第七書狀	39
二一〇	小西直好書狀	39
二一一	小西行長書狀	39
二一二	熊谷直盛書狀寫	39

一四五	豐臣秀吉朱印状寫	32	一四七	小西末郷書状	34
一五六	劉艇書状寫 贈 加藤清正	32	一四八	山中長俊書状	32
一五六	小西行長寺澤正成連署状	32	一四九	小西行長書状	32
一五七	小西行長	32	一五〇	石田三成書状	32
一五八	小西末郷書状	32	一五一	小西行長書状	34
一五九	小西行長書状	32	一五二	小西行長書状	34
一六〇	劉艇書状寫 贈 小西行長	32	一五三	小西末郷書状	35
一六一	劉艇書状寫 贈 小西行長	32	一五四	小西行長書状	35
一六二	劉艇書状寫 贈 小西行長	32	一五五	小西行長書状	35
一六三	劉艇書状寫 贈 小西行長	32	一五六	相良長毎覺書状	35
一六四	劉艇書状寫 贈 小西行長	32	一五七	安宅秀安書状	35
一六五	劉艇書状寫 贈 小西行長	32	一五八	小西行長書状	35
一六六	劉艇書状寫 贈 小西行長	32	一五九	小西行長書状	35
一六七	豊臣秀吉高麗陣陣立書	32	一六〇	村尾彌七書状	35
一六八	小西末郷書状	32	一六一	小西行長書状	35
一六九	高麗國出陣人數帳	32	一六二	宇喜多秀家等連署状寫	35
一七〇	高麗國出陣人數帳	32	一六三	小西行長書状	35
一七一	小西行長書状寫 贈 禮吾	32	一六四	村尾彌七書状	35
一七二	明朝劄付寫	32	一六五	小西末郷書状	35
一七三	小西行長書状	32	一六六	豊臣秀吉朱印状	35
一七四	小西行長書状	32	一六七	豊臣秀吉高麗陣陣立書	35
一七五	小西行長書状	32	一六八	小西末郷書状	35
一七六	小西末郷書状	32	一六九	小西行長書状	35

八一	豊臣秀吉朱印状	一一三	小早川隆景書状寫
八二	唐人草勢進發次第書	一一四	小西行長書状
八三	豊臣秀吉朱印状寫	一一五	伊達政宗書状
八四	豊臣秀吉朱印状寫	一一六	豊臣秀吉朱印状寫
八五	豊臣秀吉朱印状寫	一一七	豊臣秀吉朱印状寫
八六	豊臣秀吉朱印状寫	一一八	小早川隆景等連署状寫
八七	豊臣秀吉朱印状案	一一九	宇喜多秀家外十六名連署契狀
八八	豊臣秀吉朱印状	一二〇	豊臣秀吉朱印状
八九	豊臣秀吉朱印状	一二一	宇喜多秀家等連署状寫
九〇	豊臣秀吉朱印状寫	一二二	豊臣秀吉朱印状
九一	豊臣秀吉朝鮮役陣立書	一二三	豊臣秀吉朱印状寫
九二	豊臣秀吉朱印状	一二四	大友吉統書状
九三	豊臣秀吉朱印状	一二五	宇喜多秀家等連署状寫
九四	豊臣秀吉朱印状	一二六	石田三成外二名連署状寫
九五	小西行長書状寫	一二七	豊臣秀吉朱印状案
九六	加藤清正書状	一二八	豊臣秀吉朱印状
九七	豊臣秀吉朱印状	一二九	豊臣秀吉朱印状寫
九八	豊臣秀吉朱印状	一二一〇	長束正家書状
九九	豊臣秀吉朱印状寫	一二一	豊臣秀吉朱印状案
一〇〇	豊臣秀吉朱印状寫	一二二	伊東祐兵書状
一一	豊臣秀吉朱印状	一二三	豊臣秀吉朱印状寫
一二	吉川広家書状	一二四	豊臣秀吉朱印状寫
二二四			
30	30	30	30
31	30	30	30
32	32	32	32
33	32	32	32
34	31	31	31
35	31	31	31
36	31	31	31
37	31	31	31
38	31	31	31
39	31	31	31
40	31	31	31
41	31	31	31
42	31	31	31
43	31	31	31
44	31	31	31
45	31	31	31
46	31	31	31
47	31	31	31
48	31	31	31
49	31	31	31
50	31	31	31
51	31	31	31
52	31	31	31
53	31	31	31
54	31	31	31
55	31	31	31
56	31	31	31
57	31	31	31
58	31	31	31
59	31	31	31
60	31	31	31
61	31	31	31
62	31	31	31
63	31	31	31
64	31	31	31
65	31	31	31
66	31	31	31
67	31	31	31
68	31	31	31
69	31	31	31
70	31	31	31
71	31	31	31
72	31	31	31
73	31	31	31
74	31	31	31
75	31	31	31
76	31	31	31
77	31	31	31
78	31	31	31
79	31	31	31
80	31	31	31
81	31	31	31
82	31	31	31
83	31	31	31
84	31	31	31
85	31	31	31
86	31	31	31
87	31	31	31
88	31	31	31
89	31	31	31
90	31	31	31
91	31	31	31
92	31	31	31
93	31	31	31
94	31	31	31
95	31	31	31
96	31	31	31
97	31	31	31
98	31	31	31
99	31	31	31
100	31	31	31
101	31	31	31
102	31	31	31
103	31	31	31
104	31	31	31
105	31	31	31
106	31	31	31
107	31	31	31
108	31	31	31
109	31	31	31
110	31	31	31
111	31	31	31
112	31	31	31
113	31	31	31
114	31	31	31
115	31	31	31
116	31	31	31
117	31	31	31
118	31	31	31
119	31	31	31
120	31	31	31
121	31	31	31
122	31	31	31
123	31	31	31
124	31	31	31
125	31	31	31
126	31	31	31
127	31	31	31
128	31	31	31
129	31	31	31
130	31	31	31
131	31	31	31
132	31	31	31
133	31	31	31
134	31	31	31
135	31	31	31
136	31	31	31
137	31	31	31
138	31	31	31
139	31	31	31
140	31	31	31
141	31	31	31
142	31	31	31
143	31	31	31
144	31	31	31
145	31	31	31
146	31	31	31
147	31	31	31
148	31	31	31
149	31	31	31
150	31	31	31
151	31	31	31
152	31	31	31
153	31	31	31
154	31	31	31
155	31	31	31
156	31	31	31
157	31	31	31
158	31	31	31
159	31	31	31
160	31	31	31
161	31	31	31
162	31	31	31
163	31	31	31
164	31	31	31
165	31	31	31
166	31	31	31
167	31	31	31
168	31	31	31
169	31	31	31
170	31	31	31
171	31	31	31
172	31	31	31
173	31	31	31
174	31	31	31
175	31	31	31
176	31	31	31
177	31	31	31
178	31	31	31
179	31	31	31
180	31	31	31
181	31	31	31
182	31	31	31
183	31	31	31
184	31	31	31
185	31	31	31
186	31	31	31
187	31	31	31
188	31	31	31
189	31	31	31
190	31	31	31
191	31	31	31
192	31	31	31
193	31	31	31
194	31	31	31
195	31	31	31
196	31	31	31
197	31	31	31
198	31	31	31
199	31	31	31
200	31	31	31
201	31	31	31
202	31	31	31
203	31	31	31
204	31	31	31
205	31	31	31
206	31	31	31
207	31	31	31
208	31	31	31
209	31	31	31
210	31	31	31
211	31	31	31
212	31	31	31
213	31	31	31
214	31	31	31
215	31	31	31
216	31	31	31
217	31	31	31
218	31	31	31
219	31	31	31
220	31	31	31
221	31	31	31
222	31	31	31
223	31	31	31
224	31	31	31
225	31	31	31
226	31	31	31
227	31	31	31
228	31	31	31
229	31	31	31
230	31	31	31
231	31	31	31
232	31	31	31
233	31	31	31
234	31	31	31
235	31	31	31
236	31	31	31
237	31	31	31
238	31	31	31
239	31	31	31
240	31	31	31
241	31	31	31
242	31	31	31
243	31	31	31
244	31	31	31
245	31	31	31
246	31	31	31
247	31	31	31
248	31	31	31
249	31	31	31
250	31	31	31
251	31	31	31
252	31	31	31
253	31	31	31
254	31	31	31
255	31	31	31
256	31	31	31
257	31	31	31
258	31	31	31
259	31	31	31
260	31	31	31
261	31	31	31
262	31	31	31
263	31	31	31
264	31	31	31
265	31	31	31
266	31	31	31
267	31	31	31
268	31	31	31
269	31	31	31
270	31	31	31
271	31	31	31
272	31	31	31
273	31	31	31
274	31	31	31
275	31	31	31
276	31	31	31
277	31	31	31
278	31	31	31
279	31	31	31
280	31	31	31
281	31	31	31
282	31	31	31
283	31	31	31
284	31	31	31
285	31	31	31
286	31	31	31
287	31	31	31
288	31	31	31
289	31	31	31
290	31	31	31
291	31	31	31
292	31	31	31
293	31	31	31
294	31	31	31
295	31	31	31
296	31	31	31
297	31	31	31
298	31	31	31
299	31	31	31
300	31	31	31

目次

一 羽柴秀吉書狀	1
二 羽柴秀吉書狀	1
三 豊臣秀吉朱印狀	1
四 小西弥九郎書狀	1
五 小西如清ら連署狀	2
六 豊臣秀吉朱印狀	2
七 豊臣秀吉朱印狀	2
八 豊臣秀吉朱印狀	2
九 豊臣秀吉朱印狀	2
一〇 豊臣秀吉朱印狀	2
一一 豊臣秀吉朱印狀	2
一二 豊臣秀吉朱印狀	2
一三 小西行長等連署禁制	3
一四 豊臣秀吉朱印狀寫	3
一五 豊臣秀吉朱印狀	4
一六 戸田勝隆書狀	4
一七 豊臣秀吉朱印狀	4
一八 豊臣秀吉朱印狀	4
一九 豊臣氏奉行連署狀	5
二〇 豊臣秀吉朱印狀	6
二一 長岡玄首・細川・石田三成連署書狀	6
二二 豊臣秀吉朱印狀	6
二三 豊臣秀吉朱印狀	6
二四 豊臣秀吉朱印狀	7
二五 豊臣秀吉朱印狀	7
二六 戸田勝隆書狀	7
二七 安國寺惠瓈書狀	8
二八 豊臣秀吉直書	8
二九 豊臣秀吉朱印狀	8
三〇 豊臣秀吉朱印狀	9
三一 豊臣秀吉朱印狀	9
三二 豊臣秀吉直書	9
三三 豊臣秀吉直書	10
三四 豊臣秀吉朱印狀	10
三五 豊臣秀吉朱印狀	11
三六 豊臣秀吉朱印狀	11

宇土城跡（城山）

—史料編—

